

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>第 1 部 総則</p> <p>第 1 章 計画の方針</p> <p><u>第 3 節 計画の前提</u></p> <p>この計画は、第 1 部第 4 章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。</p> <p>具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、がれき処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。</p> <p>防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、高齢者や子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。</p> <p>また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。</p>	<p>第 1 部 総則</p> <p>第 1 章 計画の方針</p> <p><u>第 3 節 計画の前提</u></p> <p>この計画は、<u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、</u>第 1 部第 4 章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災、<u>熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓、</u>近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。</p> <p>具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、がれき処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。</p> <p>防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、<u>女性や高齢者、障害のある方、子ども、外国人、性的少数者など</u>に対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。<u>さらに、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策の推進を図る。</u></p> <p><u>風水害に関しては、防災対策において、市や都、警察署、消防署等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要である。平成 27 年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。その後の令和元年の台風第 15 号及び第 19 号等の実災害から得た教訓等も含め、風水害編を編集した。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第 1 部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第 2 部 地震災害編	地震災害に備えて市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生時に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第 3 部 風水害編	風水害に備えて市及び防災機関等が行う予防対策 風水害発生時に市及び防災機関等が行う応急・復旧対策等
第 4 部 火山編	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

第 4 節 計画の構成

この計画には、市、防災関係機関、事業者及び市民が行うべき防災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

【地震・火山編】

構成	主な内容
第 1 部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
第 2 部 地震編	地震災害に備えて市及び <u>防災関係機関</u> 等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生時に市及び <u>防災関係機関</u> 等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第 3 部 火山編	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等

【風水害編】

構成	主な内容
第 1 部 <u>風水害に強い都市を目指して</u>	<u>市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）</u>
第 2 部 <u>災害予防計画</u>	<u>市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等</u>
第 3 部 <u>災害応急・復旧対策計画</u>	<u>風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</u>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱

第 2 節 基本的責務

1 市の責務

(2) その責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市域の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努め、相互に協力しなければならない。

また、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 市民の責務

(2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動の確認

シ 避難施設、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認

4 防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

(3) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄

(5) 地域内の要配慮者の把握及び要配慮者避難支援プラン個別計画作成等の協力

第 2 章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱

第 2 節 基本的責務

1 市の責務

(2) その責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに市域の公共的団体その他の防災に関する組織及び防災市民組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努め、相互に協力しなければならない。

また、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 市民の責務

(2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。

ク 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動の確認

シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認

4 防災市民組織の役割

防災市民組織は、次に掲げる事項について役割を認識し、地域防災力の向上に努める。

(3) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄

(5) 地域内の要配慮者の把握及び避難行動要支援者個別計画作成等の協力

修正前（平成31年修正）

修正後

第3節 防災関係機関の業務大綱

市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 要配慮者に関する事。 9 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 10 帰宅困難者の支援に関する事。 11 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 12 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関する事。 14 公共施設の応急復旧に関する事。 15 災害復興に関する事。 16 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 17 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 18 防災市民組織の育成に関する事。 19 事業所防災に関する事。 20 防災教育及び防災訓練に関する事。 21 倒壊家屋等の調査に関する事。 22 罹災証明の発行に関する事。 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧業務に関する事。 3 その他災害復旧業務に関する事。

第3節 防災関係機関の業務大綱

市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 <u>避難指示等</u> 及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 要配慮者に関する事。 9 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 10 帰宅困難者の支援に関する事。 11 <u>応急給水</u> に関する事。 12 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 13 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 14 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関する事。 15 公共施設の応急復旧に関する事。 16 災害復興に関する事。 17 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 18 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 19 防災市民組織の育成に関する事。 20 事業所防災に関する事。 21 防災教育及び防災訓練に関する事。 22 倒壊家屋等の調査に関する事。 23 <u>罹災証明</u> の発行に関する事。 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事。 2 災害復旧業務に関する事。 3 その他災害復旧業務に関する事。

修正前（平成31年修正）

2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
多摩小平保健所 (福祉保健局)	1 避難した市民への健康管理に関する事。 2 防疫に関する事。 3 食品の安全確保に関する事。 4 環境衛生の確保に関する事。 5 放射線使用施設の応急措置に関する事。 6 毒劇物対策に関する事。
警視庁 田無警察署	1 地域防災力向上に向けた事前対策に関する事。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び発信に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関する事。 8 複合災害対策に関する事。 9 公共の安全と秩序の維持に関する事。 10 その他必要と認められる措置。
東京消防庁 第八消防方面本部 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 火災によるり災建物等の調査に関する事。 8 火災によるり災証明の発行に関する事。
立川給水管理事務所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関する事。
西部公園緑地事務所	公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事。

修正後

2 都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事。
福祉保健局 (多摩小平保健所)	1 <u>市における保健活動の支援に関する事。</u> 2 <u>市の防疫活動の支援・指導に関する事。</u> 3 <u>「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事。</u> 4 <u>「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事。</u> 5 <u>RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事。</u> 6 <u>毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事。</u>
警視庁 田無警察署	1 地域防災力向上に向けた事前対策に関する事。 2 被害実態の把握、各種情報の収集及び発信に関する事。 3 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事。 4 帰宅困難者対策に関する事。 5 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 6 遺体の調査等及び検視に関する事。 7 交通規制・信号機滅灯対策等、総合的な交通対策に関する事。 8 複合災害対策に関する事。 9 公共の安全と秩序の維持に関する事。 10 その他必要と認められる措置。
東京消防庁 第八消防方面本部 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事。 3 人命の救助及び救急に関する事。 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事。 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事。 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事。 7 火災によるり災建物等の調査に関する事。 8 火災によるり災証明の発行に関する事。
水道局 立川給水管理事務所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の保全に関する事。 2 流域下水道施設の応急対策に関する事。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 4 多摩地域下水道災害時支援連絡本部の設置・運営に関する事。

修正前（平成31年修正）

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 財 務 局 立 川 出 張 所 (財 務 省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事。
関 東 農 政 局 東 京 地 域 セ ン タ ー	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第一師団 第一後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関する事 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援若しくは応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

修正後

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所 (財務省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事。
関東農政局 東京地域センター	1 応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第一師団 第一後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関する事。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関する事。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援若しくは応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

修正前（平成31年修正）

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成並びに医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、供給に関すること。 5 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること。（原則として義援物資は受け付けない。） 6 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 7 災害救援品の支給に関すること。 8 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 9 外国人安否調査に関すること。 10 遺体の検案協力に関すること。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
東京電力パワーグリッド（株）武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス（株） 西部支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持に関すること。 2 業務運営に供する機材及び施設等の保全に関すること。

修正後

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 <u>こころのケア活動に関すること。</u> 4 <u>赤十字ボランティアの活動に関すること。</u> 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 <u>義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること。（原則として義援物資については受け付けない。）</u> 7 <u>赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。</u> 8 <u>災害救援物資の支給に関すること。</u> 9 <u>日赤医療施設等の保全、運営に関すること。</u> 10 <u>外国人安否調査に関すること。</u> 11 <u>遺体の検案協力に関すること。</u> 12 <u>東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。</u>
東京電力 パワーグリッド（株） 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス（株）	1 ガス施設の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持に関すること。 2 業務運営に供する機材及び施設等の保全に関すること。

修正前（平成31年修正）

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関する事。 4 帰宅困難者の安全確保に関する事。
（一社）東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急物資輸送に関する事。
（一社）西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 医療救護所の運営に関する事。 4 遺体の検視・検案の協力に関する事。
（公社）西東京市 歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 遺体の検視・検案の協力に関する事。 3 医療救護所の運営に関する事。
（一社）西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関する事。 2 医療救護活動に関する事。

修正後

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関する事。 4 帰宅困難者の安全確保に関する事。
（一社）東京都トラッ ク協会多摩支部	1 災害時における緊急輸送に関する事。
（一社）西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 医療救護所の運営に関する事。 4 遺体の検視・検案の協力に関する事。
（公社）西東京市 歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。
（一社）西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関する事。 2 医療救護活動に関する事。

修正前（平成31年修正）

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整復師会北多摩支部	医療救護活動に関する事。
西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関する事。
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関する事。
西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関する事。
西東京市米穀小売商組合	主要食料の供給に関する事。
保谷麵業会	応急食料の確保及び供給に関する事。
東京みらい農業協同組合	1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関する事。 2 生鮮食料品の優先調達に関する事。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム イースト西東京	1 災害に関する知識や防災対策等の放送に関する事。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 3 放送施設の保全に関する事

修正後

7 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)東京都柔道 整復師会北多摩支部	<u>1</u> 医療救護活動に関する事。
西東京市獣医師会	<u>1</u> 飼育動物に対する災害応急業務に関する事。
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	<u>1</u> 人員、物資等の輸送のため車両の供給に関する事。
西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団 西東京市登録 手話通訳者の会	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は予知の場合、市、警察署、消防署等へ連絡通報すること。 2 被災者に対する炊き出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所の被災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関する事。
西東京市米穀小売商組合	<u>1</u> 主要食料の供給に関する事。
保谷麵業会	<u>1</u> 応急食料の確保及び供給に関する事。
東京みらい農業協同組合	1 緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関する事。 2 生鮮食料品の優先調達に関する事。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム東京	1 災害に関する知識や防災対策等の放送に関する事。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年修正）

※ 本計画で使用している関係機関等の略称一覧

略称	正式名称
市	西東京市
都	東京都
教育委員会	西東京市教育委員会
消防団	西東京市消防団
都建設事務所	東京都北多摩南部建設事務所
保健所	多摩小平保健所
警察署	警視庁田無警察署
消防署	東京消防庁西東京消防署
給水管理事務所	立川給水管理事務所
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊
NTT東日本	株式会社NTT東日本
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社
東京ガス(株)	東京ガス株式会社西部支店
西武鉄道(株)	西武鉄道株式会社
東京都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
市医師会	一般社団法人西東京市医師会
市歯科医師会	公益社団法人西東京市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人西東京市薬剤師会
柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部
市獣医師会	西東京市獣医師会
市社会福祉協議会	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
市建災防協会	西東京市建設業労働災害防止協会
(株)エフエム西東京	株式会社エフエム西東京
(株)ジェイコムイースト 西東京	株式会社ジェイコムイースト西東京局

修正後

※ 本計画で使用している関係機関等の略称一覧

略称	正式名称
市	西東京市
都	東京都
教育委員会	西東京市教育委員会
消防団	西東京市消防団
都建設事務所	東京都北多摩南部建設事務所
保健所	多摩小平保健所
警察署	警視庁田無警察署
消防署	東京消防庁西東京消防署
給水管理事務所	東京都水道局立川給水管理事務所
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社
東京ガス(株)	東京ガス株式会社
西武鉄道(株)	西武鉄道株式会社
東京都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
市医師会	一般社団法人西東京市医師会
市歯科医師会	公益社団法人西東京市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人西東京市薬剤師会
柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部
市獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会
市社会福祉協議会	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会
市建災防協会	西東京市建設業労働災害防止協会
(株)エフエム西東京	株式会社エフエム西東京
(株)ジェイコム東京	株式会社ジェイコム東京

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 章 市の概況

第 1 節 自然条件

1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.75k㎡、広がり東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均	
20	39.3	-2.3	16.4	1,495.0
21	39.0	-3.0	16.3	1,247.5
22	39.8	-2.1	16.3	1,343.1
23	38.0	-3.3	16.0	1,151.3
24	40.8	-3.4	15.6	1,054.0
25	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
26	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
27	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
28	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
29	37.5	-3.7	15.8	1,114.5

西東京市防災センター観測

第 2 節 社会条件

1 人口

平成 29 年 12 月 1 日現在、住民基本台帳による総人口は 200,980 人、総世帯数が 95,853 世帯、1 世帯当たり人口が 2.09 人となっている。

年齢別人口の構成比は、15 歳未満 12.3%、15～64 歳 63.9%、65 歳以上 23.8% となり、特に高齢者人口は平成 24 年に比べ 5,357 人の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、12760.6 人/㎢ 区部と同程度の過密状況となっている。

第 3 章 市の概況

第 1 節 自然条件

1 位置

市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.75k㎡、広がり東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

4 気象

本市における気温、年降水量の観測値は以下のとおりである。近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等に配慮する必要がある。

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)
	最 高 極	最 低 極	平 均	
平成 22 年	39.8	-2.1	16.3	1,343.1
平成 23 年	38.0	-3.3	16.0	1,151.3
平成 24 年	40.8	-3.4	15.6	1,054.0
平成 25 年	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
平成 26 年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
平成 27 年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
平成 28 年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
平成 29 年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5
平成 30 年	<u>41.2</u>	<u>-4.9</u>	<u>16.7</u>	<u>1,227.5</u>
平成 31 年 (令和元年)	<u>44.1</u>	<u>-1.7</u>	<u>16.2</u>	<u>1,644.0</u>

西東京市防災センター観測

第 2 節 社会条件

1 人口

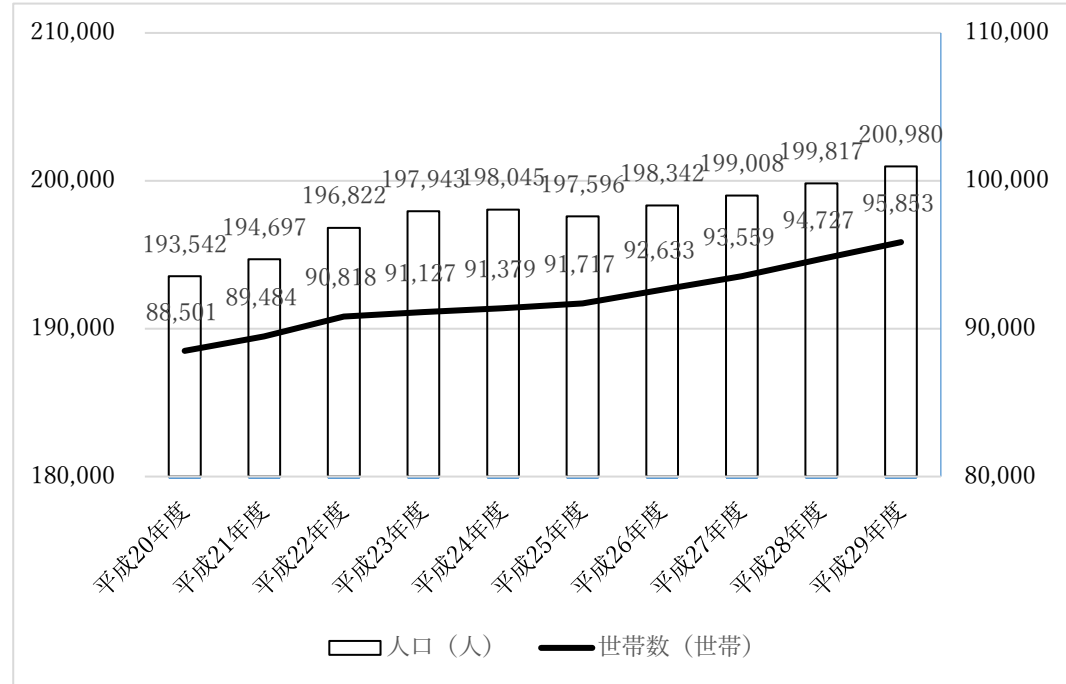
令和 2 年 12 月 1 日現在、住民基本台帳による総人口は 206,003 人、総世帯数が 100,168 世帯、1 世帯当たり人口が 2.06 人となっている。

年齢別人口の構成比は、15 歳未満 12.2%、15～64 歳 63.9%、65 歳以上 23.9% となり、特に高齢者人口は平成 27 年に比べ 2,842 人の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、13,079.6 人/㎢ 区部と同程度の過密状況となっている。

修正前（平成31年修正）

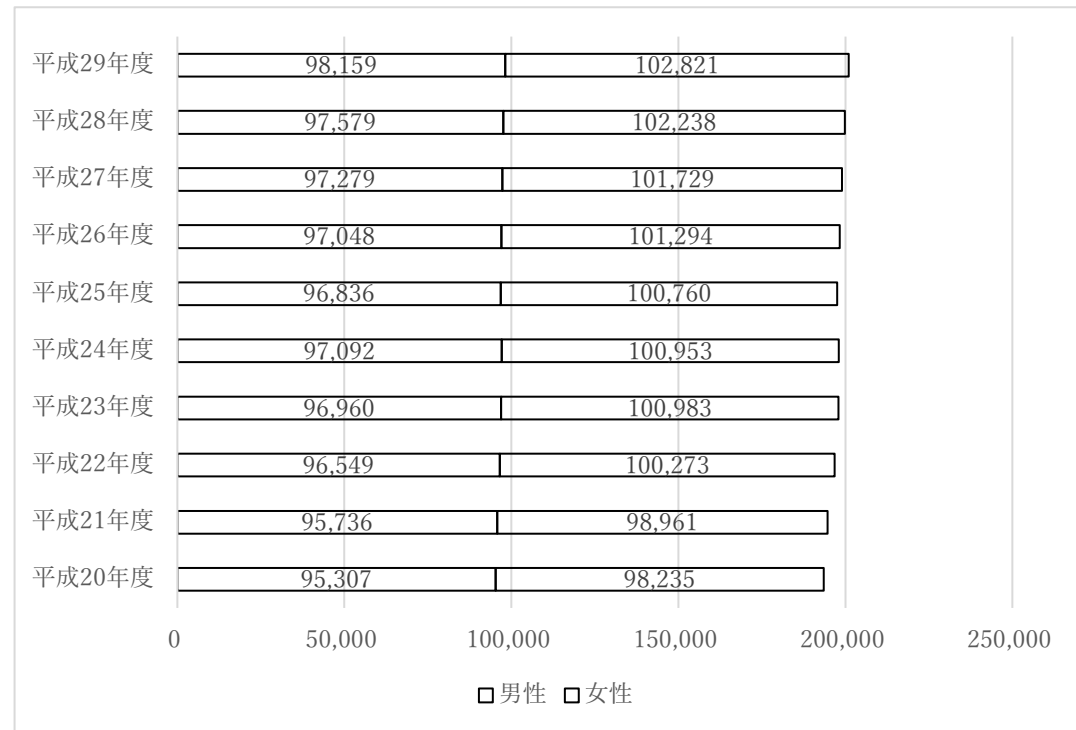
【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

□ 人口 (人)
◆ 世帯数 (世帯)
出典：市民部市民課

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

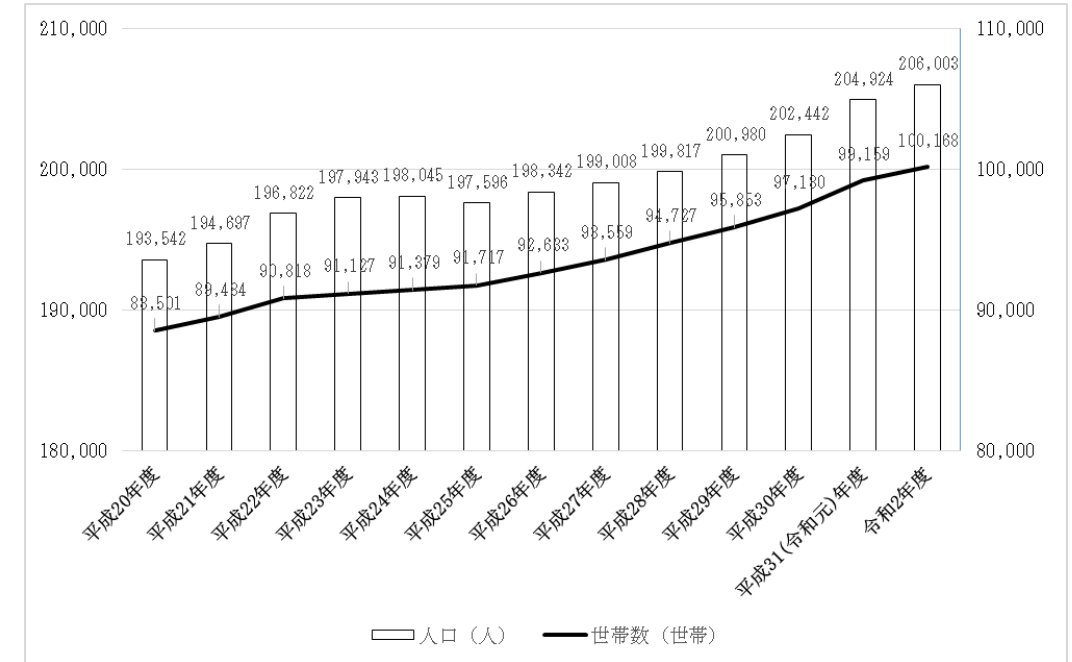
出典：市民部市民課

【昼夜間人口 各年10月1日現在】

出典：平成29年版統計にしようきょう

修正後

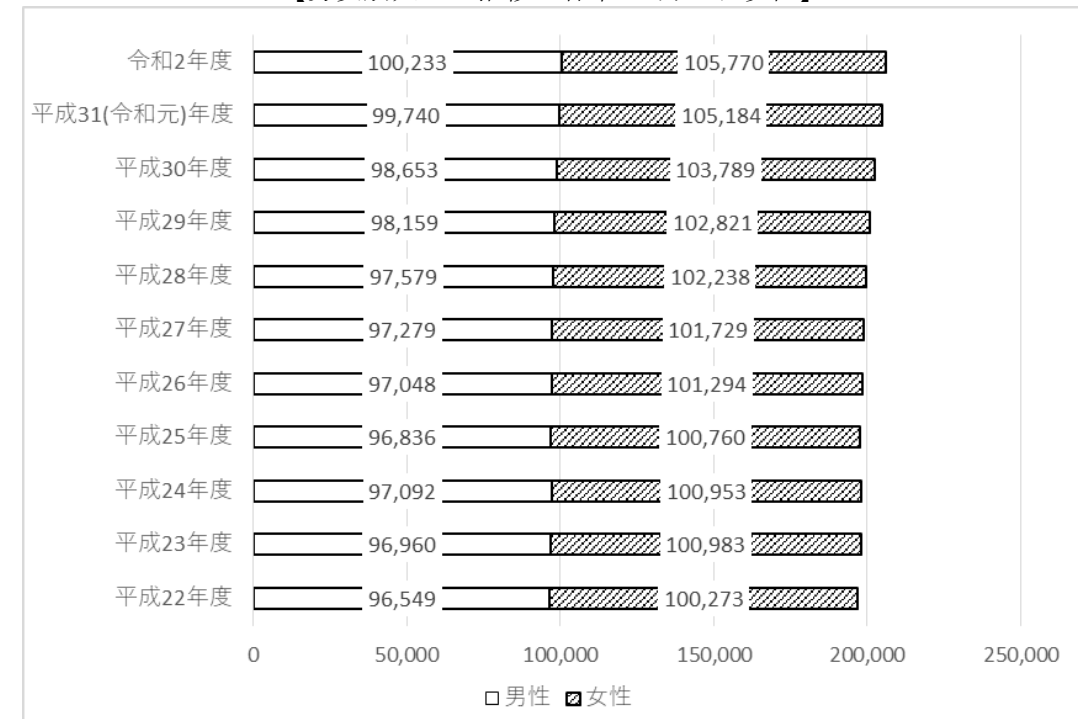
【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

□ 人口 (人)
◆ 世帯数 (世帯)
出典：住民基本台帳による世帯と人口

【男女別人口の推移 各年12月1日現在】



※ 外国人住民を含む。

出典：住民基本台帳による世帯と人口

【昼夜間人口 各年10月1日現在】

出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正前（平成31年修正）

2 産業

平成26年の経済センサス基礎調査報告によると、市の事業所数は5,435事業所、従業者数は52,016人となっている。

従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約80%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業23.1%、宿泊業、飲食サービス業13.5%、生活関連サービス業、娯楽業11%である。

従業者数は、田無町11,119人、芝久保町4,267人、新町3,540人である。

3 土地利用

市の総面積は15.75k㎡である。

平成29年の地目別土地利用は、宅地が60.8%と過半数を占め、畑は8.7%となっている。平成25年と29年を比較してみると、60,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

※平成26年10月1日時点市面積変動以前の統計は、総面積15.85k㎡としている。

【地目別土地面積 各年1月1日現在】

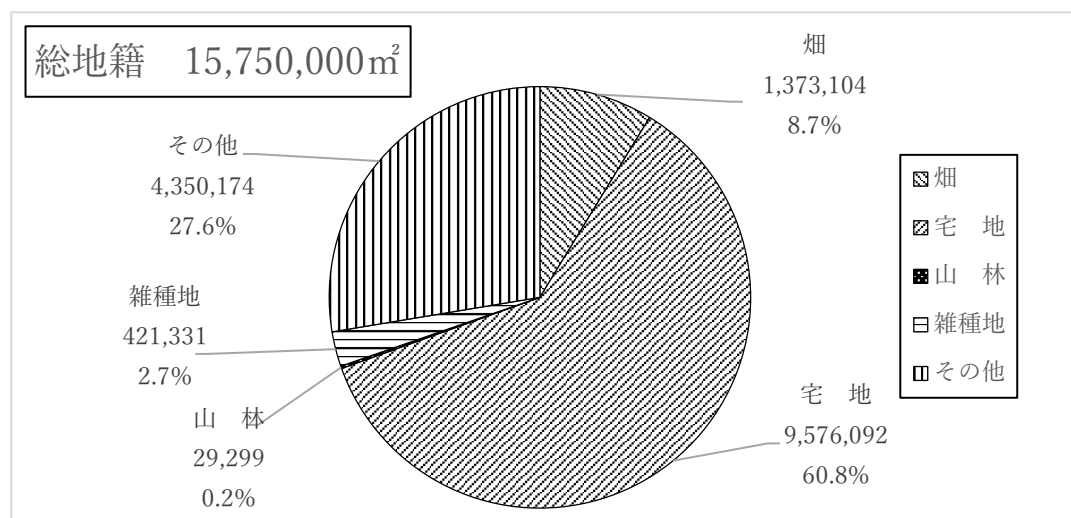
（単位：上段 ㎡、下段 %）

年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成25年	15,850,000 100	1,730,715 10.9	9,514,662 60.0	114,017 0.7	487,472 3.1	4,003,134 25.3
平成29年	15,750,000 100	1,373,104 8.7	9,576,092 60.8	29,299 0.2	421,331 2.7	4,350,174 27.6

※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。

出典：平成29年版統計にしようきょう

【地目別土地面積の割合 平成29年1月1日現在】



出典：平成29年版統計にしようきょう

修正後

2 産業

市の事業所数は5,000事業所、従業者数は47,900人となっている。

従業者規模別の事業所数では、9人以下が全体の約78%を占めている。産業別の事業所数構成比は、卸売・小売業23.6%、宿泊業、飲食サービス業13.8%、生活関連サービス業、娯楽業11.6%である。

従業者数は、田無町10,264人、芝久保町4,472人、新町3,932人である。

3 土地利用

市の総面積は15.75k㎡である。

平成31（令和元）年の地目別土地利用は、宅地が61.3%と過半数を占め、畑は8.2%となっている。平成27年と平成31（令和元）年を比較してみると、120,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。

※平成26年10月1日時点市面積変動以前の統計は、総面積15.85k㎡としている。

【地目別土地面積 各年1月1日現在】

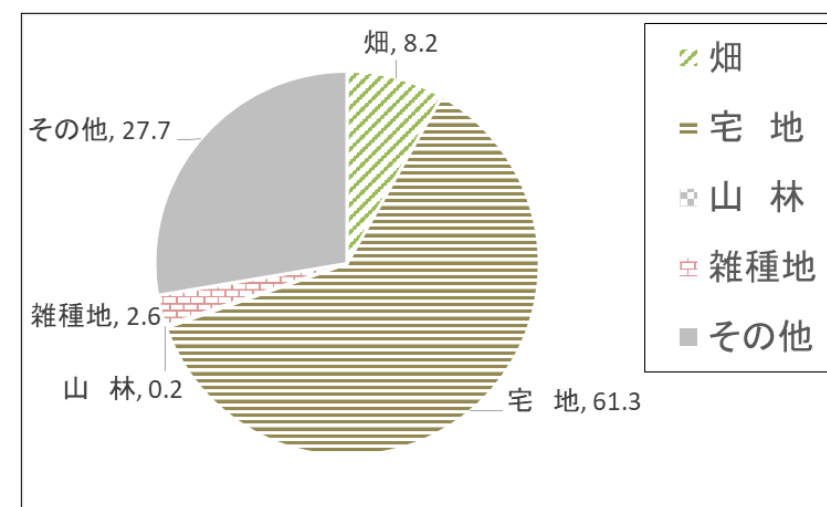
（単位：上段 ㎡、下段 %）

年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成27年	15,750,000 100	1,438,166 9.1	9,542,930 60.6	29,777 0.2	460,499 2.9	4,278,628 27.2
平成31（令和元）年	15,750,000 100	1,296,771 8.2	9,661,115 61.3	28,765 0.2	408,173 2.6	4,355,176 27.7

※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。

出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

【地目別土地面積の割合 平成31（令和元）年1月1日現在】（単位：%）



出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>4 上下水道施設</p> <p>(1) 上水道施設の現状</p> <p>ア 上水道の送配水管延長は 384,000m であり、普及率は 100% になっている（平成 28 年度末）。</p> <p>イ 市内に 3 箇所の浄水所（西東京栄町浄水所、保谷町浄水所、芝久保浄水所）がある。</p> <p>(2) 下水道施設の現状</p> <p>ア 下水道の污水管延長は 389,856.65m、雨水管延長は 9,113.23m である（平成 29 年度）。</p> <p>イ 総人口に対する水洗化普及率（接続率）は 97.0%（平成 26 年度）になっている。</p> <p>エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。 なお、事業認可面積 1,585ha のうち、平成 27 年 3 月 31 日現在、整備面積 1,584.81ha で、整備率はおおむね 100% となっている。</p> <p>5 道路・橋梁等</p> <p>市内の道路総延長は、都道 33,350m、市道 238,085m であり、そのうち、規格改良済延長は、都道 33,350m、市道 161,091m となっている（平成 29 年 4 月 1 日現在）。</p> <p>都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.18km に対し、完成済延長は 20.81km 整備率は 40.7% になっている（平成 26 年 3 月現在）。</p> <p>また、主要橋梁は 22 箇所である。</p> <p>6 建物</p> <p>本市における建物の概況（平成 29 年 1 月 1 日現在）は、建物総数は 42,868 棟で、この約 83% を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で 3,232 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が 1,972 棟、鉄骨造が 1,781 棟となっている。</p> <p>また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「新耐震設計基準」が制定される前の昭和 56 年以前の建物割合（平成 25 年 10 月 1 日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約 10.5%、非木造建築物で約 7.4% となっている。</p>	<p>4 上下水道施設</p> <p>(1) 上水道施設の現状</p> <p>ア 上水道の送配水管延長は <u>374,182m</u> であり、普及率は 100% になっている（平成 <u>30</u> 年度末）。</p> <p>イ 市内に 3 箇所の<u>給・配水所</u>（西東京栄町配水所、保谷町給水所、芝久保給水所）がある。</p> <p>(2) 下水道施設の現状</p> <p>ア 下水道の污水管延長は <u>394,511.44m</u>、雨水管延長は 9,113.23m である（令和元年度）。</p> <p>イ 総人口に対する水洗化普及率（接続率）は <u>97.4%</u>（令和元年度）になっている。</p> <p>エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。 なお、事業認可面積 1,585ha のうち、<u>令和 2</u>年 3 月 31 日現在、整備面積 1,584.81ha で、整備率はおおむね 100% となっている。</p> <p>5 道路・橋梁等</p> <p>市内の道路総延長は、都道 33,350m、市道 <u>239,169m</u> であり、そのうち、規格改良済延長は、都道 33,350m、市道 161,091m となっている（平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日現在）。</p> <p>都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 <u>51.19km</u> に対し、完成済延長は <u>22.71km</u>、整備率は <u>44.4%</u> になっている（令和 2 年 3 月現在）。</p> <p>また、主要橋梁は 22 箇所である。</p> <p>6 建物</p> <p>本市における建物の概況（平成 <u>31</u>（令和元）年 1 月 1 日現在）は、建物総数は <u>43,755</u> 棟で、この約 83% を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で <u>3,351</u> 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が <u>1,963</u> 棟、鉄骨造が <u>1,801</u> 棟となっている。</p> <p>また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「新耐震設計基準」が制定される前の昭和 56 年以前の建物割合（平成 <u>30</u> 年 10 月 1 日現在）は、木造建築物（木造及び防火木造）で約 <u>16.3%</u>、非木造建築物で約 <u>12.6%</u> となっている。</p>

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年修正）

【構造別棟数 各年1月1日現在】

年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造
25	41,468	34,488	94	1,925	1,764	3,006	191
26	41,728	34,767	94	1,874	1,760	3,064	169
27	42,068	35,038	93	1,882	1,764	3,126	165
28	42,396	35,314	93	1,884	1,776	3,168	161
29	42,868	35,723	91	1,881	1,781	3,232	160

出典 平成29年版統計にしようきょう

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成25年10月1日現在】

建築の 時期	総数	住宅の種類		構 造				
		専用 住宅	店舗・その他 併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅総数	87,230	85,900	1,340	9,000	31,390	37,060	9,780	—
S35以前	1,820	1,740	80	350	1,010	350	120	—
S36～45	4,230	4,050	170	1,100	1,710	1,280	140	—
S46～55	9,520	9,380	140	1,390	3,560	3,720	850	—
S56～H2	16,120	15,720	400	1,600	5,350	6,780	2,390	—
H3～7	9,520	9,470	50	680	2,580	5,130	1,120	—
H8～12	9,950	9,810	150	520	3,900	4,730	810	—
H13～17	11,390	11,340	50	590	3,610	6,210	990	—
H18～22	9,790	9,750	40	810	3,260	4,880	830	—
H23～25.9	3,260	3,240	20	150	1,650	1,210	260	—

注：1）建築の時期「不詳」を含む。
2）複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

出典 住宅・土地統計調査報告

修正後

【構造別棟数 各年1月1日現在】

年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造
平成27年	42,068	35,038	93	1,882	1,764	3,126	165
平成28年	42,396	35,314	93	1,884	1,776	3,168	161
平成29年	42,868	35,723	91	1,881	1,781	3,232	160
平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158
平成31年 (令和元年)	43,755	36,485	92	1,871	1,801	3,351	155

出典 令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成30年10月1日現在】

建築の 時期	総数	住宅の種類		構 造				
		専用 住宅	店舗・その他 併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他
住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40
昭和35以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—
昭和36～55	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20
昭和56～平成2	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—
平成3～7	9,720	9,580	140	870	2,800	5,330	710	—
平成8～12	10,540	10,430	110	420	3,390	6,460	270	—
平成13～17	11,960	11,920	40	640	4,140	6,880	300	—
平成18～22	9,710	9,640	70	430	4,420	4,320	540	—
平成23～27	7,300	7,250	50	320	3,200	3,370	410	—
平成27～30.9	2,810	2,790	20	230	1,610	620	350	—

注：1）建築の時期「不詳」を含む。
2）複数回答であるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

出典 令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正前（平成 31 年修正）

7 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。

また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成 29 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。

【駅別乗降人員】

路線名	駅名	乗降人員 1日平均（人）					
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
西武 池袋線	保谷駅	56,684	58,280	58,481	60,058	60,672	62,076
	ひばりヶ丘 駅	67,456	68,930	67,907	69,024	70,247	72,652
西武 新宿線	東伏見駅	24,063	24,145	23,904	24,597	24,705	25,156
	西武 柳沢駅	16,161	16,374	16,181	16,383	16,415	16,543
	田無駅	74,148	74,315	73,509	74,808	75,240	75,645

出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

修正後

7 鉄道

鉄道は、市の北部を西武鉄道(株)池袋線が東西に延びており、西から順にひばりヶ丘駅、保谷駅の2つの駅がある。

また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成 31 (令和元) 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。

【駅別乗降人員】

路線名	駅名	乗降人員 1日平均（人）					
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年)
西武 池袋線	保谷駅	58,481	60,058	60,672	62,076	<u>63,043</u>	<u>63,372</u>
	ひばりヶ丘 駅	67,907	69,024	70,247	72,652	<u>73,607</u>	<u>74,392</u>
西武 新宿線	東伏見駅	23,904	24,597	24,705	25,156	<u>25,240</u>	<u>24,951</u>
	西武 柳沢駅	16,181	16,383	16,415	16,543	<u>16,727</u>	<u>16,616</u>
	田無駅	73,509	74,808	75,240	75,645	<u>75,996</u>	<u>75,418</u>

出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員

修正前（平成31年修正）

修正後

第3節 災害履歴

1 火災

平成25年から29年までの過去5年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む。）、次にガス器具、電気器具やたばこになっており、平成29年の火災の最も多い原因は、放火（疑いも含む）となっている。

年次	総数	たばこ	放火 疑い含む	火遊び	たき火	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	マッチ	花火	その他
H25	47	4	17	1	—	7	8	—	—	—	10
H26	43	4	8	1	—	9	4	2	1	—	14
H27	55	7	17			8	4	2			17
H28	34	5	7			6	9				7
H29	50	7	12	2		10	8	2			9

出典：平成29年版統計にしようきょう

第3節 災害履歴

1 火災

平成27年から令和元年（平成31年）までの過去5年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む。）、次に電気器具、ガス器具やたばこになっており、令和元年（平成31年）の火災の最も多い原因は、電気器具となっている。

年次	総数	たばこ	放火 疑い含む	火遊び	たき火	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	マッチ	花火	その他
平成27年	55	7	17	—	—	8	4	2	—	—	17
平成28年	34	5	7	—	—	6	9	—	—	—	7
平成29年	50	7	12	2	—	10	8	2	—	—	9
平成30年	27	2	6	1	—	3	6	1	—	—	8
平成31年 (令和元年)	37	6	5	—	—	4	15	—	—	—	7

出典：令和元年（平成31年）版統計にしようきょう

修正前（平成 31 年修正）

3 風水害

既往風水害としては、1958 年 9 月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台風 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成 13 年 1 月以降の主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年 月 日	被 害 状 況	備 考
H16.10.9	床上浸水 18 件、床下浸水 69 件	台風 22 号
H18.9.11	床上浸水 10 件、床下浸水 25 件	大雨
H26.6.7	床下浸水 1 件	大雨
H26.7.24	床上浸水 3 件、床下浸水 8 件	大雨
H28.8.22	床下浸水 3 件	台風 9 号
H29.8.19	床上浸水 1 件、床下浸水 16 件	大雨
H29.10.19~23	床上浸水 1 件、床下浸水 2 件	台風 21 号
H30.3.9	床下浸水 1 件	大雨
H30.8.27	床上浸水 2 件	大雨
H30.9.30~10.1	倒木・屋根剥離等 約 200 件	台風 24 号

修正後

3 風水害

既往風水害としては、1958 年 9 月の狩野川台風による新川及び石神井川流域、1965 年 9 月の台風第 17 号による石神井川流域での浸水被害があげられる。市が誕生した平成 13 年 1 月以降の主な被害は以下のとおりである。

【近年の主な風水害履歴】

年月日	被害状況	備考
平成 16 年 10 月 9 日	床上浸水 18 件、床下浸水 69 件	台風第 22 号
平成 18 年 9 月 11 日	床上浸水 10 件、床下浸水 25 件	大雨
平成 26 年 6 月 7 日	床下浸水 1 件	大雨
平成 26 年 7 月 24 日	床上浸水 3 件、床下浸水 8 件	大雨
平成 28 年 8 月 22 日	床下浸水 3 件	台風第 9 号
平成 29 年 8 月 19 日	床上浸水 1 件、床下浸水 16 件	大雨
平成 29 年 10 月 19 日～23 日	床上浸水 1 件、床下浸水 2 件	台風第 21 号
平成 30 年 3 月 9 日	床下浸水 1 件	大雨
平成 30 年 8 月 27 日	床上浸水 2 件	大雨
平成 30 年 9 月 30 日～10 月 1 日	倒木・屋根剥離等 約 200 件	台風第 24 号
令和元年 9 月 8 日～9 日	倒木・屋根剥離等 36 件	台風第 15 号
令和元年 10 月 11 日～13 日	床下浸水 3 件、倒木等 64 件	台風第 19 号

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 章 被害想定

第 1 節 地震被害想定

1 前提条件

(1) 想定地震

出典：「東京都地域防災計画（平成 26 年修正）」

(2) 本市における震度別面積率

出典：「東京都地域防災計画（平成 26 年修正）」

(3) 地盤等の状況

また、全ての地震において、石神井川流域の急傾斜地（1 箇所）の崩壊が想定される。

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害等
冬の朝 5 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○ 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は「冬の朝 5 時」と比較して少ない。
冬の夕方 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留している。 ○ ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の可能性が高い。

第 4 章 被害想定

第 1 節 地震被害想定

1 前提条件

(1) 想定地震

出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」

(2) 本市における震度別面積率

出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」

(3) 地盤等の状況

また、全ての地震において、石神井川流域の土砂災害警戒区域等の崩壊が想定される。

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害等
冬の朝 5 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 兵庫県南部地震と同じ発生時間 <u>2</u> 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 <u>3</u> オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 <u>2</u> 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は「冬の朝 5 時」と比較して少ない。
冬の夕方 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 <u>2</u> オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留している。 <u>3</u> ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 <u>4</u> 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の可能性が高い。

出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」

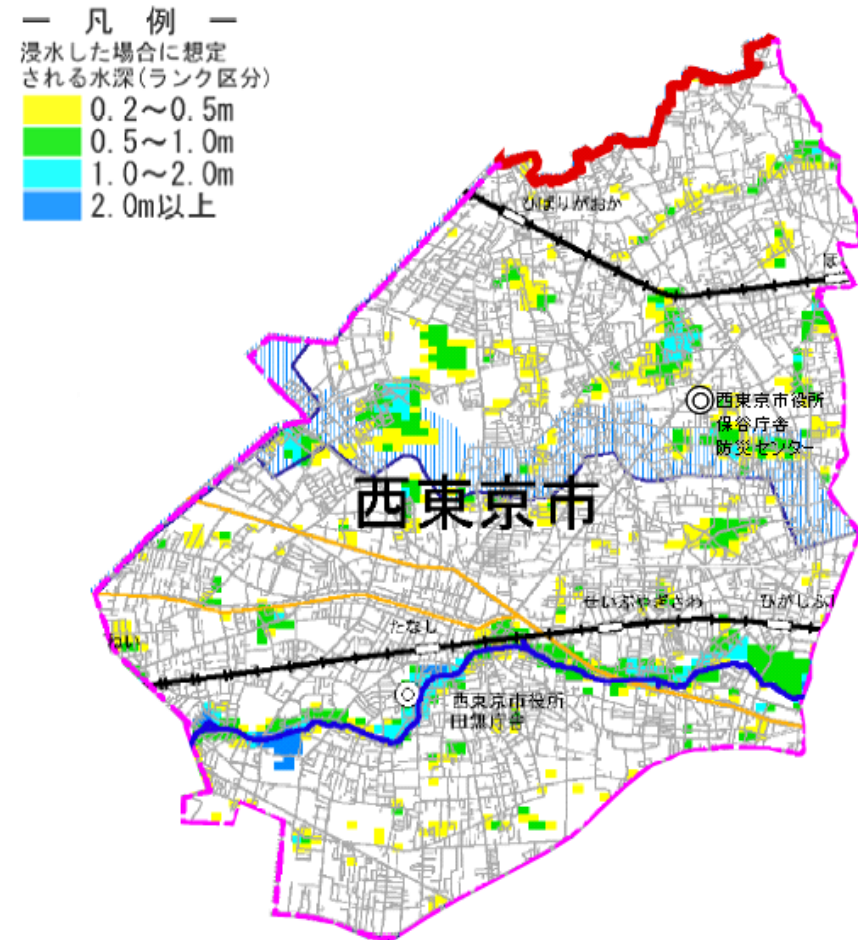
修正前（平成 31 年修正）

修正後

第2節 浸水予想

都では、河川や下水道の整備水準を上回る大雨が降った場合を想定し、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に浸水予想区域図を作成している。本市の区域において、平成12年9月に愛知県で発生した東海豪雨と同規模の降雨が発生した際に予想される浸水深と浸水箇所を示した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」が作成されている。本市ではこれを基に、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを平成20年9月に作成、公表した。

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】



作成：東京都都市型水害対策連絡会
 作成年月日：平成15年5月15日作成
 対象とした降雨：平成12年9月東海豪雨
 (総雨量 589mm、時間最大雨量 114mm)

第2節 浸水予想

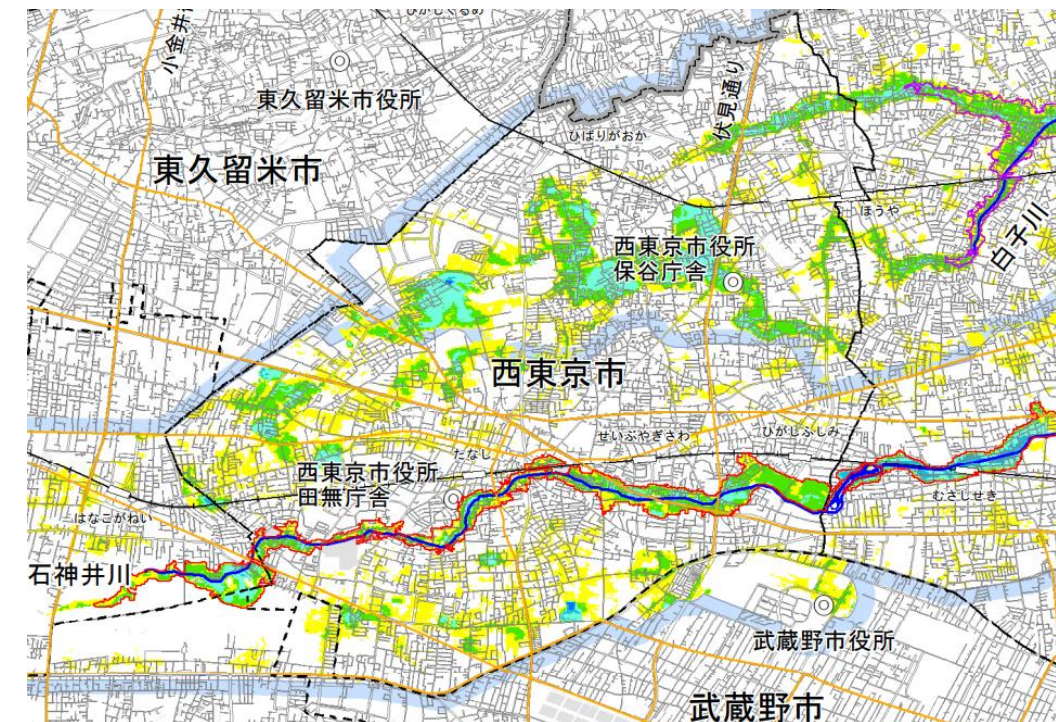
水防法（昭和24年法律第193号）の改正(平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行)により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

都では、地域の水害に対する危険性をあらかじめ周知し、自ら避難等の対策を講じることを目的に、国に定める基準（平成27年7月17日国土交通省告示）における関東地域の値（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）が降った場合を想定した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月改定）」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図（令和元年12月改定）」を作成した。

本市が公表している「西東京市浸水ハザードマップ（浸水予想区域図・土砂災害ハザードマップ）」は、都が作成した浸水予想区域図を基に、市の避難所や道路冠水箇所などを併せて記載したものである。

西東京市浸水ハザードマップは資料編を参照

【石神井川及び白子川流域浸水予想区域図】



作成：東京都都市型水害対策連絡会
 作成年月日：令和元年5月23日作成
 対象とした降雨：想定最大規模降雨
 (総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm)

修正前（平成 31 年修正）

第 5 章 減災目標

第 2 節 死傷者の半減

1 住宅の倒壊等による死傷者の半減

(2) 目標を達成するための対策

建物耐震化の推進	① 都市計画に基づく耐震化の推進 ② 耐震改修促進計画の推進 ③ 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 ④ リフォームに合わせた耐震改修の誘導 ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進
家具類転倒防止対策の推進	① 家具類の転倒防止対策の啓発 ② 家具等転倒防止器具取付けの促進 ③ 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進
救助体制の整備	① 消防団用救助資器材の整備 ② 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 ③ 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 ④ 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 ⑤ 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進
ブロック塀の安全対策の啓発	① 生垣造成補助金制度のPRと拡充 ② 既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進
木造密集地域の解消	① 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成

修正後

第 5 章 減災目標

第 2 節 死傷者の半減

1 住宅の倒壊等による死傷者の半減

(2) 目標を達成するための対策

建物耐震化の推進	<u>1</u> 都市計画に基づく耐震化の推進 <u>2</u> 耐震改修促進計画の推進 <u>3</u> 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 <u>4</u> リフォームに合わせた耐震改修の誘導 <u>5</u> 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進
家具類転倒防止対策の推進	<u>1</u> 家具類の転倒防止対策の啓発 <u>2</u> 家具等転倒防止器具取付けの促進 <u>3</u> 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進
救助体制の整備	<u>1</u> 消防団用救助資器材の整備 <u>2</u> 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 <u>3</u> 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 <u>4</u> 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 <u>5</u> 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進
ブロック塀の安全対策の啓発	<u>1</u> 生垣造成補助金制度のPRと拡充 <u>2</u> 既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進
木造密集地域の解消	<u>1</u> 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成

修正前（平成 31 年修正）	修正後								
<p>2 火災による死傷者の半減</p> <p>(1) 目標 多摩直下地震M7.3、冬の夕方 18 時、風速 8m/s のケースで、火災を原因とする死者 12 人、負傷者 20 人を半減させる。</p> <p>(2) 目標を達成するための対策</p> <table border="1" data-bbox="296 493 1261 1312"> <tr> <td data-bbox="296 493 519 630">消防力の充実・強化</td> <td data-bbox="519 493 1261 630"> ① 消防団の団員の充足及び装備の充実による活動の強化 ② 防火水槽の整備、民間消防水利の確保等による消防水利の充実 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 630 519 808">市民等の火災対応力の強化</td> <td data-bbox="519 630 1261 808"> ① 都市計画に基づく耐震化の推進（再掲） ② 家具類の転倒防止対策の啓発（再掲） ③ 地域における防災訓練の強化 ④ 住宅用火災警報器の設置推進・啓発 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 808 519 1218">救助体制の整備</td> <td data-bbox="519 808 1261 1218"> ① 消防団用救助資器材の整備（再掲） ② 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施（再掲） ③ 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上（再掲） ④ 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立（再掲） ⑤ 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進（再掲） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1218 519 1312">木造密集地域の解消</td> <td data-bbox="519 1218 1261 1312"> ① 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲） </td> </tr> </table>	消防力の充実・強化	① 消防団の団員の充足及び装備の充実による活動の強化 ② 防火水槽の整備、民間消防水利の確保等による消防水利の充実	市民等の火災対応力の強化	① 都市計画に基づく耐震化の推進（再掲） ② 家具類の転倒防止対策の啓発（再掲） ③ 地域における防災訓練の強化 ④ 住宅用火災警報器の設置推進・啓発	救助体制の整備	① 消防団用救助資器材の整備（再掲） ② 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施（再掲） ③ 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上（再掲） ④ 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立（再掲） ⑤ 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進（再掲）	木造密集地域の解消	① 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲）	<p>(削除)</p>
消防力の充実・強化	① 消防団の団員の充足及び装備の充実による活動の強化 ② 防火水槽の整備、民間消防水利の確保等による消防水利の充実								
市民等の火災対応力の強化	① 都市計画に基づく耐震化の推進（再掲） ② 家具類の転倒防止対策の啓発（再掲） ③ 地域における防災訓練の強化 ④ 住宅用火災警報器の設置推進・啓発								
救助体制の整備	① 消防団用救助資器材の整備（再掲） ② 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施（再掲） ③ 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上（再掲） ④ 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立（再掲） ⑤ 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進（再掲）								
木造密集地域の解消	① 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲）								

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 避難者の減少

1 住宅の倒壊や火災による避難者の 3 割減

(2) 目標を達成するための対策

住宅の倒壊や火災による避難者の減	① 建物耐震化の推進（再掲）
	② 消防力の充実・強化（再掲）
	③ 市民等の火災対応力の強化（再掲）
	④ 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲）

2 ライフライン被害等による避難者の 3 割減

(2) 目標を達成するための対策

ライフライン応急復旧の迅速化	① エレベーターに対する戸開走行保護装置と地震時管制運転装置の設置の推進
	② 被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施
	③ エレベーターの早期復旧
	④ 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発

第 4 節 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援

1 帰宅困難者の安全確保

(2) 目標を達成するための対策

帰宅困難者の安全確保	① 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発
	② 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進
	③ 帰宅困難者への通信体制の整備
	④ 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保

2 帰宅支援

(2) 目標を達成するための対策

帰宅支援策	① バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請
	② 帰宅支援ステーション制度の周知・充実

第 3 節 避難者の減少

1 住宅の倒壊や火災による避難者の 3 割減

(2) 目標を達成するための対策

住宅の倒壊や火災による避難者の減少	<u>1</u> 建物耐震化の推進（再掲）
	<u>2</u> 消防力の充実・強化（再掲）
	<u>3</u> 市民等の火災対応力の強化（再掲）
	<u>4</u> 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲）

2 ライフライン被害等による避難者の 3 割減

(2) 目標を達成するための対策

ライフライン被害等による避難者の減少	<u>1</u> 被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施
	<u>2</u> エレベーターの早期復旧
	<u>3</u> 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発

第 4 節 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援

1 帰宅困難者の安全確保

(2) 目標を達成するための対策

帰宅困難者の安全確保	<u>1</u> 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発
	<u>2</u> 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進
	<u>3</u> 帰宅困難者への通信体制の整備
	<u>4</u> 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保

2 帰宅支援

(2) 目標を達成するための対策

帰宅支援策	<u>1</u> バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請
	<u>2</u> 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 6 章 調査・研究

1 地域危険度測定調査

(1) 調査の概要

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、並びに 2 つの危険度を総合化した「総合危険度」を測定するものである。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物倒壊、火災の面から 1～5 までのランクで相対的に評価した。

【調査の前提】

調査対象区域と測定単位	区部及び多摩部の都市計画区域のうち市街化区域に係る町丁目単位とした。
想定地震	特定の地震は、想定しない。 ※地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	季節及び発生時刻については、火気の使用状況を勘案し、最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた。
評価方法	調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 ※面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に基準化した。
結果の表示	評価ランクは、5 段階とした。

第 6 章 調査・研究

1 地域危険度測定調査

(1) 調査の概要

この調査は、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標としての「建物倒壊危険度」、「火災危険度」に加え、「災害時活動困難度」を加味し、総合化した「総合危険度」を測定するものである。町丁目ごとの各地域における地震に対する危険性を建物倒壊、火災の面から 1～5 までのランクで相対的に評価した。

【調査の前提】

調査対象区域と測定単位	区部及び多摩部の都市計画区域のうち市街化区域に係る町丁目単位とした。
想定地震	特定の地震は、想定しない。 ※地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	季節及び発生時刻については、火気の使用状況を勘案し、最も危険な状況となる冬・夕方の数値を用いた。
評価方法	調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 ※面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積当たりの値に密度化した。
結果の表示	評価ランクは、5 段階とした。

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>2 防災に関する市民の意識調査</p> <p>市は、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、平成 13 年以降定期的に市民意識調査を実施し、これまで6回の調査を行っている。</p> <p>平成 24 年の防災対策に関する調査結果によると、震災発生時の心配事に関しては、「水道や電気等のライフラインの確保」、「家族の安否確認方法」、「食料品等の確保」について高い割合であった。</p> <p>また、市から得たい情報としては「食料等の備蓄について」「災害時に関する情報提供や広報について」が高い割合であった。</p> <p>市は、この結果を踏まえて、防災対策を推進していく。</p>	<p>2 防災に関する市民の意識調査</p> <p>市は、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、平成 13 年以降定期的に市民意識調査を実施し、これまで6回の調査を行っている。</p> <p>平成 24 年の防災対策に関する調査結果によると、震災発生時の心配事に関しては、「水道や電気等のライフラインの確保」、「家族の安否確認方法」、「食料品等の確保」について高い割合であった。</p> <p>また、市から得たい情報としては「食料等の備蓄について」「災害時に関する情報提供や広報について」が高い割合であった。</p> <p>市は、<u>これらの調査結果及び東日本大震災や熊本地震等の大規模震災での課題等を踏まえ、市に必要な防災対策を検討し推進していく。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）

第 2 部 地震災害編

2 現在の状況

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成 29 年 11 月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成 19 年度に危機管理室を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、「西東京市防災ガイド&マップ」の配布や定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。

3 課題

市内には、耐震化されていない施設や建築物が現在も残っている。そのため、耐震化対策や防災基盤の整備等を引き続き進めていくことが求められている。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要である。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要がある。

4 主な対策の方向性と到達目標

市は、市民の生命や財産を守ることを目的とし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の 3 つの指標とその目標値を定めている。

	指標名	平成 24 年度 実績値	平成 30 年度 目標値	平成 35 年度 目標値
指標 1	「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	15.4%	20.0%	25.0%
指標 2	防災市民組織の数	83 団体	120 団体	150 団体
指標 3	総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	3,500 人	6,000 人	10,000 人

出典：西東京市第 2 次基本構想・基本計画(計画年次 平成 26 年度～平成 35 年度)

修正後

第 2 部 地震災害編

2 現在の状況

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成 29 年 11 月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成 19 年度に危機管理室（令和 2 年 2 月 1 日以降、組織改編により危機管理課へ）を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。

3 課題

市内には、耐震化されていない施設や建築物が現在も残っている。そのため、耐震化対策や防災基盤の整備等を引き続き進めていくことが求められている。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要である。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある方などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。また、感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

4 主な対策の方向性と到達目標

市は、市民の生命や財産を守ることを目的とし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の 3 つの指標とその目標値を定めている。

	指標名	平成 31 年度 実績値	令和 5 年度 目標値
指標 1	「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	20.2%	24.0%
指標 2	防災市民組織の数	97 団体	150 団体
指標 3	総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	5,460 人	10,000 人

出典：西東京市第 2 次総合計画（後期基本計画）(計画年次 平成 31 年（令和元年）度～令和 5 年度)

修正前（平成31年修正）

修正後

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 自助による市民の防災活動

予 防 対 策

1. 震災対策における市民の役割と備え

市民

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

(1) 市民の役割

イ 自治会・町内会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力

(2) 市民の備え

カ 水(1日1人30日安)や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備

ク 警報等発表時や避難勧告等の発令時に取るべき行動の確認

サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え

シ 避難施設、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認

セ 「西東京市安全・安心いーなメール」の登録等、情報入手手段の確保

第1章 市民と地域の防災力向上

第1節 自助による市民の防災活動

予 防 対 策

1 震災対策における市民の役割と備え

市民

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

(1) 市民の役割【市民】

イ 自治会・町内会、地域協力ネットワークなどが行う、地域の相互協力体制の構築への協力

(2) 市民の備え【市民】

カ 水(1日1人30日安)や食料(最低3日、推奨1週間分)^{※1}、医薬品、携帯ラジオ、貴重品など非常持出用品や 簡易トイレの準備、自動車へのこまめな満タン給油

ク 警報等発表時や避難情報の発令時に取るべき行動の確認

サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え

シ 避難所、避難広場及び避難経路等の確認・点検並びに徒歩による帰宅経路の確認

セ 「西東京市安全・安心いーなメール」^{※2}の登録

タ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え

チ 飼育動物の同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ツ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

テ 災害情報の入手方法の確認（FM西東京、NHKニュース防災アプリ）

※1 上記はあくまでも目標であり、性別や避難時の状況等によって非常持出袋の内容を変更し、避難行動に影響が出ないように備える。

※2 西東京市安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）

市内の防災・防犯に関する情報を、利用登録をした携帯電話やパソコンにメールでお届けする配信サービスのこと。市内に発表される気象警報や市が発令する避難情報等の防災情報、不審者情報などの防犯情報のほか、家族からの同意が得られた場合には、認知症等で行方のわからなくなった方の情報も配信している。

修正前（平成 31 年修正）

2. 防災意識の啓発

危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁、防災関係機関

市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、消防署とはたらく消防の写生会、防火診断、地域の防火防災功労賞制度など、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 防災情報の定期広報【危機管理室、警察署、消防署、東京消防庁】

防災知識の普及を図るため、広報紙、パンフレットやホームページ等を通して定期的に防災情報を広報する。

【情報の例】

- ・地域防災計画のあらましの解説
- ・大規模災害時における行動基準
- ・各家庭における対応の指針等
- ・地域の防災対策に関する情報の提供
- ・地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介

【パンフレットの例】

- ・地震に対する 10 の備え
- ・職場の地震対策
- ・地震その時 10 のポイント等
- ・地震のときはこうしよう
- ・地震から命を守る「7つの問いかけ」

(2) 防災マップ・ハザードマップ等による周知、啓発【危機管理室】

防災マップや各種ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。

(3) 防災イベントの開催【危機管理室、防災関係機関】

防災機関等と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。

ア (株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京の協力を得た防災啓発情報の放送

(4) 要配慮者対策【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、関係機関】

市は、関係機関等と連携し、要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会や訓練の実施に努める。

3. 学校等における防災教育の推進

教育委員会、教育指導課、消防署

東京都教育委員会が定めた教師用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や消防・警察等防災機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。

修正後

2 市民・事業者等への防災意識の啓発

市、警察署、消防署、防災関係機関

市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、防災関係機関と連携し、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 防災情報の定期広報【危機管理課、警察署、消防署】

防災知識の普及を図るため、広報紙、パンフレット、東京消防庁公式アプリやホームページ等を通して定期的に防災情報を広報する。

【情報の例】

- ・地域防災計画のあらましの解説
- ・大規模災害時における行動基準
- ・各家庭における対応の指針等
- ・地域の防災対策に関する情報の提供
- ・地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介

【パンフレットの例】

- ・地震に対する 10 の備え
- ・職場の地震対策
- ・地震その時 10 のポイント等
- ・地震のときはこうしよう
- ・地震から命を守る「7つの問いかけ」
- ・防災ブック「東京防災」

(2) 西東京市浸水ハザードマップによる周知、啓発【危機管理課】

西東京市浸水ハザードマップにより、災害の危険性がある区域や防災施設等を周知する。

(3) 防災イベントの開催【危機管理課、防災関係機関】

防災関係機関等と連携し、市民への防災知識普及のための事業を開催する。

ア (株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京の協力を得た防災啓発情報の放送

(4) 要配慮者対策【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、関係機関】

市は、要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。

3 学校等における防災教育の推進

市、教育委員会、消防署

教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」による災害安全教育を推進する。その際、地域住民や防災関係機関と連携した避難訓練、防災訓練を実践的な内容となるよう留意する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

4. 防災訓練の充実 危機管理室、教育企画課、各課、警察署、消防署、都（総務局）

市は、震災時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制確立に重点をおいた総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。

(1) 市総合防災訓練【危機管理室、警察署、消防署】

各防災関係機関及び市民が一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。

(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理室、教育企画課、警察署、消防署、消防団】

防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や要配慮者・家族・地域市民等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練とともに、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。

(3) 都総合防災訓練【危機管理室、都】

都が実施する、震度 6 弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行うほか、消防署は、都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等が参加して年 1 回、全庁的に総合震災訓練を実施する。

(4) その他訓練【危機管理室、各課、警察署、消防署】

各避難施設の運営主体による避難施設運営訓練、福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する。

応 急 対 策

1 災害発生時の応急対策 市民

(1) 自身の安全確保

イ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難施設においては自ら活動する。

(2) 周囲の安全確保

エ 隣組など近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。

(3) 避難時の安全確保

4 防災訓練の充実 市、都、警察署、消防署、消防団

市は、震災時における市民及び事業所等の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関及び市民との協力体制確立に重点をおいた市総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。

(1) 市総合防災訓練【危機管理課、警察署、消防署】

各防災関係機関、市民、NPO法人・ボランティアが一体となった実効性のある、有機的及び実践的な訓練を実施する。その際、防災訓練への要配慮者等の参加を支援する。

また、協定を締結している民間等との連携強化にあたっては、防災訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に努める。

(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理課、教育企画課、警察署、消防署、消防団】

防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や、要配慮者・家族・地域市民、NPO法人・ボランティア等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、期日を定めて世帯数や規模等、それぞれの実態に応じた訓練とともに、軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。

(3) 都総合防災訓練【危機管理課、各課、都（総務局）】

都が実施する、震度 6 弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行うほか、消防署は、都、防災関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等が参加して年 1 回、全庁的に総合震災訓練を実施する。

(4) その他訓練【危機管理課、各課、警察署、消防署】

各避難所の運営主体による避難所運営訓練、福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する。

応 急 対 策

1 災害発生時の応急対策 市民

(1) 自身の安全確保【市民】

イ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。

(2) 周囲の安全確保【市民】

エ 近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。

(3) 避難時の安全確保【市民】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 地域による共助の防災活動**予 防 対 策****1. 地域防災の担い手の育成** 危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署**(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理室、協働コミュニティ課】**

市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行い、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材等の整備支援に努める。

(2) 人材の育成【危機管理室、警察署、消防署】

市は、防災市民組織等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。

また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、女性防火組織の結成や、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。

(3) 活動環境の整備【危機管理室、消防署】

市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境条件の整備に努める。

また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。

第 2 節 地域による共助の防災活動**予 防 対 策****1 地域防災の担い手の育成** 市、警察署、消防署**(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理課、協働コミュニティ課】**

市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行うよう努め、防災市民組織の組織化を進めるとともに、資器材等の整備支援に努める。

(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、警察署、消防署】

市は、防災市民組織や避難所運営協議会等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。

また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成を推進する。

消防署は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

(3) 活動環境の整備【危機管理課】

市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境整備に努める。

また、防災知識や消火・救護などの技術、実践的な行動力を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用するとともに、各種訓練などが実施できる環境の整備に努める。

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
<p>2. 地域の連携力の強化</p>	<p>危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、警察署、消防署、都（生活文化局）</p>	<p>2 地域の連携力の強化</p>	<p>市、消防署、市民</p>
<p>(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理室、協働コミュニティ課、産業振興課、関係課、消防署】 市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難施設単位等の運営協議会の設置（「第 8 章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。 また、情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。男女平等推進センター「パリテ」についても、都や地域との連携を図る。</p>		<p>(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係課、消防署】 市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、<u>避難所</u>単位等の運営協議会の設置（「第 8 章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。 また、情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。</p>	
<p>(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【危機管理室、関係課、消防署】 市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、平常時から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。</p>		<p>(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係課、消防署】 市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、<u>平時</u>から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。</p>	
<p>(3) 地域ぐるみの支援体制づくり 市は、防災市民組織や民生委員、消防署、在宅ケアチーム、ボランティア組織、社会福祉施設等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。</p>		<p>(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係課】 市は、防災市民組織や民生委員、消防署、<u>警察署</u>、在宅ケアチーム、ボランティア組織及び社会福祉施設等と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。</p>	
<p>(4) 地区防災計画の作成 また、市は地区コミュニティの醸成に努めるとともに、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて支援する。</p>		<p>(4) 地区防災計画の作成【関係課、市民】 また、市は<u>地域</u>コミュニティの醸成に努めるとともに、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて支援する。</p>	
<p>3. 東京防災隣組の構築</p>	<p>危機管理室、都（総務局）</p>	<p>3 東京防災隣組の構築</p>	<p>市、都</p>
<p>市は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成並びに育成指導を推進し、意欲的な防災活動を継続している団体を都が推進する「東京防災隣組」に推薦するとともに、その取組に関して情報提供を行うなど普及活動に努める。</p>		<p><u>危機管理課</u>は、自治会・町内会等の防災市民組織の結成並びに育成指導を推進し、意欲的な防災活動を継続している団体を<u>支援</u>する。また、都が推進する「<u>女性の防災人材構成</u>」など<u>地域防災力向上のための取組</u>に関して情報提供を行うなど普及活動に努める。</p>	
<p>4. 日常的な地域活動と防災活動の融合促進</p>	<p>危機管理室、協働コミュニティ課、関係課、警察署、消防署</p>	<p>4 日常的な地域活動と防災活動の融合促進</p>	<p>市、消防署、警察署</p>
<p>(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化【危機管理室、関係課、消防署】 市は、従来型の防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。 また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。</p>		<p>(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化【危機管理課、関係課、消防署、<u>警察署</u>】 市は、従来から実施してきた防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。 また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。</p>	
<p>(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化【危機管理室、協働コミュニティ課】 市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、要配慮者避難支援プラン個別計画、避難施設運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。</p>		<p>(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化【危機管理課、協働コミュニティ課】 市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、<u>避難行動要支援者個別計画</u>、<u>避難所管理運営マニュアル</u>等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、<u>平時</u>及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。</p>	

修正前（平成31年修正）

修正後

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
防災市民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○救出・救護活動 ○負傷者の手当・搬送 ○市民の避難誘導活動 ○要配慮者の避難支援 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊出し等の給食・給水活動 			
事業所	○事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援			

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
防災市民組織	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○救出・救護活動 ○負傷者の手当・搬送 ○市民の避難誘導活動 ○要配慮者の避難支援 ○自治体及び関係機関への情報伝達 ○炊き出し等の給食・給水活動 			
事業所	○事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援			

地域による応急対策の実施 防災市民組織、事業所、関係団体 等

自治会・町内会、防災市民組織は、事業所等と連携・協力し、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

防災市民組織の応急対策

- ク 避難施設の運営支援
- コ 炊出し等の給食・給水活動

1 地域による応急対策の実施 防災市民組織、事業所、関係団体

防災市民組織、自治会・町内会は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、次に掲げる措置をはじめ、事業所等と連携・協力し、必要な応急対策を実施する。

(1) 防災市民組織の応急対策【防災市民組織、事業所、関係団体】

- ク 避難所の運営支援
- コ 炊き出し等の給食・給水活動

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 消防団の防災活動

第 3 節 消防団の防災活動

予 防 対 策

予 防 対 策

消防団の活動体制の充実	危機管理室、消防署、消防団
-------------	---------------

1 消防団の活動体制の充実	市、消防署、消防団
---------------	-----------

(1) 人員の強化【危機管理室、消防団】

(1) 人員の強化【危機管理課、消防団】

(2) 資器材の整備・強化【危機管理室】

(2) 資器材の整備・強化【危機管理課】

(3) 活動能力の向上【危機管理室、消防署】

(3) 活動能力の向上【危機管理課、消防署】

市及び消防署は、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。

市は、消防署と連携し、応急手当普及員を養成するとともに、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。

(4) 消防団員の安全確保【危機管理室、消防署】

(4) 消防団員の安全確保【危機管理課、消防署】

市及び消防署は、消防団員等の増員による各個分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。

市は、消防署と連携し、消防団員等の増員による分担任務の軽減を図るほか、災害時の避難誘導等に係る行動ルールを作成し、消防団の安全確保に努める。

応 急 対 策

応 急 対 策

消防団による応急対策の実施	消防署
---------------	-----

1 消防団による応急対策の実施	消防署
-----------------	-----

(1) 消火活動

(1) 消火活動【消防団】

(2) 救出・救護

(2) 救出・救護【消防団】

(3) 避難誘導・支援

(3) 避難誘導・支援【消防団】

避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難広場への避難誘導、避難者の安全確保及び避難広場の防護活動を行う。

避難情報が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難広場への避難誘導、避難者の安全確保及び避難広場の防護活動を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 事業所の防災活動

第 4 節 事業所の防災活動

予 防 対 策

予 防 対 策

事業所による自助・共助の強化	危機管理室、産業振興課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、事業所
----------------	-----------------------------------

1 事業所による自助・共助の強化	市、警察署、消防署、事業所
------------------	---------------

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

- ウ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する。
- エ 事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ、防災活動の推進に努める。
- オ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。
- カ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

- ウ 緊急地震速報受信装置等の活用を検討する。
- エ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事前対策を推進する。
- オ 事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じ、防災活動の推進に努める。
- カ 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策を推進する。
- キ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。
- ク 自助・共助による防災行動力を向上させるため、防災訓練を定期的実施する。

修正前（平成 31 年修正）	修正後						
<p>(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】</p> <p>消防署は、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所に対し火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）の規定に基づき、自衛消防技術認定証を有する者（自衛消防活動中核要員）の配置及び講習の実施や消火・救出・救護活動能力の向上を図る訓練指導を推進する。</p> <p>また、それ以外の事業所においても、自衛消防隊の編成、訓練の実施等を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">事業所の区分</td> <td style="width: 35%;">防火・防災管理者の選任を要する事業所</td> <td style="width: 50%;">防火・防災管理者の選任を要しない事業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自衛消防に関する規定</td> <td>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。</td> <td>火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。</td> </tr> </table> <p>(3) 装備品整備の推進【事業所】</p> <p>事業所は、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。</p> <p>(4) 事業所防災計画の作成指導【消防署】</p>	事業所の区分	防火・防災管理者の選任を要する事業所	防火・防災管理者の選任を要しない事業所	自衛消防に関する規定	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。	火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。	<p>(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】</p> <p><u>自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。</u></p> <p>ア 防火管理者の選任を要する事業所</p> <p><u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条、第 8 条の 2 項により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。</u></p> <p><u>これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。</u></p> <p>イ 自衛消防組織の設置義務のある事業所</p> <p><u>消防法第 8 条の 2 の 5 により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。</u></p> <p><u>この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</u></p> <p>ウ 防災管理者の選任を要する事業所</p> <p><u>消防法第 36 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。</u></p> <p><u>この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。</u></p> <p>エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</p> <p><u>(ア) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）第 55 条の 5 により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。</u></p> <p><u>(イ) 震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。</u></p> <p><u>(ウ) 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急 手当用具の配置を推進する。</u></p> <p>オ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所</p> <p><u>火災予防条例第 55 条の 4 により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。</u></p> <p><u>震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 事業所防災計画の作成指導【消防署】</p>
事業所の区分	防火・防災管理者の選任を要する事業所	防火・防災管理者の選任を要しない事業所					
自衛消防に関する規定	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、訓練の実施などが規定されている。	火災予防条例により、自衛消防の組織を編成し、訓練を行うよう努めることが規定されている。					

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(5) 地域との協力体制づくりの推進【危機管理室、協働コミュニティ課】 危機管理室、協働コミュニティ課は、事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進する。</p>	<p>(4) 地域との協力体制づくりの推進【危機管理課、協働コミュニティ課】 危機管理課、協働コミュニティ課は、事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進する。</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

事業所による応急対策の実施	事業所
---------------	-----

- イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- エ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。
- オ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救助活動を実施する。
- カ 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。

応 急 対 策

<u>1</u> 事業所による応急対策の実施	事業所
------------------------	-----

- イ 出火防止を実施する。
- ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- オ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。
- カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救助活動を実施する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第5節 ボランティアとの連携

予 防 対 策

1. ボランティア活動の支援及び体制の整備 | 危機管理室、生活福祉課、市社会福祉協議会、警察署

(1) ボランティア活動の支援【危機管理室、生活福祉課】

関係課は、市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの設置場所について検討を進めるほか、合せて設置について支援を行い、一般のボランティア、防災ボランティア、NPOなどへの対応を進める。

また、必要な資器材の調達方法など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

(2) 体制の整備【生活福祉課、市社会福祉協議会】

生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。

また、市社会福祉協議会が設置・運営する災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりを進める。その他、防災ボランティアの活動上の安全確保及び被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進する。

(3) ボランティア活動の強化・支援【生活福祉課、市社会福祉協議会】

生活福祉課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。

カ 各ボランティアの連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進

第5節 ボランティアとの連携

予 防 対 策

1 ボランティア活動の支援体制の整備及び支援 | 市、市社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの事前指定【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】

市災害ボランティアセンターは、原則として市社会福祉協議会内に設置する。被害状況等から設置が困難な場合は、代替地に設置する。市災害ボランティアセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したときの設置場所を検討する。

(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】

地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。

また、市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりや、必要な資器材の調達など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

(3) ボランティア活動の強化・支援【地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】

地域共生課及び生活福祉課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。

カ 各ボランティア団体の連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
<p>2. 登録ボランティアとの連携及び 人材育成</p>	<p>危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会、都（都市整備局、生活文化局、建設局）</p>	<p>2 登録ボランティアとの連携及び 人材育成</p>	<p>市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会</p>
<p>(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理室、生活福祉課、協働コミュニティ課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】</p> <p>市は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</p> <p>消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「西東京消防ボランティア」という。）との連携を図る。</p> <p>また、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、西東京消防ボランティアの一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。</p>		<p>(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】</p> <p><u>地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会</u>は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</p> <p>消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、<u>東京消防庁管内の消防署へ参集し、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施する東京消防庁災害時支援ボランティアと連携</u>を図る。また、ボランティア活動を統率する<u>コーディネーター及びリーダー</u>の育成に努める。</p>	
<p>(2) 人材育成【生活福祉課、都】</p> <p>生活福祉課は、都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。</p>		<p>(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化局、建設局）】</p> <p><u>地域共生課及び生活福祉課</u>は、都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、<u>平時から</u>ボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。</p>	
<p>(3) 受援力の強化【生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】</p> <p>ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者の把握</p>		<p>(3) 受援力の強化【地域共生課、生活福祉課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】</p> <p>ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者・<u>支援団体</u>の把握</p>	

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

1 応 急 対 策

ボランティア活動との連携 ボランティア班、都（生活文化局、福祉保健局）

1 ボランティア活動との連携 市、都

市は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

ボランティア班は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。

都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。

【市災害ボランティアセンターの主な役割】

【市災害ボランティアセンターの主な役割】

⑥ 被災地・避難施設等におけるボランティア要望の把握等の情報収集

⑥ 被災地・避難所等におけるボランティア要望の把握等の情報収集

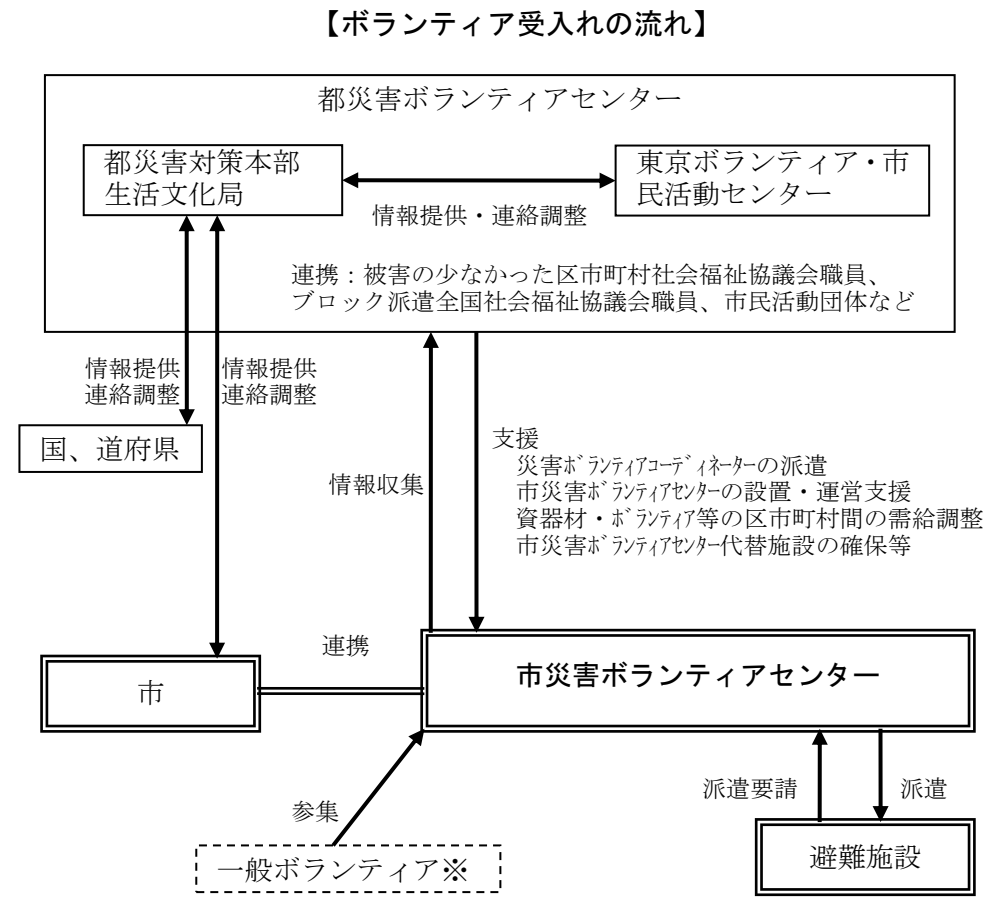
【東京都防災ボランティア等の活動内容】

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
語学ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難施設等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災建築物応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施

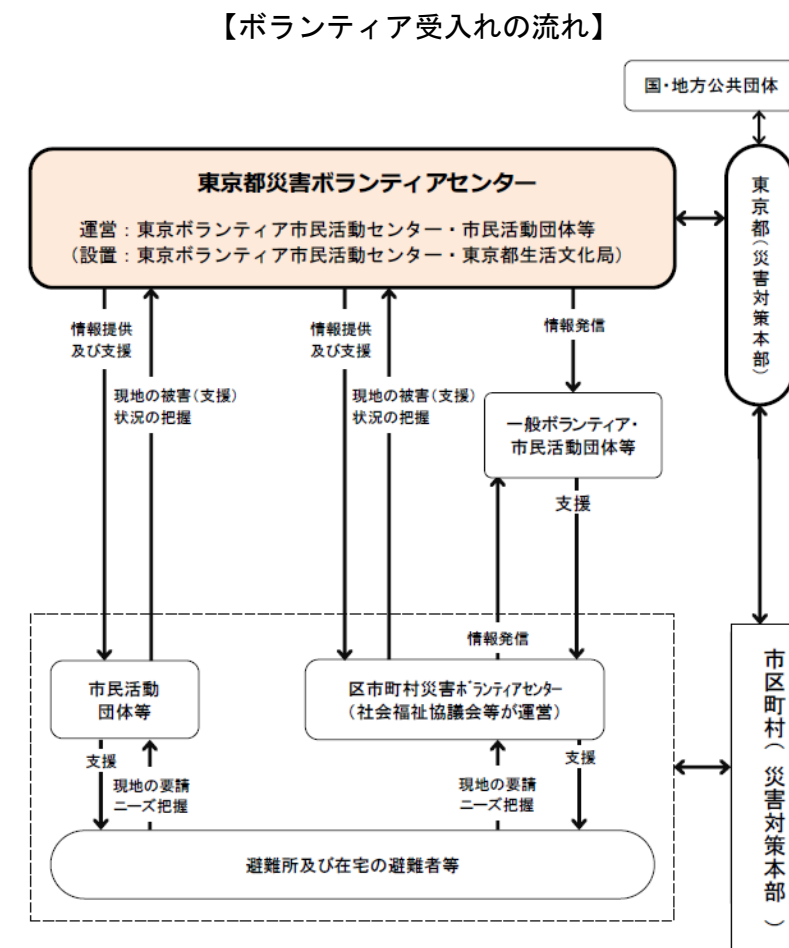
ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、 <u>市区町村</u> が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災建築物応急危険度判定員	<u>市区町村</u> からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、 <u>消防署内での後方支援活動、応急救護活動など</u> を実施

修正前（平成31年修正）



※ 専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難施設運営支援やがれき撤去等）ボランティア

修正後



（削除）

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 章 安全な都市づくりの実現

第 2 章 安全な都市づくりの実現

第 1 節 建築物等の災害対策

第 1 節 建築物等の災害対策

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 防災まちづくりの推進

都市計画課、住宅課、建築指導課、道路建設課、みどり公園課、産業振興課、危機管理室、消防署、都（都市整備局）

1 防災まちづくりの推進

市、都、警察署、消防署、消防団

(1) 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進【都市計画課、みどり公園課】

市は、オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）の延焼遮断機能を活かす防災生活圏の形成を目指し、「西東京市都市計画マスタープラン」や「西東京しみどりの基本計画」等に防災の視点を反映させる。

(1) 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進【危機管理課、各課】

市は大規模自然災害からの生命、身体及び財産の保護並びに市民生活および市民経済に及ぼす影響の最小化について、ぜい弱性評価やリスクシナリオに合わせた施策を適切に実施するため、市の各種計画等の指針となるべきものとして国土強靱化地域計画を策定する。

また、人命を守り、経済への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を持った市とするため、市の各種計画や施策に国土強靱化及び地域防災計画の視点を反映させる。

(2) 市街地の整備【都市計画課、住宅課、建築指導課、危機管理室、都】

また、建築物の用途・形態の制限など地区計画制度の活用をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成 19 年西東京市条例第 68 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における許可基準の制定により、ミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努める。

(2) 市街地の整備【都市計画課、住宅課、建築指導課、危機管理課、都（都市整備局）】

また、建築物の用途・形態の制限など地区計画制度の活用をはじめ、西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成 19 年西東京市条例第 68 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）における許可基準の制定により、ミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努める。さらに、密集市街地における空き家の延焼防止のため、空き家等の対策に努める。

(3) 消火活動困難地域の解消【危機管理室、都市計画課、建築指導課、道路建設課、消防署】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、コーナー部分の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

(3) 消火活動困難地域の解消【都市計画課、建築指導課、道路課】

市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の地中化、道路交差部等の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。

(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、産業振興課、都市計画課】

市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。さらに、防災機能を有する生産緑地地区等について、緊急待避場所として「災害時協力農地」の協定締結を進め、平常時から近隣住民への周知を図る。

(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、産業振興課、危機管理課】

市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>(6) 防災ネットワークの形成【みどり公園課、道路建設課】</p> <p>(7) オープンスペースの把握と活用【危機管理室、みどり公園課、産業振興課、都市計画課、都】</p> <p>(8) 防火地域等の指定等【都市計画課、住宅課、建築指導課】 また、木造住宅密集地域など、延焼のおそれや救護、消火活動に課題のある地域に対して必要な措置又は指導を行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) 防災ネットワークの形成【みどり公園課、<u>道路課</u>】</p> <p>(7) オープンスペースの把握と活用【<u>危機管理課</u>、みどり公園課、都市計画課、<u>スポーツ振興課</u>、<u>産業振興課</u>、<u>都（都市整備局）</u>】</p> <p>(8) 防火地域等の指定等【都市計画課、住宅課、建築指導課】 また、木造住宅密集地域など、延焼のおそれや救護、消火活動に課題のある地域に対して必要な措置又は指導を<u>行う</u>。</p> <p>(9) <u>施設・設備の機能継続の確保【総務課、危機管理課、施設を管理する課】</u> <u>非常用発電機等を備蓄するとともに、電源の多重化に努める。</u></p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="80 766 563 808">2. 高層建築物の安全対策</td> <td data-bbox="563 766 1484 808">市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署</td> </tr> </table>	2. 高層建築物の安全対策	市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1484 766 1958 808">2 高層建築物の安全対策</td> <td data-bbox="1958 766 2893 808">市、都、警察署、消防署、市民</td> </tr> </table>	2 高層建築物の安全対策	市、都、警察署、消防署、市民
2. 高層建築物の安全対策	市民、建築指導課、都（都市整備局）、警察署、消防署				
2 高層建築物の安全対策	市、都、警察署、消防署、市民				
<p>(1) 高層建築物の安全化【市民、建築指導課、都】 また、市、都、市民、関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。</p>	<p>(1) 高層建築物の安全化【<u>建築指導課</u>、<u>住宅課</u>、<u>都（都市整備局）</u>、<u>市民</u>】 また、市、都、市民、<u>防災関係機関</u>等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。</p>				

修正前（平成31年修正）

修正後

(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】

【火災予防】

- ① 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ② 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ③ 内装材料、装飾物品の不燃化
- ④ 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

【避難（混乱防止）対策】

- ① 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ② 建物内の防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ③ ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ④ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導員の育成
- ⑤ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底

【防火・防災管理対策】

- ① 従業員に対する消防計画の周知徹底
- ② 管理権限者が複数人在籍する建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- ③ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ④ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ⑤ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ⑥ 実践的かつ定期的な訓練の実施

【消防活動対策の強化】

消防活動上必要な施設、設備等の機能維持

(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】

ア 新築等に係る防火安全対策

消防署は、高層建築物の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した次の防火安全対策を講じるように指導する。

- ① 高層の建築物の防火安全対策
- ② 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
- ③ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- ④ 高層建築物における歩行困難者等に係る避難安全対策

イ 関係事業所に対する火災予防対策等

消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

【火災予防対策】

- ① 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ② 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ③ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ④ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

【避難（混乱防止）対策】

- ① 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ② ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ③ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ④ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導員の育成
- ⑤ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ⑥ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

【防火・防災管理対策】

- ① 従業員に対する消防計画の周知徹底
- ② 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- ③ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ④ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ⑤ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ⑥ 実践的かつ定期的な訓練の実施

【消防活動対策】

消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="106 226 1344 317"> <tr> <td data-bbox="106 226 655 317">3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止</td> <td data-bbox="655 226 1344 317">都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="130 369 857 401">(1) がけ・よう壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】</p> <p data-bbox="151 415 1460 491">市は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、防災上の見地からの指導を行う。</p> <p data-bbox="151 506 1460 581">また、市内の「土砂災害警戒区域等」は平成 30 年 4 月時点で 4 箇所であり、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。</p> <p data-bbox="130 728 1377 760">(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、建築営繕課、みどり公園課、学校運営課、都】</p> <p data-bbox="151 821 1460 896">市は、既存ブロック塀の構造等の確認を行うとともに、地区計画などを活用したブロック塀の設置制限を推進する。</p> <p data-bbox="175 911 1347 942">併せて、都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。</p>	3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）	<table border="1" data-bbox="1486 226 2694 275"> <tr> <td data-bbox="1486 226 2050 275">3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止</td> <td data-bbox="2050 226 2694 275">市、都建設事務所、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1510 369 2240 401">(1) がけ・よう壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】</p> <p data-bbox="1531 415 2870 491">市は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、<u>指導を行う。</u></p> <p data-bbox="1531 506 2870 674">また、<u>都に指定された市内の「土砂災害警戒区域等」の 4 箇所（平成 30 年 1 月時点）については、都と連携し緑地機能の保全を基本に安全化対策を実施する。なお、都が行う急傾斜地崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを対象とする。</u></p> <p data-bbox="1510 728 2870 804">(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、建築営繕課、<u>住宅課、みどり公園課、教育企画課、都（都市整備局）</u>】</p> <p data-bbox="1531 821 2870 896">市は、既存ブロック塀の<u>安全な維持管理の周知を行うとともに、地区計画などを活用したブロック塀の設置制限を推進する。</u></p> <p data-bbox="1531 911 2870 987">都と連携し、啓開すべき道路沿い及び通学路沿い等のブロック塀の実態把握を進める。<u>耐震診断や除却、建替え、耐震改修工事に必要な費用の一部を助成することで、災害発生時の避難路の安全性の向上に努める。</u></p>	3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	市、都建設事務所、都
3. がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	都市計画課、みどり公園課、危機管理室、建築指導課、都建設事務所、都（都市整備局）				
3 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止	市、都建設事務所、都				

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
4. 建築物の耐震化及び安全対策の促進	住宅課、建築指導課、建築営繕課、施設を管理する課、都（都市整備局）	4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	市、都
<p>(2) 公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、施設を管理する課】</p> <p>また、その他の公共建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。さらに、市営住宅について、建て替え等により住環境の改善と併せ、耐震化・不燃化を図る。</p>		<p>(2) 公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、施設を管理する課】</p> <p>また、その他の公共建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。さらに、市営住宅について、<u>建替え</u>等により住環境の改善と併せ、耐震化・不燃化を図る。</p>	
<p>(3) 民間建築物の耐震化【住宅課、建築指導課】</p> <p>市は、国・都と協力し、昭和 56 年以前に建築された木造住宅や分譲マンションに対し、木造住宅無料耐震相談の実施や分譲マンション耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。</p>		<p>(3) 民間建築物の耐震化【住宅課、建築指導課】</p> <p>市は、国・都と協力し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅や分譲マンションに対し、木造住宅無料相談の実施や分譲マンション耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・耐震改修費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。</p>	
<p>(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課】</p> <p>都は平成23年4月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、市や関係団体と連携して耐震化を推進する。市は、都や関係機関と連携する。</p>		<p>(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課、都（都市整備局）】</p> <p>都は平成 23 年 4 月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、耐震化を推進する。市は、都や関係機関と連携する。</p>	
<p>(5) エレベーターの対策【建築営繕課、建築指導課】</p> <p>ウ エレベーター保守管理会社の保守要員、ビル管理会社などによる救出体制の構築。</p>		<p>(5) エレベーターの対策【建築営繕課、建築指導課、都（都市整備局）】</p> <p>ウ エレベーター保守管理会社の保守要員、ビル管理会社などによる救出体制の構築を図る。</p>	
5. 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	建築指導課、道路管理課、高齢者支援課、生活福祉課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署、都（都市整備局）	5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止	市、都、消防署
<p>(1) 窓ガラス等落下物の安全化【建築指導課】</p>		<p>(1) 窓ガラス等落下物の安全化【建築指導課、危機管理課】</p>	
<p>(2) 屋外広告物に対する規制【道路管理課、都】</p> <p>市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、設置許可申請時などの機会をつうじて適切な指導を行っていく。</p>		<p>(2) 屋外広告物に対する規制【道路課、都（都市整備局）】</p> <p>市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）に基づき、設置許可申請時などの機会を<u>通じて</u>適切な指導を行っていく。</p>	
<p>(3) 自動販売機の転倒防止【道路管理課、都】</p>		<p>(3) 自動販売機の転倒防止【道路課、都（都市整備局）】</p>	
<p>(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、危機管理室、建築営繕課、消防署】</p>		<p>(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、<u>危機管理課</u>、建築営繕課、消防署】</p>	

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1196 268"> <tr> <td data-bbox="112 226 685 268">6. 文化財施設の安全対策</td> <td data-bbox="685 226 1196 268">社会教育課、警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 279 1472 359">市は、文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火・防災上の確認及び検証を行う。</p>	6. 文化財施設の安全対策	社会教育課、警察署、消防署、消防団	<table border="1" data-bbox="1507 226 2496 268"> <tr> <td data-bbox="1507 226 2080 268">6 文化財施設の安全対策</td> <td data-bbox="2080 226 2496 268">市、警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 279 2867 359">社会教育課は、文化財施設の安全対策を進め、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目について防火・防災上の確認及び検証を行う。</p> <p data-bbox="1516 369 2867 495">文化財に被害が発生した場合はその所有者又は管理者は、直ちに消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。</p>	6 文化財施設の安全対策	市、警察署、消防署、消防団
6. 文化財施設の安全対策	社会教育課、警察署、消防署、消防団				
6 文化財施設の安全対策	市、警察署、消防署、消防団				
<table border="1" data-bbox="112 541 1472 583"> <tr> <td data-bbox="112 541 813 583">7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</td> <td data-bbox="813 541 1472 583">建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 594 1472 720">市は、市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち社会公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。市は都が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、確保に努める。</p>	7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）	<table border="1" data-bbox="1507 541 2629 583"> <tr> <td data-bbox="1507 541 2190 583">7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</td> <td data-bbox="2190 541 2629 583">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 594 2867 674">市は、市の公共建築物、民間が整備する医療機関、学校、老人ホーム等の建築物のうち避難所等として利用を想定している社会公共施設等を対象とし、応急危険度判定の実施体制を整備する。</p> <p data-bbox="1516 684 2867 764">市は東京都防災ボランティア事務局が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、人員の確保に努める。</p>	7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	市、都
7. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	建築指導課、建築営繕課、都（財務局、都市整備局）				
7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備	市、都				
<table border="1" data-bbox="112 810 1427 905"> <tr> <td data-bbox="112 810 685 905">8. 液状化、長周期地震動への対策の強化</td> <td data-bbox="685 810 1427 905">都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 915 1472 995">液状化被害の発生危険性のある箇所について、インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供、長周期地震動対策など、適切な対策を講じていく。</p> <p data-bbox="121 1047 528 1079">(1) 水道施設の液状化対策【都】</p> <p data-bbox="121 1136 1092 1167">(3) 道路の液状化対策【都（北多摩南部建設事務所）、道路管理課、下水道課】</p> <p data-bbox="121 1224 694 1255">(4) 液状化に係る情報提供【都、危機管理室】</p> <p data-bbox="121 1312 1050 1344">(5) 長周期地震動対策の強化【住宅課、建築指導課、危機管理室、消防署】</p>	8. 液状化、長周期地震動への対策の強化	都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署	<table border="1" data-bbox="1507 810 2496 863"> <tr> <td data-bbox="1507 810 2071 863">8 液状化、長周期地震動への対策の強化</td> <td data-bbox="2071 810 2496 863">市、都、消防署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 915 2792 947">インフラ施設等の液状化対策、市民への情報提供、長周期地震動対策など、適切な対策を講じていく。</p> <p data-bbox="1516 1047 2041 1079">(1) 水道施設の液状化対策【都（水道局）】</p> <p data-bbox="1516 1136 2110 1167">(3) 道路の液状化対策【道路課、都建設事務所】</p> <p data-bbox="1516 1224 2258 1255">(4) 液状化に係る情報提供【危機管理課、都（都市整備局）】</p> <p data-bbox="1516 1312 2436 1344">(5) 長周期地震動対策の強化【住宅課、建築指導課、危機管理課、消防署】</p>	8 液状化、長周期地震動への対策の強化	市、都、消防署
8. 液状化、長周期地震動への対策の強化	都（水道局、北多摩南部建設事務所）、住宅課、建築指導課、道路管理課、下水道課、危機管理室、消防署				
8 液状化、長周期地震動への対策の強化	市、都、消防署				

修正前（平成31年修正）

修正後

■ 応急対策 ■

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）			○避難施設等拠点施設建築物の危険度判定の実施	○急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況の把握 ○警戒区域の設定等、応急措置の実施 ○関係機関へ連絡	○社会公共施設等の復旧 ○被災した文化財等の取り扱いに関する協議の実施 ○応急教育計画等の作成
都 （建設事務所）			○堤防・護岸施設において水害を警戒、防御 ○応急対策の実施	○土砂災害防止対策の実施	○河川施設等の復旧
医療機関・ 社会福祉施設			○施設内外の点検、落下・倒壊等の危険箇所の確認 ○応急修理、安全確保	○利用者や職員等の被害状況の把握 ○施設の応急計画策定	○（施設独自での復旧が困難である場合）市及び関係機関に援助要請 ○（被害を受けなかった場合）援助を必要とする他施設責任者に協力し、入所者の安全を確保

■ 応急対策 ■

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）			○避難所等拠点施設建築物の危険度判定の実施	○土砂災害警戒区域等の被害状況の把握 ○警戒区域の設定等、応急措置の実施 ○関係機関へ連絡	○社会公共施設等の復旧 ○被災した文化財等の取り扱いに関する協議の実施 ○応急教育計画等の作成
都 （建設事務所）			○堤防・護岸施設において水害を警戒、防御 ○応急対策の実施	○土砂災害防止対策の実施	○河川施設等の復旧
医療機関・ 社会福祉施設			○施設内外の点検、落下・倒壊等の危険箇所の確認 ○応急修理、安全確保	○利用者や職員等の被害状況の把握 ○施設の応急計画策定	○（施設独自での復旧が困難である場合）市及び関係機関に援助要請 ○（被害を受けなかった場合）援助を必要とする他施設責任者に協力し、入所者の安全を確保

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1463 317"> <tr> <td data-bbox="112 226 528 317">公共土木施設等の応急対策</td> <td data-bbox="528 226 1463 317">施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="151 323 1240 359">余震によるがけくずれや公共土木施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="127 415 1463 493">(2) 社会公共施設等の応急危険度判定の実施【建築指導課、施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、医療機関】</p> <p data-bbox="151 506 1472 627">二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、避難施設等拠点施設建築物の危険度判定を地震発生直後に実施する。医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。</p> <p data-bbox="175 638 1472 716">また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。なお、施設独自での復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し援助を要請する。</p> <p data-bbox="151 726 1472 804">震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</p> <p data-bbox="127 953 501 989">(3) 危険箇所等【都市計画班】</p> <p data-bbox="151 999 1472 1077">都市計画班は、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定などの応急措置や関係機関への連絡を行う。</p> <p data-bbox="127 1134 210 1169">(新設)</p> <p data-bbox="127 1268 210 1304">(新設)</p>	公共土木施設等の応急対策	施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署	<table border="1" data-bbox="1510 226 2496 275"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1961 275">1 公共施設等の応急対策</td> <td data-bbox="1961 226 2496 275">市、医療機関、都建設事務所</td> </tr> </table> <p data-bbox="1537 323 2585 359">余震によるがけくずれや公共施設等の倒壊などに備え、適切な応急対策を実施する。</p> <p data-bbox="1516 415 2783 451">(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】</p> <p data-bbox="1537 462 2902 539">都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、<u>避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定</u>を地震発生直後に実施する。</p> <p data-bbox="1516 596 2623 632">(3) 社会公共施設等の応急対策【都市計画班、救出支援班、医療機関、社会福祉施設等】</p> <p data-bbox="1537 642 2902 764">医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。</p> <p data-bbox="1537 774 2902 896">なお、施設独自での<u>応急危険度判定</u>や復旧が困難である場合は、市及び関係機関に連絡し支援を要請する。震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。</p> <p data-bbox="1516 953 1605 989">(削除)</p> <p data-bbox="1516 1087 2427 1123">(4) 避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】</p> <p data-bbox="1537 1134 2902 1211">学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、<u>避難所及び福祉避難所、一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。</u></p> <p data-bbox="1516 1268 2041 1304">(5) 物資輸送ルート確保【物資輸送班】</p> <p data-bbox="1567 1314 2594 1350">物資輸送班は、都市計画班や道路班と連携し、<u>安全な輸送ルートの確保に努める。</u></p>	1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所
公共土木施設等の応急対策	施設・車両班、福祉避難施設班、学校避難施設班、保育班、一時滞在施設班、学校長、物資輸送班、都市計画班、医療機関、都建設事務所、警察署				
1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所				

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p style="text-align: center;">復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="103 315 1249 407"> <tr> <td data-bbox="103 315 617 407">公共の安全確保、施設の本来機能の回復</td> <td data-bbox="617 315 1249 407">管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署</td> </tr> </table> <p>(2) 公共施設等の復旧対策【管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課】 管財課・建築営繕課は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。 また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、東京都教育委員会、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。</p> <p>(3) 危険箇所等【都】</p>	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署	<p style="text-align: center;">復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="1498 315 2487 363"> <tr> <td data-bbox="1498 315 2059 363">1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復</td> <td data-bbox="2059 315 2487 363">市、都建設事務所、都、警察署</td> </tr> </table> <p>(2) 公共施設等の復旧対策【総務課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課】 <u>総務課</u>、<u>建築営繕課</u>、<u>建築指導課</u>は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。 また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、<u>都教育委員会</u>、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。</p> <p>(3) 危険箇所等【都（建設局）】</p>	1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市、都建設事務所、都、警察署
公共の安全確保、施設の本来機能の回復	管財課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、教育指導課、都建設事務所、都（建設局）、警察署				
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市、都建設事務所、都、警察署				

修正前（平成31年修正）

修正後

第2節 二次災害（出火、延焼等）対策

第2節 二次災害（出火、延焼等）対策

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 消防水利の整備、防火安全対策	危機管理室、都市計画課、住宅課、 建築指導課、消防署、消防団、都
-------------------	-------------------------------------

1 消防水利の整備、防火安全対策	市、消防署、消防団
------------------	-----------

(1) 消防水利の整備【危機管理室、都市計画課、住宅課、消防署】

危機管理室は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。

また、危機管理室及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には消火栓や防火水槽を設置するよう、義務化を継続する。（密集市街地における空き家延焼防止対策）

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

(2) 火気使用設備等の安全化【消防署、建築指導課】

震災時の火気使用設備・器具からの出火を防止するため、建築基準法に基づく定期報告や火災予防条例に基づき、火気使用設備等の固定、点検・整備、その他各種の安全対策を推進する。

(3) 出火防止のための査察指導【消防署、建築指導課】

消防署及び建築指導課は、震災が発生した場合、人命への影響が大きい大規模な物品販売店舗、病院、社会福祉施設、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。

- ア 火気使用設備・器具等の固定
- イ 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置
- ウ 災害時における従業員の対応要領等

消防署及び建築指導課は、上述の事業所を除くその他の事業所及び一般住宅等について、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。

消防署及び建築指導課は、給油取扱所、一般取扱所等で予防規程を定める危険物施設に適正な貯蔵取扱、出火危険排除のための安全対策について指導する。

(4) 初期消火体制の強化【危機管理室、住宅課、消防署、消防団】

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及啓発を図る。

(1) 消防水利の整備【危機管理課、都市計画課、住宅課】

危機管理課は、消防署との連携を図りながら、延焼危険度が高い地域及び震災対策上重要な地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性貯水槽の整備、経年防火水槽の耐震化を図る。この場合、公共施設及び特殊建築物の整備の機会や宅地開発の機会をとらえるとともに、市有地等売却に際し、既存の消防水利や代替水利の確保を図る。

また、危機管理課及び都市計画課は、西東京市人にやさしいまちづくり条例により、一定規模以上の宅地を開発する場合には消火栓や防火水槽の設置を、推進するとともに、消防署及び防災市民組織等による初期消火用の水源として排水栓等の活用を図る。

消防署は、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消火活動が困難な地域の解消に向けて防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場から提言・要望を行う。

(2) 火気設備等の安全化【建築指導課、消防署】

震災時の火気設備・器具からの出火を防止するため、建築基準法に基づく定期報告や火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

(3) その他の出火防止のための査察・指導【消防署】

消防署は、飲食店、百貨店、病院、社会福祉施設、工場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領について立入検査等において指導する。

その他の事業所や一般住宅についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

(4) 初期消火体制の強化【危機管理課、建築指導課、消防署、消防団】

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1362 317"> <tr> <td data-bbox="112 226 560 317">2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</td> <td data-bbox="560 226 1362 317">管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）</td> </tr> </table> <p>(1) 石油等危険物施設の安全化【都、消防署、建築指導課】 消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。</p> <p>(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【都】</p> <p>(3) 火薬類保管施設の安全化【都】 都は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。 また、平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。</p> <p>(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【都、消防署】</p> <p>(5) 毒物・劇物取り扱い施設の安全化【保健所、消防署、教育委員会】 保健所及び健康安全研究センターは、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき毒物・劇物取扱施設の立入検査を実施し、監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の転倒防止、危害防止規定整備等を指導する。そのほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を指導する。 教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めるとともに、毒物・劇物の貯蔵は必要最小量とすることを基本に、学校に対し次の事項を徹底する。</p> <p>(6) 化学薬品取扱い施設の安全化【都、事業者、管財課、危機管理室、教育委員会】 管財課、教育委員会及び危機管理室は、現在把握している市内の PCB 機器の使用、保管状況について、都環境局との情報共有を図っていく。</p> <p>(8) 危険物施設の防災組織【消防署、事業者】 消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」による相互応援活動を目的とした訓練を定期的に行う。</p>	2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）	<table border="1" data-bbox="1507 226 2757 317"> <tr> <td data-bbox="1507 226 1985 317">2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化</td> <td data-bbox="1985 226 2757 317">市、都、消防署、教育委員会、<u>都教育委員会</u>、保健所、国、事業者</td> </tr> </table> <p>(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署、建築指導課、<u>都（環境局）</u>】 <u>東京消防庁は、</u>消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。</p> <p>(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【<u>建築指導課、都（環境局）</u>】</p> <p>(3) 火薬類保管施設の安全化【<u>建築指導課、都（環境局）</u>】 都は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。 また、平時に整備しておく保安対策、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。</p> <p>(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【<u>建築指導課、都（環境局）、消防署</u>】</p> <p>(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、<u>都教育委員会、教育委員会</u>】 保健所及び健康安全研究センターは、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき<u>所管する</u>毒物・劇物取扱施設の立入検査を実施し、監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の転倒防止、危害防止規定整備等を指導する<u>ほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を指導する。また、講習会等を開催し、災害時を想定した啓発を実施する。</u> <u>都教育委員会は、</u>学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。 <u>教育委員会は、</u>毒物・劇物の貯蔵は必要最小量とすることを基本に、学校に対し次の事項を徹底する。</p> <p>(6) 化学薬品取扱施設の安全化【<u>総務課、危機管理課、都（環境局）、事業者、教育委員会</u>】 <u>総務課、教育委員会及び危機管理課は、</u>現在把握している市内の PCB 機器の使用、保管状況について、都環境局との情報共有を図っていく。</p> <p>(8) <u>石油等危険物施設の防災組織【消防署、事業者】</u> <u>東京消防庁は、</u>消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については「東京危険物災害相互応援協議会」による相互応援活動を目的とした訓練を定期的に行う。</p>	2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	市、都、消防署、教育委員会、 <u>都教育委員会</u> 、保健所、国、事業者
2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	管財課、消防署、建築指導課、教育委員会、東京消防庁、保健所、都（環境局）、国、事業者、警視庁（警察署）				
2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化	市、都、消防署、教育委員会、 <u>都教育委員会</u> 、保健所、国、事業者				

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1362 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 560 275">3. 危険物等の輸送の安全化</td> <td data-bbox="560 226 1362 275">保健所、消防署、警察署、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 279 1472 359">都福祉保健局及び保健所は、毒物・劇物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。</p> <p data-bbox="121 367 1472 447">警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締りを推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。</p> <p data-bbox="121 455 1472 581">消防署は、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。消防署は、タンクローリーの立入検査を適宜実施し、構造、設備等の法令基準が維持されるよう指導を強化するほか、トラック等の危険物輸送車両についても、タンクローリーと同様の安全対策を進める。</p> <p data-bbox="121 590 1472 669">また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認及び活用を推進し、輸送時の安全性を高める。</p>	3. 危険物等の輸送の安全化	保健所、消防署、警察署、都（福祉保健局）	<table border="1" data-bbox="1513 226 2754 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 1961 275">3 危険物等の輸送の安全化</td> <td data-bbox="1961 226 2754 275">都、保健所、消防署、警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 279 2873 359">都福祉保健局及び保健所は、毒物・劇物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。</p> <p data-bbox="1522 367 2873 447">警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締りを推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。</p> <p data-bbox="1522 455 2873 669">消防署は、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。消防署は、タンクローリーの立入検査を適宜実施し、構造、設備等の法令基準が維持されるよう指導を強化するほか、トラック等の危険物輸送車両についても、タンクローリーと同様の安全対策を進める。また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認及び活用を推進し、輸送時の安全性を高める。</p>	3 危険物等の輸送の安全化	都、保健所、消防署、警察署
3. 危険物等の輸送の安全化	保健所、消防署、警察署、都（福祉保健局）				
3 危険物等の輸送の安全化	都、保健所、消防署、警察署				

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

2. 危険物等の応急措置による危険防止	都市計画班、廃棄物処理班、下水道班、危機管理班、消防署、警察署、都（環境局、総務局、福祉保健局、下水道局、教育庁、建設局、港湾局、産業労働局）、事業者
---------------------	---

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。

なお、放射線等使用施設の応急措置については第 10 章 放射性物質対策を参照する。

(1) 石油等危険物施設の応急措置【消防署、都市計画班、危機管理班、事業者】

ア 消防署

- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

イ 市

- ・ 施設の緊急点検
- ・ 市民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 避難施設の開設、避難した市民の保護

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【都、建築指導課、危機管理班、警察署、消防署、事業者】

イ 市

- ・ 施設の緊急点検
- ・ 市民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 避難施設の開設、避難した市民の保護

(3) 火薬類保管施設の応急措置【都、都市計画班、危機管理班、消防署、警察署、事業者】

イ 市

- ・ 施設の緊急点検
- ・ 市民に対する避難の勧告又は指示
- ・ 避難施設の開設、避難した市民の保護

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都、警察署、消防署、都市計画班、危機管理班、事業者】

ウ 消防署

- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報

応 急 対 策

2 危険物等の応急措置による危険防止	市、都、消防署、警察署、事業者
--------------------	-----------------

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、石油等危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導する。また、市及び事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

なお、放射線等使用施設の応急措置については第 10 章 放射性物質対策を参照する。

(1) 石油等危険物施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、消防署、事業者】

ア 消防署

- ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

イ 市

- （削除）
- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】

イ 市

- （削除）
- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護

(3) 火薬類保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】

イ 市

- （削除）
- ・ 市民に対する避難情報の発令
- ・ 避難所の開設、避難した市民の保護

(4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（総務局、環境局）、警察署、消防署、事業者】

ウ 消防署

- ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>エ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の緊急点検 市民に対する避難の勧告又は指示 避難施設の開設、避難した市民の保護 <p>(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【都、警察署、消防署、都市計画班、危機管理班、下水道班、事業者】</p> <p>ア 都 [都下水道局]</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 災害情報の収集、伝達 <p>[都教育庁]</p> <p>ウ 消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び市へのその内容の通報 <p>エ 市 [都市計画班]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の緊急点検 <p>[下水道班] [危機管理班]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難の勧告又は指示 避難施設の開設、避難住民の保護 <p>(6) 化学物質関連施設の応急対策【都、都市計画班、危機管理班、事業者】</p> <p>ア 都</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策は、区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供する。 PCB対策は、区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。 <p>イ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の緊急点検 PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している危機の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。 <p>(7) 危険物等輸送車両の応急対策【都、警察署、消防署、危機管理班、事業者】</p> <p>エ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難の勧告又は指示 避難施設の開設、避難住民の保護 	<p>エ 市 (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難情報の発令 避難所の開設、避難した市民の保護 <p>(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【<u>上下水道班</u>、危機管理班、<u>都（福祉保健局、下水道局、教育委員会）</u>、警察署、消防署、事業者】</p> <p>ア 都 [都下水道局]</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害及び流入事故に関する情報の収集、伝達 <p>[都教育委員会]</p> <p>ウ 消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した<u>避難指示</u>及び市へのその内容の通報 <p>エ 市 (削除)</p> <p>[<u>上下水道班</u>] [危機管理班]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難情報の発令 <u>避難所</u>の開設、避難住民の保護 <p>(6) 化学物質関連施設の応急対策【都市計画班、危機管理班、<u>都（各局）</u>、事業者】</p> <p>ア 都</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質対策は、<u>市区町村</u>と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供する。 PCB対策は、<u>市区町村</u>との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。 <p>イ 市 (削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している<u>機器</u>の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。 <p>(7) 危険物等輸送車両の応急対策【<u>危機管理班</u>、<u>都（各局）</u>、警察署、消防署、事業者】</p> <p>エ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する避難情報の発令 <u>避難所</u>の開設、避難した市民の保護

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(8) 流出油の応急対策【都、警察署、消防署、危機管理班】</p> <p>イ 市</p> <p>市は流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。</p> <p>(9) 危険動物の逸走時対策【都、警察署、消防署、廃棄物処理班、危機管理班】</p> <p>エ 市</p> <p>事故時には必要に応じ、次の措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する避難の勧告又は指示 ・ 避難施設の開設、避難住民の保護 	<p>(8) 流出油の応急対策【都（総務局、都建設局、都港湾局）、警察署、消防署】</p> <p>イ <u>警察署・消防署</u></p> <p><u>警察署・消防署</u>は流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布、初期消火及び延焼防止措置、警戒及び立入制限、付近住民に対する火気管理の指導、広報等を実施する。</p> <p>(9) 危険動物の逸走時対策【<u>環境班、危機管理班、都（総務局、福祉保健局、産業労働局、建設局）、警察署、消防署</u>】</p> <p>エ 市</p> <p><u>市は、</u>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する<u>避難情報の発令</u> ・ <u>避難所</u>の開設、避難した市民の保護

修正前（平成31年修正）

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 道路・橋梁、河川施設等

予 防 対 策

1. 道路・橋梁の整備	道路建設課、道路管理課、都市計画課、都（建設局）
-------------	--------------------------

- (1) 道路の整備【道路建設課、都市計画課】
- (2) 橋梁の整備【道路建設課、道路管理課】
- (3) 道路施設の安全化【道路建設課、都】

2. 緊急輸送ネットワークの整備	危機管理室、道路管理課、都建設事務所、都（都市整備局）、 警視庁（警察署）
------------------	--

- (1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理室、都建設事務所、都】
救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。
- (2) 資器材の整備【道路管理課】
平常時から障害物除去用資器材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3. 水防活動の準備	危機管理室
------------	-------

- 管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

応 急 対 策

1. 道路・橋梁等の応急対策	市災害対策本部、広報班、物資輸送班、道路管理班、 都建設事務所、警察署、警視庁
----------------	--

- (1) 道路・橋梁の応急対策【道路管理班、都建設事務所】
各道路管理者等は、所有の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

修正後

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 道路・橋梁、河川施設等

予 防 対 策

1 道路・橋梁の整備	市、都
------------	-----

- (1) 道路の整備【道路課、都市計画課】
- (2) 橋梁の整備【道路課】
- (3) 道路施設の安全化【道路課、都（建設局）】

2 緊急輸送ネットワークの整備	市、都建設事務所、都、警察署
-----------------	----------------

- (1) 緊急輸送ネットワーク整備【危機管理課、都建設事務所、都（都市整備局）警察署】
救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備する。
- (2) 資器材の整備【道路課】
平時から障害物除去用資器材の整備を行うとともに、市建災防協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 水防活動の準備	市
-----------	---

- 危機管理課は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

応 急 対 策

1 道路・橋梁等の応急対策	市、都建設事務所、警察署
---------------	--------------

- (1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】
各道路管理者等は、管理する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 道路交通規制等【警察署】

(2) 道路交通規制等【警察署】

<p>第一次 交通規制 (道路交通法)</p>	<p>震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。</p> <p>① 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>② 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</p> <p>③ 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。</p> <p>※緊急自動車専用路</p> <table border="1" data-bbox="498 598 1270 762"> <tr> <td>国道 4 号（日光街道ほか）</td> <td>国道 17 号（中山道、白山通りほか）</td> </tr> <tr> <td>国道 20 号（甲州街道ほか）</td> <td>国道 246 号（青山・玉川通り）</td> </tr> <tr> <td>目白通り</td> <td>外堀通り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">首都高速道路・高速自動車国道</td> </tr> </table>	国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）	国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）	目白通り	外堀通り	首都高速道路・高速自動車国道	
国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）								
国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）								
目白通り	外堀通り								
首都高速道路・高速自動車国道									
<p>第二次 交通規制 (災害対策基本法)</p>	<p>震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。</p> <p>① 「緊急交通路」の指定</p> <p>② その他の「緊急交通路」の指定</p> <p>被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。</p>								

<p>第一次 交通規制 (道路交通法)</p>	<p>震度 6 弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。</p> <p><u>1</u> 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p><u>2</u> 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</p> <p><u>3</u> 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路 6 路線の合計 7 路線を「緊急自動車専用路*」として一般車両の通行を禁止する。</p> <p>※緊急自動車専用路</p> <table border="1" data-bbox="1887 598 2665 762"> <tr> <td>国道 4 号（日光街道ほか）</td> <td>国道 17 号（中山道、白山通りほか）</td> </tr> <tr> <td>国道 20 号（甲州街道ほか）</td> <td>国道 246 号（青山・玉川通り）</td> </tr> <tr> <td>都道 8 号目白・新目白通り</td> <td>都道 405 号外堀通り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">首都高速道路・高速自動車国道</td> </tr> </table>	国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）	国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）	都道 8 号目白・新目白通り	都道 405 号外堀通り	首都高速道路・高速自動車国道	
国道 4 号（日光街道ほか）	国道 17 号（中山道、白山通りほか）								
国道 20 号（甲州街道ほか）	国道 246 号（青山・玉川通り）								
都道 8 号目白・新目白通り	都道 405 号外堀通り								
首都高速道路・高速自動車国道									
<p>第二次 交通規制 (災害対策基本法)</p>	<p>震度 6 弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。</p> <p><u>1</u> 「緊急交通路」の指定</p> <p><u>2</u> その他の「緊急交通路」の指定</p> <p>被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。</p>								

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第二次 交通規制 (災害対策基本法)	<table border="1"> <tr> <td>第一京浜 青梅・新青梅 街道</td> <td>第二京浜 川越街道</td> <td>中原街道 北本通り</td> <td>目黒通り 水戸街道</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通り</td> <td>京葉道路</td> <td>井の頭通り</td> <td>三鷹通り</td> </tr> <tr> <td>東八道路</td> <td>小金井街道</td> <td>志木街道</td> <td>府中街道</td> </tr> <tr> <td>芋窪街道</td> <td>五日市街道</td> <td>中央南北線</td> <td>八王子武蔵村 山線</td> </tr> <tr> <td>三ツ木八王子 線</td> <td>新奥多摩街道</td> <td>小作北通り</td> <td>吉野街道</td> </tr> <tr> <td>滝山街道</td> <td>北野街道</td> <td>川崎街道</td> <td>多摩ニュータウン通 り</td> </tr> <tr> <td>鎌倉街道</td> <td>町田街道</td> <td colspan="2">大和バイパス</td> </tr> </table> <p>■ 網掛けは市内を通る路線</p>	第一京浜 青梅・新青梅 街道	第二京浜 川越街道	中原街道 北本通り	目黒通り 水戸街道	蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村 山線	三ツ木八王子 線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道	滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通 り	鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	
	第一京浜 青梅・新青梅 街道	第二京浜 川越街道	中原街道 北本通り	目黒通り 水戸街道																									
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り																										
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道																										
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村 山線																										
三ツ木八王子 線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道																										
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通 り																										
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス																											
震度 5 強の地震が発生した場合の交通規制 (道路交通法)	<p>都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて環状 7 号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状 8 号線内側への一般車両の流入を抑制する。</p>																												

第二次 交通規制 (災害対策基本法)	<table border="1"> <tr> <td>第二京浜ほか (国道 1 号)</td> <td>水戸街道ほか (国道 6 号)</td> <td>京葉道路 (国道 14 号)</td> <td>第一京浜ほか (国道 15 号)</td> </tr> <tr> <td>新大宮バypass (国道 17 号)</td> <td>北本通りほか (国道 122 号)</td> <td>川越街道ほか (国道 254 号)</td> <td>湾岸道路 (国道 357 号)</td> </tr> <tr> <td>中原街道 (都道 2 号)</td> <td>青梅・新青梅街道 (都道 4 号ほか)</td> <td>井の頭通り・五日 市街道・睦橋通り (都道 7 号ほか)</td> <td>目黒通り (都道 312 号)</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通りほか (都道 315 号)</td> <td>東京環状ほか (国道 16 号)</td> <td>日野バypassほか (国道 20 号)</td> <td>旧青梅街道 (国道 139 号)</td> </tr> <tr> <td>大和厚木バypass (国道 246 号)</td> <td>稲城大橋通りほ か (都道 9 号)</td> <td>東八道路 (都道 14 号)</td> <td>小金井街道 (都道 15 号ほか)</td> </tr> <tr> <td>府中街道ほか (都道 17 号ほ か)</td> <td>鎌倉街道ほか (都道 18 号ほか)</td> <td>川崎街道 (都道 20 号ほか)</td> <td>新奥多摩街道ほ か (都道 29 号ほか)</td> </tr> <tr> <td>芋窪街道ほか (都道 43 号ほ か)</td> <td>町田街道 (都道 47 号ほか)</td> <td>町田厚木線 (都道 51 号)</td> <td>八王子武蔵村山 線 (都道 59 号)</td> </tr> <tr> <td>三鷹通り (都道 121 号)</td> <td>中央南北線ほか (都道 153 号ほか)</td> <td>多摩ニュータウン通り (都道 158 号)</td> <td>新滝山街道ほか (都道 169 号ほか)</td> </tr> <tr> <td>北野街道 (都道 173 号)</td> <td>新小金井街道 (都道 248 号ほか)</td> <td>甲州街道 (都道 256 号)</td> <td></td> </tr> </table> <p>■ 網掛けは市内を通る路線</p>	第二京浜ほか (国道 1 号)	水戸街道ほか (国道 6 号)	京葉道路 (国道 14 号)	第一京浜ほか (国道 15 号)	新大宮バypass (国道 17 号)	北本通りほか (国道 122 号)	川越街道ほか (国道 254 号)	湾岸道路 (国道 357 号)	中原街道 (都道 2 号)	青梅・新青梅街道 (都道 4 号ほか)	井の頭通り・五日 市街道・睦橋通り (都道 7 号ほか)	目黒通り (都道 312 号)	蔵前橋通りほか (都道 315 号)	東京環状ほか (国道 16 号)	日野バypassほか (国道 20 号)	旧青梅街道 (国道 139 号)	大和厚木バypass (国道 246 号)	稲城大橋通りほ か (都道 9 号)	東八道路 (都道 14 号)	小金井街道 (都道 15 号ほか)	府中街道ほか (都道 17 号ほ か)	鎌倉街道ほか (都道 18 号ほか)	川崎街道 (都道 20 号ほか)	新奥多摩街道ほ か (都道 29 号ほか)	芋窪街道ほか (都道 43 号ほ か)	町田街道 (都道 47 号ほか)	町田厚木線 (都道 51 号)	八王子武蔵村山 線 (都道 59 号)	三鷹通り (都道 121 号)	中央南北線ほか (都道 153 号ほか)	多摩ニュータウン通り (都道 158 号)	新滝山街道ほか (都道 169 号ほか)	北野街道 (都道 173 号)	新小金井街道 (都道 248 号ほか)	甲州街道 (都道 256 号)	
	第二京浜ほか (国道 1 号)	水戸街道ほか (国道 6 号)	京葉道路 (国道 14 号)	第一京浜ほか (国道 15 号)																																	
新大宮バypass (国道 17 号)	北本通りほか (国道 122 号)	川越街道ほか (国道 254 号)	湾岸道路 (国道 357 号)																																		
中原街道 (都道 2 号)	青梅・新青梅街道 (都道 4 号ほか)	井の頭通り・五日 市街道・睦橋通り (都道 7 号ほか)	目黒通り (都道 312 号)																																		
蔵前橋通りほか (都道 315 号)	東京環状ほか (国道 16 号)	日野バypassほか (国道 20 号)	旧青梅街道 (国道 139 号)																																		
大和厚木バypass (国道 246 号)	稲城大橋通りほ か (都道 9 号)	東八道路 (都道 14 号)	小金井街道 (都道 15 号ほか)																																		
府中街道ほか (都道 17 号ほ か)	鎌倉街道ほか (都道 18 号ほか)	川崎街道 (都道 20 号ほか)	新奥多摩街道ほ か (都道 29 号ほか)																																		
芋窪街道ほか (都道 43 号ほ か)	町田街道 (都道 47 号ほか)	町田厚木線 (都道 51 号)	八王子武蔵村山 線 (都道 59 号)																																		
三鷹通り (都道 121 号)	中央南北線ほか (都道 153 号ほか)	多摩ニュータウン通り (都道 158 号)	新滝山街道ほか (都道 169 号ほか)																																		
北野街道 (都道 173 号)	新小金井街道 (都道 248 号ほか)	甲州街道 (都道 256 号)																																			
震度 5 強の地震が発生した場合の交通規制 (道路交通法)	<p>都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて環状 7 号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状 8 号線内側への一般車両の流入を抑制する。</p>																																				

修正前（平成 31 年修正）

(3) 緊急輸送ネットワーク指定拠点【市災害対策本部】

(4) 緊急道路の確保等【道路管理班、広報班】

【市が実施する事項】

道路施設の点検	道路管理班は、あらかじめ指定されている緊急輸送路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送路の決定に関しての協力を行う。
市民への周知	広報班は、緊急輸送路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。
緊急道路障害物除去	道路管理班は、緊急輸送路を確保するため、都及び市建災防協会の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

(5) 緊急道路障害物除去作業の分担【道路管理班、都建設事務所、警察署】

市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都災害対策本部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。 また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。
都建設事務所	道路上の障害物の状況報告に基づき、必要な指導及び調整を行いながら、所管の路上障害物を除去する。
警察署	緊急交通路の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害となっている放置車両の排除に当たる。 また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。
道路管理者	道路管理者は、車両の移動命令に従わない場合、運転者等不在の場合、その他何らかの理由で移動できない場合に道路管理者は車両を移動させることができる。その場合には、車両等の所有者との連絡や損失補償を行う際に必要になるため、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。

修正後

(削除)

(3) 緊急輸送道路の確保等【道路班、広報班】

【市が実施する事項】

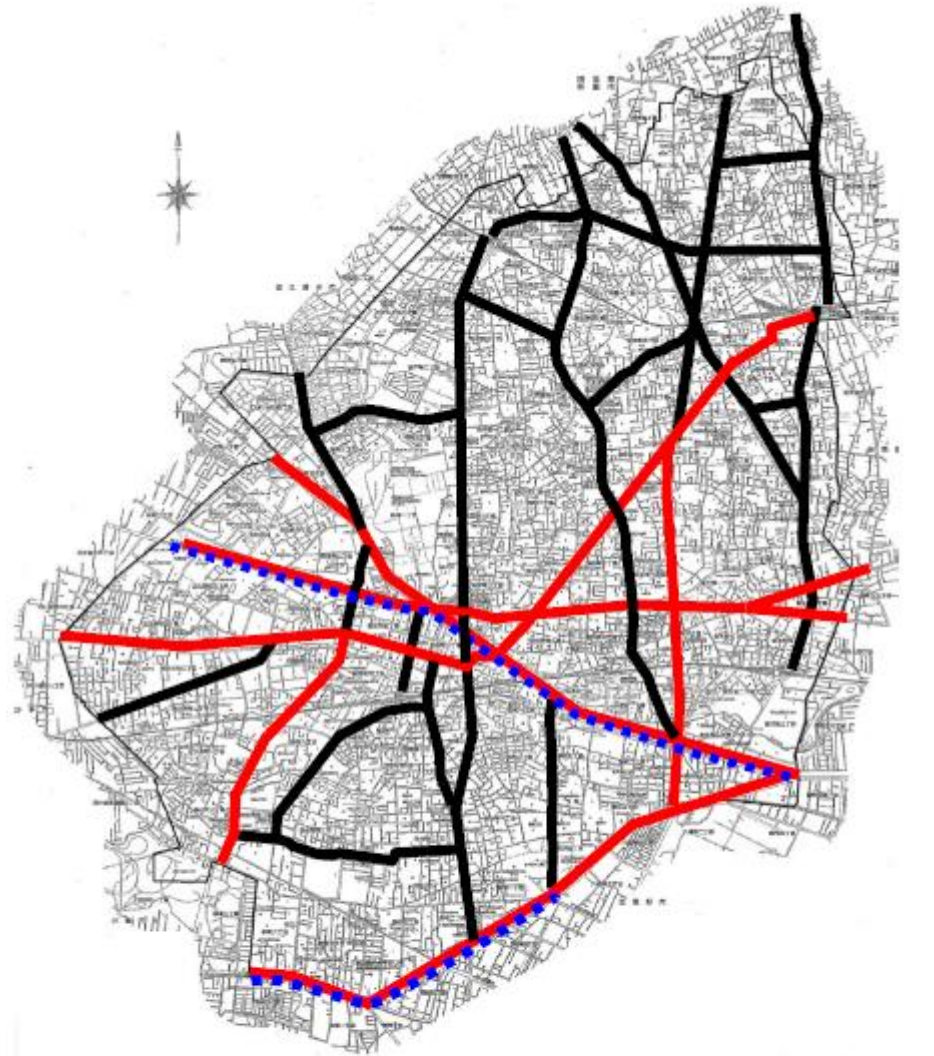
道路施設の点検	道路班は、あらかじめ指定されている緊急輸送道路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送道路の決定に関しての協力を行う。
市民への周知	広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。
緊急道路障害物除去	道路班は、緊急輸送道路を確保するため、都及び市建災防協会の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

(4) 緊急道路障害物除去作業の分担【道路班、都建設事務所、警察署】

市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都災害対策本部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。 また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。
都建設事務所	災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく区間指定が行われた場合、道路上の障害物の状況報告に基づき、必要な指導及び調整を行いながら、所管の路上障害物を除去する。
警察署	緊急交通路の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害となっている放置車両の排除に当たる。 また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。
道路管理者	道路管理者は、車両の移動命令に従わない場合、運転者等不在の場合、その他何らかの理由で移動できない場合に車両を移動させることができる。その場合には、車両等の所有者との連絡や損失補償を行う際に必要になるため、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。

修正前（平成 31 年修正）

<緊急輸送ネットワーク及び緊急道路障害物除去路線>



凡 例	
	緊急輸送道路（都指定）
	緊急啓開道路（市指定）
	必要に応じ緊急交通路として指定される路線

2. 河川施設等の応急対策

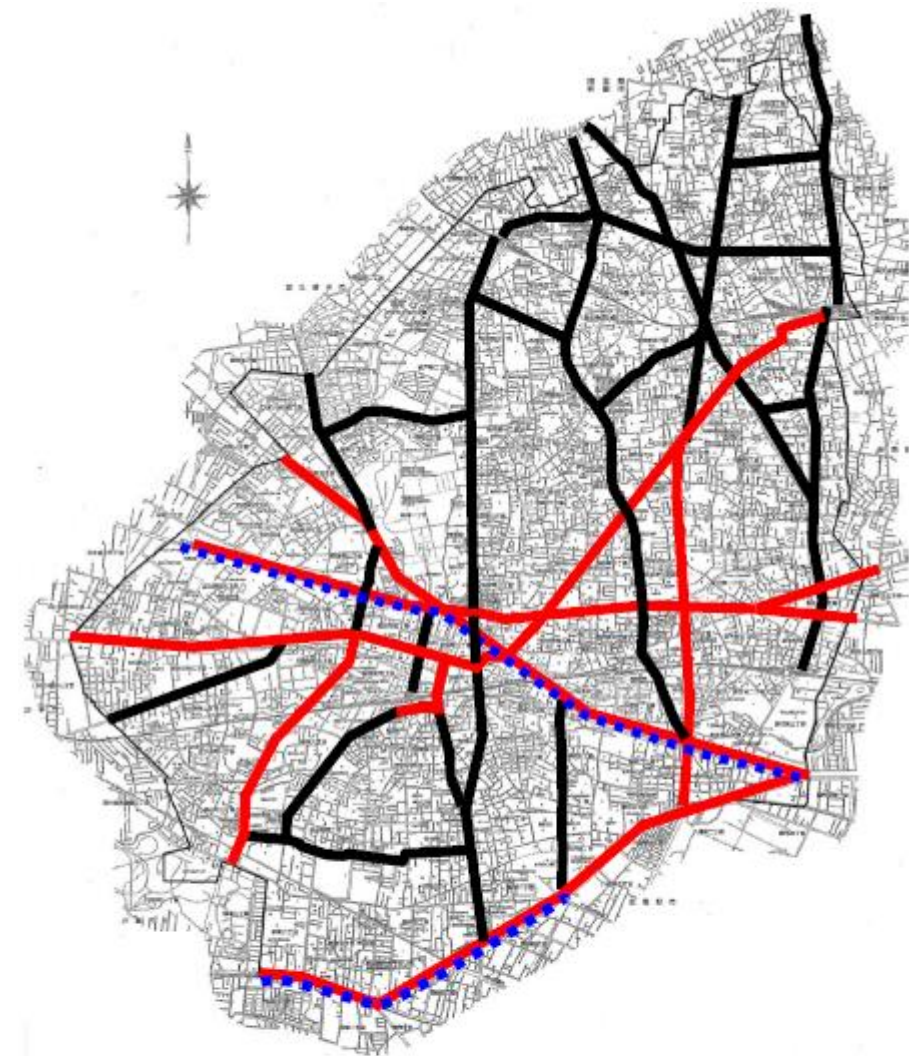
都建設事務所、下水道班、危機管理班

市は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

都建設事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断の基に実施する。特に、河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。

修正後

<緊急輸送ネットワーク及び緊急道路障害物除去路線>



凡 例	
	緊急輸送道路（都指定）
	緊急啓開道路（市指定）
	必要に応じ緊急交通路として指定される路線

2 河川施設等の応急対策

市、都建設事務所

上下水道班及び危機管理班は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

都建設事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断の基に実施する。特に、河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

1. 道路・橋梁等の復旧対策

都建設事務所、道路管理課、道路建設課、秘書広報課、
危機管理室、警察署、関東地方整備局

(1) 活動態勢【道路管理課、道路建設課】

道路管理課及び道路建設課は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策【都建設事務所、道路管理課、道路建設課、危機管理室、警察署、都、関東地方整備局】

道路管理課、道路建設課及び都建設事務所は、次のとおり応急復旧対策を実施する。

ウ 緊急車両の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 道路管理課、道路建設課及び危機管理室、並びに都、関東地方整備局、警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

(3) 広報【秘書広報課】

道路管理課及び道路建設課は、危機管理室、秘書広報課に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。
秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

復旧対策

1 道路・橋梁等の復旧対策

市、都、警察署、関東地方整備局

(1) 活動態勢【道路課】

道路課は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策【道路課、危機管理課、都建設事務所、警察署、関東地方整備局】

道路課及び都建設事務所は、次のとおり応急復旧対策を実施する。

ウ 緊急自動車等の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 道路課及び危機管理課、並びに都、関東地方整備局、警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

(3) 広報【道路課、秘書広報課】

道路課は、災害対策本部に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。秘書広報課は災害対策本部で得た被害状況、復旧状況等を市民に広報する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 鉄道施設

予 防 対 策

鉄道施設の安全化	西武鉄道(株)、消防署
----------	-------------

応 急 対 策

鉄道施設の応急対策	西武鉄道(株)
-----------	---------

- (1) 災害時の活動態勢
- (2) 発災時の初動措置
- (3) 乗客の避難誘導
- (4) 事故発生時の救護活動

復 旧 対 策

鉄道施設の復旧対策	西武鉄道(株)
-----------	---------

第 2 節 鉄道施設

予 防 対 策

<u>1</u> 鉄道施設の安全化	西武鉄道(株)、消防署
-------------------	-------------

応 急 対 策

<u>1</u> 鉄道施設の応急対策	西武鉄道(株)
--------------------	---------

- (1) 災害時の活動態勢【西武鉄道(株)】
- (2) 発災時の初動措置【西武鉄道(株)】
- (3) 乗客の避難誘導【西武鉄道(株)】
- (4) 事故発生時の救護活動【西武鉄道(株)】

復 旧 対 策

<u>1</u> 鉄道施設の復旧対策	西武鉄道(株)
--------------------	---------

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 水道施設**予 防 対 策**

水道施設の安全化

危機管理室、都水道局

(1) 水道施設の耐震性強化【都（水道局）】

また、管路については、「耐震継手化 10 カ年事業」の取組を着実に推進していくとともに、優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等のほかに避難所（避難施設）等についても供給ルートの耐震継手化を優先的に推進していく。

(2) 耐震性貯水槽等の整備促進【危機管理室】**第 3 節 水道施設****予 防 対 策**1 水道施設の安全化

市、都

(1) 水道施設の耐震性強化【都（水道局）】

また、管路については、「耐震継手化 10 カ年事業」の取組を着実に推進していくとともに、優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等のほかに避難所等についても供給ルートの耐震継手化を優先的に推進していく。

(2) 耐震性貯水槽等の整備促進【危機管理課】

修正前（平成31年修正）

修正後

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）		○被害状況の把握 ○人員、資機（器）材等の確保 ○西東京市水友会への応援要請 ○応急措置の実施			→
都 （水道局）			○被害状況の把握 ○施設の点検 ○人員、資機（器）材等の確保 ○応急措置の実施		→
				○広報の実施	→

1. 活動態勢

給水対応班、都（水道局）

東京都水道局は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等を確保するため、動員態勢を確立する。

給水対応班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。

電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線（地域防災系）及び移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。

2. 水道施設の応急対策

都（水道局）

(1) 被害状況の把握

(2) 各事業者における対応

応急対策

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）		○被害状況の把握 ○人員、資器材等の確保 ○西東京市水友会への応援要請 ○応急措置の実施			→
都 （水道局）			○被害状況の把握 ○施設の点検 ○人員、資器材等の確保 ○応急措置の実施		→
				○広報の実施	→

1 活動態勢

市、都

東京都水道局は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等を確保するため、動員態勢を確立する。

上下水道班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。

電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線（地域防災系）及び移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。

2 水道施設の応急対策

都

(1) 被害状況の把握【都（水道局）】

(2) 各事業者における対応【都（水道局）】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

応急復旧対策	都（水道局）
--------	--------

(1) 取水・導水施設の復旧活動

(2) 浄水施設の復旧活動

(3) 管路の復旧計画

(4) 給水装置の復旧活動

ア 公道内の給水装置の復旧は配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

ウ 一般住宅等の給水装置の復旧はその所有者から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

(5) 復旧用材料の調達

(6) 広報の実施

危機管理室、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

復旧対策

1 応急復旧対策	市、都
----------	-----

(1) 取水・導水施設の復旧活動【都（水道局）】

(2) 浄水施設の復旧活動【都（水道局）】

(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】

(4) 給水装置の復旧活動【都（水道局）】

ア 給水装置の復旧は配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

ウ 一般住宅等の給水装置は、メーター上流部まで復旧を行う。

また、配水小管に被害が無く、給水管に多量の漏水があり、第三者に被害その他の影響を及ぼすおそれがある場合は、申込みの有無にかかわらず応急措置（閉栓による止水等を含む）を実施する。

(5) 復旧用材料の調達【都（水道局）】

(6) 広報の実施【秘書広報課、危機管理課】

危機管理課は、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。

秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 下水道施設

予 防 対 策

下水道施設の安全化

下水道課

(1) 下水道施設の整備

(2) 下水道BCPの作成

大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が平成 24 年 3 月に作成した「下水道BCP策定マニュアル～第 2 版～（地震・津波編）」を基に下水道BCPを作成する。

応 急 対 策

下水道施設の応急対策

下水道班

下水道班は、発災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

復 旧 対 策

下水道施設の復旧対策

下水道課

下水道課は、非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機（器）材等を確保する。
- (3) 工事施工中の箇所は、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機（器）材の補給を行わせる。
- (5) 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きよ、榦・取付管の復旧を行う。
また、危機管理室、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第 4 節 下水道施設

予 防 対 策

1 下水道施設の安全化

市

(1) 下水道施設の整備【下水道課】

(2) 下水道BCPの作成【下水道課】

大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が令和 2 年 4 月に作成した「下水道BCP策定マニュアル 2019 年版（地震・津波、水害編）」を基に下水道BCPを作成する。

応 急 対 策

1 下水道施設の応急対策

市

上下水道班は、発災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

また、被災状況に応じ、東京都下水道局等と応急対策に係る調整を行う。

復 旧 対 策

1 下水道施設の復旧対策

市

下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。

- ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。
- ウ 工事施工中の箇所は、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。
- オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きよ、榦・取付管の復旧を行う。
また、危機管理課、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。
さらに、被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 5 節 電気・ガス・通信施設

予 防 対 策

1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力(株)、東京ガス(株)、 N T T 東日本、日本郵便株式会社
-----------------	--

(1) 電気施設の安全化【東京電力(株)】

東京電力(株)は、電気供給信頼度の向上を図るため、系統の切替えなどにより停電が早期に解消できるよう系統連携の強化に努める。

第 5 節 電気・ガス・通信施設

予 防 対 策

1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力(株)、東京ガス(株)、 N T T 東日本、日本郵便株式会社
-----------------	--

(1) 電気施設の安全化【東京電力(株)】

東京電力(株)は、電気施設を、耐震設計基準に基づき設置し、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工する。

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度 0.5G 程度、ダム・水門扉・鉄管固定台は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)又は電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)により耐震設計を行う。
変電		機器は、動的設計(0.3G 共振正弦 2 波)、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5G (地震時には風圧加重を考慮しない。)、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上とする。
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいため、これらの荷重を基礎として設計する。
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計する。
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備を形成する。
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計を行う。

ア 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給をするよう構成されている。

イ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

ウ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

エ 国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進める。

修正前（平成 31 年修正）

(2) ガス施設の安全化【東京ガス(株)】

ア 製造所・整圧所設備

(イ) 消防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

(イ) 全ての地区ガバナ（整圧器）に S I センサーを設置し、揺れの大きさ（S I 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

ウ 施設別安全化対策

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 ○ 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、200 ガル程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

修正後

(2) ガス施設の安全化【東京ガス(株)】

ア 製造所・整圧所設備

(イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ 供給設備

(イ) 全ての地区ガバナ（整圧器）に S I センサーを設置し、揺れの大きさ（S I 値）・ガスの圧力・流量を平時からモニタリングする。

ウ 施設別安全化対策

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 <u>2</u> 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 <u>2</u> 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> ループ化された固定無線回線の整備 <u>2</u> 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 <u>2</u> 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、<u>震度 5 程度以上</u>の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(3) 通信施設の安全化【NTT東日本】

(3) 通信施設の安全化【NTT東日本】

事項	安全化対策
電気通信設備	<p>○電気通信設備等の高信頼化</p> <p>次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施</p> <p>① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施</p> <p>② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施</p> <p>③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施</p>
電気通信システム	<p>○電気通信システムの高信頼化</p> <p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備</p> <p>① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</p> <p>② 主要な中継交換機を分散設置</p> <p>③ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築</p> <p>④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</p> <p>⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進</p>

事項	安全化対策
電気通信設備	<p>次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む、以下「電気通信設備等」という）の防災設計を実施</p> <p><u>1</u> 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施</p> <p><u>2</u> 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風及び耐雪構造化を実施</p> <p><u>3</u> 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震及び耐火構造化を実施</p>
電気通信システム	<p>災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備</p> <p><u>1</u> 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。</p> <p><u>2</u> 主要な中継交換機を分散設置</p> <p><u>3</u> 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築</p> <p><u>4</u> 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置</p> <p><u>5</u> 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼を確保するため、2ルート化を推進</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

■ 応 急 対 策 ■

電気・ガス・通信等の応急対策 | 危機管理班、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本

- (1) 市の対応
- (2) 各事業者における対応

電力 供給施設 (東京電力(株))	地震の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがある場合、又は都、消防署、警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置をとる。
ガス 供給施設 (東京ガス(株))	地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「超高密度リアルタイム地震防災システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。

■ 応 急 対 策 ■

1 電気・ガス・通信等の応急対策 | 市、東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本

- (1) 市の対応【危機管理班、調整班】
- (2) 各事業者における対応【東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本】

電力 供給施設 (東京電力(株))	<p>1 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。</p> <p>2 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。</p> <p>3 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。</p> <p>4 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる公官庁等の機関、避難所等を優先とすることを原則とするが、各設備の復旧は、災害の状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。</p> <p>5 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。</p>
ガス 供給施設 (東京ガス(株))	<p>1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。</p> <p>2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。</p> <p>3 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。</p> <p>4 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</p> <p>5 ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。</p> <p>6 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</p> <p>7 その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。</p> <p>8 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。</p>

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 情報の収集・報告 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等 ② 電気通信設備等の被害状況・疎通状況及び停電状況 ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ④ 被災設備、回線等の復旧状況 ⑤ 復旧要員の稼働状況 ⑥ その他必要な情報</p>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>1 通報・連絡 各対策組織相互の通報・連絡は、情報を統括する組織を窓口として行う。</p> <p>2 <u>災害時における情報の収集及び連絡</u> (1) <u>情報の収集、報告</u> 災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。</p> <p>① 気象状況・災害予報等 ② 電気通信設備等の被害状況・<u>そ通</u>状況及び停電状況 ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 ④ 被災設備、回線等の復旧状況 ⑤ 復旧要員の稼働状況 ⑥ その他必要な情報</p> <p>(2) <u>社外関係機関との連絡</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。</p>

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>3 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</p> <p>② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</p> <p>③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</p> <p>④ 災害用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</p> <p>⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</p> <p>⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること</p> <p>4 重要通信の疎通確保</p> <p>災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。</p> <p>② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>③ 非常、緊急電報は電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより一般の電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>5 被災地特設公衆電話の設置</p> <p>災害救助法が適用された場合等には指定緊急避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>6 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>地震等の災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 を速やかに提供する。</p>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>3 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>① 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</p> <p>② 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</p> <p>③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</p> <p>④ 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</p> <p>⑥ 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</p> <p>⑦ その他、安全上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 <u>通信の非常そ通措置</u></p> <p>(1) <u>重要通信のそ通確保</u></p> <p>災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。</p> <p>② 通信の<u>そ通</u>が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第 8 条第 2 項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。</p> <p>③ 非常、緊急電報は電気通信事業法第 8 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより一般の電報に優先して取り扱うこと。</p> <p>④ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。</p> <p>⑤ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。</p> <p>(2) <u>被災地特設公衆電話の設置</u></p> <p>災害救助法が適用された場合等には<u>避難所</u>等に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>(3) <u>携帯電話の貸出し</u></p> <p>災害救助法が適用された場合等には<u>避難所等、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出し</u>に努める。</p> <p>(4) <u>災害用伝言ダイヤル等の提供</u></p> <p>地震等の災害発生により著しく通信輻輳(ふくそう)が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる<u>災害用伝言ダイヤル等</u>を速やかに提供する。</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1525 247 1774 1772" style="vertical-align: middle;"> <p>通信施設 (NTT 東日本)</p> </td> <td data-bbox="1774 247 2831 1772"> <p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① 社員の非常配置及びサービス標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p> </td> </tr> </table>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① 社員の非常配置及びサービス標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p>
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>5 災害時における広報</p> <p>(1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。</p> <p>6 対策要員の確保</p> <p>(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。</p> <p>(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。</p> <p>(3) 交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。</p> <p>(4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① 社員の非常配置及びサービス標準</p> <p>② 社員の非常招集の方法</p> <p>③ 関係組織相互間の応援の要請方法</p> <p>7 グループ会社に対する協力の要請</p> <p>非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資器材、車両等について協力を要請する。</p> <p>8 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1) 要員対策</p> <p>工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(2) 資材及び物資対策</p> <p>地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。</p>		

修正前（平成 31 年修正）	修正後		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1525 226 1774 1890" style="vertical-align: top;"> <p>通信施設 (NTT 東日本)</p> </td> <td data-bbox="1774 226 2834 1890"> <p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>
<p>通信施設 (NTT 東日本)</p>	<p>(3) 交通及び輸送対策</p> <p>① 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。</p> <p>② 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。</p> <p>(4) 電源対策</p> <p>商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。</p> <p>(5) お客様対応</p> <p>お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>9 対策要員の広域応援</p> <p>大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資器材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。なお、持株会社は必要に応じて調整を行う。</p> <p>10 災害時における災害対策用資器材の確保</p> <p>(1) 調達</p> <p>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。</p> <p>(2) 輸送</p> <p>災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。</p> <p>(3) 災害対策用資器材置場等の確保</p> <p>災害時において必要に応じて、災害対策用資器材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。</p> <p>11 設備の応急復旧</p> <p>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>		

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

電気・ガス・通信等の復旧対策

東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本

(1) 電力【東京電力(株)】

東京電力(株)は、機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、社で定める非常態勢に則り、速やかに応急復旧対策を実施する。その際、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策に当たり、市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

なお、市民に対しても感電事故防止のための周知、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

(2) ガス【東京ガス(株)】

イ 具体的な手順は以下のとおり。

(イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。

ウ さらに必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難施設などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

復旧対策

1 電気・ガス・通信等の復旧対策

東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本

(1) 電力【東京電力(株)】

ア 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

ウ 主な手順

(ア) 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

(イ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。

(ウ) 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

(エ) 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(オ) 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(カ) 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(キ) 配電設備については、配電設備の応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。

(ク) 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

エ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

(2) ガス【東京ガス(株)】

イ 具体的な手順は以下のとおり。

(イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資器材の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は、速やかに確保する。

ウ さらに必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

修正前（平成31年修正）

修正後

(3) 通信【NTT東日本】

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
第1順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
第3順位	・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

(3) 通信【NTT東日本】

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
第1順位	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 気象機関に設置されるもの <u>2</u> 水防機関に設置されるもの <u>3</u> 消防機関に設置されるもの <u>4</u> 災害救助機関に設置されるもの <u>5</u> 警察機関に設置されるもの <u>6</u> 防衛機関に設置されるもの <u>7</u> 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <u>8</u> 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <u>9</u> 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第2順位	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <u>2</u> 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <u>3</u> 選挙管理機関に設置されるもの <u>4</u> 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの <u>5</u> 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの <u>6</u> 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 章 応急対応力の強化

第 1 節 災害活動体制

予 防 対 策

1. 市の動員体制等の整備・充実 危機管理室、職員課、関係各課

(1) 職員の配備基準【危機管理室】

危機管理室は、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。

(2) 連絡体制の整備【関係各課、危機管理室、職員課】

各所属長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め参集指示及び安否確認等に係る情報登録を徹底させる。

(3) 勤務時間外における動員体制【関係各課、危機管理室、職員課】

小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後に参集し初動活動に従事する「初動要員」を編成し、発災初期の活動態勢に必要な人員の確保に努める。

また、危機管理室及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。

(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理室、保育課、教育委員会】

(新設)

2. マニュアル等の整備 危機管理室、全課、市民

(1) マニュアル等の整備

地域防災計画に基づき、所属ごとに必要に応じてマニュアルを整備する。避難施設については、避難所運営協議会等がマニュアルの整備を行う。

(2) マニュアルの修正

第 4 章 応急対応力の強化

第 1 節 災害活動体制

予 防 対 策

1 市の動員体制等の整備・充実 市、教育委員会

(1) 職員の配備基準【危機管理課】

危機管理課は、状況に応じた適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。

(2) 連絡体制の整備【関係各課、危機管理課、職員課】

各所属長は、あらかじめ非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め参集指示及び安否確認等に係る情報登録を徹底させる。

(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課】

避難所の開設を行うなど、初動活動に従事する職員の名簿を作成し、人事異動等があった場合は名簿の更新を行い、初動体制を確保する。

なお、勤務時間外に初動活動に従事する初動要員については、危機管理課と職員課が連携して選定する。

また、危機管理課及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。

(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、保育課、教育委員会】

(5) 庁舎の非常用電源の拡充【総務課】

機能維持強化にむけて、庁舎（災害対策本部等）の非常用電源の使用可能時間等の拡充・強化に努める。

2 マニュアル等の整備 市、市民

(1) マニュアル等の整備【全課、市民】

地域防災計画に基づき、班ごとに必要に応じてマニュアルを整備する。

(2) マニュアルの修正【全課、市民】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

3. 事業継続計画の作成

危機管理室、全課

(1) 市政の事業継続計画の作成【危機管理室、全課】

(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理室】

震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、事業者が事業継続計画（BCP）の作成するよう周知していく。

<事業継続計画（BCP）>

- ⑥ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
事業継続計画（BCP）の作成に当たっては、必要な対策を実践するとともに、その結果を点検・見直しを行うなど、継続的な取組を平常時から実施することが重要である。

3 事業継続計画の作成

市

(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】

(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理課、産業振興課】

震災時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、市は都と連携し、事業者団体を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）を作成するよう周知していく。

<事業継続計画（BCP）>

- ⑥ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
事業継続計画（BCP）の作成に当たっては、必要な対策を実践するとともに、その結果を点検・見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

修正前（平成31年修正）

修正後

応急対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）	○非常配備態勢の発令 ○災害対策本部（夜間・休日等は初動本部）の設置 ○職員の参集・安否確認 ○情報収集				→
	○現地災害対策本部の設置 ○関係機関への周知 ○市内被害状況の把握・分析 ○市民への災害対策本部設置の広報 ○審議・会議の開催（適宜） ○広報活動の実施 ○都への応援要請		→	→	→
	≪配備態勢≫ ○情報連絡態勢の確立（災害対策本部設置の前段階）				
	【勤務時間内】 ○非常配備態勢の発令 職員参集		→		
	【勤務時間外】 ○緊急初動態勢の確立 初動本部及び各初動支部へ参集				
	○特別非常配備態勢の発令 職員参集				→
都 （都災害対策本部）	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員の参集開始 ○一般職員の参集開始				→
	○第1回本部審議（以後、適宜開催） ○警察災害派遣隊の派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○報道発表（以後、適宜発表） ○本部派遣員の参集 ○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催） ○他県等への応援要請 ○災害救助法の事前連絡→適用		→	→	→

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 （市災害対策本部）	○震災非常配備態勢の発令 ○災害対策本部（夜間・休日等は初動本部）の設置 ○職員の参集・安否確認 ○情報収集				→
	○現地災害対策本部の設置 ○関係機関への周知 ○市内被害状況の把握・分析 ○市民への災害対策本部設置の広報 ○審議・会議の開催（適宜） ○広報活動の実施 ○都への応援要請		→	→	→
	≪配備態勢≫ ○情報連絡態勢の確立（災害対策本部設置の前段階）				
都 （都災害対策本部）	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員の参集開始 ○一般職員の参集開始				→
	○第1回本部審議（以後、適宜開催） ○警察災害派遣隊の派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○報道発表（以後、適宜発表） ○本部派遣員の参集 ○本部連絡員調整会議（以後、適宜開催） ○他県等への応援要請 ○災害救助法の事前連絡→適用		→	→	→

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1104 275"> <tr> <td>1. 災害対策本部の設置（勤務時間内）</td> <td>全班</td> </tr> </table> <p>(1) 災害対策本部の設置</p> <p>ア 勤務時間内については、市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。</p> <div data-bbox="290 541 1282 772" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【災害対策本部の設置基準】</p> <p>② 「東海地震注意情報」あるいは「東海地震予知情報－警戒宣言」を受けたとき</p> <p>③ 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると市長が認めたとき</p> <p>④ その他の状況により市長が必要と認めたとき</p> </div> <p>(2) 災害対策本部設置場所</p> <p>(3) 災害対策本部の廃止</p> <p>(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表</p> <p>危機管理室長は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。</p> <div data-bbox="311 1171 1261 1360" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【通知・公表先】</p> <p>② 災害対策本部員（市長の事務局に属する担当部長、教育委員会に属する担当部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</p> </div> <p>また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2か所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	1. 災害対策本部の設置（勤務時間内）	全班	<table border="1" data-bbox="1507 226 2499 275"> <tr> <td>1 災害対策本部の設置</td> <td>全班</td> </tr> </table> <p>(1) 災害対策本部の設置【<u>全班</u>】</p> <p>ア 勤務時間内については、市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、<u>震災非常配備態勢</u>を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。</p> <div data-bbox="1685 541 2677 730" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【災害対策本部の設置基準】</p> <p>② 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、<u>震災非常配備態勢</u>を発令する必要があると市長が認めたとき</p> <p>③ その他の状況により市長が必要と認めたとき</p> </div> <p>(2) 災害対策本部設置場所【<u>全班</u>】</p> <p>(3) 災害対策本部の廃止【<u>本部長（市長）</u>】</p> <p>(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【<u>危機管理班</u>】</p> <p><u>危機管理担当部長</u>は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。</p> <div data-bbox="1706 1171 2656 1360" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【通知・公表先】</p> <p>② 災害対策本部員（市長の事務局に属する<u>部長</u>、教育委員会に属する<u>部長</u>、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）</p> </div> <p>また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2<u>箇所</u>に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。</p>	1 災害対策本部の設置	全班
1. 災害対策本部の設置（勤務時間内）	全班				
1 災害対策本部の設置	全班				

修正前（平成31年修正）

修正後

2. 初動本部の設置（勤務時間外） 全班

2. 初動本部の設置（勤務時間外） 全班

(1) 初動本部の設置

イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「6. 職員の活動体制」に基づくものとする。

(1) 初動本部の設置【全班】

イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「7. 職員の活動態勢」に基づくものとする。

【初動本部の設置基準】

勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合

- ① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② 「東海地震注意情報」あるいは「東海地震予知情報－警戒宣言」を受けたとき
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき

【初動本部の設置基準】

勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合

- ① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ② その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部への移行

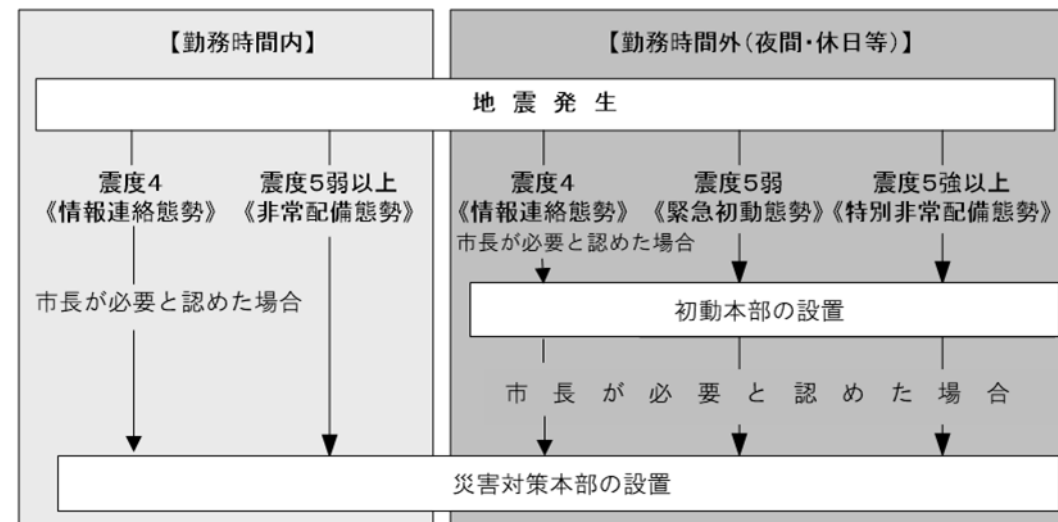
(2) 災害対策本部への移行【全班】

(3) 初動本部の廃止

(3) 初動本部の廃止【全班】

（「7 職員の活動態勢」に移動）

【災害対策本部及び初動本部の関係】



修正前（平成 31 年修正）	修正後								
<p>(移動)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">3. 災害対策本部の運営</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">全班</td> </tr> </table> <p>庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間は元より、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>ア 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。</p> <p>イ 大規模な震災時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。</p>	3. 災害対策本部の運営	全班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">3 災害対策本部の組織</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">全班</td> </tr> </table> <p>(1) 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。</p> <p>(2) 震災発生時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">4 災害対策本部の運営</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">全班</td> </tr> </table> <p>庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間はもとより、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。</p> <p>また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、<u>防災関係機関</u>、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。</p> <p>(3 災害対策本部の組織として移動)</p> <p>(1) 本部長室の開設</p> <p><u>危機管理担当部長</u>は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、<u>危機管理担当部長</u>が運営を統括する。</p> <p>本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。</p> <p>(2) 本部長室の構成及び内容</p> <p>本部長室は、次の者をもって組織する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">③ 本部員</td> </tr> </table> <p>また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"> ② 震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。 ④ 避難情報の発令及び解除に関すること。 ⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。 </td> </tr> </table>	3 災害対策本部の組織	全班	4 災害対策本部の運営	全班	③ 本部員	② 震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。 ④ 避難情報の発令及び解除に関すること。 ⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。
3. 災害対策本部の運営	全班								
3 災害対策本部の組織	全班								
4 災害対策本部の運営	全班								
③ 本部員									
② 震災非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。 ④ 避難情報の発令及び解除に関すること。 ⑥ 都、他の市区町村又は公共機関等に対する応援要請に関すること。									

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(2) 本部長（市長）等の職務</p> <p>イ 副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室において市の災害対策に関する重要事項の審議等を行う。</p> <p>(3) 本部長（市長）の職務代理の指定</p> <p>ウ 第3順位 危機管理室長</p> <p>エ 第4順位 本部員の中の参集筆頭者</p> <p>(4) 本部長室の開設</p> <p>危機管理室長は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、危機管理室長が運営を統括する。</p> <p>本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。</p> <p>(5) 本部長室の構成</p> <p>本部長室は、次の者をもって組織する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>③ 本部員</p> <p>④ 本部長室の庶務は、危機管理室が行う。</p> </div> <p>また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>② 災害対策本部の非常配備態勢及びその解除に関すること。</p> <p>③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>⑥ 都又は他の市町村に対する応援要請に関すること。</p> </div>	<p>(3) 本部長（市長）の職務</p> <p>イ <u>本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。</u></p> <p>ウ <u>本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。</u></p> <p>(4) 本部長（市長）の職務代理の指定</p> <p>ウ 第3順位 <u>危機管理担当部長</u></p> <p>エ 第4順位 本部員の中の<u>筆頭者</u></p> <p>((1) 本部長室の開設) に移動</p> <p>((2) 本部長室の構成及び内容) に移動</p> <p>(5) 副本部長（副市長、教育長）の職務</p> <p><u>副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(6) 各部長等の職務</p> <p>ア チーム長は、本部長（市長）の命を受け、チーム内各部長と相互に連携し、チーム内対策について調整する。</p> <p>イ 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。</p> <p>ウ 班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。</p> <p>エ 各部、班の職員は、部長、班長の命を受け、部、班の事務に従事する。</p> <p>(7) 本部長室の審議</p> <p>ア 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。</p> <p>イ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。</p> <p>ウ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 即時対応会議</p> <p>ア 本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長及び関係する本部員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。</p> <p>イ 即時対応会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して当該会議の開催を求めることができる。</p> <p>ウ 本部員は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。</p>	<p>(6) 各部長及び本部員の職務</p> <p>ア 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。</p> <p>イ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。</p> <p>ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室の事務に従事する。</p> <p>エ 部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査把握した被害状況等 ・ 実施した応急措置の概要 ・ 今後実施しようとする応急措置の内容 ・ 本部長（市長）から特に指示された事項 ・ その他必要と認められる事項 <p>(7) 危機管理班の職務【危機管理班】</p> <p><u>危機管理班は、本部長（市長）の命を受け、各防災関係機関と総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>ア <u>被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。</u></p> <p>イ <u>災害本部の職員の動員に関すること。</u></p> <p>ウ <u>災害本部における通信施設の保全に関すること。</u></p> <p>エ <u>自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること。</u></p> <p>オ <u>災害対策本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。</u></p> <p>(8) 調整班の職務【調整班】</p> <p><u>調整班は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>ア <u>本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>被災状況等の情報収集、分析及び各部との連絡調整、ライフライン事業者との連絡に関すること。</u></p> <p>ウ <u>各部の情報の統括整理や各部にまたがる事務及び各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。</u></p> <p>(9) 災害対策本部会議</p> <p>ア 本部長（市長）は、<u>対策の基本方針や重要対策等を決定する必要がある場合、副本部長（副市長、教育長）及び本部員が出席する災害対策本部会議を開催し、対処方針等を決定する。</u></p> <p>イ <u>災害対策本部会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、又は本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して災害対策本部会議の開催を求めることができる。</u></p> <p>ウ 本部員は協働し、必要な情報を<u>災害対策本部会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。</u></p> <p>エ <u>本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとる必要がある場合で災害対策本部会議を開催するいとまが無い時は、副本部長及び関係する本部員が出席する会議を開催し、対処方針等を決定することができる。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>(9) 部内・班会議の開催 ウ 参集職員が不足し、部態勢で対応する場合</p> <p>(10) 災害対策本部と報道機関との連絡 災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等で行う。</p> <p>(11) 災害対策本部の連絡体制 災害対策本部の通信の運用管理は、危機管理室長が統括し、危機管理特命主幹が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。</p> <p>(12) 本部長（市長）への措置状況等の報告 各部長は、次の事項について、速やかに本部長（市長）に報告しなければならない。 ア 調査把握した被害状況等 イ 実施した応急措置の概要 ウ 今後実施しようとする応急措置の内容 エ 本部長（市長）から特に指示された事項 オ その他必要と認められる事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4. 現地災害対策本部の運営</td> <td>危機管理室</td> </tr> </table> <p>(1) 現地災害対策本部の設置 被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じて災害現場又は市が所管する施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。</p> <p>(2) 現地本部の構成</p> <p>(3) 現地本部の分掌事務【危機管理班】 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること イ 関係機関との連絡調整に関すること ウ 現場職員の役割分担及び調整に関すること エ 防災機関等への応援要請についての意見具申に関すること オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関すること カ 各種相談業務の実施に関すること キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関すること</p> <p>(4) 現地本部の廃止</p>	4. 現地災害対策本部の運営	危機管理室	<p>(10) 部内・班会議の開催 ウ <u>対応職員</u>が不足し、部態勢で対応する場合</p> <p>(11) 災害対策本部と報道機関との連絡【<u>広報班</u>】 災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等（<u>市記者室</u>）で行う。</p> <p>(12) 災害対策本部の連絡体制【<u>危機管理班</u>】 災害対策本部の通信の運用管理は、<u>危機管理担当部長</u>が統括し、<u>危機管理課長</u>が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡<u>体制</u>の確保を図らなければならない。</p> <p>(6) 各部長及び本部員の職務）に移動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5 現地災害対策本部の運営</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 現地災害対策本部の設置【<u>危機管理班</u>】 被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じて災害現場又は市が所管する施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 現地本部の構成【<u>危機管理班</u>】</p> <p>(3) 現地本部の分掌事務【<u>危機管理班</u>】 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。<u>　</u> イ 関係機関との連絡調整に関すること。<u>　</u> ウ 現場職員の役割分担及び調整に関すること。<u>　</u> エ <u>防災関係機関等への応援要請についての意見具申に関すること。</u> オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関すること。<u>　</u> カ 各種相談業務の実施に関すること。<u>　</u> キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関すること。<u>　</u></p> <p>(4) 現地本部の廃止【<u>危機管理班</u>】</p>	5 現地災害対策本部の運営	市
4. 現地災害対策本部の運営	危機管理室				
5 現地災害対策本部の運営	市				

修正前（平成 31 年修正）

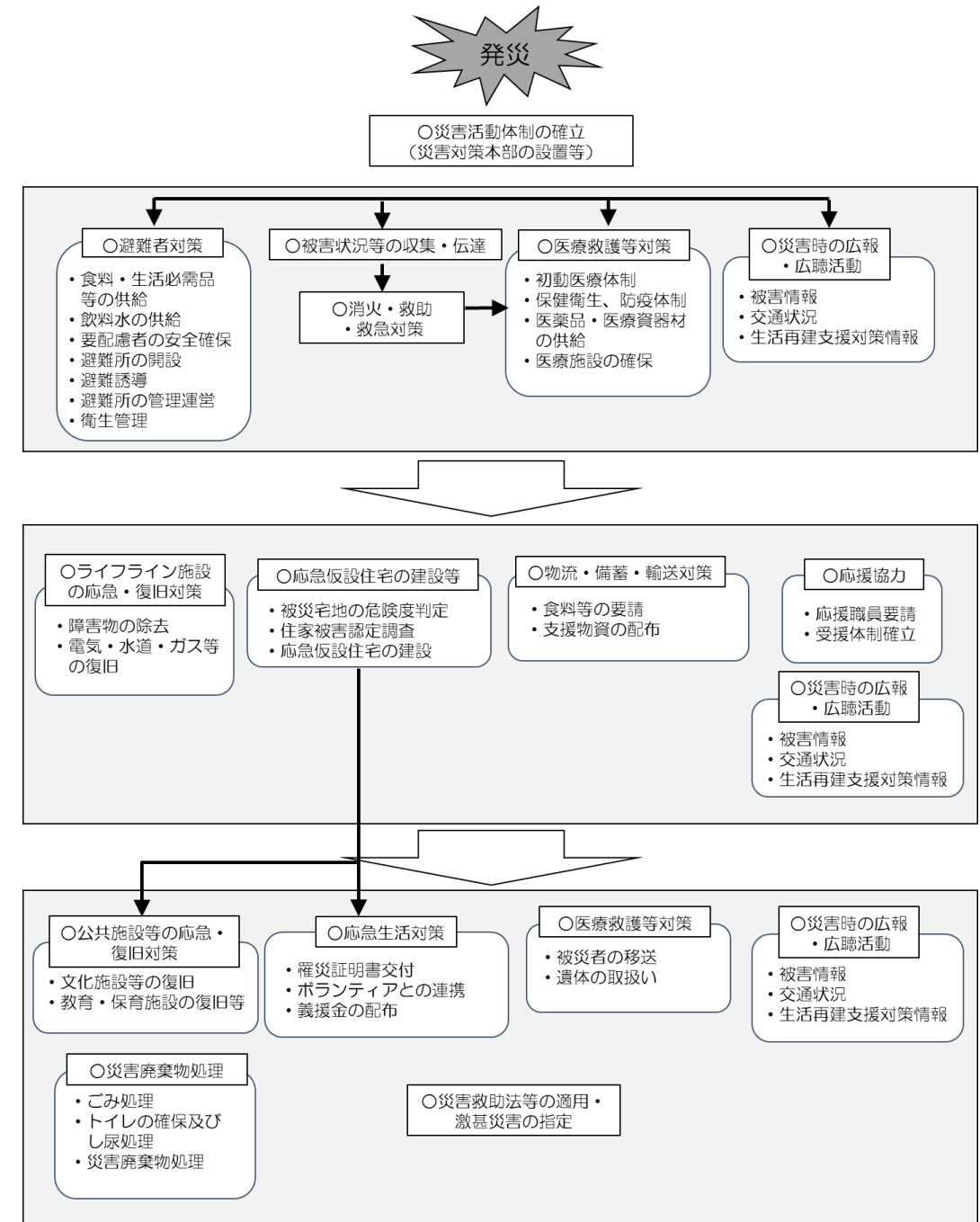
(4) 現地本部の廃止

(新設)

修正後

(4) 現地本部の廃止【危機管理班】

【発災後の大きな活動の流れ】

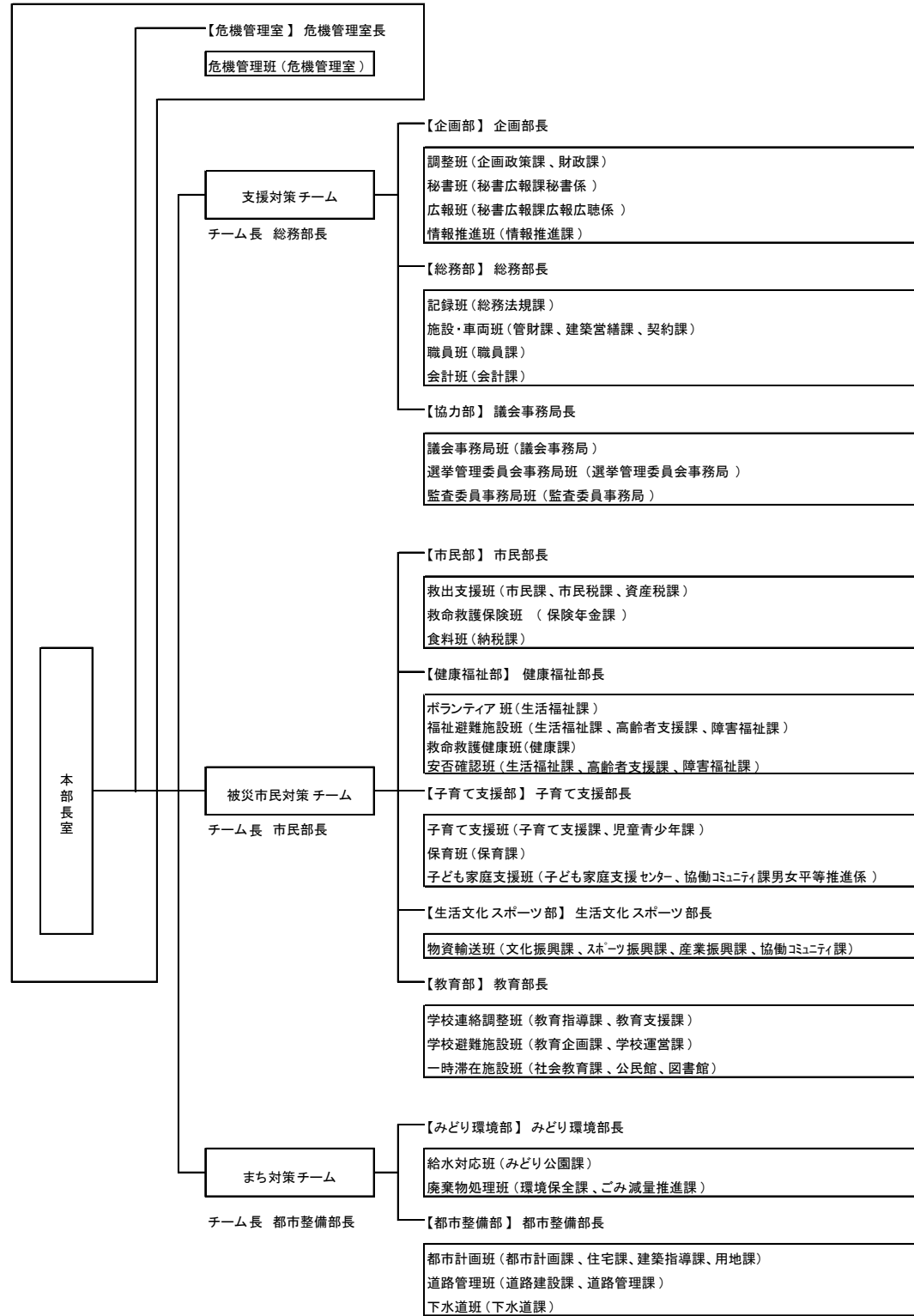


修正前（平成31年修正）

5. 市の防災業務の事務分掌 全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図

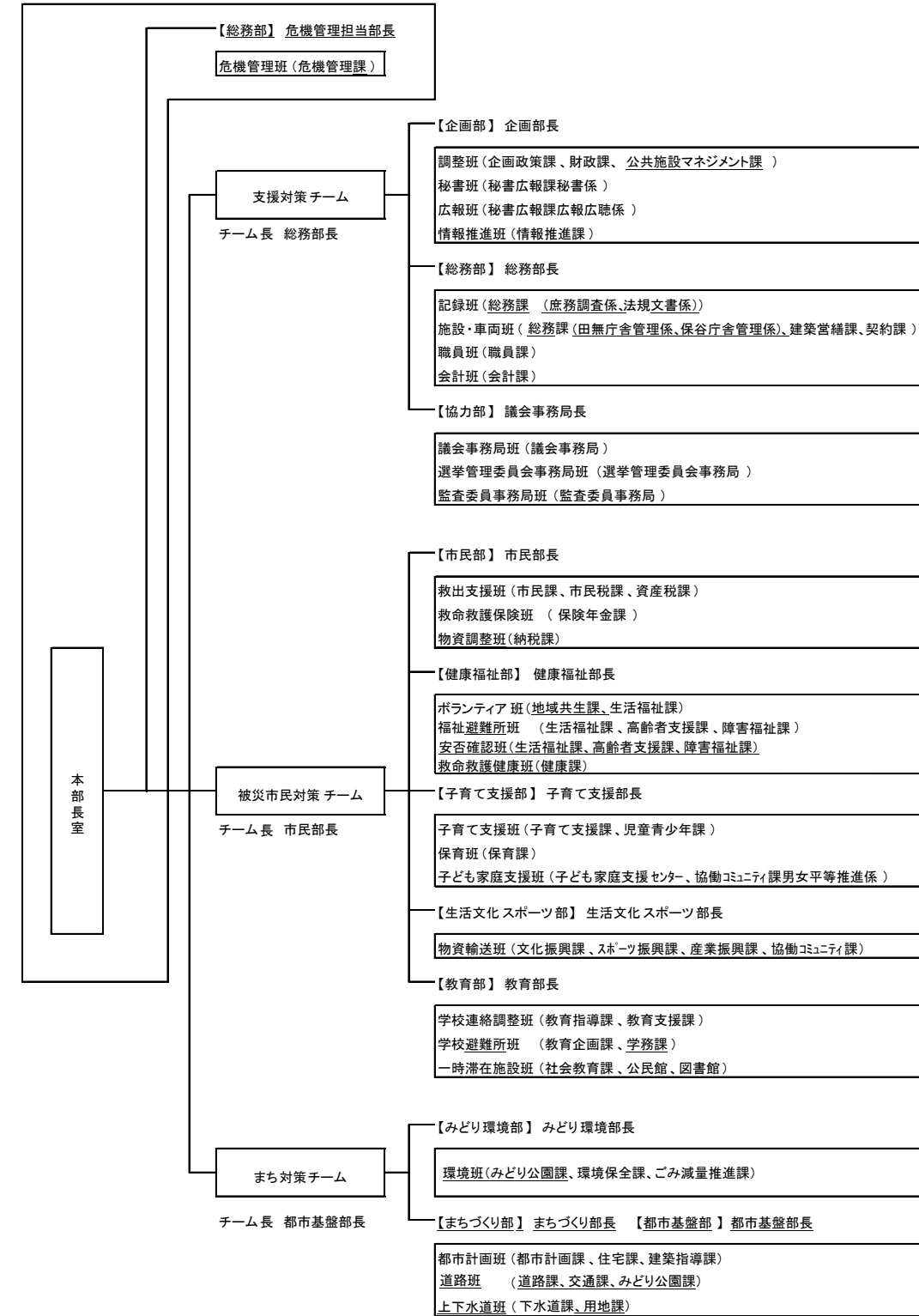


修正後

6. 市の防災業務の事務分掌 全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図【全職員】



修正前（平成31年修正）

修正後

(2) 事務分掌

【担当：危機管理室長 役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】

部	班	分掌業務	平時の課名
危機管理室 【危機管理室長】	危機管理班 【班長】 危機管理特命 主幹	1 災害活動の総括及び統制	危機管理室
		2 非常配備態勢の指示伝達	
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	
		4 避難の勧告又は指示	
		5 災害に関する通信情報の総括整理	
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	
		7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請	
		8 現地本部の設置	
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること。	
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務	
		11 民間協力団体との連絡調整	
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	
		13 本部長（市長）の災害に関する特命事項	

(2) 事務分掌【全職員】

【役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】

部	班	分掌業務	平時の課名
総務部 危機管理課 【危機管理担当部長】	危機管理班 【班長】 危機管理課長	1 災害活動の総括及び統制	危機管理課
		2 非常配備態勢の指示伝達	
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	
		4 避難情報の発令に関すること	
		5 災害に関する通信情報の総括整理	
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	
		7 防災関係機関（防災市民組織含む。）との連絡調整及び応援要請	
		8 現地本部の設置	
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること	
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務	
		11 他班に属さない協力団体等との連絡調整	
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	
		13 本部長（市長）の災害に関する特命事項	

修正前（平成31年修正）

修正後

支援対策チーム

【役割：本部の運営や防災機関との連携等全体の統括】

支援対策チーム

【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事。こと。 5 危機管理班の応援に関する事。こと。 6 災害対策予算及び資金に関する事。こと。 7 義援金の受領に関する事。こと。 8 部内他班の応援に関する事。こと。 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと。	企画政策課 財政課
		秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。こと。	秘書広報課 秘書係
		広報班 【班長】 広報公聴担当課長	1 災害情報の広報及び公聴に関する事。こと。 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関する事。こと。 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報公聴係
		情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関する事。こと。 2 情報システムの復旧に関する事。こと。 3 部内他班の応援に関する事。こと。	情報推進課

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関する事。こと。 5 危機管理班の応援に関する事。こと。 6 災害対策予算及び資金に関する事。こと。 7 義援金の受領に関する事。こと。 8 部内他班の応援に関する事。こと。 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 10 部内他班の所管に属しない事務に関する事。こと。	企画政策課 財政課 <u>公共施設マネジメント課</u>
		秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関する事。こと。	秘書広報課 秘書係
		広報班 【班長】 広報公聴担当課長	1 災害情報の広報及び公聴に関する事。こと。 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関する事。こと。 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報公聴係
		情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関する事。こと。 2 情報システムの復旧に関する事。こと。 3 部内他班の応援に関する事。こと。	情報推進課

修正前（平成 31 年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 総務法規課長	1 災害の記録作成に関する事。 2 広報班との連携及び支援に関する事。 3 他班の所管に属しない事務に関する事。	総務法規課
		施設・車両班 【班長】 管財課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）整備及び復旧に関する事。 6 建築物の被災判定に関する事。 7 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事。 8 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事。 9 他の部班への応援に関する事。	管財課 建築営繕課 契約課
		職員班 【班長】 職員課長	1 職員の参集状況管理に関する事。 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整・健康管理等職員の人的な管理に関する事。 4 職員の服務、給与及び公務災害に関する事。 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関する事。 6 他の部班への応援に関する事。	職員課
		会計班 【班長】 会計課長	1 災害対策に必要な現金出納に関する事。 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関する事。	会計課

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 <u>会議録</u> 、災害の記録作成に関する事 2 広報班との連携及び支援に関する事 3 他班の所管に属しない事務に関する事	総務課 (庶務調査係・法規文書係)
		施設・車両班 【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急 <u>通行</u> 車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査（応急危険度判定の実施を含む。）整備及び復旧に関する事 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関する事 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関する事 8 他の部班への応援に関する事	総務課 (田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係) 建築営繕課 契約課
		職員班 【班長】 職員課長	1 職員の参集状況管理に関する事 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整・健康管理等職員の人的な管理に関する事 4 職員の服務、給与及び公務災害に関する事 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関する事 6 他の部班への応援に関する事	職員課
		会計班 【班長】 会計課長	1 災害対策に必要な現金出納に関する事 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関する事	会計課

修正前（平成 31 年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	協力部【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局 次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局
		監査委員事務局班 【班長】 監査委員 事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局
		選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	協力部【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局 次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局
		選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局
		監査委員事務局班 【班長】 監査委員 事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局

修正前（平成31年修正）

修正後

被災市民対策チーム

【役割：避難施設の開設や食料確保など被災市民対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する事 と。 6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する事 と。 7 被災状況の調査、被災判定に関する事 と。 8 被災者の市税の減免に関する事 と。 9 罹災証明の発行に関する事 と。 10 他の部班への応援に関する事 と。	市民課 市民税課 資産税課
		救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	1 救命救護健康班への応援に関する事 と。 2 被災者の国民健康保険料に関する事 と。 3 被災者の後期高齢者医療保険料に関する事 と。 4 他の部班への応援に関する事 と。	保険年金課
		食料班 【班長】 納税課長	1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業 務 2 食料及び生活必需品等の調達・供給及びこ れに必要な業務 3 救援物資の搬入及び搬出に関する事 と。 4 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長 に関する事 と。 5 他の部等への応援に関する事 と。	納税課

被災市民対策チーム

【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に関する事 と 6 要救助者の救出救助の連絡調整に関する事 と 7 被災状況の調査、 <u>住家被害認定</u> に関する事 と 8 被災者の市税の減免に関する事 と 9 <u>罹災証明</u> の発行に関する事 と 10 <u>応急危険度判定の応援</u> に関する事 と 11 <u>他の部班への応援</u> に関する事 と 12 <u>部内他班の所管に属しない事務</u> に関する事 と	市民課 市民税課 資産税課
		救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	1 救命救護健康班への応援に関する事 と 2 被災者の国民健康保険料に関する事 と 3 被災者の後期高齢者医療保険料に関する事 と 4 他の部班への応援に関する事 と	保険年金課
		物資調整班 【班長】 納税課長	1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業 務 2 食料及び生活必需品等の <u>調達・供給</u> に關 する事 と 3 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長 に関する事 と 4 <u>他の部班への応援</u> に関する事 と	納税課

修正前（平成 31 年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 生活福祉課長	1 要配慮者対策に係る総合調整 2 ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務 3 市社会福祉協議会等との連絡調整に関する こと。 4 ボランティアセンターの運営に関する こと。 5 義援金の配布に関する こと。 6 身元不明遺体に関する こと。 7 他班の所管に属しない事務	生活福祉課
		福祉避難施設班 【班長】 高齢者支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管福祉避難施設の開設、運営及び管理に 関すること。 3 避難施設収容者の要介護者に対する介護に 関すること。 4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に 関すること。 5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に 関すること。 6 要配慮者に対する避難、救護に関する こと。 7 その他被災者の避難、救護に関する こと。 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関する こと。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	<u>1</u> ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務 <u>2</u> 市社会福祉協議会等との連絡調整に関する こと <u>3</u> ボランティアセンターの運営に関する こと <u>4</u> 義援金の配布に関する こと <u>5</u> 弔慰金、見舞金及び被災者生活再建支援金の 支給、災害援護資金の貸付に関する こと <u>6</u> 部内他班の所管に属しない事務に関する こと	地域共生課 生活福祉課
		福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に 関すること 3 避難所収容者の要介護者に対する介護に 関すること 4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に 関すること 5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に 関すること 6 要配慮者に対する避難、救護に関する こと 7 その他被災者の避難、救護に関する こと 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関する こと	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課

修正前（平成31年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	救命救護健康班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること。 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関すること。 3 災害時医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に関すること。 5 その他保健衛生に関すること。	健康課
		安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 緊急通報システム救助要請への対応 3 要配慮者の安否確認、保護、避難及び救護に関すること。 4 市内社会福祉施設の被害調査、集約 5 要配慮者の安否に関する相談 6 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること。 7 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること。 8 その他、被災者の避難、救護に関すること。 9 避難施設収容者の要介護者に対する介護に関すること。 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 11 部内他班の応援に関すること。	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 要配慮者の安否確認、保護、避難及び救護等の総合調整に関すること 4 市内社会福祉施設の被害調査、集約 5 要配慮者の安否に関する相談 6 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること 7 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること 8 その他、被災者の避難、救護に関すること 9 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること 10 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 11 身元不明遺体に関すること 12 部内他班の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課
		救命救護健康班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関すること 2 医療機関等との連絡調整及び医師等派遣要請に関すること 3 医療救護所の設置管理及びこれに必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に関すること 5 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること 8 部内他班の応援に関すること	健康課

修正前（平成31年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関すること。 5 市内私立幼稚園との連絡 6 他班に属しない事務 7 他の部班への応援に関すること。	子育て支援課 児童青少年課
		保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務。 4 所管福祉避難場所の開設、運営及び管理に関すること。 5 応急保育に関すること。 6 市内私立保育園等との連絡	保育課
		子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難場所の開設、運営及び管理に関すること。 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関すること。※	子ども家庭支援センター ※協働コミュニティ課男女平等推進係

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関すること 5 市内私立幼稚園との連絡 6 <u>他の部班への応援に関すること</u> 7 <u>部内他班の所管に属しない事務に関すること</u>	子育て支援課 児童青少年課
		保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 5 応急保育に関すること 6 市内私立保育園等との連絡 7 <u>他の部班への応援に関すること</u>	保育課
		子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関すること 5 <u>他の部班への応援に関すること</u>	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年修正）

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班 【班長】 文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課
			2 物資輸送の総合調整に関する事	
			3 食料、燃料、生活必需品等の調達・供給に関する事	スポーツ振興課
			4 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関する事	産業振興課
			5 輸送手段の確保	協働コミュニティ課
			6 災害対策用資器材の搬送	
			7 所管施設・設備の点検、整備及び復旧	
			8 避難者の移送に関する事	
			9 外国人の救援及び救護に関する事	
			10 公衆浴場に関する事	
			11 自治会・町内会・NPO・市民活動団体等との連絡調整	
			12 他の部等への応援に関する事	

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班 【班長】 文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課
			2 物資輸送の総合調整に関する事	
			3 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関する事	スポーツ振興課
			4 輸送手段の確保	産業振興課
			5 災害対策用資器材の搬送	
			6 所管施設・設備の点検、整備及び復旧	協働コミュニティ課
			7 人の移送に関する事	
			8 外国人の救援及び救護に関する事	
			9 公衆浴場に関する事	
			10 自治会・町内会、NPO法人、市民活動団体等との連絡調整	
			11 他の部班への応援に関する事	

修正前（平成31年修正）

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班 【班長】 教育指導課長	1 学校との連絡調整に関すること。 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること。 3 教職員の安否確認に関すること。 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること。 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 7 都教育庁との連絡調整 8 応急教育に関すること。 9 教育相談に関すること。 10 その他学校教育に関する業務 11 他班の所管に属しない業務 12 部内他班への応援に関すること。	教育指導課 教育支援課
		学校避難施設班 【班長】 教育企画課長	1 学校避難施設の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 避難者の移送に関すること。 6 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること。 7 他班への応援に関すること。	教育企画課 学校運営課
		一時滞在施設班 【班長】 社会教育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること。 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 他班の応援に関すること。	社会教育課 公民館 図書館

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班 【班長】 教育指導課長	1 学校との連絡調整に関すること 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること 3 教職員の安否確認に関すること 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 都教育委員会との連絡調整 8 応急教育に関すること 9 教育相談に関すること 10 その他学校教育に関する業務 11 部内他班への応援に関すること 12 部内他班の所管に属しない事務に関すること	教育指導課 教育支援課
		学校避難所班 【班長】 教育企画課長	1 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること 6 部内他班への応援に関すること	教育企画課 学務課
		一時滞在施設班 【班長】 社会教育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班への応援に関すること	社会教育課 公民館 図書館

修正前（平成 31 年修正）

修正後

まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】

まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市整備部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	給水対応班 【班長】 みどり公園課長	1 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関する こと。 2 給水地域の被害状況調査 3 西東京市水友会との連絡に関する こと。 4 飲料水に係る近隣区市町村への応援要請に 関すること。 5 給水管理事務所との連絡調整に関する こと。 6 他の部班への応援に関する こと。	みどり公園課
		廃棄物処理班 【班長】 ごみ減量推進課長	1 災害廃棄物処理に係る調整に関する こと。 2 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 3 ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理 4 被災地の清掃及び消毒に関する こと。 5 防疫、毒劇物対策に関する こと。 6 飼育動物の保護に関する こと。 7 他の部等の応援に関する こと。	環境保全課 ごみ減量推進課

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班 【班長】 ごみ減量推進課長	1 市立小中学校の校庭を除く避難広場、広域避 難場所に関する こと 2 災害廃棄物処理に係る調整に関する こと 3 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 4 ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理 5 被災地の清掃及び消毒に関する こと 6 防疫、毒劇物対策に関する こと 7 飼育動物の保護に関する こと 8 他の部班の応援に関する こと	みどり公園課 環境保全課 ごみ減量推進課

修正前（平成31年修正）

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市整備部長】	都市整備部【都市整備部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 危険箇所の緊急パトロール・対応 3 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 4 市営住宅の点検、整備、復旧に関すること。 5 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること。 6 災害復興に係る都市計画 7 その他災害復旧に係る建築関連工事 8 他の部班への応援に関すること。	都市計画課 住宅課 建築指導課 用地課
		道路管理班 【班長】 道路建設課長	1 道路、橋梁等の被害調査、整備及び復旧 2 道路の障害物除去及び応急復旧に関すること。 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関すること。 4 がれき処理に関すること。 5 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関すること。 6 その他災害復旧に係る土木関連工事 7 他の部班への応援に関すること。	道路建設課 道路管理課
		下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること。 3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること。 4 都下水道局との連絡調整 5 他の部等への応援に関すること。	下水道課

【部・班の分掌事務における共通事項】

⑨ 所管する避難施設・福祉避難施設・一時滞在施設の開設及び管理、避難者の受入れに関すること。

修正後

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まちづくり部【まちづくり部長 都市基盤部長】	まちづくり部【まちづくり部長 都市基盤部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整 2 災害復興に係る都市計画 3 危険箇所の緊急パトロール・対応 4 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務 5 <u>住家被害認定の応援に関すること</u> 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること 7 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関すること 8 その他被害復旧に係る建築関連工事 9 他の部班への応援に関すること 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	都市計画課 住宅課 建築指導課
		道路班 【班長】 道路課長	1 道路、橋梁、公園等の被害調査、整備及び復旧 2 障害物除去及び応急復旧に関すること 3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関すること 4 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関すること 5 その他災害復旧に係る土木関連工事 6 他の部班への応援に関すること	道路課 交通課 みどり公園課
		上下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること 3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること 4 <u>水洗トイレ及びマンホールトイレの排水確認に関すること</u> 5 溢水対策に関すること 6 都下水道局との連絡調整 7 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関すること 8 給水地域の被害状況調査 9 西東京市水友会との連絡に関すること 10 飲料水に係る近隣市区町村への応援要請に関すること 11 給水管理事務所との連絡調整に関すること 12 部内他班への応援に関すること	下水道課 用地課

【部・班の分掌事務における共通事項】

⑨ 所管する避難所・福祉避難所・一時滞在施設の開設及び管理、避難者の受入れに関すること。

修正前（平成31年修正）

修正後

6. 職員の活動態勢 全職員

市長は、市域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の配備基準に基づき配備態勢等を発令し、災害対策組織を決定する。

なお、市長は状況に応じ臨機に態勢強化・変更を発令する。

【勤務時間内における配備態勢】

種類	配備基準	本部の設置
情報連絡態勢	① 震度4の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。	
非常配備態勢	第1非常配備態勢 ① 東海地震注意情報を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置
	第2非常配備態勢 ① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	
	第3非常配備態勢 ① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき。	

【勤務時間外（夜間、休日等）における配備態勢】

種類	配備基準	本部の設置
情報連絡態勢	① 震度4の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）を受けたとき。	
緊急初動態勢	① 震度5弱の地震が発生したとき。 ② 東海地震注意情報を受けたとき。	初動本部の設置
特別非常配備態勢	① 東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき。 ② 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。 ③ その他状況により市長が必要と認めたとき（災害拡大の危険等）。	

7. 職員の活動態勢 全職員

市長は、市域で地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の発令基準に基づき配備態勢等を発令し、災害対策組織を決定する。

なお、市長は状況に応じ臨機に態勢強化・変更を発令する。

(1) 発災時における配備態勢【全職員】

種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員
情報連絡態勢	1 震度4の地震が発生したとき。 2 危機管理担当部長が必要と認めたとき。		危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員
震災非常配備態勢	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 （勤務時間外は初動本部→災害対策本部）	全職員

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(1) 情報連絡態勢

災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度 4 の地震発生、東海地震に関連する調査情報の発表等）は、危機管理室により情報連絡態勢を確立する。

時間	発令の時期	措置等	体制要員
勤務時間内	① 震度 4 の地震が発生したとき。 ② 東海地震に関連する調査情報（臨時）※を受けたとき。	① 都、防災機関等から地震に関する被害情報等を収集する。 ② 市長、副市長及び教育長に①の情報等を報告し、被害状況によっては市長に災害対策本部の設置を具申する。 ③ 本部員に連絡し、①の情報等を伝達し、災害対策本部設置に備える。	危機管理室長 危機管理室に属する職員
夜間、休日等		① 速やかに参集し、都、防災機関等から地震に関する被害、情報等を収集する。 ② 上記②と同じ ③ 上記③と同じ	危機管理室長 危機管理室に属する職員

※東海地震に関連する調査情報臨時とは
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。国は、その変化の原因についての調査の状況を発表する。自治体は情報収集を行う。

(2) 情報連絡態勢【全職員】

災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度 4 の地震発生等）は、主に危機管理課により情報連絡態勢を確立する。

情報連絡態勢においては、都、防災関係機関等から地震に関する被害情報等を収集し、市長、副市長及び教育長に報告する。被害状況によっては市長に災害対策本部の設置を要請するとともに、被害情報等を本部員に連絡し、災害対策本部設置に備える。

修正前（平成31年修正）

修正後

(2) 非常配備態勢（勤務時間内）

勤務時間内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部を設置するとき、第1～第3の非常配備態勢をとる。

種類	発令の時期	態勢	配備要員
第1非常配備態勢	① 東海地震注意情報 ^{※1} を受けたとき。 ② 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたととき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部
第2非常配備態勢	① 局地災害が発生したとき。 ② 東海地震予知情報 ^{※2} －警戒宣言 ^{※3} を受けたとき。 ③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたととき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室 都市整備部 市民部 生活文化スポーツ部 みどり環境部 教育部 健康福祉部 子育て支援部
第3非常配備態勢	① 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ② 市内の複数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ③ 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき。 ④ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたととき。	本部の全組織をもって対処する態勢 第2非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ、避難施設の開設や応急対策活動ができる態勢	全職員

- ※1 東海地震注意情報とは
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報
- ※2 東海地震予知情報とは
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について内閣総理大臣が発表する。
- ※3 東海地震警戒宣言とは
東海地震が発生するおそれがあると認められたときに、内閣総理大臣が発する宣言
- ※ 非常配備態勢の特例
本部長（市長）は、災害の状況その他により必要があると認めたととき、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(3) 震災非常配備態勢【全職員】

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右することから、市域で震度5弱以上の地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策本部を設置し震災非常配備態勢をとる。

ただし、夜間休日等の勤務時間外においては、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念されることから、緊急初動態勢をとり、危機管理課に属する職員等により初動本部を設置する。その後、職員の参集状況等も勘案し、市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合は、初動本部を災害対策本部に移行し、災害応急対策を実施する。

また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する初動要員を配置し、初動支部を編成する。

組織名	発令の時期	参集場所・配備要員	担当事項
初動本部	1 震度5弱以上の地震が発生したとき 2 その他の状況により市長が必要と認めたととき	参集場所 防災センター 配備要員 1 危機管理担当部長 2 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	1 初動対応に関すること。 2 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 初動支部との連絡に関すること。 4 初動支部への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害応急対策に必要なこと。
初動支部		参集場所 各小中学校（27箇所） 配備要員 初動要員各小中学校5名	1 避難所開設及び運営支援のための活動に関すること。 2 情報収集連絡活動に関すること。 3 初動本部との連絡に関すること。 4 その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関すること。

修正前（平成31年修正）

(3) 緊急初動態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。特に、近年は職員の居住地が遠距離化する傾向にあり、夜間休日等の勤務時間外に大地震が発生した場合、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念される。このため、危機管理室に属する職員等により初動本部を設置する。

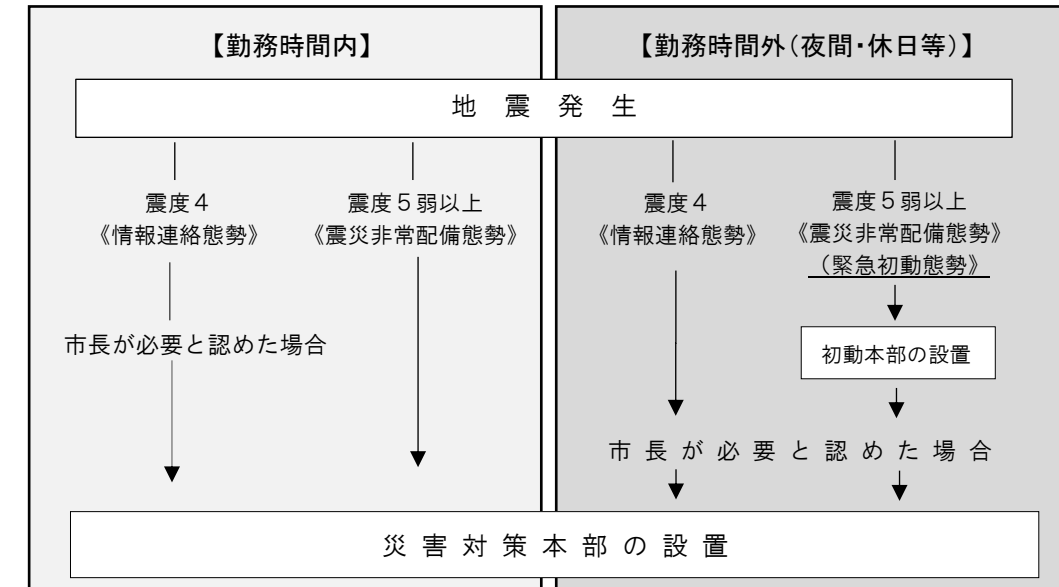
また、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する「初動要員」として市内等居住職員を中心に初動支部を編成し、発災初期の活動態勢に必要な要員を確保する。

緊急初動態勢により職員が配置される場合は、①震度5弱の地震が発生又は②東海地震注意情報を受けた場合である。

組織名	発令の時期	出動場所・態勢要員	担当事項
初動本部	① 震度5弱の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報あるいは東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき	出動場所 防災センター 態勢・配備要員 危機管理室長 危機管理室に属する職員 その他職員	① 緊急初動態勢に関すること。 ② 都及び防災関係機関との連絡に関すること。 ③ 初動支部との連絡に関すること。 ④ 初動支部への指揮に関すること。 ⑤ 災害対策本部設置の準備に関すること。 ⑥ その他災害応急対策に必要なこと。
初動支部	① 震度5弱の地震が発生したとき ② 東海地震注意情報あるいは東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき	出動場所 27小中学校 態勢・配備要員 初動要員各5名	① 避難広場開設及び維持のための活動 ② 情報収集連絡活動 ③ その他市民の安全確保を図るために必要な活動

修正後

【災害対策本部及び初動本部の関係】



修正前（平成 31 年修正）

修正後

(4) 特別非常配備態勢（夜間、休日等の勤務時間外）

夜間、休日等の勤務時間外において東海地震警戒宣言が発令された場合及び市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合等は、以下の特別非常配備態勢により災害に対応する。

種類	発令の時期	態勢	配備要員
特別非常配備態勢	東海地震予知情報－警戒宣言を受けたとき	夜間、休日等の勤務時間外において、自発的に、直ちに職場に参集し、所属部長の指揮下に入り災害に対処できる態勢	① 危機管理室、初動要員 ② 都市整備部、市民部、生活文化スポーツ部、みどり環境部の市内在住者
	市域で震度 5 強以上の地震が発生した場合		全職員
	その他状況により市長が必要と認めた場合（災害拡大の危険等）		

7. 職員の管理

職員班、食料班、各班長

(1) 職員の配置調整【職員班】

総務部長は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、食料班、各班長】

総務部長は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。確保する際は、食料の調達を担当する食料班と調整を行うものとする。

(削除)

8 職員の管理

市

(1) 職員の配置調整【職員班】

職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、物資調整班、各班長】

職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。確保する際は、食料の調達を担当する物資調整班と調整を行うものとする。

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
8. 職員の基本的責務	全職員	9 職員の基本的責務	全職員
<p>(1) 各部長及び班長の基本的責務</p> <p>各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。</p> <p>また、各部長は、非常配備態勢の指令を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。</p> <p>ウ その他高次の非常配備態勢に応じる職員の配置に移行できる措置をとること。</p> <p>(2) 職員の基本的責務</p> <p>全ての職員は、災害対策本部又は初動本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部若しくは初動本部又は班長若しくは所属長と連絡をとり、自分の状況及び安否を知らせること。</p> <p>オ 非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。</p> <p>カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部又は初動本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。</p> <p>ケ 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長若しくは所属長の許可を得ること。</p>		<p>(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】</p> <p>各部長は、あらかじめ<u>震災非常配備態勢</u>において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。</p> <p>また、各部長は、<u>震災非常配備態勢の連絡</u>を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。</p> <p>(ウ 削除)</p> <p>(2) 職員の基本的責務【全職員】</p> <p>全ての職員は、災害対策本部が設置<u>（震災非常配備態勢が発令）</u>された場合、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部<u>又は班長若しくは所属長</u>と連絡をとり、自分の状況及び安否を知らせること。</p> <p>オ <u>情報連絡態勢または震災非常配備態勢</u>が発令されたときは、<u>業務に従事する配備職員は速やかに参集</u>すること。</p> <p>カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部<u>の活動</u>に支障を来すことのないよう注意すること。</p> <p>ケ 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長<u>又は所属長</u>の許可を得ること。</p>	
9 復旧対応期の組織体制	全職員	10 復旧対応期の組織体制	全職員
<p>震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。</p> <p>復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平常時組織を基本とした体制へと移行していく。</p> <p>なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）＜地震編＞に基づき実施する。</p>		<p>震災初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、<u>災害廃棄物処理</u>、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。</p> <p>復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から<u>平時の組織</u>を基本とした体制へと移行していく。</p> <p>なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）＜地震編＞に基づき実施する。</p>	

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 消火・救助・救急活動

第 2 節 消火・救助・救急活動

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 消防体制の充実	危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課
------------	---------------------------------

1 消防体制の充実	市、消防署、消防団
-----------	-----------

(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理室、消防署、消防団】

(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理課、消防署、消防団】

危機管理室、消防署及び消防団は、市防災行政無線（地域防災系）における消防署（出張所）の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機により通信体制の強化を図る。

危機管理課、消防署及び消防団は、市防災行政無線（地域防災系）における消防署（出張所）の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機により通信体制の強化を図る。

(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理室、消防署、消防団、都市計画課、建築指導課、道路建設課】

(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理課、都市計画課、建築指導課、道路課、都（都市整備局）】

危機管理室、消防署及び消防団は、消火活動困難地域を考慮し、消防水利及び消防団体制の充実等を進める。

市は、用途地域や地区計画など都市計画により、まちづくりを誘導する中で、消火活動困難地域の解消を図る。

市は、狭い道路の拡幅を推進するなど、消火活動に必要な空間の確保を図る。

また、接道に対する許可や道路整備の際に、消火活動の際にポンプ車など救助車両等の緊急自動車等が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。

また、接道に対する許可等の際に、消火活動の際にポンプ車など救助車両等の緊急車両が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。

危機管理課は、消火活動困難地域を考慮し、消防水利及び消防団体制の充実等を進める。

(3) 災害時支援協力員への登録推奨【危機管理室、消防団】

(3) 災害時支援協力員への登録推奨【危機管理課、消防団】

危機管理室及び消防団は、消防団を退職した者に対し、大規模災害時に消防活動等に従事する災害時支援協力員への登録を推奨する。

危機管理課及び消防団は、消防団を退職した者に対し、大規模災害時に消防活動等に従事する災害時支援協力員への登録を推奨する。

(4) 市民・事業所等との連携【消防署、消防団】

(4) 市民・事業所等との連携【危機管理課、消防署、消防団】

危機管理室、消防署及び消防団は、防災市民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

危機管理課、消防署及び消防団は、防災市民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

2. 救助・救急体制の整備	危機管理室、消防署、消防団
---------------	---------------

2 救助・救急体制の整備	市、消防署、消防団
--------------	-----------

市民の自主救出・救護能力の向上【危機管理室、消防署、消防団】

(1) 市民の自主救出・救護能力の向上【危機管理課、消防署、消防団】

消防署及び消防団は、防災市民組織、市民、事業所の防火管理者、自衛消防隊員及び災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術及び応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。

消防署及び消防団は、防災市民組織、市民、事業所の防火管理者、自衛消防隊員及び東京消防庁災害時支援ボランティア等に対し、救出活動技術及び応急救護技術の普及・訓練を推進するとともに、指導者養成など自主救出・救護能力の向上を図る。

また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

また、防災市民組織、事業所の自衛消防隊及び東京消防庁災害時支援ボランティアの連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

危機管理室は、簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。

危機管理課は、簡易救助器具、応急手当普及用資器材及び自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図るとともに、民間施設及び市内医療機関等に設置された自動体外式除細動器（AED）についても、設置場所に係る情報公開の承諾を得て市民に広報する。

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>エ 情報収集</p> <p>消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員、消防ヘリコプターによる「地震被害判読システム」等から積極的に災害情報収集を行う。</p> <p>また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。その他、防災関係機関（市等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。</p> <p>(2) 消防団の活動【消防団】</p> <p>オ 避難場所の防護等</p> <p>避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動、避難誘導を行う。</p>	<p>エ 情報収集</p> <p>消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員等から積極的に災害情報収集を行う。</p> <p>また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。その他、防災関係機関（市等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。</p> <p>(2) 消防団の活動【消防団】</p> <p>オ 避難場所の防護等</p> <p><u>避難情報</u>が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動、避難誘導を行う。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="80 716 566 768">2. 救助・救出活動</td> <td data-bbox="566 716 1481 768">消防署、消防団、警察署</td> </tr> </table>	2. 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1481 716 1961 768">2 救助・救出活動</td> <td data-bbox="1961 716 2902 768">消防署、消防団、警察署</td> </tr> </table>	2 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署
2. 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署				
2 救助・救出活動	消防署、消防団、警察署				
<p>(2) 活動の要領【消防署、消防団】</p> <p>消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</p> <p>また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。</p> <p>なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。</p>	<p>(2) 活動の要領【消防署、消防団】</p> <p>消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署（出張所）に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、<u>医療機関</u>、消防団員、<u>東京消防庁</u>災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。</p> <p>また、必要に応じ、東京DMAT（東京都災害派遣医療チーム）との連携を図る。傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージ（治療優先順位）に基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関への搬送に協力する。</p> <p>なお、救助・救急活動職員は自身の安全を確保して作業を行う。</p>				

修正前（平成 31 年修正）	修正後								
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">3. 地域との連携</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 323 596 359">(1) 地域住民との連携による救助活動</p> <p data-bbox="121 415 486 451">(2) 救急ステーションの活用</p> <p data-bbox="142 459 1472 583">消防署は、管内のガソリンスタンドを対象に、普通救命講習修了者が常時勤務している事業所に対し、救急ステーションとして事業所付近で発生した救護活動への対応を依頼している。当該救急ステーションは、「SOS・QQ」のステッカー及び「救命受講優良証」を掲示して所在を明確にする。</p> <table border="1" data-bbox="112 632 1107 680"> <tr> <td data-bbox="112 632 566 680">4. 警備活動</td> <td data-bbox="566 632 1107 680">警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 728 433 764">(1) 現場警備本部の設置</p> <p data-bbox="121 804 296 840">(2) 警備態勢</p> <p data-bbox="121 879 243 915">(3) 任務</p> <p data-bbox="121 955 350 991">(4) 警備活動要領</p> <p data-bbox="142 999 1472 1079">また、自治会・町内会や防犯活動団体、防災市民組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。</p>	3. 地域との連携	警察署、消防署、消防団	4. 警備活動	警察署	<table border="1" data-bbox="1513 226 2507 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 1967 275">3 地域との連携</td> <td data-bbox="1967 226 2507 275">警察署、消防署、消防団</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 323 2344 359">(1) 地域住民との連携による救助活動【警察署、消防署、消防団】</p> <p data-bbox="1522 415 1620 451">(削除)</p> <table border="1" data-bbox="1513 632 2507 680"> <tr> <td data-bbox="1513 632 1967 680">4 警備活動</td> <td data-bbox="1967 632 2507 680">警察署</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 728 1955 764">(1) 現場警備本部の設置【警察署】</p> <p data-bbox="1522 804 1822 840">(2) 警備態勢【警察署】</p> <p data-bbox="1522 879 1768 915">(3) 任務【警察署】</p> <p data-bbox="1522 955 1878 991">(4) 警備活動要領【警察署】</p> <p data-bbox="1543 999 2873 1079">また、防犯活動団体や防災市民組織等、自治会・町内会に、地域の安全を維持するため、<u>防犯パトロールへの協力を求める。</u></p>	3 地域との連携	警察署、消防署、消防団	4 警備活動	警察署
3. 地域との連携	警察署、消防署、消防団								
4. 警備活動	警察署								
3 地域との連携	警察署、消防署、消防団								
4 警備活動	警察署								

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 応援協力

予 防 対 策

1. 関係機関等との連携強化	危機管理室、全課
----------------	----------

(1) 連携体制の強化【危機管理室、各課】

(2) 協定等の運用の準備【危機管理室、各課】

(3) 協定等の締結促進【危機管理室、各課】

震災時に必要となる資器材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、多種・多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の区市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。

2 受援力の強化	危機管理室、全課
----------	----------

全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく。

また、日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。

他の自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。

- ア 災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係づくり
- イ 地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流
- ウ 自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流

他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、支援する側との協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

さらに、東京都災害時受援応援計画等との整合性をはかりつつ、災害時受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資器材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。

第 3 節 応援協力

予 防 対 策

1 関係機関等との連携強化	市
---------------	---

(1) 連携体制の強化【危機管理課、各課】

(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】

(3) 協定等の締結促進【危機管理課、各課】

震災時に必要となる資器材・輸送手段・ライフライン復旧など防災対策の強化を図るため、多種・多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。

2 受援力の強化	市
----------	---

全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく。

また、日頃から支援する側との連絡調整体制を準備するとともに、被災時に必要としている物資などの情報や支援者の活動に有益な情報、あるいは支援する際に避けてほしいことなどについて、積極的かつ的確な情報発信を行う体制を整備する。

他の自治体との間には、以下のような幅広い交流関係を作るよう努める。

- ア 災害支援に限らない、日常的な交流を伴う関係づくり
- イ 地域的に広がりを持つ、複数自治体との交流
- ウ 自治体職員だけでなく、多くの市民が参加する交流

他の自治体や企業、ボランティア団体やNPO法人等支援する側も参加する実践的な訓練を実施し、支援する側との協力関係の構築や調整方法の確認を行う。

さらに、東京都災害時受援応援計画等との整合性をはかりつつ、災害時受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資器材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

1. 応援協力（受援）	危機管理班、職員班
-------------	-----------

(1) 行政機関との相互応援協力

都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり行う。
また、危機管理班は、各部と連絡・調整の上、応援を受け入れる。

（新設）

応 急 対 策

1 応援協力（受援）	市
------------	---

(1) 行政機関との相互応援協力【**危機管理班**】

都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり、各部と連絡・調整の上、
応援を受け入れる。

(2) **総務省への派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】**

被災市区町村応援職員確保システムとは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。

修正前（平成 31 年修正）

(2) 都への応援要請

また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。
上記の要請については、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、下記に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

(3) 他の市区町村への応援要請

他の市区町村に応援を要請する場合は、「震災時等の相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。

ア 応援の要請

【要請の概要】

① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）

(4) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

ウ 災害派遣部隊の受入体制

【ヘリコプター緊急離着陸場】

施設名	着陸 展開面 (m)	適		否
		OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	V-107 (大型ヘリ)
向台運動場	100×200	○	○	○
谷戸小学校	40×40	○	×	×
文理台公園	50×50	○	○	○
西東京いこ いの森公園	20×20	○	×	×

修正後

(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】

また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都総務局に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】

他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。

ア 応援の要請

【要請の概要】

① 災害の状況及び応援を求める理由、又は災害の状況及び応援のあつせんを求める理由

(5) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請【危機管理班、職員班】

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】

ウ 災害派遣部隊の受入体制

【ヘリコプター緊急離着陸場】

施設名	着陸 展開面 (m)	適		否
		OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	CH-47 (J) (大型ヘリ)
向台運動場	100×150	○	○	○
文理台公園	50×50	○	○	×
谷戸小学校	50×50	○	○	×
西東京いこ いの森公園	100×50	○	○	×
保谷第一小 学校	50×50	○	○	×
田無小学校	50×50	○	○	×
田無第一中 学校	40×60	○	○	×
田無第四中 学校	50×50	○	○	×
保谷中学校	50×50	○	○	×

修正前（平成31年修正）

修正後

エ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

2. 応援協力（派遣）

危機管理班、職員班

被災市区町村への支援

エ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	<u>避難情報</u> が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、 <u>空中消火が必要な場合は航空機をもつて</u> 、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

2 応援協力（派遣）

市

(1) 被災市区町村への支援【危機管理班、職員班】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 防災活動拠点の確保

予 防 対 策

防災活動拠点の充実

危機管理室、管財課、情報推進課

(1) オープンスペースの把握【危機管理室、管財課】

危機管理室及び管財課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理室は、発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援計画に定める。

(2) ヘリポートの指定【危機管理室】

(3) ヘリサインの設置【危機管理室】

(4) 施設の停電対策【施設を管理する課】

非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。

応 急 対 策

1. 応急活動拠点の調整要請

危機管理班

応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。

2. システム復旧

情報推進班

災害時に情報システムが停止した場合、情報推進班は以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。

第 4 節 防災活動拠点の確保

予 防 対 策

1 防災活動拠点の充実

市

(1) オープンスペースの把握【危機管理課、総務課】

危機管理課及び総務課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理課は、発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援計画に定める。

(2) ヘリポートの指定【危機管理課】

(3) ヘリサインの設置【危機管理課】

(4) 施設の停電対策【施設を管理する課、危機管理課】

非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。

また、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。

応 急 対 策

1 応急活動拠点の調整要請

市

危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。

2 システム復旧

市

情報推進班は、災害時に情報システムが停止した場合、以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 5 章 情報通信の確保

予 防 対 策

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 危機管理室、情報推進課

(1) 市防災行政無線の整備

移動系については基地局 1 局・陸上移動局 15 局、同報系については親局 1 局・子局 75 局、地域防災系については統制局 1 局・中継局 2 局・一般局 112 局・車載局 15 局・携帯局 84 局が設置されている。

(2) 市防災行政無線（同報系）の音声到達地域改善

(3) 全国瞬時警報システムの整備

（新設）

2. 市民等への情報提供体制の整備 危機管理室、秘書広報課、情報推進課

(1) 市ホームページの整備

災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中し、動作の遅延やシステムダウン等の不具合が予想されることから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、西東京市安全・安心いーなメール(西東京市緊急メール配信サービス)と市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。

(2) 新たな情報提供手段の活用

既存の情報提供手段である市防災行政無線(同報系)、同自動電話応答サービス、緊急速報メール、西東京市安全・安心いーなメール(西東京市緊急メール配信サービス)や、ソーシャルメディア、スマートフォン用防災アプリ(いこいーな西東京ナビ)等の情報提供ツールを活用するとともに、新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。

第 5 章 情報通信の確保

予 防 対 策

1 防災関係機関相互との情報通信連絡体制の整備 市

(1) 市防災行政無線の整備【危機管理課】

移動系については基地局 1 局・陸上移動局 15 局、同報系については親局 1 局・子局 75 局、地域防災系については統制局 1 局・一般局 114 局・車載局 15 局・携帯局 84 局が設置されている。

(2) 市防災行政無線（同報系）の音声到達地域改善【危機管理課】

(3) 全国瞬時警報システムの整備【危機管理課】

(4) 災害情報共有システムの活用【危機管理課】

「災害情報共有システム（Lアラート）」で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地
 図化等による伝達手段の高度化に努める。

※ 災害情報共有システム（Lアラート）

地方公共団体等が発令した避難情報などの災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメ
 ディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とするシステム

2 市民等への情報提供体制の整備 市

(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】

災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキ
 ャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、西東京市安全・
 安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用
 により、迅速に情報を伝達する。

(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】

既存の情報提供手段である市防災行政無線(同報系)、同自動電話応答サービス、緊急速報メール、西東京
 市安全・安心いーなメールや、ソーシャルメディア、スマートフォン用アプリ(いこいーな西東京ナビ、東京
 消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、ク
 ラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等
 について検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。

災害時に特に配慮が必要となる市民を対象に戸別受信機の配備に努める。

修正前（平成 31 年修正）	修正後										
<p>(3) 市防災行政無線の設置拡大 災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線（地域防災系）の設置を推進する。 また、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線（同報系）の可聴困難区域の把握、解消に努める。</p> <p>(5) 提供する情報内容の整理</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">3. 市民相互の情報連絡等の環境整備</td> <td>危機管理室、通信事業者</td> </tr> </table> <p>市民相互間の安否確認手段の普及・啓発</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">4. その他情報収集方法の構築</td> <td>危機管理室</td> </tr> </table> <p>多様な情報収集方法の構築</p> <p>(新設)</p>	3. 市民相互の情報連絡等の環境整備	危機管理室、通信事業者	4. その他情報収集方法の構築	危機管理室	<p>(3) 市防災行政無線の設置拡大【危機管理課】 <u>危機管理課は、災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線（地域防災系）の設置を推進する。</u> また、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線（同報系）の可聴困難区域の把握、解消に努める。</p> <p>(5) 提供する情報内容の整理【秘書広報課】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">3 市民相互の情報連絡等の環境整備</td> <td>市、通信事業者</td> </tr> </table> <p>(1) 市民相互間の安否確認手段の普及・啓発【危機管理課、通信事業者】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">4 その他情報収集方法の構築</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) 多様な情報収集方法の構築【危機管理課】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">5 問い合わせ対応に係る体制整備</td> <td>市、通信事業者</td> </tr> </table> <p><u>市及び通信事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。</u></p>	3 市民相互の情報連絡等の環境整備	市、通信事業者	4 その他情報収集方法の構築	市	5 問い合わせ対応に係る体制整備	市、通信事業者
3. 市民相互の情報連絡等の環境整備	危機管理室、通信事業者										
4. その他情報収集方法の構築	危機管理室										
3 市民相互の情報連絡等の環境整備	市、通信事業者										
4 その他情報収集方法の構築	市										
5 問い合わせ対応に係る体制整備	市、通信事業者										

修正前（平成31年修正）

応急対策

1 通信体制の確立

危機管理班、情報推進班、通信事業者

地震災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに都に概括的報告をする。

また、この時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

(1) 通信連絡系統

【各防災関係機関の態勢】

区分	内容
市	① 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 ② 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 ③ 市防災行政無線（地域防災系）等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 ④ 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 ⑤ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。
警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線（地域防災系）を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。
消防署	消防救急無線、消防電話、市防災行政無線（地域防災系）及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

修正後

応急対策

1 通信体制の確立

市、通信事業者

地震災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに都に概括的報告をする。

また、この時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

(1) 通信連絡系統【危機管理班】

【各防災関係機関の態勢】

区分	内容
市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線（地域防災系）等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。
警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線（地域防災系）を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。
消防署	消防救急無線、消防電話、市防災行政無線（地域防災系）及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、西東京市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

修正前（平成31年修正）

修正後

(2) 通信連絡態勢の確立

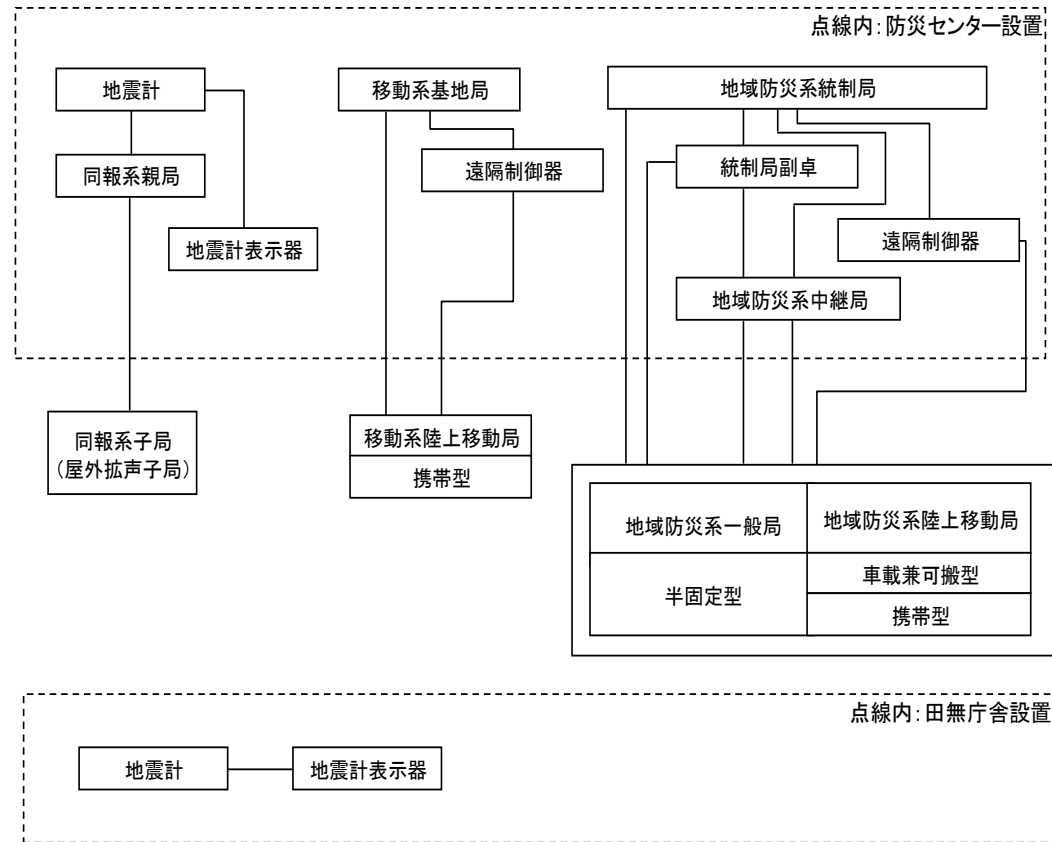
ア 災害対策本部又は初動本部設置前の通信連絡窓口

災害対策本部が設置されるまでの間は危機管理室が担当する。夜間休日等の時間外においては、危機管理室員が参集するまで、宿直室（管財課）が担当する。

エ 都との通信連絡

都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（D I S）のデータ端末で災害情報の入出力を行う。

(3) 市防災行政無線の通信統制



(2) 通信連絡態勢の確立【危機管理班、通信事業者】

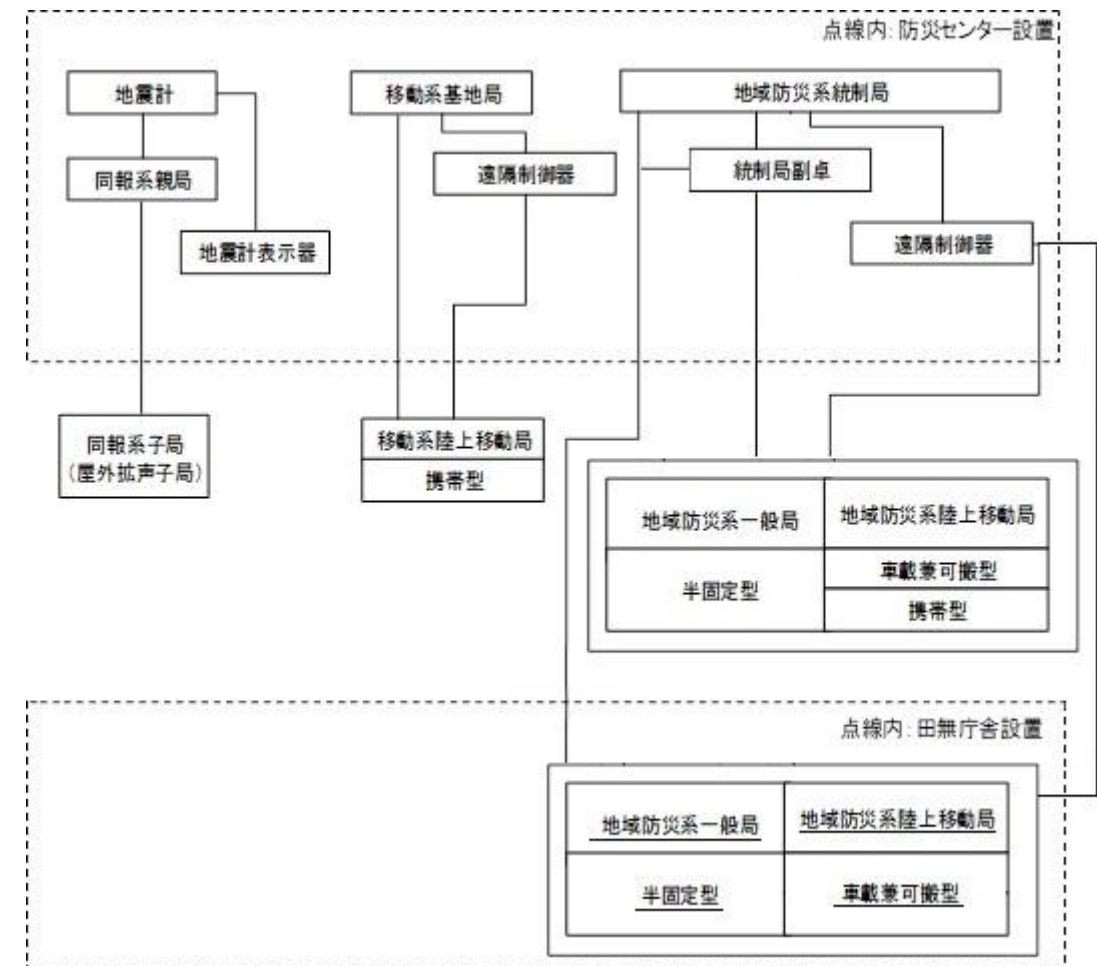
ア 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

危機管理課が担当する。夜間休日等の勤務時間外においては、危機管理課職員が参集するまでは、宿直室（総務課）が担当する。

エ 都との通信連絡

都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（D I S）のデータ端末で災害情報の入出力を行う。

(3) 市防災行政無線の通信統制【危機管理班】



修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">2. 被害情報等の収集・伝達</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">危機管理班、各部</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 325 433 359">(1) 被害状況の緊急調査</p> <p data-bbox="172 371 937 405">各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。</p> <p data-bbox="160 506 228 539">[市]</p> <p data-bbox="148 552 296 585">エ 教育部</p> <p data-bbox="195 594 845 627">避難施設の開設状況及び避難開始状況・避難者概数</p> <p data-bbox="148 682 546 716">カ 健康福祉部、子育て支援部</p> <p data-bbox="195 726 1383 760">市内医療機関の稼動状況、医療救護状況、福祉避難施設での保護状況、要配慮者の安否の状況</p> <p data-bbox="148 819 353 852">ク 都市整備部</p> <p data-bbox="195 863 1448 896">道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況</p> <p data-bbox="148 953 379 987">ケ みどり環境部</p> <p data-bbox="195 997 457 1031">水道施設の被災状況</p> <p data-bbox="160 1131 308 1165">[関係機関]</p> <p data-bbox="148 1178 406 1211">ア 消防署、消防団</p> <p data-bbox="160 1222 614 1255">(カ) その他消防活動上必要ある状況</p> <p data-bbox="148 1312 296 1346">イ 警察署</p> <p data-bbox="160 1356 587 1390">(ケ) その他警察活動上必要な状況</p>	2. 被害情報等の収集・伝達	危機管理班、各部	<table border="1" data-bbox="1513 226 2516 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 1961 275">2 被害情報等の収集・伝達</td> <td data-bbox="1961 226 2516 275">市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1513 325 2454 359">(1) 被害状況の緊急調査【各部、消防署、消防団、警察署、防災関係機関】</p> <p data-bbox="1537 371 2867 447">各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。<u>消防署、消防団、警察署、防災関係機関は、被害情報等を市に情報提供する。</u></p> <p data-bbox="1555 506 1623 539">[市]</p> <p data-bbox="1543 552 1691 585">エ 教育部</p> <p data-bbox="1590 594 1994 627"><u>避難所</u>の開設状況、<u>避難者</u>概数</p> <p data-bbox="1543 682 1941 716">カ 健康福祉部、子育て支援部</p> <p data-bbox="1590 726 2742 760">市内医療機関の稼動状況、医療救護状況、福祉<u>避難所</u>での保護状況、要配慮者の安否の状況</p> <p data-bbox="1543 819 1774 852">ク みどり環境部</p> <p data-bbox="1590 863 2867 938"><u>市立小中学校の校庭を除く避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び状況</u></p> <p data-bbox="1543 997 1941 1031">ケ <u>まちづくり部、都市基盤部</u></p> <p data-bbox="1567 1041 2867 1117">道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、<u>土砂災害警戒区域等</u>二次災害危険状況、下水道施設の被害状況</p> <p data-bbox="1555 1176 1760 1209">[防災関係機関]</p> <p data-bbox="1543 1222 1801 1255">ア 消防署、消防団</p> <p data-bbox="1555 1266 1979 1299">(カ) その他消防活動上<u>必要な情報</u></p> <p data-bbox="1543 1356 1691 1390">イ 警察署</p> <p data-bbox="1555 1400 1979 1434">(ケ) その他警察活動上<u>必要な情報</u></p>	2 被害情報等の収集・伝達	市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関
2. 被害情報等の収集・伝達	危機管理班、各部				
2 被害情報等の収集・伝達	市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関				

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 被害状況の把握

(3) 被害状況の集約

(4) 都への被害情報の概括的報告

※ 一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に 119 番通報が殺到したときは、都と併せて消防庁に報告する。

ア 地震発生直後の報告

報告すべき事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害状況（（資料 被害状況等報告基準）に基づき認定） ⑤ 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑦ その他必要な事項	
即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	
報告の方法	都災害情報システム（D I S）のデータ端末、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）
	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告

3. 地震発生後の広報

広報班

(1) 地震発生直後の広報

(2) 緊急措置の広報

(3) 避難指示・救護に関する広報

ア 避難勧告・指示及び避難方法

(4) 被害状況・応急対策に関する広報

ア 家屋倒壊、延焼被害等の状況

ウ 避難施設及び一時滞在施設の開設状況

(2) 被害状況の把握【危機管理班】

(3) 被害状況の集約【危機管理班】

(4) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】

※ 一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に 119 番通報が殺到したときは、都と併せて総務省消防庁に報告する。

ア 地震発生直後の報告

報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項	
即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	
報告の方法	都災害情報システム（D I S）のデータ端末、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）
	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告

3 地震発生後の広報

市

(1) 地震発生直後の広報【広報班】

(2) 緊急措置の広報【広報班】

(3) 避難情報・救護に関する広報【広報班】

ア 避難情報及び避難方法

(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】

ア 被害等の状況

ウ 避難所及び一時滞在施設の開設状況

修正前（平成31年修正）

(5) 支援情報等の広報

- ア 市民等の安否（避難施設、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）
- オ 避難施設及び一時滞在施設における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況

(6) 広報手段

市防災行政無線（同報系）	屋外子局による同時放送を行う。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコムイースト 西東京	協定に基づき放送要請を行う。
広報車	① 原則として市の庁用車を使用する。 ② 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	① 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難施設、掲示板等に掲示・配布する。 ② ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 ③ 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。
避難施設等における広報	① 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 ② 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。
その他の市施設における広報	① 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 ② 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。

(7) 要配慮者への広報

(8) 放送機関への放送要請・情報発表等

広報班は、都・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、放送機関に対し発表を行う。

災害対策本部からの発表	① 災害対策本部からの発表は、広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 ② 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理班が速報として発表を行う。
情報提供の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する避難勧告等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請

修正後

(5) 支援情報等の広報【広報班】

- ア 市民等の安否（避難所、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）
- オ 避難所及び一時滞在施設における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況

(6) 広報手段【広報班】

市防災行政無線（同報系）	屋外子局による同時放送を行う。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。
広報車	① 原則として市の庁用車を使用する。 ② 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	① 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 ② ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 ③ 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。
<u>避難所</u> 等における広報	① 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 ② 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。
その他の市施設における 広報	① 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 ② 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。

(7) 要配慮者への広報【広報班】

(8) 報道機関への放送要請・情報発表等【広報班】

広報班は、都・報道機関と連携して避難情報等の緊急情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。

災害対策本部からの発表	<u>広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ、会議室等（市記者室）で実施する。</u>
<u>提供する情報</u> の主な項目	① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 市民に対する <u>避難情報</u> 等の状況 ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 ⑦ 下水道の使用自粛等の協力要請

修正前（平成 31 年修正）

(9) 避難勧告等の報道要請

(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京との災害時における協定により、放送要請を行う。

また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

4. 地震発生後の広聴	安否確認班
-------------	-------

5. 生活情報等の広報	広報班
-------------	-----

広報班は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報

- ① 避難施設に関すること（避難施設ごとの被災者氏名等の確認状況等）。
- ③ 救援物資の配布に関すること。
- ④ 給水・給食・入浴に関すること。
- ⑥ 防疫・健康維持に関すること。

(2) ライフライン復旧情報等

広報班は、各部各班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

6. 被災者相談窓口の設置	広報班、関係機関
---------------	----------

災害による家や財産の減失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設

(2) 相談内容

なお、聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

- ③ り災証明の発行に関すること。

(新設)

修正後

(9) 避難情報等の報道要請【広報班】

(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。

また、市及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

(削除)

4. 生活情報等の広報	市
-------------	---

広報班は、災害対策本部からの情報により、応急対策の実施状況、避難・救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報【広報班】

- ① 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。
- ③ 緊急物資・支援物資の配布に関すること。
- ④ 給水、給食、入浴に関すること。
- ⑥ 防疫、健康維持に関すること。

(2) ライフライン復旧情報等【広報班】

広報班は、各部各班、防災関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

5. 被災者相談窓口の設置	市、関係機関
---------------	--------

災害による家や財産の減失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】

(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】

なお、聴取した要望等については、速やかに各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

- ③ 罹災証明の発行に関すること。

6. 安否確認相談窓口の設置	市
----------------	---

災害初動期は、被災者等からの家族の安否確認に定めるため、安否確認班は避難所等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。

修正前（平成 31 年修正）

7. 市民相互の情報連絡等

市、都（総務局）、通信事業者、報道機関、市民

各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。

(1) 市及び都

個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難施設や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。

(2) 通信事業者

行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。
また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

(3) 報道機関

行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

(4) 市民

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。

修正後

7 市民相互の情報連絡等

市、都、通信事業者、報道機関、市民

各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。市民は、災害用伝言ダイヤル等を用い家族の安否を確認する。

【各機関の役割】

市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、 <u>防災関係機関</u> と連携して、 <u>避難所</u> や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 6 章 医療救護等対策

第 1 節 医療救護

予 防 対 策

1. 医療体制の整備 危機管理室、健康課、保健所

(1) 医療体制の整備【危機管理室、健康課】

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを設置する。

また、市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。

(2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理室、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、緊急医療救護所における傷病者の搬送体制の構築を図る。

(3) 避難した市民の健康管理【健康課、保健所】

（新設）

2. 医薬品・医療資器材の確保 危機管理室、健康課

市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難施設等に救急医薬品を備蓄する。

医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から 3 日間で必要な量を目安とする。

第 6 章 医療救護等対策

第 1 節 医療救護

予 防 対 策

1 医療体制の整備 市

(1) 医療体制の整備【危機管理課、健康課】

市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターや、薬事に関する助言を行う市災害薬事コーディネーターを任命する。

また、市災害医療コーディネーターや市災害薬事コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報伝達をスムーズに行えるように努める。

(2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理課、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までの傷病者の搬送体制の構築を図る。

(3) 避難した市民の健康管理【健康課】

(4) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】

災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施する。

2 医薬品・医療資器材の確保 市

健康課及び危機管理課は、市医師会、市歯科医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターと協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難所等に救急医薬品及び感染症対策の衛生用品を備蓄する。医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から 3 日間で必要な量を目安とする。

修正前（平成31年修正）

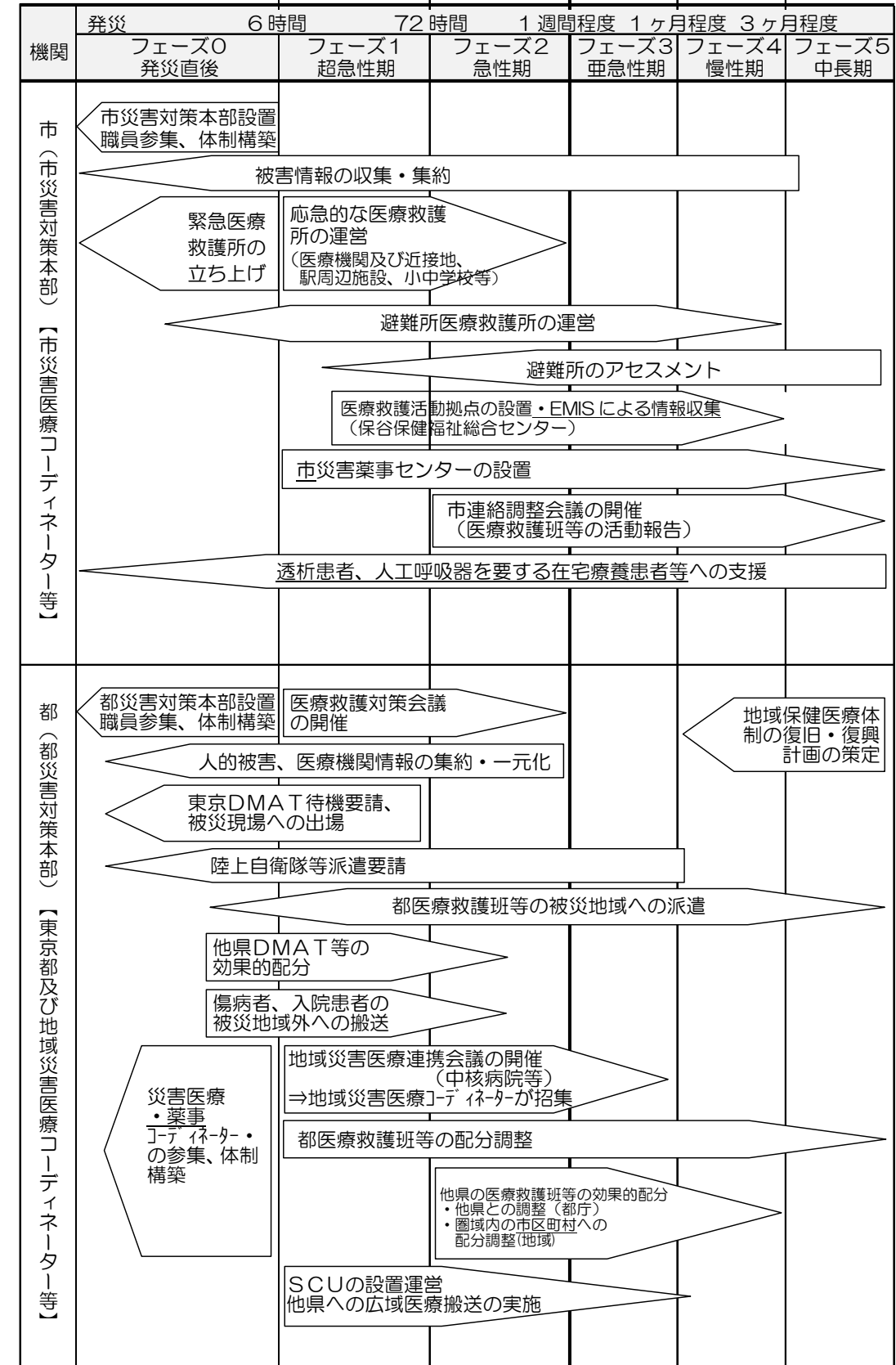
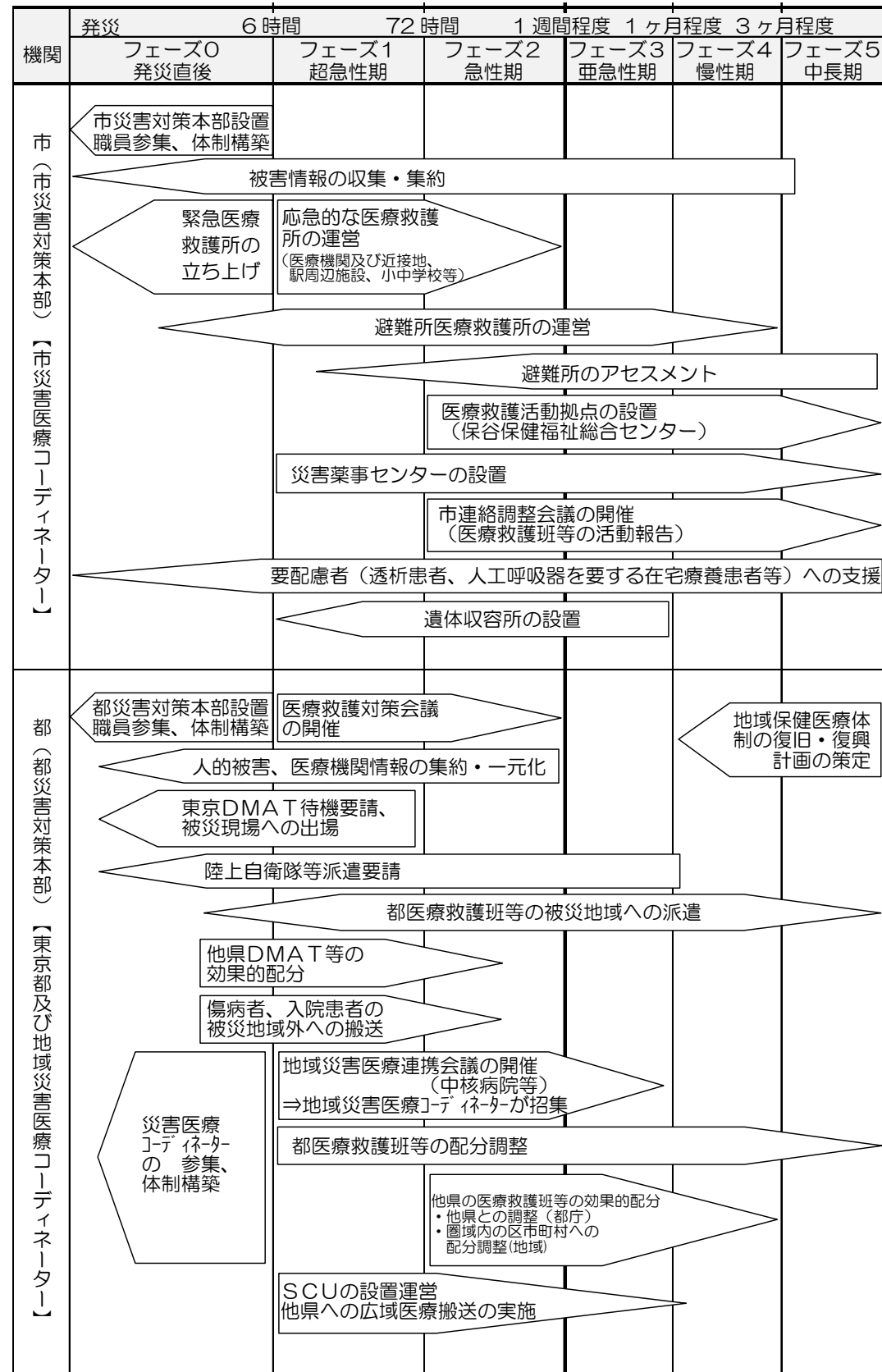
修正後

応急対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

<発災後の活動の流れ>



修正前（平成31年修正）

修正後

1. 医療救護	救命救護健康班、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、防災関係機関、都（福祉保健局）
---------	---

1 医療救護	市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関
--------	--

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

(1) 医療情報の収集・広報活動

医療情報の収集・報告	救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。
市民への情報提供	広報班は、市内等の医療機関の稼動状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。

(1) 医療情報の収集・広報活動【救命救護健康班、広報班】

医療情報の収集・報告	救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。 <u>医療救護活動拠点では、広域災害救急医療情報システム（EMIS）*等を使用し情報収集する。</u>
市民への情報提供	広報班は、市内等の医療機関の稼動状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。

※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）：

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

修正前（平成31年修正）

(2) 医療救護活動

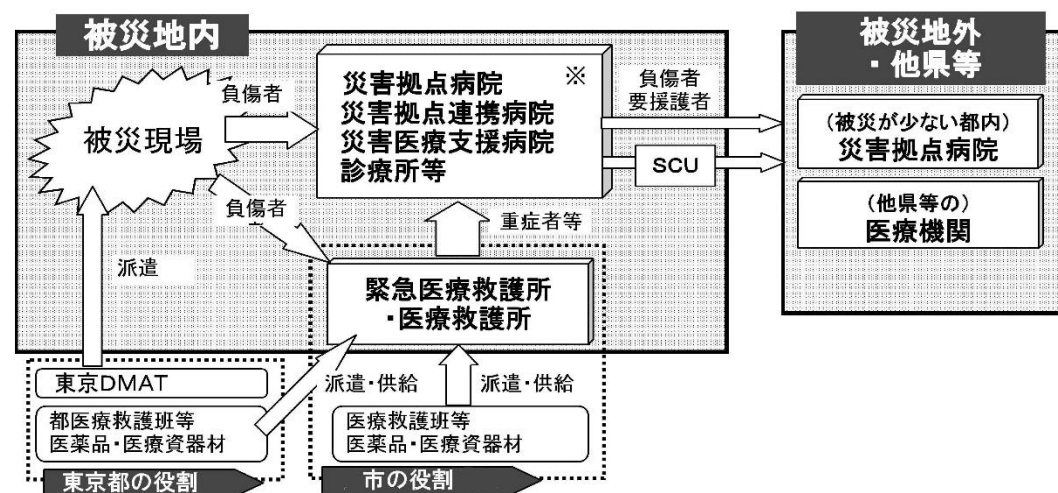
救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに北多摩北部保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。

(3) 災害医療コーディネーター

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定するコーディネーター 災害時には都庁に参集
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院に配置
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定するコーディネーター

【医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

修正後

(2) 医療救護活動【救命救護健康班】

救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともにE.M.I.S等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

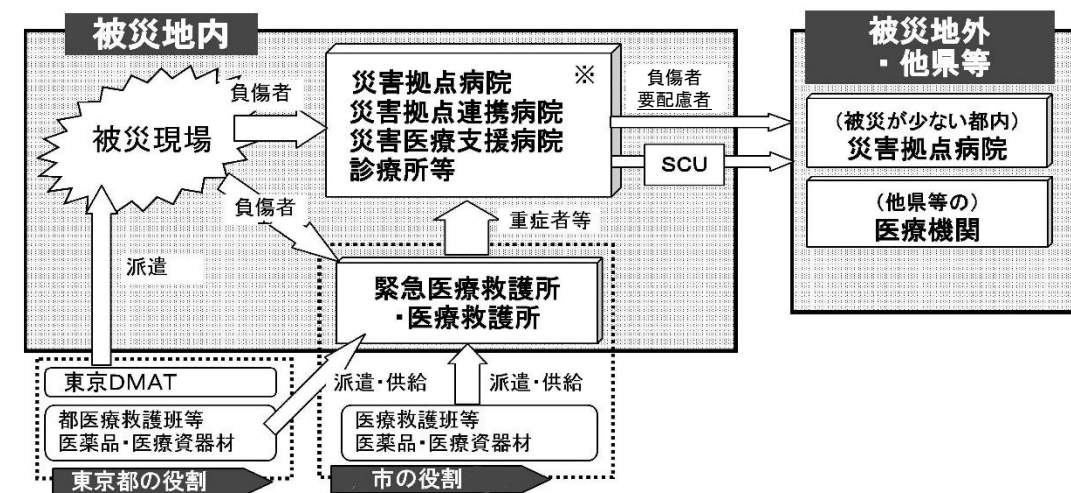
また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。

医療救護班の実施内容は(5)医療救護班の体制に記載

(3) 災害医療コーディネーター【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定する医師

【医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）：広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unitの略。

修正前（平成 31 年修正）

(4) 医療救護所等の開設

超急性期には、災害現場近くの医療機関に負傷者が殺到するため、市が災害拠点病院等の近接地に緊急医療救護所等を開設する。緊急医療救護所等は、初期医療救護活動の混乱を最小限に止める役割を担う。
また、急性期以降の巡回治療の実施場所として、避難施設等に避難所医療救護所を開設する。

種別	医療救護所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
種別	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難施設内に設置する医療救護所
目的	発災直後は、多数の傷病者に対する優先順位が必要であるため、病院前トリアージを実施し、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保すること。	地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要であるため、避難生活の長期化による被災者の健康管理をすること。
機能	トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療	巡回治療などを行う避難所医療救護所 傷病者に対する治療、避難者等に対する健康相談
期間	原則として、超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断）

修正後

(4) 医療救護所等の開設【救命救護健康班】

超急性期には、災害現場近くの医療機関に多くの傷病者が集まることが考えられるため、市が災害拠点病院等の近接地（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）にあらかじめ緊急医療救護所等を開設する。緊急医療救護所等では、トリアージを実施し、災害拠点病院における中等症、重症患者に対する診療体制を確保するなど、初期医療救護活動の混乱を最小限に止める役割を担う。
また、急性期以降の巡回治療の実施場所として、避難所等に避難所医療救護所を開設する。

種別	医療救護所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
種別	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、 <u>避難所内</u> に設置する医療救護所
目的	発災直後は、傷病者に対する優先順位が必要であるため、病院前トリアージを実施し、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保すること。	地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要であるため、避難生活の長期化による被災者の健康管理をすること。
機能	トリアージ、軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療	巡回治療などを行う避難所医療救護所 傷病者に対する治療、避難者等に対する健康相談
期間	原則として、超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断）

修正前（平成31年修正）

(5) 医療救護班の体制

医療救護班の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が集中する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所や、避難施設等における避難所医療救護所を中心とする。

医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難施設又は被災現場に医療救護所を開設する。
班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。

(6) 医療救護班等の業務

医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ後方医療機関への転送ルートにのせるように努める。

救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。

区分	活動内容
医療救護	① 傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 災害拠点病院等への転送 ④ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ⑤ 助産救護 ⑥ 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護	① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ③ 避難施設内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤供給・調剤	① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ④ 避難施設の衛生管理・防疫対策への協力
接骨応急救護	傷病者に対する応急措置等

修正後

(5) 医療救護班の体制【救命救護健康班】

医療救護班の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が集中する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所や、避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、 <u>避難所</u> 又は被災現場に医療救護所を開設する。
班編成	医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。 また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。 <u>施設の安全確認が完了した後、市は避難所および医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し等を実施する。</u>

(6) 医療救護班等の業務【市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、救命救護健康班】

医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。

救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。

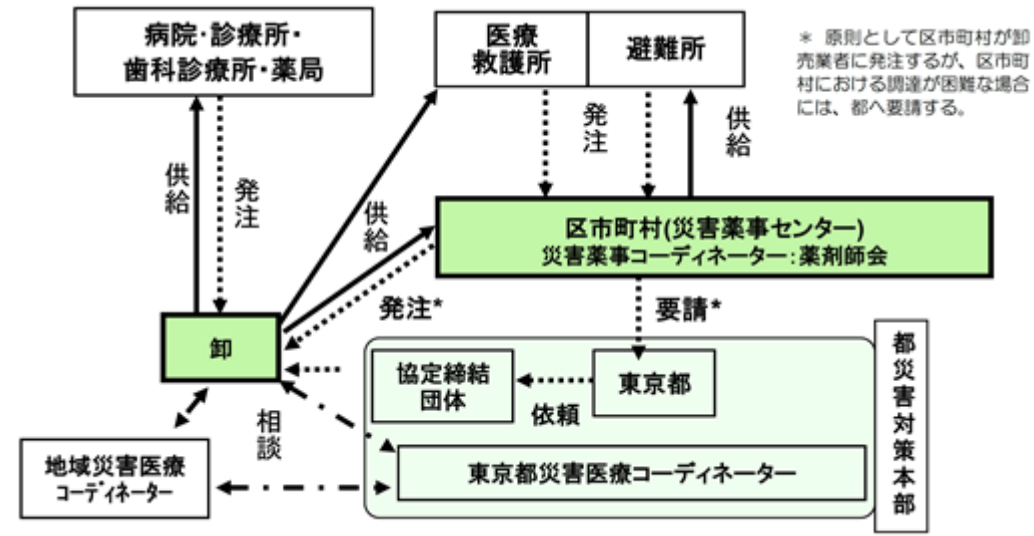
区分	活動内容
医療救護班	<u>1 傷病者に対するトリアージ</u> <u>2 傷病者に対する応急処置及び医療</u> <u>3 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定</u> <u>4 死亡の確認及び検案への協力</u> <u>5 助産救護</u> <u>6 その他、必要と認められる業務</u>
歯科医療救護班	<u>1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置</u> <u>2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定</u> <u>3 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導</u> <u>4 検視・検案に際しての法歯学上の協力</u>
薬剤師班	<u>1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導</u> <u>2 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注</u> <u>3 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援</u> <u>4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力</u>

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>(7) 応援要請</p> <p>必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等に対し応援を求め、応急措置を実施する。</p> <p>ア 医療救護応援要請</p> <p>医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療関係機関に応援派遣を要請する。</p> <p>イ 東京都災害派遣医療チーム応援要請</p> <p>多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（東京DMAT）の派遣を、消防署が警防本部を通じ都福祉保健局へ要請する。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 保健所との連携</p> <p>保健所に医療機関の被災状況及び活動状況等の情報提供を行い、医療救護活動の調整を行う。</p>	<p>(7) 応援要請【救命救護健康班、都（福祉保健局）】</p> <p>必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等の医療機関に対し応援を求め、応急措置を実施する。</p> <p>ア 医療救護応援要請</p> <p>医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療機関に応援派遣を要請する。</p> <p>イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請</p> <p>多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の派遣を、消防署が警防本部を通じ都福祉保健局へ要請する。</p> <p>※ <u>東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム</u></p> <p>ウ 災害派遣精神医療チーム（「東京DPAT」※）応援要請</p> <p><u>災害時の精神医療の支援が必要な場合は、市災害対策本部は医療対策拠点にDPAT派遣要請を行う。医療対策拠点からのDPAT派遣要請に基づき、東京都災害対策本部は東京DPAT登録機関に対して出動可否を確認し、被災地域支援活動を要請する。必要に応じて市災害医療コーディネーターに助言を求める。</u></p> <p>※ <u>東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム</u></p> <p>エ 保健所との連携</p> <p>保健所に医療機関の被災状況及び活動状況等の情報提供を行う。保健所は、公衆衛生的見地から市を支援する。</p>				
<table border="1" data-bbox="112 1480 1104 1528"> <tr> <td data-bbox="112 1480 519 1528">2. 後方医療活動</td> <td data-bbox="519 1480 1104 1528">救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p>医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。</p> <p>負傷者の搬送</p> <p>(新設)</p>	2. 後方医療活動	救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）	<table border="1" data-bbox="1507 1480 2499 1528"> <tr> <td data-bbox="1507 1480 1914 1528">2 後方医療活動</td> <td data-bbox="1914 1480 2499 1528">市、都、医療機関、消防署</td> </tr> </table> <p>救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都福祉保健局と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。</p> <p>(1) 負傷者の搬送【救命救護健康班、物資輸送班、救出支援班、医療機関、消防署】</p> <p>(2) 医療スタッフの搬送【救命救護健康班】</p> <p><u>市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。</u></p>	2 後方医療活動	市、都、医療機関、消防署
2. 後方医療活動	救命救護健康班、医療機関、都（福祉保健局）				
2 後方医療活動	市、都、医療機関、消防署				

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 233 1255 281"> <tr> <td data-bbox="112 233 522 281">3. 医薬品等の調達・確保</td> <td data-bbox="522 233 1255 281">救命救護健康班、市薬剤師会、医療機関、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 331 463 367">(1) 医療品等の調達・確保</p> <p data-bbox="121 422 326 457">(2) 供給の要請</p> <p data-bbox="142 468 1297 504">イ 速やかに市内に災害薬事センターを設置し、市内各医療救護所等への供給体制を整える。</p> <p data-bbox="142 510 1472 590">ウ 災害薬事センター長である災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</p> <p data-bbox="121 644 599 680">(3) 災害薬事コーディネーターの業務</p> <p data-bbox="142 688 1472 770">災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりとする。災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。</p> <p data-bbox="555 825 1009 861" style="text-align: center;">【災害薬事コーディネーターの業務】</p>	3. 医薬品等の調達・確保	救命救護健康班、市薬剤師会、医療機関、都（福祉保健局）	<table border="1" data-bbox="1507 233 2502 281"> <tr> <td data-bbox="1507 233 1917 281">3 医薬品等の調達・確保</td> <td data-bbox="1917 233 2502 281">市、都、市薬剤師会、医療機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 323 2098 359">(1) <u>医薬品等の調達・確保【救命救護健康班】</u></p> <p data-bbox="1516 413 2098 449">(2) <u>供給の要請【救命救護健康班、医療機関】</u></p> <p data-bbox="1537 459 2730 495">イ 速やかに市内に<u>市</u>災害薬事センターを設置し、市内各医療救護所等への供給体制を整える。</p> <p data-bbox="1537 501 2887 581">ウ <u>市</u>災害薬事センター長である<u>市</u>災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。</p> <p data-bbox="1516 636 2819 672">(3) <u>市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】</u></p> <p data-bbox="1537 680 2887 762">市災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりとする。<u>市</u>災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。</p> <p data-bbox="1929 816 2415 852" style="text-align: center;">【市災害薬事コーディネーターの業務】</p>	3 医薬品等の調達・確保	市、都、市薬剤師会、医療機関
3. 医薬品等の調達・確保	救命救護健康班、市薬剤師会、医療機関、都（福祉保健局）				
3 医薬品等の調達・確保	市、都、市薬剤師会、医療機関				

修正前（平成31年修正）

【市が使用する医薬品等の調達手順】



① 市の備蓄品を使用する。
災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

市での調達が不可能な場合

② 市が卸から調達する。
市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。

② 都が卸から調達する。
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

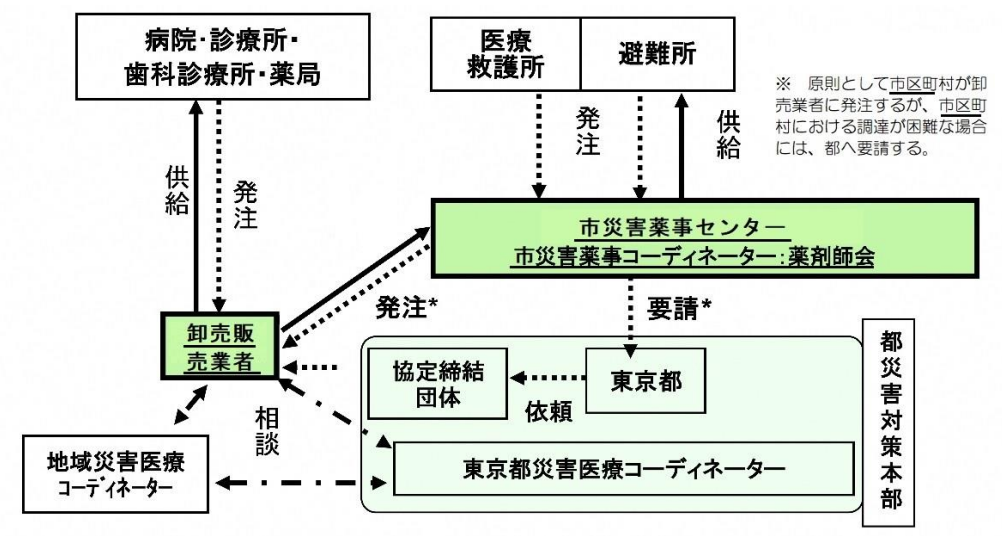
③ 卸売販売業者が医薬品等を納入する。
卸売販売業者は、市の災害薬事センターへ納品する。

(4) 血液製剤の確保

都は、市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要があると認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給事業に関する協定書」に基づき、日赤東京都支部（東京赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

修正後

【市が使用する医薬品等の調達手順】



① 市の備蓄品を使用する。
災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ調達を依頼する。

市での調達が不可能な場合

② 市が卸売販売業者から調達する。
市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。

② 都が卸売販売業者から調達する。
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。

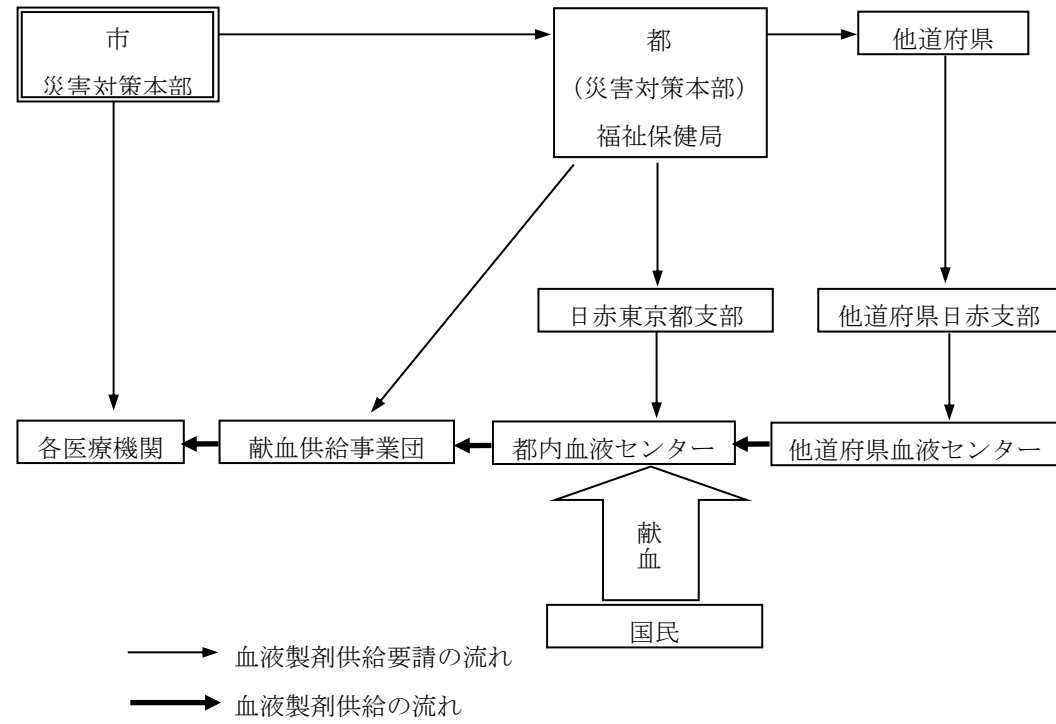
③ 卸売販売業者が医薬品等を納入する。
卸売販売業者は、市災害薬事センターへ納品する。

(4) 血液製剤の確保【都（福祉保健局）、医療機関】

都は、市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要があると認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給事業に関する協定書」に基づき、東京赤十字血液センター（日赤東京都支部）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

修正前（平成 31 年修正）

(5) 血液製剤の供給体制



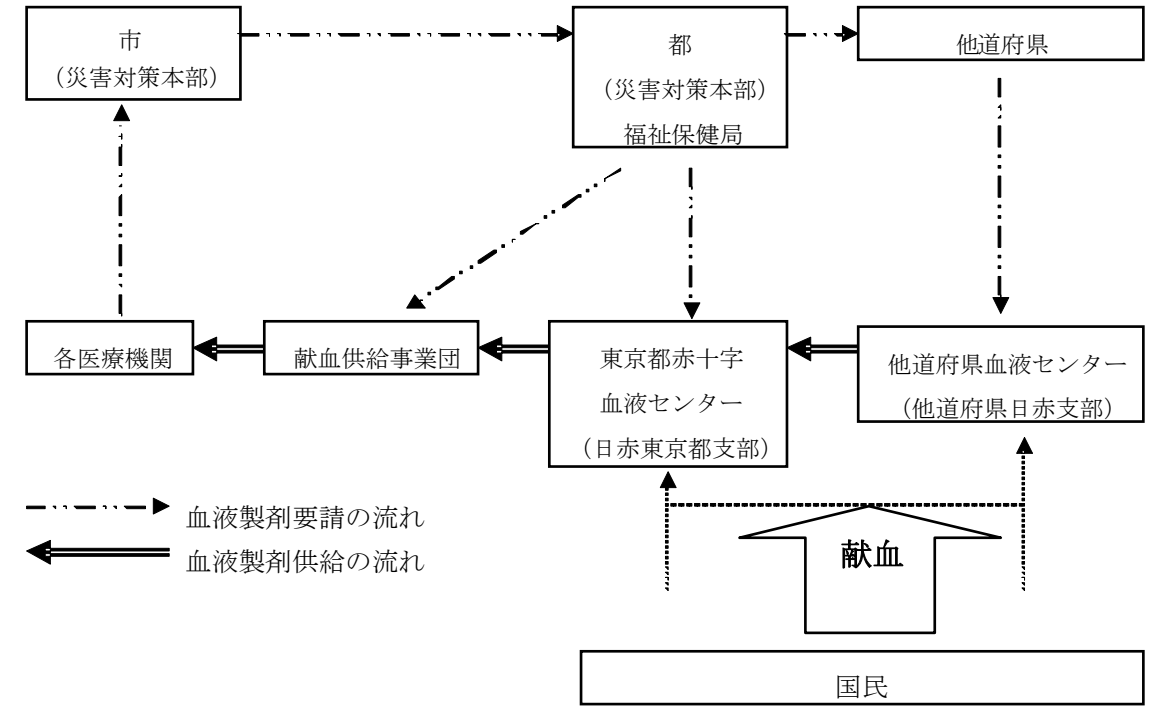
4. 医療施設の確保

救命救護健康班

市は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

修正後

(5) 血液製剤の供給体制



4 医療施設の確保

市

救命救護健康班は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 防疫

第 2 節 防疫

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 防疫体制の整備	危機管理室、各課、保健所
------------	--------------

1 防疫体制の整備	市
-----------	---

- (1) 防疫対策の普及啓発 ○避難所の衛生管理
- (2) 感染症予防ネットワークの整備
- (3) 資器材の整備
震災時の防疫に必用な資器材の点検及び補充を定期的に行う。

- (1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課】
- (2) 感染症予防ネットワークの整備【各課】
- (3) 資器材の整備【危機管理課、健康課、環境保全課】
保健所から必要な情報等の提供を受ける等、市は震災時の防疫に必要な資器材の整備を行い、定期的に点検及び補充を行う。

応 急 対 策

応 急 対 策

< 発災後の活動の流れ >

< 発災後の活動の流れ >

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	
市 (市災害対策本部) ・保健所				○透析患者・在宅難病患者への対応	→	
				○食品の衛生管理	→	
				○飲料水の衛生管理	→	
				○避難施設の衛生管理	→	
				○公衆浴場等の確保	→	
				○被災者の健康維持活動	→	
				○保健活動	→	
				○メンタルヘルスケア	→	
				○放射線使用施設の応急措置	→	
				○毒劇物対策	→	
					○被災動物の保護	→

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	
市 (市災害対策本部) ・保健所				○透析患者・在宅難病患者への対応	→	
				○食品の衛生管理	→	
				○飲料水の衛生管理	→	
				○避難所の衛生・管理	→	
				○公衆浴場等の確保	→	
				○被災者の健康維持活動	→	
				○保健活動	→	
				○メンタルヘルスケア	→	
				○放射線使用施設の応急措置	→	
				○毒劇物対策	→	
					○被災動物の保護	→

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="92 226 1481 317"> <tr> <td data-bbox="92 226 566 317">保健衛生活動</td> <td data-bbox="569 226 1481 317">都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="130 325 1472 403">被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、庁内各課と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p data-bbox="130 445 457 478">(1) 被災者の健康維持活動</p> <p data-bbox="151 489 1472 611">都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難施設における生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。</p> <p data-bbox="130 716 296 749">(2) 保健活動</p> <p data-bbox="151 760 1472 840">救命救護健康班は、保健所等と連携して震災時における避難施設での健康相談や指導等の健康対策を実施する。</p> <p data-bbox="130 1073 430 1106">(3) メンタルヘルスケア</p> <p data-bbox="130 1117 1472 1239">被災に関する急性ストレス障害（A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）及び長期の避難施設生活のストレス等に対処するため、救命救護健康班は、都による巡回精神相談チームと協力し、被災市民に対する相談体制を確立する。</p> <p data-bbox="130 1388 593 1421">(4) 透析患者・在宅難病患者への対応</p> <p data-bbox="151 1432 1472 1512">透析医療機関の稼働状況等の情報を都から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。</p> <p data-bbox="151 1522 1472 1602">在宅難病患者については、保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る等の対応を行う。</p> <p data-bbox="130 1644 566 1677">(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応</p> <p data-bbox="151 1688 1472 1768">人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。</p> <p data-bbox="151 1778 1187 1812">なお、在宅療養の継続や避難等に際し支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。</p>	保健衛生活動	都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関	<table border="1" data-bbox="1484 226 2890 275"> <tr> <td data-bbox="1484 226 1958 275">1 保健衛生活動</td> <td data-bbox="1961 226 2890 275">市、都、保健所、医療機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 325 2867 403">被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、<u>各班</u>と協力し、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1516 445 2237 478">(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】</p> <p data-bbox="1537 489 2867 611">都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に<u>避難所</u>における生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。</p> <p data-bbox="1567 621 2614 655"><u>また、感染症等流行時においては、ゾーニングや衛生管理等必要な対応を実施する。</u></p> <p data-bbox="1516 716 2427 749">(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】</p> <p data-bbox="1537 760 2867 882">救命救護健康班は、<u>保健師・管理栄養士</u>その他必要な職種を避難所等に派遣し、震災時における<u>避難所</u>での健康相談や指導等の健康対策を実施する。<u>必要に応じて保健所に支援を要請する。避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。</u></p> <p data-bbox="1537 892 2867 1014"><u>避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等からの発生の報告により保健所が疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。</u></p> <p data-bbox="1516 1073 2303 1106">(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（福祉保健局）】</p> <p data-bbox="1537 1117 2867 1197">被災に関する急性ストレス障害（A S D）、心的外傷後ストレス障害（P T S D）及び長期の<u>避難所</u>生活のストレス等に対処するため、<u>メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。</u></p> <p data-bbox="1537 1207 2867 1329"><u>救命救護健康班は、東京D P A T、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置するとともに、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。</u></p> <p data-bbox="1516 1388 2347 1421">(4) 在宅難病患者への対応【救命救護健康班、保健所、医療機関】</p> <p data-bbox="1537 1432 2867 1554">在宅難病患者については、<u>関係機関等が安否確認を行い在宅療養が困難な場合には保健所、医療機関と連携を図りながら、市災害医療コーディネーターと相談し、後方医療機関へ搬送するなど、医療施設での救護を図る等の対応を行う。</u></p> <p data-bbox="1516 1644 2445 1677">(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（福祉保健局）】</p> <p data-bbox="1537 1688 2867 1768"><u>災害時個別支援計画で定めた安否確認を行う機関は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、人工呼吸器使用者及び家族の安否を確認し市に報告する。</u></p> <p data-bbox="1537 1778 2867 1858"><u>救命救護健康班は被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう関係機関と協力し支援する。</u></p> <p data-bbox="1537 1869 2867 1948">なお、在宅療養の継続や避難等に際し「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。</p>	1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関
保健衛生活動	都（福祉保健局）、保健所、救命救護健康班、廃棄物処理班、物資輸送班、学校避難施設班、福祉避難施設班、関係機関				
1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関				

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(6) 食品の衛生管理 学校避難施設班、福祉避難施設班は、衛生管理の徹底を推進するなど、都と連携し避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導をする。</p> <p>ア 食中毒の防止 必要に応じ、都が編成する食品衛生指導班と連携し食品の安全確保を図る。</p> <p>(ウ) 避難施設の食品衛生指導 (エ) 関係施設の貯水槽の簡易検査 (オ) 仮設店舗等の衛生指導</p> <p>イ 食中毒発生時の対応方法 食中毒患者が発生した場合、都が編成する食品衛生指導班による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。</p> <p>(7) 避難施設の衛生管理 学校避難施設班、福祉避難施設班は、必要に応じ、都福祉保健局及び保健所等と協力し、次のとおり避難施設の衛生管理指導を実施する。</p> <p>ア 市民の避難施設への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。 (カ 新設)</p> <p>(8) 公衆浴場等の確保 物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 また、避難した市民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難施設の衛生管理を支援する。</p> <p>(9) 放射線使用施設の応急措置 医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。</p>	<p>(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（福祉保健局）】 救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を都（福祉保健局）から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。</p> <p>(7) 食品の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班、救命救護健康班、保健所】 学校避難所班及び福祉避難所班は、衛生管理の徹底を推進するなど、救命救護健康班や都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導をする。</p> <p>ア 食中毒の防止 保健所が主となって都が編成する食品衛生指導班と必要に応じて連携し食品の安全確保を図る。</p> <p>(ウ) <u>避難所</u>の食品衛生指導 (削除) (削除)</p> <p>イ 食中毒発生時の対応方法 食中毒患者が発生した場合、都が編成する食品衛生指導班と連携し原因究明及び被害の拡大防止に努める。 都が編成する食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、市と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。その後、学校避難所班、福祉避難所班は防疫活動を実施する。</p> <p>(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】 学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都福祉保健局等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。</p> <p>ア 市民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。 カ 感染症対策等の保健衛生対策に留意する。感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。</p> <p>(9) 公衆浴場等の確保【物資輸送班、広報班】 物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。 広報班は、その情報を市民へ提供する。</p> <p>(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班】 医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都（福祉保健局）、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(10) 毒劇物対策</p> <p>廃棄物処理班は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所が消防署、警察署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。</p> <p>(11) 被災動物の保護</p> <p>廃棄物処理班は、関係機関と連携して被災動物の保護に当たる。</p>	<p>(11) 毒劇物対策【環境班】</p> <p>環境班は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所が消防署、警察署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。</p> <p>(12) 被災動物の保護【環境班】</p> <p>環境班は、関係機関と連携して被災動物の保護に当たる。</p>

修正前（平成31年修正）

修正後

復旧対策

復旧対策

防疫活動	健康課、環境保全課、庁内各班、保健所、都（福祉保健局）
------	-----------------------------

健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

1 防疫活動	市、都
--------	-----

健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。

(1) 防疫活動

(1) 防疫活動【健康課、環境保全課、保健所】

市の要請により保健所は防疫活動等の支援・指導を行う。また、避難所等における感染症発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施等を行う。

防疫チーム	① 健康調査及び健康相談 ② 避難施設等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ③ 感染症予防のため広報及び健康指導 ④ 避難施設におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒チーム	① 患者発生時の消毒及び指導 ② 避難施設の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	① 健康調査及び健康相談の実施 ② 広報及び健康指導

防疫チーム	<u>1</u> 健康調査及び健康相談 <u>2</u> 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 <u>3</u> 感染症予防のため広報及び健康指導 <u>4</u> 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒チーム	<u>1</u> 患者発生時の消毒及び指導 <u>2</u> 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	<u>1</u> 健康調査及び健康相談の実施 <u>2</u> 広報及び健康指導

(2) 都への連絡

被災戸数及び防疫活動の実施について、保健所及び都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。

(2) 都への連絡【環境保全課、健康課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、保健所及び都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。

(3) 協力要請

防疫活動の実施に当たって、市の対応能力では十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 協力要請【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。

(4) 飲料水の安全確保

必要に応じ、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、消毒薬の配布及び残留塩素の確認、消毒後のろ過水等の消毒の確認を実施する。

(4) 飲料水等の安全確保【環境保全課、健康課、都（福祉保健局）】

健康課及び環境保全課は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

(5) 健康調査

(5) 健康調査【健康課】

(6) 感染症対策

健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

また、市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

(6) 感染症対策【健康課、各課】

健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

また、市は、感染症の流行状況等を踏まえた、予防接種を実施する。

(7) 避難施設の防疫・指導

避難施設のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

(7) 避難所の防疫・指導【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

第 3 節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い

予 防 対 策

予 防 対 策

遺体の取扱い	危機管理室、市民課
--------	-----------

1 遺体の取扱い	市
----------	---

- (1) 遺体収容所の事前指定
遺体収容所は、総合体育館及び被災地最寄りの寺院とする。
- (2) 関係機関との連携確保

- (1) 遺体収容所の事前指定【危機管理課】
遺体収容所は、総合体育館とする。
- (2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課】

応 急 対 策

応 急 対 策

1. 行方不明者の取扱い	救出支援班
--------------	-------

1 行方不明者の捜索	市
------------	---

行方不明者の捜索については、警察署・消防署・自衛隊等に市及び都が協力して行う。

行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署・消防署・自衛隊等に市及び都が協力して行う。

行方不明者の捜索

行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署・消防署・自衛隊等に要請を行う。
また、救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
捜索期間は災害発生日から 10 日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。
なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。

救出支援班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
捜索期間は災害発生日から 10 日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。
なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。

2. 遺体の収容及び検視・検案	警察署、救出支援班、都（総務局、福祉保健局）
-----------------	------------------------

2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会
----------------	---------------------

遺体の収容及び検視・検案については、警察署・消防署等に市及び都が協力して行う。

遺体の収容及び検視・検案については、警察署等に市及び都が協力して行う。

- (1) 遺体を発見した場合の措置
遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。警察署は、遺体検視その他所要の措置をとった後、遺族又は救出支援班に引き渡す。

- (1) 遺体を発見した場合の措置【警察署】
遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。

（新設）

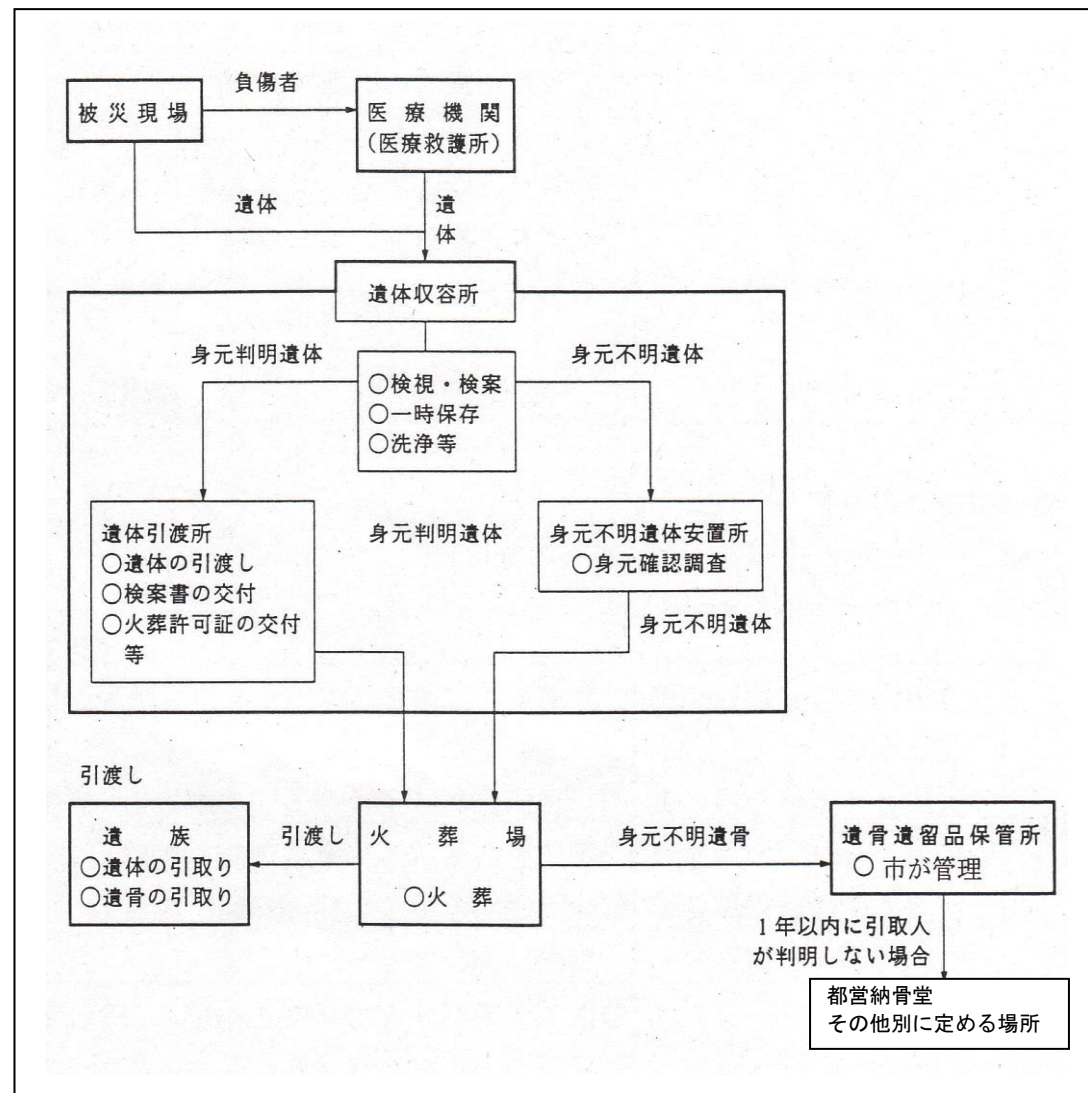
- (2) 遺体の搬送【救出支援班、都（総務局）】
遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて作業員の雇上げや、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。

修正前（平成31年修正）

(2) 遺体の収容

遺体の収容所は、総合体育館及び被災地最寄りの寺院の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び警察署へ報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに収容所へ搬送し収容する。遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(3) 遺体取扱の流れ



修正後

(3) 遺体の収容【救出支援班、都（福祉保健局）】

ア 遺体収容所

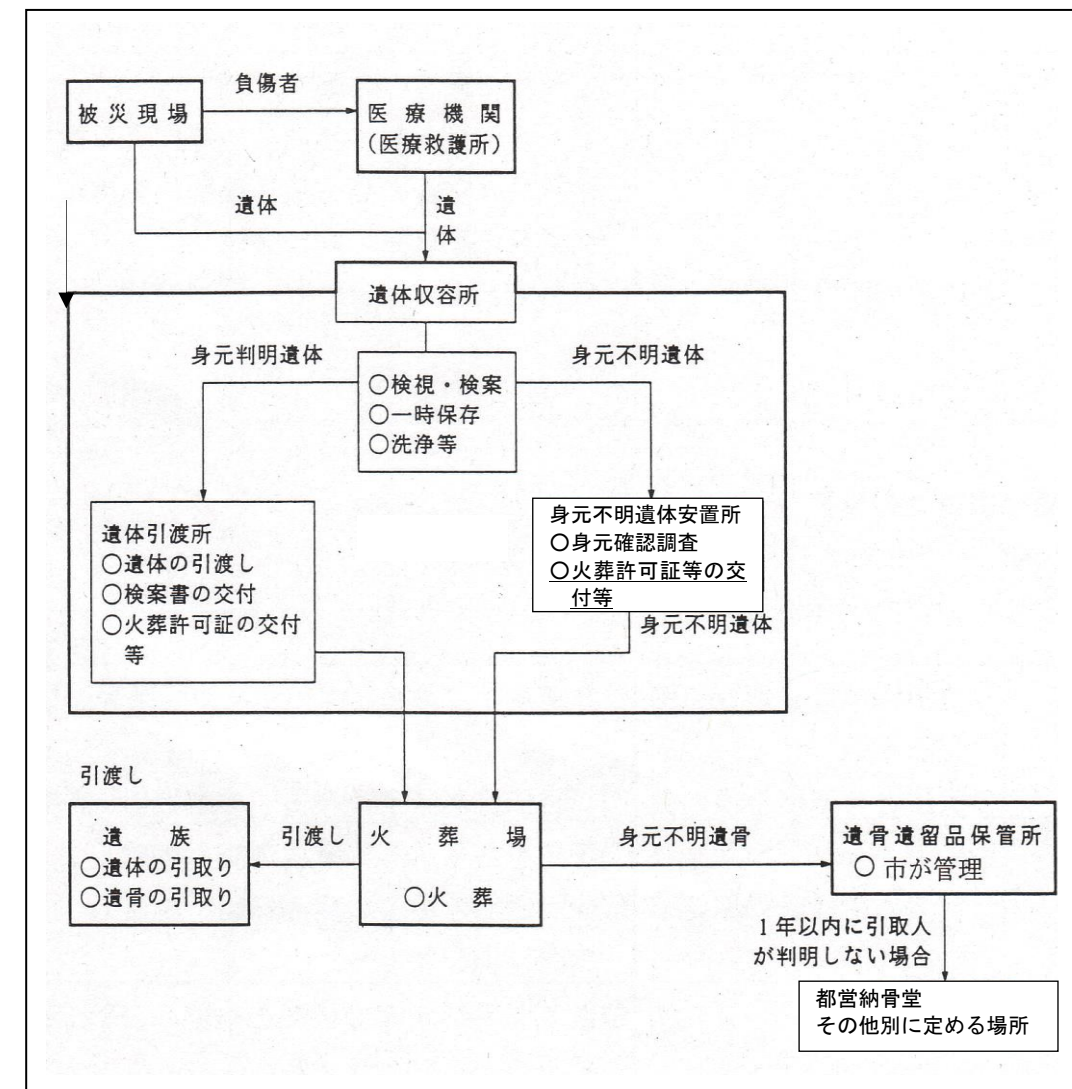
遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都福祉保健局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。

イ 遺体の一時安置

遺体の引き渡しまでの間、遺体収容所において遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(4) 遺体取扱の流れ【救出支援班】



修正前（平成 31 年修正）

(4) 検視・検案

- ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。
- イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。

(5) 遺体の身元確認

警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。

3. 遺体の引渡し及び火葬等

救出支援班

(1) 遺体の引渡し

遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 ① 遺体処理台帳 ② 遺体処理関係書類
遺体の身元確認	① 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 ② 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。
遺体の引取り	① 検視・検案を終えた遺体は、速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 ② 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

修正後

(5) 検視・検案【救出支援班、都（福祉保健局）、警察署】

- ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
- イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

(6) 遺体の身元確認【警察署】

警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。

3 遺体の引渡し及び火葬等

市

(1) 遺体の引渡し【救出支援班】

遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 <u>1 遺体処理台帳</u> <u>2 遺体送付票等</u>
遺体の身元確認	<u>1 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。</u> <u>2 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</u>
遺体の引渡し	<u>1 検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示に従って速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可証又は特例許可証を発行する。</u> <u>2 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。</u>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 死亡者に関する公報

(2) 死亡者に関する広報【広報班、救出支援班】

(3) 火葬

(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】

遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。

警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね 1 週間）経過後も身元不明の場合は救出支援班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。

特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。
広域火葬の実施	① 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ② 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、1年以内に引取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。

特例許可証の発行	通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、 <u>通常使用される</u> 火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。
広域火葬の実施	<u>1</u> 火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、「 <u>東京都広域火葬実施計画</u> 」に基づき、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 <u>2</u> 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 <u>3</u> 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 <u>4</u> 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急 <u>通行車両</u> により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
身元が判明しない遺体	火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、 <u>安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</u>

修正前（平成 31 年修正）

第 7 章 帰宅困難者対策

予 防 対 策

帰宅困難者対策の推進	危機管理室、西武鉄道(株)、警察署、学校、都（総務局）
------------	-----------------------------

(1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【都、危機管理室】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

(2) 事業者への啓発【危機管理室】

ア また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

(3) 駅等の混乱防止策【危機管理室、西武鉄道(株)】

(4) 児童・生徒等の安全確保【学校】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒等の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

(5) 市民による準備の啓発【危機管理室】

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な備えについて市民への啓発を行う。

また、災害時の情報収集手段として、緊急メール配信サービス（西東京市安全・安心いーなメール）の利用を広報する。

(6) 帰宅困難者への情報伝達体制の整備【都、危機管理室】

(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理室】

(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理室】

(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理室、教育委員会】

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

⑥ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力

修正後

第 7 章 帰宅困難者対策

予 防 対 策

1 帰宅困難者対策の推進	市、都、西武鉄道(株)、警察署、学校、教育委員会
--------------	--------------------------

(1) 都帰宅困難者対策条例の周知徹底【危機管理課、都（総務局）】

市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

(2) 事業者への啓発【危機管理課】

ア また、災害時の情報収集手段として、西東京市安全・安心いーなメールの利用を広報する。

(3) 駅等の混乱防止策【危機管理課、西武鉄道(株)】

(4) 児童・生徒等の安全確保【学校】

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、発災時における校内での児童・生徒等の安全確保に向けた体制整備のため、あらかじめ保護者等との連絡・安否確認体制を周知徹底しておく（特に電話使用不能時の方法）。

(5) 市民による準備の啓発【危機管理課】

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な備えについて市民への啓発を行う。

また、災害時の情報収集手段として、西東京市安全・安心いーなメールの利用を広報する。

(6) 帰宅困難者への情報伝達体制の整備【危機管理課、都（総務局）】

(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理課、都（総務局）】

都総務局は、備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する。

(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理課】

(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理課、教育委員会】

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

⑥ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、 <u>市区町村</u> 、民間事業者との連携協力
--

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

帰宅困難者対策 一時滞在施設班、危機管理班、警察署、交通機関、事業者、都（総務局）

(1) 駅等の混乱防止対策

地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。

機関名	対策内容
都	① 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 ② 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供を行う。
市	① 駅周辺の適当な広さを有する屋外スペースを誘導場所として確保する。 ② 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通信事業者	① 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ② 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を周知する。
報道機関	行政機関や交通事業者等からの情報について、都民・事業者に提供する。
事業者等	① 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ② 関係機関と連携し、一時滞在施設への案内又は誘導を行う。

ア 情報提供

市、交通事業者、報道機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、緊急メール配信サービス、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。

ウ 救護体制の確保

(ウ) 発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設（避難施設）に受け入れる。

応 急 対 策

1 帰宅困難者対策 市、都、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校

(1) 駅等の混乱防止対策【一時滞在施設班、危機管理班、都（総務局）、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者】

地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。

機関名	対策内容
市	1 駅周辺の適当な広さを有する屋外スペースを誘導場所として確保する。 2 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導を行う。
都	1 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。 2 帰宅困難者に対し、市区町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報提供を行う。
警察署	市等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。
消防署	市等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 2 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を周知する。
報道機関	行政機関や交通事業者等からの情報について、都民・事業者に提供する。
交通事業者等	1 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 2 関係機関と連携し、一時滞在施設への案内又は誘導を行う。

ア 情報提供

市、交通事業者、報道機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、西東京市安全・安心いーなメール、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。

ウ 救護体制の確保

(ウ) 発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に受け入れる。

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(2) 事業所等における帰宅困難者対策</p> <p>発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。</p> <p>ア 事業所による従業員等の施設内待機（新設）</p> <p>(イ) 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。</p> <p>なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。</p> <p>イ 施設内に待機できない場合の対応</p> <p>建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。</p> <p>ウ 防災活動への参加</p> <p>事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。</p> <p>エ 情報提供体制の確保</p> <p>事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。</p>	<p>(2) 事業者等における帰宅困難者対策【学校等、事業者】</p> <p>発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図るため、事前に次の項目について事業所防災計画に定め、対応する。</p> <p>ア 事業者による従業員等の施設内待機</p> <p>(ア) 発災直後に施設内に留まることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しておく。</p> <p>(イ) 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。</p> <p>なお、各事業者の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。</p> <p>イ 施設内に待機できない場合の対応</p> <p>建物や周辺が安全でない場合は、事業者は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。</p> <p>ウ 防災活動への参加</p> <p>事業者は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。</p> <p>エ 情報提供体制の確保</p> <p>事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する。</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

復旧対策

1. 徒歩帰宅者の代替輸送等 西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)

1 徒歩帰宅者の代替輸送等 市、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)

(1) 実施事項

(1) 実施事項【西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)】

(2) 各機関の対策

(2) 各機関の対策【秘書広報課、社会教育課、公民館、図書館、西武鉄道(株)、西武バス(株)、
関東バス(株)】

ア 広報班は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。

ア 秘書広報課は、都や交通事業者などからの情報により災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を帰宅困難者等に市ホームページ等で情報提供を行う。

イ 一時滞在施設の所管課は、都、交通事業者、広報班などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

イ 社会教育課、公民館、図書館は、都、交通事業者、広報班などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

2. 徒歩帰宅者の支援 危機管理室、一時滞在施設の所管課、警察署、都（総務局）

2 徒歩帰宅者の支援 市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校

(1) 実施事項

(1) 実施事項【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署】

(2) 各機関の対策等

(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署、日赤東京都支部、事業者、
学校】

機関名	対策内容
都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。
市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。
警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

機関名	対策内容
市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。
都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。
警察署	① 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ② 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
日赤東京都支部	赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
事業者 学校	① 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始する。 ② 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

<一時滞在施設>

<一時滞在施設>

平成 31 年 4 月現在

令和 3 年 1 月現在

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 8 章 避難者対策

第 1 節 避難体制の整備

予 防 対 策

避難体制の整備

関係各課

(1) 避難のための事前準備【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は自治会・町内会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

イ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の勧告又は指示を行ういとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【都市計画課、住宅課、道路建設課、道路管理課】

各避難場所（指定緊急避難場所、指定避難所）等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。

(3) 要配慮者の避難【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

イ 要配慮者避難支援プラン個別計画作成

オ 都と連携した緊急通報システム等の整備

カ 要配慮者自身の備えに関する周知

第 8 章 避難者対策

第 1 節 避難体制の整備

予 防 対 策

1 避難体制の整備

市

(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課

協働コミュニティ課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

自治会・町内会等の地域又は施設単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

イ 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討

避難情報を発令するいとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

(2) 避難路の安全性の向上【道路課、都市計画課、建築指導課、住宅課】

各避難場所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。

(3) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

イ 避難行動要支援者個別計画作成

（オ 削除）

オ 要配慮者自身の備えに関する周知

修正前（平成 31 年修正）

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○避難勧告又は指示 ○都及び関係機関に通知 ○マスコミと連携し情報提供	○避難広場への誘導（警察署、消防署等と協力） ○避難施設または広域避難場所への誘導		○警戒区域の設定 ○規制の実施
警察署等		○避難誘導			

1. 避難	本部長（市長）、危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、警察署、消防署、事業所等
-------	---

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、関係機関は相互に連携し、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させるとともに、災害応急対策従事者の安全確保を図る。

(1) 避難勧告又は指示【本部長（市長）、危機管理班】

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署・消防署等関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難勧告又は指示を行う。

修正後

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○避難情報の発令 ○都及び防災関係機関に通知 ○マスコミと連携し情報提供	○避難広場への誘導（警察署、消防署等と協力） ○避難所または広域避難場所への誘導		○警戒区域の設定 ○規制の実施
警察署等		○避難誘導			

1 避難	本部長（市長）、市、警察署、消防署、事業所等
------	------------------------

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、防災関係機関は相互に連携し、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させるとともに、災害応急対策従事者の安全確保を図る。

(1) 避難情報の発令【本部長（市長）、危機管理班】

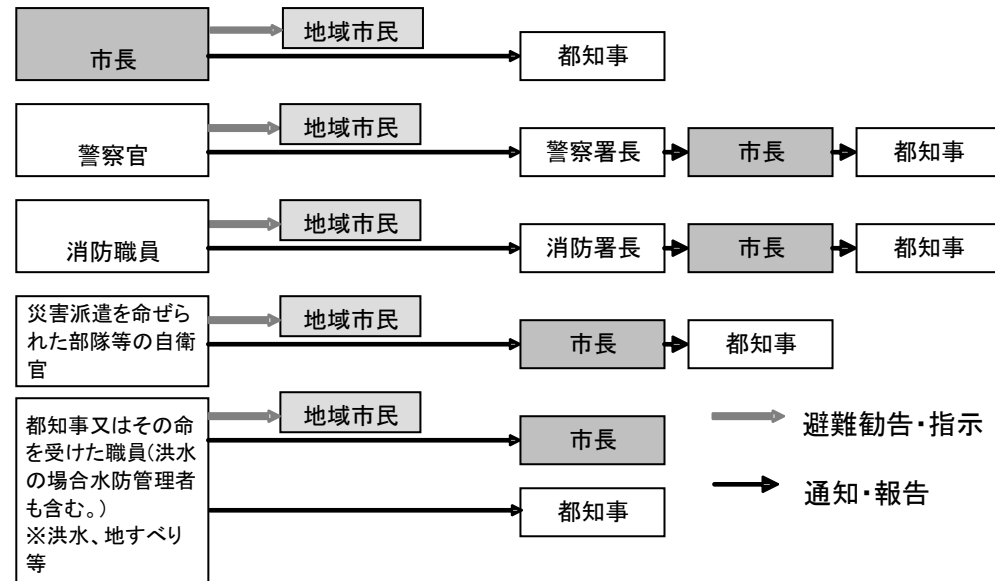
市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署・消防署等防災関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難情報の発令を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

ア 避難勧告又は指示の種別等

【避難勧告・指示及び連絡の系統】



避難勧告	震災時の火災の延焼拡大、ガス等の流出拡散、浸水又はがけ崩れ等の危険が予測される地域から避難をさせる。 また、危険が事前に予想される場合は、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。
避難指示 (緊急)	著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きや屋内での退避等の安全確保措置を「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。 なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。

イ 避難の勧告又は指示の伝達

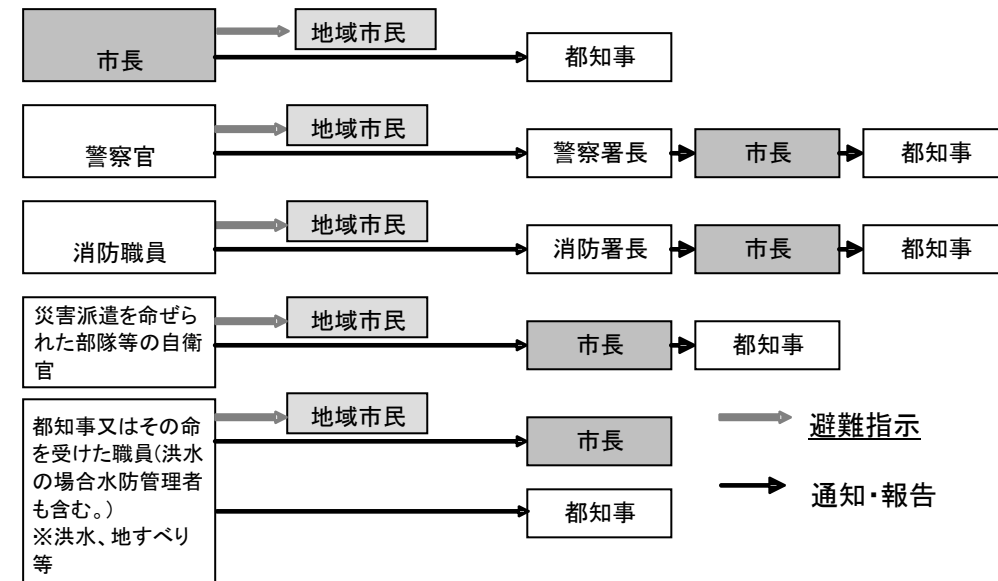
本部長（市長）は、避難勧告又は指示を行った場合は、都知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する（解除する場合も同様）。

- ① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- ② 避難先（避難場所の名称）
- ③ 避難経路（避難場所への安全な順路）
- ④ 避難の勧告又は指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

ウ 避難の勧告又は指示の解除

ア 避難指示の種別等

【避難指示及び連絡の系統】



避難指示	著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きや屋内での退避等の安全確保措置を「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。
------	---

イ 避難指示の伝達

本部長（市長）は、避難指示を行った場合は、都知事へ通知するとともに、防災関係機関へ通知する（解除する場合も同様）。

- ① 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- ② 避難先（避難場所の名称）
- ③ 避難経路（避難場所への安全な順路）
- ④ 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ⑤ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等）

ウ 避難指示の解除

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難施設班、保育班、
警察署、消防署、事業所等】

(2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、学校避難所班、保育班、警察署、
消防署、事業所等】

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、自治会・町内会単位等で避難するか、又は直接避難広場等へ避難する。

ア 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。

イ 避難誘導

避難勧告又は指示を行った場合は、各機関は相互に連携して市民の避難誘導を実施する。避難に当たり、次の事項を周知徹底する。

イ 避難誘導

避難情報を発令した場合は、各機関は相互に連携して市民の避難誘導を実施する。避難に当たり、次の事項を周知徹底する。

機 関 名	内 容
危機管理班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 教育委員会	<p>① 避難勧告・指示を行った場合、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p>② 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。</p> <p>③ 救出支援班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難施設収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</p> <p>④ 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。</p> <p>⑤ むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。</p>
警察署	<p>自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、避難施設に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p>① 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p>② 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。</p> <p>③ 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。</p> <p>④ 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。</p>

機 関 名	内 容
危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	<p><u>1 避難情報を発令した場合</u>、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、自治会・町内会、事業所単位等で集団を形成しつつ、避難広場に避難者を集合させ、周囲の様子を確認する。その後、自治会・町内会、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、<u>避難所</u>に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p><u>2</u> 避難行動要支援者は、優先して避難広場に避難させる。</p> <p><u>3 環境班</u>等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、<u>必要に応じて避難者を避難所へ移動する。</u></p> <p><u>4 学校避難所班</u>は、公共施設管理者の協力を得て、<u>避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。</u></p> <p><u>5</u> 避難を行うに当たっては、通電火災の予防のため、自宅のブレーカーを落とすなどの対応を行うよう、市民に対して広報を行う。</p> <p><u>6</u> むやみな避難・移動は混乱を招きかねないため、災害の危険性がない場合等は自制的な行動を求める。</p>
警察署	<p>自主統制により避難広場に集合した市民、事業所従業員等を、自治会・町内会、事業所等を中心に編成した集団単位で、<u>避難所</u>に誘導するか、状況に応じて広域避難場所に誘導する。</p> <p><u>1</u> 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p><u>2</u> 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域市民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置をとる。</p> <p><u>3</u> 広域避難場所においては、できる限り所要の警戒員を配置し、防災関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を取り、広域避難場所の秩序維持に努める。</p> <p><u>4</u> 広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逸せず再避難等の措置をとる。</p>

修正前（平成 31 年修正）		修正後	
消防署	<p>① 避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市災害対策本部、警察署等に通報する。</p> <p>② 避難が開始された場合は、消防団との連携活動、消防ヘリコプターの活用等により、避難誘導に当たる。</p> <p>③ 避難の勧告・指示が出された時点以降に消火活動を行う際は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>	消防署	<p>1 <u>避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。</u></p> <p>2 <u>避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</u></p>
教育委員会	各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下各担任教師を中心に、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。	学校長	<p>1 各学校においては、震災の状況に応じ、<u>学校長以下教職員が</u>、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p> <p>2 <u>避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童・生徒の発達段階に配慮する。</u></p> <p>3 <u>校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。</u></p>
保育班 事業所 私立学校 駅 等	<p>幼稚園・保育園、事業所、私立学校等、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。</p> <p>また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。</p>	保育班 事業所 私立学校 駅 等	<p>幼稚園・保育園、事業所、私立学校等、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。</p> <p>また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

ウ 避難勧告等の情報

市は、災害発生時及び災害対策本部が設置された場合、又は災害対策本部設置に至らないが避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難勧告等に関する情報提供を行う。

実施機関	都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
伝達する情報	① 避難準備・高齢者等避難開始 ② 避難勧告 ③ 避難指示（緊急） ④ 警戒区域の設定
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・広報車 ・エリアメール、緊急速報メール ・西東京市安全・安心いーなメール ・FM西東京（84.2MHz） ・Twitter や Facebook ・Lアラート ・スマートフォン用防災アプリ（いこいーな西東京ナビ）

2. 警戒区域の設定	本部長（市長）、危機管理班、警察署
------------	-------------------

(1) 警戒区域の設定権者

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

(3) 規制の実施

警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、都市計画班、消防署、その他関係部課が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

ウ 避難情報の広報

市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。

実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
伝達する情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等避難 2 避難指示 3 警戒区域の設定
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・広報車 ・エリアメール、緊急速報メール ・西東京市安全・安心いーなメール ・FM西東京（84.2MHz） ・Twitter や Facebook ・Lアラート ・スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ）

2 警戒区域の設定	本部長（市長）、市、警察署
-----------	---------------

(1) 警戒区域の設定権者【本部長（市長）、危機管理班】

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定【本部長（市長）、警察署】

(3) 規制の実施【危機管理班、都市計画班、関係部、警察署】

危機管理班は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、都市計画班、消防署、その他関係部課が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

修正前（平成31年修正）

修正後

第2節 避難施設・避難広場等

第2節 避難所・避難広場等

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 避難場所の整備	危機管理室、教育委員会、都（福祉保健局）、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター
------------	---

1 避難所等の整備	市、教育委員会
-----------	---------

(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理室】

ア 避難広場

次の設置基準に基づき避難広場を指定する。

(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理課】

ア 避難広場

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難広場を指定する。

＜避難広場＞

（令和3年9月現在）

番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714
2	三菱UFJ銀行 武蔵野運動場	柳沢 4-4	61,680	61,680	61,680
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080
4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	29,930	29,930	29,930
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133
6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973
7	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406
8	武蔵野大学	新町 1-1-20	15,611	9,589	9,589
9	日本文華学園	西原町 4-5-85	5,977	3,984	3,984
10	田無小学校	田無町 4-5-21	6,916	4,611	4,611
11	保谷小学校	保谷町 1-3-35	9,098	6,065	6,065
12	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210
13	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	7,526	5,017	5,017
15	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839
16	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	4,930	3,287	3,287
17	向台小学校	向台町 2-1-1	5,915	3,943	3,943
18	碧山小学校	中町 5-11-4	6,541	4,360	4,360

西東京市地域防災計画（地震・火山編） 新旧対照表

修正前（平成31年修正）

修正後

19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	9,488	6,325	6,325
20	栄小学校	栄町2-10-9	4,499	2,999	2,999
21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	5,339	3,559	3,559
22	東小学校	東町6-2-33	5,294	3,529	3,529
23	柳沢小学校	南町2-12-37	5,343	3,562	3,562
24	上向台小学校	向台町6-7-28	4,094	2,729	2,729
25	本町小学校	保谷町1-14-23	4,338	2,892	2,892
26	住吉小学校	住吉町5-2-1	5,075	3,383	3,383
27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	12,025	8,016	8,016
28	田無第一中学校	南町6-9-37	4,000	2,666	2,666
29	保谷中学校	保谷町1-17-4	7,283	4,855	4,855
30	田無第二中学校	北原町2-9-1	14,384	9,589	9,589
31	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	6,426	4,284	4,284
32	田無第三中学校	西原町3-4-1	9,494	6,329	6,329
33	青嵐中学校	北町2-13-17	7,277	4,851	4,851
34	柳沢中学校	柳沢3-8-22	7,602	5,068	5,068
35	田無第四中学校	向台町2-14-9	7,400	4,933	4,933
36	明保中学校	東町1-1-24	5,720	3,813	3,813
37	向台公園	向台町2-5	7,080	2,360	2,360
38	西原自然公園	西原町4-5	20,013	6,671	6,671
39	谷戸イチョウ公園	谷戸町2-12	4,137	1,379	1,379
40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町1-22	7,810	2,603	2,603
41	芝久保調節池	芝久保町1-18	8,969	2,989	2,989
42	南町調節池	南町1-3	4,610	1,536	1,536
43	向台調節池	向台町5-4	29,388	29,388	29,388
44	泉小わくわく公園	泉町3-6	5,157	1,719	1,719
合計（44箇所）			538,208	417,316	417,316

修正前（平成 31 年修正）

イ 広域避難場所

次の設置基準に基づき広域避難場所を指定する。

(2) 避難施設の指定及び整備【危機管理室、教育委員会】

次の設置基準に基づき避難施設を指定する。

ア 避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。

イ 避難施設で受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。

避難施設建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難施設機能の強化を図る。

修正後

イ 広域避難場所

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき広域避難場所を指定する。

＜広域避難場所＞

（令和 3 年 9 月現在）

番号	施設名	所在地	避難場所面積（㎡）	有効面積（㎡）	収容人数（人）
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町 1-1-1	183,080	122,053	122,053
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町 1-1-8	83,300	8,371	8,371
3	西東京いこいの森公園	緑町 3-2	44,183	29,455	29,455
4	都立小金井公園	向台町 6-4	34,358	22,905	22,905
5	文理台公園	東町 1-4	16,671	16,671	16,671
6	都立東伏見公園	東伏見 1	26,800	17,866	17,866
合計（6箇所）			388,392	217,321	217,321

(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】

市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。

ア 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校等）とする。

イ 避難所で受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。

避難所建物は耐震診断・耐震補強工事等を順次実施し、耐震性及び安全性を確保するとともに、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

<避難所>

（令和 3 年 9 月現在）

番号	施設名	所在地	収容人数（単位：人）
1	田無小学校	田無町 4-5-21	1,251
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	952
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	877
4	保谷第二小学校	柳 沢 4-2-11	1,134
5	谷戸小学校	緑 町 3-1-1	1,162
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1,018
7	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	1,535
8	向台小学校	向台町 2-1-1	1,221
9	碧山小学校	中 町 5-11-4	1,102
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	956
11	栄小学校	栄 町 2-10-9	1,098
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	1,087
13	東小学校	東 町 6-2-33	879
14	柳沢小学校	南 町 2-12-37	924
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	1,536
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	945
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	929
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1,399
19	田無第一中学校	南 町 6-9-37	1,270
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	1,758
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	970
22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	1,938
23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	988
24	青嵐中学校	北 町 2-13-17	1,905
25	柳沢中学校	柳 沢 3-8-22	1,064
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	1,399
27	明保中学校	東 町 1-1-24	1,201
28	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	995
29	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	1,023
30	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	920
31	武蔵野大学	新 町 1-1-20	1,638
32	日本文華学園	西原町 4-5-85	168
合計（32 箇所）			37,242

※ 有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の 1/3 とした。収容人員は有効面積に対し、3.3 m²あたり 2 人で算定した。

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(3) 避難施設等の環境衛生の確保【都】 室内環境対策として、避難施設に関する情報を収集するとともに、市からの要請に応じて避難施設の空気環境の状態を把握できるよう、空気環境測定器を保健所に配備する。</p> <p>(4) 福祉避難施設の指定【危機管理室、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】 自宅や避難施設で生活している要配慮者、乳幼児又は妊婦のいる世帯等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として指定する。福祉避難施設は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。</p> <p>(5) 避難場所使用に関する他の区市との調整【危機管理室】 被害状況に応じて他の区市の避難場所を相互利用するため、自治体間の調整に努める。</p> <p>(6) 避難場所等の周知【危機管理室】 避難場所等へ標識板を設置するとともに、防災ガイド&マップ、市ホームページなどにより市民に周知を行う。</p>	<p>(移動)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】 <u>一般の避難所で生活することが困難な要配慮者、乳幼児又は妊婦に対し、必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として指定する。福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。</u> <u>なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものであり、二次的に開設されるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><福祉避難所></p> <p style="text-align: right;">(令和3年1月現在)</p> <p>(一覧表移動)</p> <p>(4) 避難所等の使用に関する他の区市との調整【危機管理課】 被害状況に応じて他の区市の<u>避難所等</u>を相互利用するため、自治体間の調整に努める。</p> <p>(5) 避難所等の周知【危機管理課】 <u>避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後								
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 685 275">2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</td> <td data-bbox="685 226 1107 275">危機管理室</td> </tr> </table> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を指定する。指定緊急避難場所は、災害種ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を定める。</p> <p>また、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</p> <p>市は、広域避難場所・避難広場・避難施設・福祉避難施設・一時滞在施設を指定緊急避難場所に、避難施設・福祉避難施設を指定避難所に位置づける。</p> <p>※指定緊急避難場所・指定避難所一覧については、資料編を参照</p> <table border="1" data-bbox="112 768 1415 858"> <tr> <td data-bbox="112 768 537 858">3. 避難施設の管理運営体制の整備等</td> <td data-bbox="537 768 1415 858">危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）</td> </tr> </table>	2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理室	3. 避難施設の管理運営体制の整備等	危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）	<table border="1" data-bbox="1513 226 2502 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 2086 275">2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</td> <td data-bbox="2086 226 2502 275">市</td> </tr> </table> <p>市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として指定緊急避難場所を指定する。指定緊急避難場所は、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす<u>場所</u>を定める。</p> <p>また、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。</p> <p>市は、広域避難場所・避難広場を指定緊急避難場所に、<u>避難所・福祉避難所</u>を指定避難所に位置づける。<u>なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>※指定緊急避難場所・指定避難所一覧については、資料編を参照</p> <table border="1" data-bbox="1513 768 2775 858"> <tr> <td data-bbox="1513 768 1890 858">3 避難所等の管理運営体制の整備等</td> <td data-bbox="1890 768 2775 858">市、都、教育委員会、各施設管理者</td> </tr> </table>	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	市	3 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者
2. 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理室								
3. 避難施設の管理運営体制の整備等	危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、環境保全課、各施設管理者、都（福祉保健局）								
2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	市								
3 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者								
<p>(1) 避難施設管理運営マニュアルの作成【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター、市民】</p> <p>避難施設・福祉避難施設の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難施設管理運営マニュアル」等を作成、支援する。</p> <p>(2) 避難施設における資器材の整備【危機管理室、教育委員会、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】</p> <p>避難施設等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、無線等の通信機器等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。</p>	<p>(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】</p> <p><u>避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成、支援する。また、市は、その作成を支援する。</u></p> <p><u>「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。</u></p> <p>(2) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】</p> <p><u>避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</u></p> <p><u>また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</u></p> <p><u>災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。</u></p>								

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(3) 女性への配慮【危機管理室、教育企画課、教育支援課、学校運営課、 教育指導課、社会教育課、避難施設管理者】 避難施設の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難施設における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難施設の運営体制を整備する。</p> <p>(4) 避難施設におけるボランティア受入体制の整備【危機管理室、生活福祉課、社会福祉協議会】 避難施設においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。</p> <p>(5) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理室、生活福祉課】 災害ボランティアセンターと連携し、福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。</p> <p>(6) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【各施設管理者、危機管理室】 避難施設運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難施設の衛生管理対策を促進する。 また、避難施設運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難施設の防火安全対策を促進する。</p> <p>(移動)</p> <p>(7) 避難施設における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】 都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。</p>	<p>(3) 女性への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】 <u>避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。</u></p> <p>(4) <u>避難所におけるボランティア受入体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】</u> <u>避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。</u></p> <p>(5) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】 市災害ボランティアセンターと連携し、福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。</p> <p>(6) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】 <u>避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。</u> また、<u>避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。</u></p> <p>(7) <u>避難所等の環境衛生の確保【都（福祉保健局）、健康課】</u> <u>都が編成した「環境衛生指導班」は、市に対し避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導を行う。</u></p> <p>(8) <u>避難所における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】</u> 都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 <u>また、必要に応じ、避難所における飼養動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p>

修正前（平成31年修正）

修正後

応急対策

応急対策

<発災後の活動の流れ>

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 市災害対策本部			○避難施設の開設・運営	→	
			○福祉避難施設の開設・運営	→	
			○避難者の把握・誘導	→	
			○避難施設運営代表者の選出	→	
			○避難者収容記録簿の作成	→	
			○物資の調達・供給	→	
			○清掃・衛生対策の実施	→	
			○プライバシーの確保対策の実施	→	
			○避難者への情報提供	→	
			○避難施設におけるボランティアの受入れ	→	
			○避難者の移送	→	
			○要配慮者への対応	→	
			○トイレ機能の確保	→	
			○飲料水及び食品の安全確保	→	
			○保健・衛生対策の実施	→	
			○飼育動物の保護、避難施設への受入れ	→	
			○避難施設における飼育動物の適正管理・環境衛生についての指導、助言	→	

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 市災害対策本部			○避難所の開設・運営	→	
			○福祉避難所の開設・運営	→	
			○避難者の把握・誘導	→	
			○避難所運営代表者の選出	→	
			○避難者収容記録簿の作成	→	
			○物資の調達・供給	→	
			○清掃・衛生対策の実施	→	
			○プライバシーの確保対策の実施	→	
			○避難者への情報提供	→	
			○避難所におけるボランティアの受入れ	→	
			○避難者の移送	→	
			○要配慮者への対応	→	
			○トイレ機能の確保	→	
			○飲料水及び食品の安全確保	→	
			○保健・衛生対策の実施	→	
			○飼育動物の保護、避難所への受入れ	→	
			○避難所における飼育動物の適正管理・環境衛生についての指導、助言	→	

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="121 226 1181 275"> <tr> <td data-bbox="121 226 566 275">1. 避難施設の開設</td> <td data-bbox="569 226 1181 275">危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班</td> </tr> </table> <p data-bbox="157 281 1264 359">学校避難施設班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。 なお、勤務時間外にあつては初動要員が実施する。</p> <p data-bbox="130 464 433 493">(1) 避難施設の開設基準</p> <p data-bbox="181 506 854 535">以下の開設基準に応じ、速やかに避難施設を開設する。</p> <p data-bbox="157 550 1472 627">ア 震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難施設の全てを開設する。</p> <p data-bbox="130 684 433 714">(2) 避難施設の開設方法</p> <p data-bbox="181 728 1374 758">教育部は、職員の派遣によって施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難施設を開設する。</p> <p data-bbox="130 863 569 892">(3) 安全点検・施設稼動状況の確認</p> <p data-bbox="181 907 1264 936">避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。</p> <p data-bbox="130 999 433 1029">(4) 避難者の把握・誘導</p> <p data-bbox="130 1087 706 1117">(5) 指定された避難施設だけでは不足する場合</p> <p data-bbox="157 1131 1454 1209">指定された避難施設だけでは避難者の受入れが困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難施設として施設の提供を要請する。</p> <p data-bbox="145 1268 225 1297">(新設)</p> <p data-bbox="130 1402 869 1432">(6) 指定された避難施設以外の施設に避難者が集結した場合</p> <p data-bbox="157 1446 1472 1524">避難者に指定された避難施設に避難するよう指示する。ただし、指定された避難施設にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難施設として開設する。</p> <p data-bbox="130 1583 406 1612">(7) 関係機関への通知</p> <p data-bbox="181 1627 991 1656">危機管理班は、直ちに避難施設開設の状況を関係機関に通知する。</p> <p data-bbox="145 1715 225 1745">(移動)</p>	1. 避難施設の開設	危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班	<table border="1" data-bbox="1513 226 2496 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 1958 275">1 避難所の開設</td> <td data-bbox="1961 226 2496 275">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1519 281 2864 359">市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。なお、勤務時間外にあつては初動要員が実施する。</p> <p data-bbox="1546 373 2184 403">※初動要員については、第2部第4章第1節を参照</p> <p data-bbox="1519 464 2234 493">(1) 避難所の開設基準【学校避難所班、学校連絡調整班】</p> <p data-bbox="1570 506 2220 535">以下の開設基準に応じ、速やかに避難所を開設する。</p> <p data-bbox="1546 550 2861 627">ア 震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。</p> <p data-bbox="1519 684 2234 714">(2) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】</p> <p data-bbox="1546 728 2861 806">市は学校避難所班を中心に被災市民対策チームからあらかじめ指定した職員（避難所配置職員）は、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。</p> <p data-bbox="1519 863 2368 892">(3) 安全点検・施設稼動状況の確認・保健衛生対策【学校避難所班】</p> <p data-bbox="1570 907 2822 936">避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、保健衛生対策等を行う。</p> <p data-bbox="1519 999 2041 1029">(4) 避難者の把握・誘導【学校避難所班】</p> <p data-bbox="1519 1087 2288 1117">(5) 指定された避難所だけでは不足する場合【学校避難所班】</p> <p data-bbox="1546 1131 2861 1209">指定された避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所として施設の提供を要請する。</p> <p data-bbox="1519 1268 1849 1297">(6) 広報の実施【広報班】</p> <p data-bbox="1570 1312 2344 1341">広報班は、市民に対して避難所の開設状況の広報を実施する。</p> <p data-bbox="1519 1402 2421 1432">(7) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】</p> <p data-bbox="1570 1446 2386 1476">施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。</p> <p data-bbox="1519 1583 1982 1612">(8) 関係機関への通知【危機管理班】</p> <p data-bbox="1570 1627 2356 1656">危機管理班は、避難所の開設状況を直ちに関係機関に通知する。</p> <p data-bbox="1519 1715 2012 1745">(9) 避難所の開設期間【学校避難所班】</p> <p data-bbox="1546 1759 2861 1837">避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。</p>	1 避難所の開設	市
1. 避難施設の開設	危機管理班、学校避難施設班、学校連絡調整班				
1 避難所の開設	市				

修正前（平成 31 年修正）	修正後		
<table border="1" data-bbox="112 226 1341 273"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 273">2. 福祉避難施設の開設</td> <td data-bbox="566 226 1341 273">危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p>(1) 福祉避難施設の開設 福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班は自宅や避難施設で生活している要配慮者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難施設として災害対策本部の指示に基づき順次開設する。</p> <p>(2) 福祉避難施設の開設方法 福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し相談員を手配した上で各福祉避難施設を開設する。保育園は、保育園児の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難施設を開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認 福祉避難施設内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。</p> <p>(4) 介護サービス提供</p> <p>(5) 関係機関への通知 危機管理班は、福祉避難施設を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。</p>	2. 福祉避難施設の開設	危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	<p>(移動)</p>
2. 福祉避難施設の開設	危機管理班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班		

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1104 273"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 273">3. 避難施設の運営</td> <td data-bbox="566 226 1104 273">学校避難施設班、市民</td> </tr> </table> <p>(1) 運営主体</p> <p>避難施設は、避難施設運営組織（防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など、平常時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会や避難者による組織をいう。）により運営する。</p> <p>また、避難施設でボランティア活動に従事する者は、避難施設の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難施設の運営を補助する。</p> <p>避難施設の運営代表者は、避難施設の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、女性や要配慮者の視点に配慮する。さらに、避難施設運営組織の中に、避難施設運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</p> <p>(2) 運営代表者</p> <p>避難施設の運営代表者は、実際に避難施設を運営する避難施設運営組織の構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出されるものとする。</p> <p>(3) 避難施設の運営</p> <p>イ 食料、生活必需品の調達・供給</p> <p>運営代表者は、避難施設全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を食料班に報告し、必要物資を調達する。到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難施設物品受払簿に記入の上、配布する。</p> <p>エ 飲料水の安全確保</p> <p>避難施設での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。</p> <p>また、保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を市民に指導する。</p> <p>（第9章第2節参照）</p> <p>オ 食品の安全確保</p> <p>保健所と連携し、避難市民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。</p> <p>(ア) 避難施設における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制確立</p> <p>(キ) 殺菌、消毒剤の調整</p> <p>キ プライバシーの保護</p> <p>運営代表者は、避難施設生活の長期化に対応して、避難者の性別も踏まえ、プライバシー確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。</p>	3. 避難施設の運営	学校避難施設班、市民	<table border="1" data-bbox="1510 226 2502 273"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1964 273">2 避難所の運営</td> <td data-bbox="1964 226 2502 273">市、市民</td> </tr> </table> <p>(1) 運営主体【市民】</p> <p>避難所は、避難所運営組織（防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など、平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会や避難者による組織をいう。）により運営する。</p> <p>また、避難所でボランティア活動に従事する者は、避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</p> <p>避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、女性や要配慮者の視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</p> <p>(2) 運営代表者【市民】</p> <p>避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織の構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出されるものとする。</p> <p>(3) 避難所の運営【市民、学校避難所班】</p> <p>イ 食料、生活必需品の調達・供給</p> <p>学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品、その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。到着した食料や物資を受け取った場合、運営代表者はその都度、避難所物品受払簿に記入の上、配布する。</p> <p>エ 飲料水の安全確保</p> <p>都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以降は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。</p> <p>オ 食品の安全確保</p> <p>都が編成する「食品衛生指導班」と連携し、避難市民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。</p> <p>(ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制確立</p> <p>(キ) 殺菌、消毒剤の適切な使用</p> <p>キ プライバシーの保護</p> <p>運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別も踏まえ、プライバシー確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。</p>	2 避難所の運営	市、市民
3. 避難施設の運営	学校避難施設班、市民				
2 避難所の運営	市、市民				

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>ク 情報の提供 避難施設に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、ファックス等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。</p> <p>ケ ボランティアの派遣 市災害ボランティアセンター等を通じて、避難施設で活動するボランティアを派遣する。</p> <p>サ 避難者の把握 避難施設ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難施設で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。</p> <p>ス 避難施設の開設期間</p> <p>セ 避難施設の設置・維持の適否の検討 避難施設のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難施設を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(4) 要配慮者への配慮 ア 市は、避難施設を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。 イ 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難施設内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。 また、必要に応じて、避難施設から福祉避難施設への移動を検討する。 エ 市は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難施設として借り上げる等、多様な避難施設の確保に努める。</p> <p>(5) 開設が長期化する場合の避難施設の運営【学校避難施設班、市民】 避難施設の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。 ア 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難施設の運営 (ウ) 避難施設運営ルールの徹底 (エ) 避難施設のパトロール等</p> <p>イ 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難施設の運営 (ウ) 避難施設の運営に関する役割分担の明確化と、被災者に過度の負担がかからないよう配慮 (オ) 避難施設の閉鎖を考慮した運営</p>	<p>ク 情報の提供 <u>避難所</u>に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、<u>ファクシミリ</u>等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。</p> <p>ケ ボランティアの受入 市災害ボランティアセンター等を通じて、<u>避難所</u>で活動するボランティアを<u>受け入れる</u>。</p> <p>サ 避難者の把握 <u>避難所</u>ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び<u>避難所</u>で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について<u>配慮する</u>。</p> <p>(移動)</p> <p>ス 避難所の設置・維持の適否の検討 <u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>避難所</u>を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>(4) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】 ア 市は、<u>避難所</u>を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。 イ 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、<u>避難所</u>内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。 また、必要に応じて、<u>避難所</u>から福祉<u>避難所</u>への移動を検討する。</p> <p>(エ 削除)</p> <p>(5) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】 <u>避難所</u>の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。 ア 避難者が落ち着きを取り戻すまでの<u>避難所</u>の運営 (ウ) <u>避難所</u>運営ルールの徹底 (エ) <u>避難所</u>のパトロール等</p> <p>イ 避難者が落ち着きを取り戻した後の<u>避難所</u>の運営 (ウ) <u>避難所</u>の運営に関する役割分担の明確化と、避難者に過度の負担がかからないよう配慮 (オ) <u>避難所</u>の閉鎖を考慮した運営</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後		
<p>ウ 保健・衛生対策 (オ) インフルエンザ等の感染症予防 (キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難施設の利用や避難施設内に個別スペースを設置）</p> <p>エ 避難施設の統廃合 施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難施設の統廃合を図る。 (イ) 運営代表者は、避難施設を閉鎖した旨を危機管理班に連絡するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。</p>	<p>ウ 保健・衛生対策 (オ) <u>西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症予防</u> (キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉<u>避難所</u>の利用や<u>避難所</u>内に個別スペースを設置）</p> <p>エ 避難所の統廃合 施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、<u>避難所</u>の統廃合を図る。 (イ) 運営代表者は、<u>避難所</u>を閉鎖した旨を危機管理班に連絡するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 674 2499 722"> <tr> <td>3 福祉<u>避難所</u>の開設</td> <td><u>市</u></td> </tr> </table> <p>(1) 福祉<u>避難所</u>の開設【福祉<u>避難所</u>班、保育班、子ども家庭支援班】 福祉<u>避難所</u>班、保育班、子ども家庭支援班は<u>避難所</u>で生活している要配慮者、乳幼児や妊婦に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉<u>避難所</u>として災害対策本部の指示に基づき、<u>必要に応じて開設する</u>。</p> <p>(2) 福祉<u>避難所</u>の開設方法【福祉<u>避難所</u>班、保育班、子ども家庭支援班】 福祉<u>避難所</u>班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し相談員を手配した上で各福祉<u>避難所</u>を開設する。保育園は、保育園児の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉<u>避難所</u>を開設する。</p> <p>(3) 安全点検・施設稼動状況の確認・保健衛生対策【福祉<u>避難所</u>班、保育班、子ども家庭支援班、<u>救命救護健康班</u>】 福祉<u>避難所</u>内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保、<u>保健衛生対策等</u>を行う。</p> <p>(4) 介護サービス提供【福祉<u>避難所</u>班】</p> <p>(5) 関係機関への通知【<u>危機管理班</u>】 危機管理班は、福祉<u>避難所</u>を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。</p>	3 福祉<u>避難所</u>の開設	<u>市</u>
3 福祉<u>避難所</u>の開設	<u>市</u>		

修正前（平成 31 年修正）	修正後												
<p>(新設)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">4. ボランティアの受入れ</td> <td>学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p>(1) ボランティアの派遣要請【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班】 「避難施設管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(2) ボランティアの受入れ【学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班】 災害ボランティアセンターを通じて、避難施設で活動するボランティアを受け入れる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">5. 避難者の移送等</td> <td>物資輸送班、福祉避難施設班</td> </tr> </table> <p>次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。</p> <p>(1) 市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、避難施設等から多数の避難者を他地区等へ迅速に輸送する必要がある場合</p> <p>(2) 避難施設から要配慮者等を福祉避難施設等へ移送する必要がある場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">6. 被災者の市外への移送・受入れ</td> <td>本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）</td> </tr> </table> <p>(1) 移送【本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班】 ア 本部長（市長）は、市内の避難施設に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び隣接協定都市の長に要請する。 イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難施設管理者（市職員）を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。</p> <p>(2) 受入れ【本部長（市長）、危機管理班】 ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難施設を開設し、受入態勢を整備する。 イ 移送された被災者の避難施設の運営は、移送元の他区市町村が行い、市はその運営に協力する。</p>	4. ボランティアの受入れ	学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	5. 避難者の移送等	物資輸送班、福祉避難施設班	6. 被災者の市外への移送・受入れ	本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">4 福祉避難所の運営</td> <td>市、市民</td> </tr> </table> <p>福祉避難所の運営は、福祉避難所の施設職員、市職員、ボランティア及び介護を行う親族により行う。運営手順については、「2 避難所の運営」に準拠する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">5 ボランティアの受入れ</td> <td>市</td> </tr> </table> <p>(1) ボランティアの派遣要請【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】 市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアの派遣要請を行う。</p> <p>(2) ボランティアの受入れ【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】 「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」に基づいたマニュアル等の業務手順により、避難所で活動するボランティアを受け入れる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">6 避難者の移送等</td> <td>市、本部長（市長）、都</td> </tr> </table> <p>(1) 移送の実施【物資輸送班】 物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。 ア 市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、<u>避難所</u>等から多数の避難者を他地区等へ迅速に輸送する必要がある場合 イ <u>避難所</u>から要配慮者等を福祉避難所等へ移送する必要がある場合</p> <p>(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】 ア 本部長（市長）は、市内の<u>避難所</u>に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。<u>なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。</u> イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における<u>避難所</u>管理者（市職員）を定め、移送先の<u>市区町村</u>に派遣するよう努める。</p> <p>(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】 ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに<u>避難所</u>を開設し、受入態勢を整備する。 イ 移送された被災者の<u>避難所</u>の運営は、移送元の他<u>市区町村</u>が行い、市はその運営に協力する。</p>	4 福祉避難所の運営	市、市民	5 ボランティアの受入れ	市	6 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都
4. ボランティアの受入れ	学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班												
5. 避難者の移送等	物資輸送班、福祉避難施設班												
6. 被災者の市外への移送・受入れ	本部長（市長）、危機管理班、物資輸送班、都（福祉保健局）												
4 福祉避難所の運営	市、市民												
5 ボランティアの受入れ	市												
6 避難者の移送等	市、本部長（市長）、都												

修正前（平成 31 年修正）

修正後

7. 動物救護 廃棄物処理班、関係機関、学校避難施設班、都（福祉保健局）

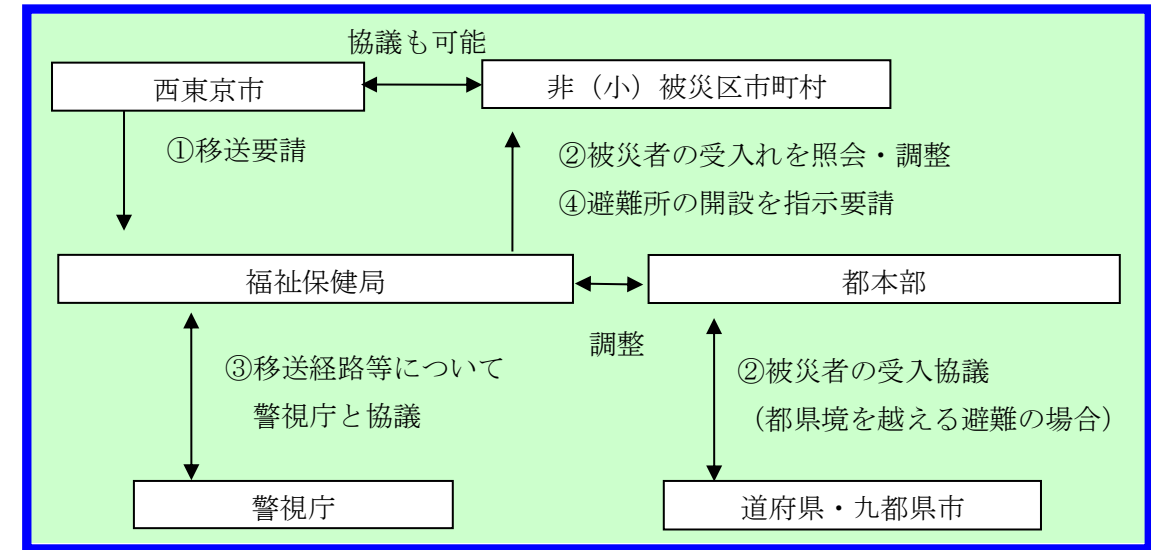
(1) 動物の保護【都、関係機関、廃棄物処理班】

都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、被災動物の保護等を行う。活動は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成して行い、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難施設での獣医療に携わる。

(2) 避難施設における動物の適正な飼養【廃棄物処理班、学校避難施設班、都】

- 市は、開設した避難施設の敷地内若しくは隣接地に同行避難動物の飼養場所を設置する。
- また、避難施設での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難施設で詳細を定める。廃棄物処理班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。
- ア 避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）の別表に定める特定動物は、避難施設への同行はできないものとする。
- オ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

【移送先の決定】



7 動物救護 市、都、関係機関

(1) 動物の保護【都（福祉保健局）、関係機関】

都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災動物の保護等を行う。「動物保護班」では、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による飼い主不明の被災動物の保護及び動物保護施設への搬送を行う。「動物医療班」では、市区町村等からの要請により、避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（福祉保健局）】

- 市は、開設した避難所の敷地内又は隣接地等に同行避難動物の飼養場所を設置する。環境班は、動物の飼養状況を把握し、都や関係団体へ情報提供を行う。
- また、避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。環境班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。
- ア 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）の別表に定める特定動物は、避難所への同行はできないものとする。
- オ 飼育動物の避難所での飼育スペース・清掃等の詳細な飼育ルールは、事前に避難所運営協議会で定めた飼育ルールに基づき運用する。

修正前（平成31年修正）

修正後

<避難広場>

（平成31年4月現在）

（一覧表移動）

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見2-7	101,714	101,714	101,714
2	三菱UFJ銀行健康保険組合 武蔵野運動場	柳沢4-4	61,787	61,787	61,787
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘3-1	13,080	13,080	13,080
4	岩倉高等学校総合運動場	新町2-3-27	29,930	29,930	29,930
5	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	12,200	8,133	8,133
6	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	19,460	12,973	12,973
7	東京都立田無工業高等学校	向台町1-9-1	8,109	5,406	5,406
8	武蔵野大学	新町1-1-20	15,611	10,407	10,407
9	日本文華学園	西原町4-5-85	6,092	4,061	4,061
10	田無小学校	田無町4-5-21	7,608	5,072	5,072
11	保谷小学校	保谷町1-3-35	9,098	6,065	6,065
12	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	4,815	3,210	3,210
13	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	5,202	3,468	3,468
14	谷戸小学校	緑町3-1-1	7,526	5,017	5,017
15	東伏見小学校	東伏見6-1-28	7,259	4,839	4,839
16	中原小学校	ひばりが丘3-2-42	6,447	4,298	4,298
17	向台小学校	向台町2-1-1	7,091	4,727	4,727
18	碧山小学校	中町5-11-4	6,541	4,360	4,360
19	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	9,488	6,325	6,325
20	栄小学校	栄町2-10-9	4,499	2,999	2,999
21	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	5,339	3,559	3,559
22	東小学校	東町6-2-33	5,294	3,529	3,529
23	柳沢小学校	南町2-12-37	5,343	3,562	3,562
24	上向台小学校	向台町6-7-28	4,094	2,729	2,729
25	本町小学校	保谷町1-14-23	4,338	2,892	2,892
26	住吉小学校	住吉町5-2-1	5,075	3,383	3,383
27	けやき小学校	芝久保町5-7-1	12,025	8,016	8,016
28	田無第一中学校	南町6-9-37	4,000	2,666	2,666
29	保谷中学校	保谷町1-17-4	7,283	4,855	4,855
30	田無第二中学校	北原町2-9-1	14,384	9,589	9,589
31	ひばりが丘中学校	住吉町1-14-28	10,979	7,319	7,319
32	田無第三中学校	西原町3-4-1	9,494	6,329	6,329
33	青嵐中学校	北町2-13-17	7,277	4,851	4,851

修正前（平成 31 年修正）

修正後

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
34	柳 沢 中 学 校	柳 沢 3-8-22	7,602	5,068	5,068
35	田 無 第 四 中 学 校	向 台 町 2-14-9	7,400	4,933	4,933
36	明 保 中 学 校	東 町 1-1-24	5,720	3,813	3,813
37	向 台 公 園	向 台 町 2-5	7,080	2,360	2,360
38	西 原 自 然 公 園	西 原 町 4-5	20,013	6,671	6,671
39	谷 戸 イ チ ョ ウ 公 園	谷 戸 町 2-12	4,137	1,379	1,379
40	谷 戸 せ せ ら ぎ 公 園	谷 戸 町 1-22	7,810	2,603	2,603
41	芝 久 保 調 節 池	芝 久 保 町 1-18	8,969	2,989	2,989
42	南 町 調 節 池	南 町 1-3	4,610	1,536	1,536
43	向 台 調 節 池	向 台 町 5-4	29,388	29,388	29,388
合 計 (43 箇 所)			541,211	421,890	421,890

※ 有効面積は全体が運動場の場合 1 / 1、施設的な公園の場合 1 / 3、学校グラウンドの場合 2 / 3 とした。収容人員は有効面積に対し、1 人当たり 1 ㎡で算定した。

<広域避難場所>

(平成 31 年 4 月現在)

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	東京大学大学院 農学生命科学研究科 附属生態調和 農学機構	緑 町 1-1-1	222,358	148,238	148,238
2	東京大学大学院 農学生命科学研究科 附属田無演習林	緑 町 1 町 習 林	91,200	60,800	60,800
3	西東京いこいの森公園	緑 町 3-2	44,183	29,455	29,455
4	都立小金井公園	向 台 町 6-4	34,358	22,905	22,905
5	文理台公園	東 町 1-4	16,671	16,671	16,671
6	都立東伏見公園	東 伏 見 1-4	26,800	17,866	17,866
合 計 (6 箇 所)			435,570	295,935	295,935

※ 有効面積は全体が運動場の場合 1 / 1、施設的な公園の場合 1 / 3、学校グラウンドの場合 2 / 3 とした。収容人員は有効面積に対し、1 人当たり 1 ㎡で算定した。

(一覧表移動)

修正前（平成31年修正）

修正後

< 避難施設 >

（平成31年4月現在）

（一覧表移動）

番号	施設名	所在地	収容人数（単位：人）
1	田無小学校	田無町 4-5-21	1,251
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	952
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	877
4	保谷第二小学校	柳 沢 4-2-11	1,134
5	谷戸小学校	緑 町 3-1-1	1,162
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1,018
7	中原小学校	ひばりが丘 3-2-42	1,535
8	向台小学校	向台町 2-1-1	1,221
9	碧山小学校	中 町 5-11-4	1,102
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	956
11	栄小学校	栄 町 2-10-9	1,098
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	1,087
13	東小学校	東 町 6-2-33	879
14	柳沢小学校	南 町 2-12-37	924
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	1,536
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	945
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	929
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1,399
19	田無第一中学校	南 町 6-9-37	1,270
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	1,758
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	970
22	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	1,208
23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	988
24	青嵐中学校	北 町 2-13-17	1,905
25	柳沢中学校	柳 沢 3-8-22	1,064
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	1,399
27	明保中学校	東 町 1-1-24	1,201
28	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	995
29	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	1,023
30	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	920
31	武蔵野大学	新 町 1-1-20	1,596
32	日本文華学園	西原町 4-5-85	168
合計（32箇所）			36,470

※ 有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した。

修正前（平成31年修正）

修正後

<福祉避難施設>

（平成31年4月現在）

（一覧表移動）

番号	施設名	所在地
1	田無総合福祉センター	田無町5-5-12
2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8
3	保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20
4	老人憩いの家「おあしす」	南町3-18-40
5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6
7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20
8	新町福祉会館	新町5-2-7
9	富士町福祉会館	富士町6-6-13
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27
11	田無保育園	緑町1-2-26
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25
13	はこべら保育園	富士町1-7-2
14	向台保育園	南町3-23-1
15	西原保育園	芝久保町5-4-2
16	みどり保育園	緑町2-15-12
17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32
18	すみよし保育園	住吉町3-14-14
19	なかまち保育園	中町4-4-16
20	ひがし保育園	東町2-4-13
21	しもほうや保育園	下保谷3-8-15
22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2
23	けやき保育園	西原町4-5-96
24	ほうやちよう保育園	保谷町3-13-1
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5
26	ひがしふしみ保育園	東伏見2-11-11
27	こまどり保育園	下保谷2-4-2
28	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14
29	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69
合計（29箇所）		

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 要配慮者対策

第 3 節 要配慮者対策

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 要配慮者等の安全確保対策の推進	都（福祉保健局）、危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター、警察署、消防署、保健所
--------------------	---

1 要配慮者等の安全確保対策の推進	市、都、警察署、消防署
-------------------	-------------

(1) 地域における安全体制の確保【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保健所、警察署、消防署】

(1) 地域における安全体制の確保【危機管理課、地域共生課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、協働コミュニティ課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】

- ア 要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。
また、西東京消防署住宅防火推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。
- イ ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）の活動を拡大するため、訪問協力員の募集等を行う。
- ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。
- エ 「地震から命を守る 7 つの問いかけ」における「要配慮者」に係る知識を普及し、共助体制の構築に取り組む。

- ア 市は、要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。また、消防署は、西東京消防署住宅防火防災対策推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。
- イ ささえあいネットワーク、ほっとするまちネットワークシステムや地域協力ネットワーク等、複数のネットワークを活用し、住民同士の支え合いの意識を強化する。
- ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。
- エ 「地震から命を守る 7 つの問いかけ」における「要配慮者」に係る知識を普及し、共助体制の構築に取り組む。
- オ 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。
- カ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- キ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。

(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成
【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、市民課】

(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成
【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、市民課】

- ア 避難支援等関係者
- 市、警察署、消防署、市消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会・防災市民組織等の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に対する災害発生時の安否確認等を行う体制を図り、支援者自身の不在や被災も考慮し、努めて複数の支援者を決めておく。

(移動)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

イ 名簿に掲載する者の範囲

要配慮者（改正法第 8 条第 2 項第 15 号）

災害時要援護者

市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）

- ・65 歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者
- ・介護保険の要介護の認定を受けている者
- ・心身等に障害がある者
- ・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者
- ・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者

避難行動要支援者

市内に在住し次の各号のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）

- ・介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下記に掲げる等級にある者
 - 視覚障害：1 級又は 2 級
 - 聴覚障害：2 級
 - 肢体不自由：1 級又は 2 級
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ・愛の手帳 1 度又は療育手帳 A を所持する者
- ・市の障害福祉サービスを受けている難病患者
- ・その他単独では避難が困難な者

ア 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者

（災害対策基本法 第 49 条の 10、

西東京市避難行動要支援者名簿に関する要綱）

市内に在住し、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）

- ・介護保険の要介護度 3 以上の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者
 - 視覚障害：1 級又は 2 級
 - 聴覚障害：2 級
 - 肢体不自由：1 級又は 2 級
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
- ・愛の手帳 1 度又は療育手帳 A を所持する者

市長は、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。

災害時要援護者

（西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱）

市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く）

- ・65 歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者
- ・介護保険の要介護の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳を交付された者
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付された者
- ・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者
- ・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者
- ・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(ア) 避難行動要支援者 市は、要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、難病患者の情報により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、全対象者をリスト化する。</p> <p>(イ) 災害時要援護者 高齢者・障害者など、災害時に自ら及び家族の支援のみでは安全に避難活動等ができない災害時要援護者について、手上げ方式と同意方式により、名簿を作成する。</p> <p>エ 名簿の更新に関する事項 毎年要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、難病患者の情報、住民基本台帳の情報を基に加除更新する。</p> <p>(移動)</p> <p>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置 市は、名簿提供者を警察署、消防署、市消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、法令等において守秘義務のない者とは、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。 また、名簿は原則として電子情報で保管するものとし、パスワード等を使用して管理する。 なお、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。</p> <p>カ 円滑に避難するための通知又は警告の配慮 また、市内 8 箇所の地域包括支援センターとの連絡システムの構築を推進する。</p> <p>(3) 要配慮者避難支援プラン個別計画の作成【危機管理室、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課】 「要配慮者避難支援プラン個別計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難施設活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <p>(4) 緊急通報システム制度の実施【高齢者支援課、障害福祉課】 市が整備する緊急通報システムを活用して、一人暮らしの高齢者や重度身体障害者世帯の安全確保を図る。</p>	<p>イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p> <p>(ア) 避難行動要支援者 市は、要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報により、<u>避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、全対象者をリスト化する。</u></p> <p>(イ) 災害時要援護者 高齢者・<u>障害のある方</u>など、災害時に自ら及び家族の支援のみでは安全に避難活動等ができない災害時要援護者について、手上げ方式と同意方式により、名簿を作成する。</p> <p>ウ 名簿の更新に関する事項 毎年要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、住民基本台帳の情報を基に加除更新する。</p> <p>エ 避難支援等関係者 <u>市、警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会・防災市民組織等の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に対する災害発生時の安否確認等を行う体制を図り、支援者自身の不在や被災も考慮し、努めて複数の支援者を決めておく。</u></p> <p>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置 市は、名簿提供者を警察署、消防署、<u>消防団</u>、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、法令等において守秘義務のない者とは、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。 <u>また、電子情報で保管する名簿は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠可能な保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。なお、紙媒体による名簿は、毎年更新するものとする。</u></p> <p>カ 円滑に避難するための体制整備 また、<u>避難支援等関係者との連絡・連携体制</u>の構築を推進する。</p> <p>(3) 避難行動要支援者個別計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】 「<u>避難行動要支援者個別計画</u>」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉<u>避難所</u>の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> <p>(削除)</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(5) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理室、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】</p> <p>ア 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。</p> <p>イ 消防署は、市等と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりについて、消防署住宅防火推進協議会等を通じて推進する。</p> <p>ウ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>エ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。</p> <p>(6) 社会福祉施設等の安全対策【都、警察署、消防署、危機管理室、高齢者支援課】</p> <p>ア 高齢者等の要配慮者が避難を余儀なくされた場合、特別養護老人ホーム等が管理する施設の一部を要配慮者を対象とした避難施設として利用する協定を締結するよう推進する。</p> <p>ウ 市総合防災訓練に際し、都、警察署及び消防署と連携して要配慮者に係る社会福祉施設における訓練項目を設け、地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。</p> <p>(7) 災害時におけるサービス確保【危機管理室、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、保育課、子ども家庭支援センター】</p> <p>イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難施設・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。</p> <p>ウ 要配慮者が避難施設等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(4) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都（福祉保健局）、警察署、消防署】</p> <p>ア 要配慮者が避難を余儀なくされた場合、<u>社会福祉法人等</u>が管理する施設の一部を、<u>要配慮者を対象とした福祉避難所</u>として利用する協定の締結を推進する。</p> <p>ウ 市総合防災訓練に際し、<u>社会福祉施設における訓練項目を設け、都、警察署及び消防署と連携し</u>地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。</p> <p>(5) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、保育課、児童青少年課、都（福祉保健局）、市内医療機関】</p> <p>イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、<u>避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備</u>を図る。</p> <p>ウ 要配慮者が<u>避難所等</u>で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">2. 外国人の支援対策</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">危機管理室、文化振興課、秘書広報課</td> </tr> </table> <p>(1) 防災情報の提供【危機管理室、文化振興課】</p> <p>ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多国語版の防災パンフレットを作成する。</p> <p>イ 避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくり、合同訓練、避難場所等の掲示板の多国語表記等を計画的に実施する。</p> <p>エ NPO法人西東京市多文化共生センターと連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。</p> <p>(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】</p> <p>多言語による災害広報を行うシステム及び態勢を確立し、語学ボランティアと連携した情報配信訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【消防署】</p> <p>外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、ホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図るとともに、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかける。</p> <p>また、外国人に対する専門訓練等の実施を計画する。</p>	2. 外国人の支援対策	危機管理室、文化振興課、秘書広報課	<table border="1" data-bbox="1510 226 2504 275"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1964 275">2 外国人の支援対策</td> <td data-bbox="1964 226 2504 275">市、都、消防署</td> </tr> </table> <p>(1) 防災情報の提供【危機管理課、文化振興課】</p> <p>ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、<u>震災に関する多言語版の防災パンフレットを作成、配布する。</u></p> <p>イ <u>NPO法人等と連携したシステムづくり、防災訓練、避難所看板の多言語表記等を計画的に実施する。</u></p> <p>エ <u>NPO法人等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。</u></p> <p>(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】</p> <p>多言語による災害広報を行うシステム及び<u>体制を確立し、NPO法人等と連携した情報配信訓練を定期的</u>に実施する。</p> <p>(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【危機管理課、消防署】</p> <p>外国人に対し、<u>多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進とホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>在住外国人に対しては、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかけ、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。</u></p> <p>また、<u>在来外国人に対する専門訓練等の実施を計画する。</u></p>	2 外国人の支援対策	市、都、消防署
2. 外国人の支援対策	危機管理室、文化振興課、秘書広報課				
2 外国人の支援対策	市、都、消防署				

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1 時間	1 日	3 日	1 週間以降
市 (市災害対策本部)	○要配慮者の安否確認及び被災状況の把握				
	○福祉ニーズの把握				
	○在宅福祉サービスの継続的提供				
	○福祉避難施設の活用				
	○要配慮者の施設への緊急入所				
	○特殊な医療等を必要とする 在宅要配慮者の支援				
	○在宅介護の実施				
	○福祉サービスの情報提供				
	○社会福祉施設（福祉避難施設）の 応急対策の実施				
	○外国人支援対策の実施				

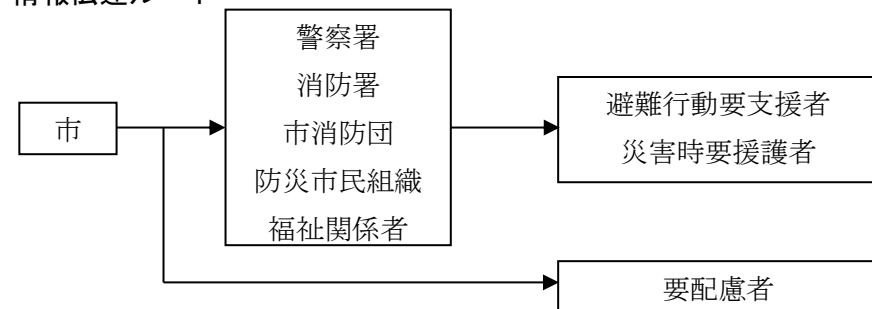
1. 要配慮者の安全確保

安否確認班、子育て支援班、福祉避難施設班

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。
また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

(1) 要配慮者への避難勧告等の伝達

ア 情報伝達ルート



イ 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段も活用する。

(ア) 聴覚障害者

市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、スマートフォン用防災アプリ（いこいな西東京ナビ）、ケーブルテレビ放送（J-COM）等

(イ) 視覚障害者

(株)エフエム西東京、受信メールを読み上げる携帯電話等

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1 時間	1 日	3 日	1 週間以降
市 (市災害対策本部)	○要配慮者の安否確認及び被災状況の把握				
	○福祉ニーズの把握				
	○在宅福祉サービスの継続的提供				
	○福祉避難所の活用				
	○要配慮者の施設への緊急入所				
	○特殊な医療等を必要とする 在宅要配慮者の支援				
	○在宅介護の実施				
	○福祉サービスの情報提供				
	○社会福祉施設（福祉避難所）の 応急対策の実施				
	○外国人支援対策の実施				

1 要配慮者の安全確保

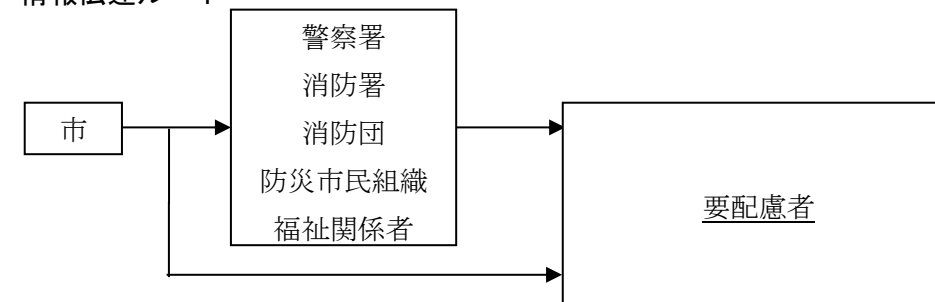
市、避難支援等関係者

高齢者や障害のある方、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。また、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。

社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

(1) 要配慮者への避難情報等の伝達【安否確認班、福祉避難所班、子育て支援班】

ア 情報伝達ルート



イ 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段の活用を検討する。

(ア) 聴覚障害者

市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、西東京市安全・安心いーなメール、スマートフォン用アプリ（いこいな西東京ナビ）、ケーブルテレビ放送（J-COM）等

(イ) 視覚障害者

(株)エフエム西東京、受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機等

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(ウ) 肢体不自由者 フリーハンド用機器を備えた携帯電話等</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】 避難支援等関係者は、要配慮者避難支援プラン個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】</p> <p>ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 市は、地域包括支援センターと連携し、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに要配慮者に対応する窓口となる「安否確認班」を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。</p> <p>(4) 被災した要配慮者への支援活動【子育て支援班、福祉避難施設班】</p> <p>ア 在宅福祉サービスの継続的提供 (ア) 被災した要配慮者等に対し、居宅、避難施設、応急仮設住宅等において、事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>イ 指定避難所（福祉避難施設）の活用 健康福祉部・子育て支援部の各班は、指定避難所（福祉避難施設）を活用し、自宅や避難施設での生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 要配慮者の施設への緊急入所 居宅、避難施設等では生活が困難な要配慮者等については、本人の意思の下、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。</p> <p>エ 特殊な医療等を必要とする在宅要配慮者の支援</p> <p>オ 在宅介護の実施 介護サービス提供事業者、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。</p> <p>カ 情報提供 健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅及び避難施設、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。</p>	<p>(ウ) 肢体不自由者 フリーハンド用機器を備えた携帯電話、<u>戸別受信機</u>等</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】 避難支援等関係者は、<u>避難行動要支援者</u>個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】</p> <p>ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 市は、<u>地域包括支援センター</u>、<u>民生委員</u>・児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに要配慮者に対応する窓口となる<u>安否確認班</u>を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。</p> <p>(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、子育て支援班】</p> <p>ア 在宅福祉サービスの継続的提供 (ア) 被災した要配慮者等に対し、居宅、<u>避難所</u>、応急仮設住宅等において、事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>イ <u>福祉避難所</u>等の活用 健康福祉部・子育て支援部の各班は、<u>福祉避難所</u>等を活用し、<u>避難所</u>での生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。</p> <p>ウ <u>東京都災害福祉広域調整センターへの福祉専門職員の派遣要請</u> <u>福祉避難所</u>等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。</p> <p>エ 要配慮者の施設への緊急入所 居宅、避難所等では生活が困難な要配慮者等については、本人の意思の下、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。</p> <p>オ 特殊な医療等を必要とする在宅要配慮者の支援</p> <p>カ 在宅介護の実施 介護サービス提供事業者、<u>ケアマネジャー</u>、地域包括支援センター等と連携し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。</p> <p>キ 情報提供 健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅、<u>避難所</u>及び<u>応急仮設住宅</u>等における福祉サービスの情報提供を行う。</p>

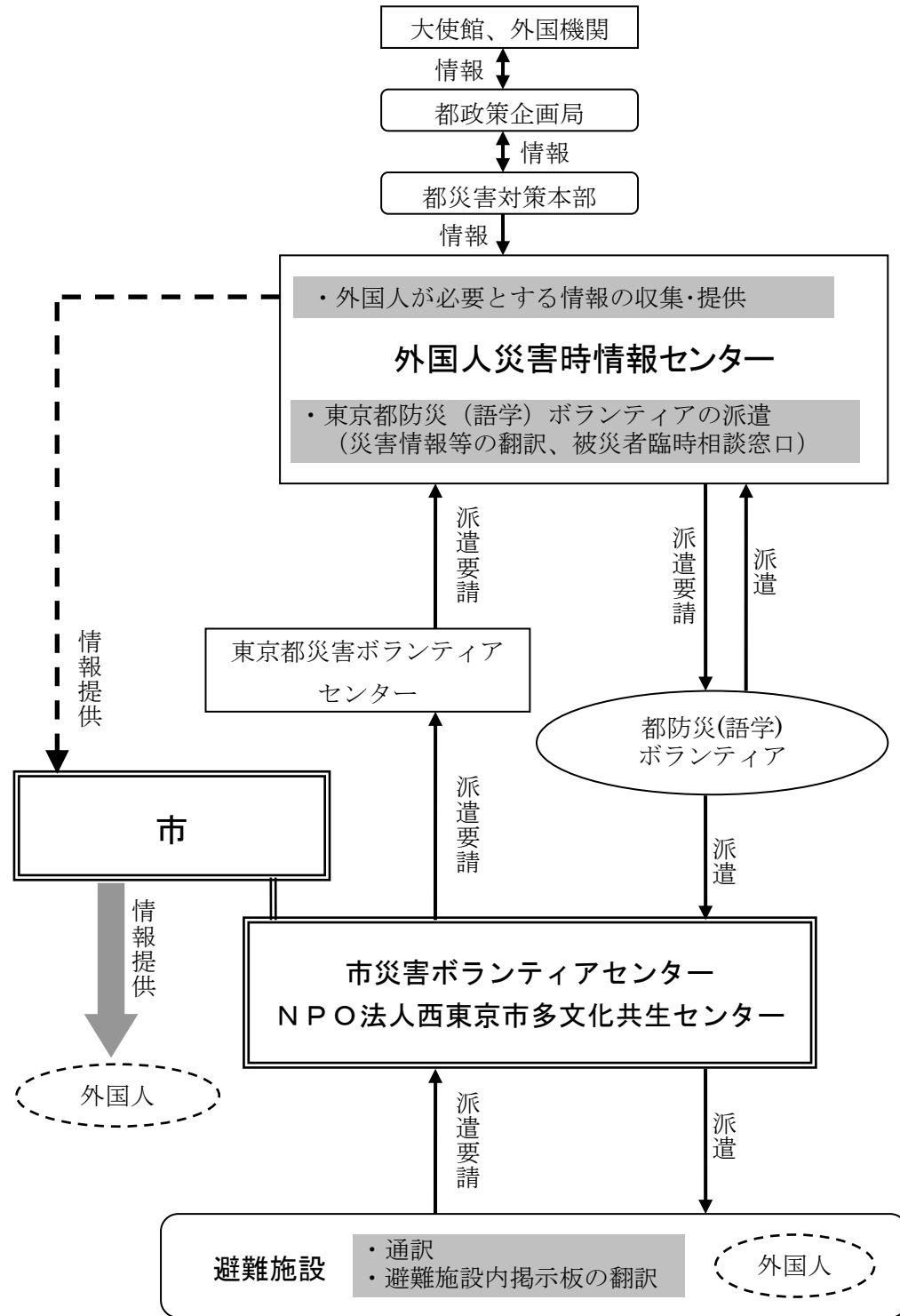
修正前（平成 31 年修正）	修正後						
<p>(新設)</p> <p>(5) 社会福祉施設（福祉避難施設）の応急対策【福祉避難施設班】 速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。 ア 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、市健康福祉部に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="112 1619 1184 1665"> <tr> <td>2. 外国人支援対策</td> <td>物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）</td> </tr> </table> <p>市は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。 また、都が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。</p>	2. 外国人支援対策	物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）	<p>(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（福祉保健局）】 透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、情報の収集や提供を行い、都、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。 都は、東京DPATによるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。</p> <p>(6) 食料等の確保【物資調整班】 物資調整班は、クラッカー、即席めん、アルファ化米のほか、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。</p> <p>(7) 避難所の整備【学校避難所班、福祉避難所班】 市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。</p> <p>(8) 応急仮設住宅【都市計画班】 市は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1507 930 2499 976"> <tr> <td>2 社会福祉施設等との連携</td> <td>市、消防署</td> </tr> </table> <p>(1) 福祉避難所の活用【福祉避難所班】 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者等を避難させ、物資の提供、医療や介護など必要なサービスを提供する。</p> <p>(2) 社会福祉施設等と地域の連携【消防署】 消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。</p> <p>(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】 速やかに福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。 ア 福祉避難所として指定されている施設の管理者は、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉避難所班、保育班又は子ども家庭支援班に報告する。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1606 2499 1652"> <tr> <td>3 外国人支援対策</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。 また、都（生活文化局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。</p>	2 社会福祉施設等との連携	市、消防署	3 外国人支援対策	市、都
2. 外国人支援対策	物資輸送班、ボランティア班、都（生活文化局）						
2 社会福祉施設等との連携	市、消防署						
3 外国人支援対策	市、都						

修正前（平成 31 年修正）

【外国人災害時情報センターの主な業務】

② 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援

【外国人災害時情報センター】

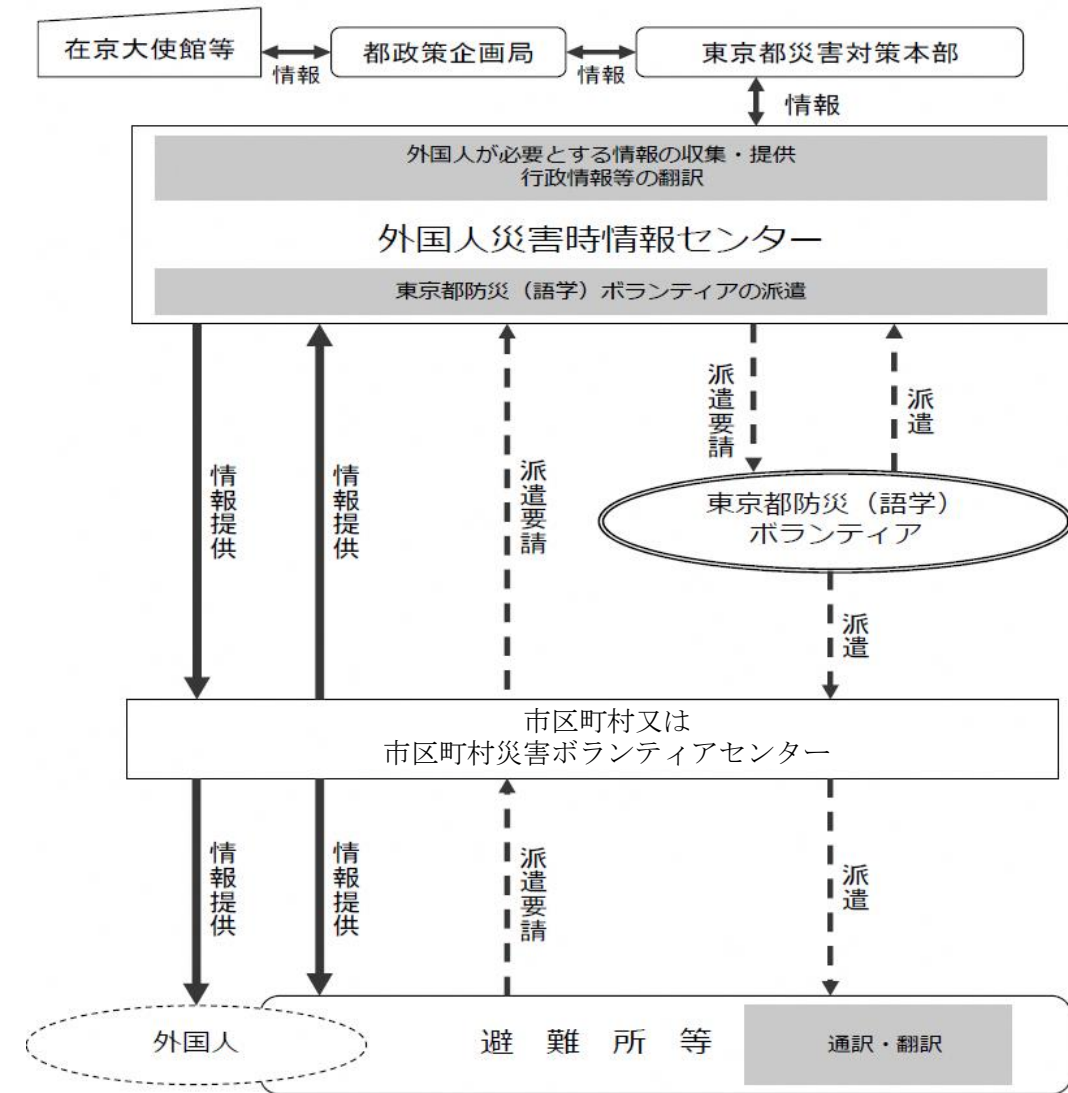


修正後

【外国人災害時情報センターの主な業務】

② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援

【外国人災害時情報センター】



修正前（平成 31 年修正）

第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第 1 節 食料及び生活必需品等

予 防 対 策

1. 食料及び生活必需品等の確保 危機管理室、産業振興課

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達

ア 食料の備蓄目標は、避難施設生活者の予想人口の 2 日分（約 2 万 7 千人×6 食）及び帰宅困難者の予想人数の 1 食分（約 3 万 1 千人×1 食）とする。

ウ 懐中電灯（電池を含む。）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、災害用トイレ等の備蓄を推進する。

(2) 多様なニーズへの対応

要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

2. 備蓄倉庫の整備及び輸送拠点の整備 危機管理室

(1) 備蓄倉庫の整備

(2) 地域内輸送拠点

避難施設等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(3) 緊急物資の集積場所

市は、調達した物資、又は都や他自治体等からの救援物資を集積する場所をあらかじめ指定する。緊急物資の集積場所は、保谷庁舎駐車場とする。

(4) 民間事業者の活用【危機管理室】

食料、生活必需品等の支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者の知識、技能の活用を図る。

修正後

第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第 1 節 食料及び生活必需品等

予 防 対 策

1 食料及び生活必需品等の確保 市

(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】

ア 食料の備蓄目標は、避難所生活者の予想人口の 2 日分（約 2 万 7 千人×6 食）及び帰宅困難者の予想人数の 1 食分（約 3 万 1 千人×1 食）とする。

ウ 懐中電灯（電池を含む。）、モバイル充電器、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、災害用トイレ等の備蓄を推進する。

キ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(2) 多様なニーズへの対応【危機管理課】

要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。また、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

2 備蓄倉庫の整備及び輸送拠点の整備 市

(1) 備蓄倉庫の整備【危機管理課】

(2) 地域内輸送拠点【危機管理課、生活文化スポーツ部】

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(3) 緊急物資・支援物資の集積場所【危機管理課、生活文化スポーツ部】

市は、調達した緊急物資、又は都や他自治体等からの支援物資を集積する場所を、保谷庁舎駐車場とする。

(4) 民間事業者の活用【危機管理課、生活文化スポーツ部】

食料、生活必需品等の緊急物資・支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と緊急物資・支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者の知識、技能の活用を図る。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

1. 食料の調達・供給等

食料班、物資輸送班、都（福祉保健局）

市は、国・都及び協定業者等の協力の下、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【食料班】

炊出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

米穀等の調達	① 震災後およそ 4 日目以降、避難施設等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 ② 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 ③ 生鮮食料品は、JA 等から調達する。
国・都への調達要請	① 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 ② 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
調整粉乳の備蓄	被災乳幼児（2 歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3 日分）及び都（4 日分）で確保する。

応 急 対 策

1 食料の調達・供給等

市

市は、国・都及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達【物資調整班】

炊き出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

米穀等の調達	1 震災後およそ 4 日目以降、 <u>避難所</u> 等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 3 生鮮食料品は、JA 等から調達する。
国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>都</u> 災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により <u>都</u> 災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児（2 歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3 日分）及び都（4 日分）で確保する。

修正前（平成 31 年修正）

(2) 食料の供給・輸送【物資輸送班、食料班】

供給計画	食料班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。
食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 ① 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難施設等へ輸送する。 ② 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難施設等へ輸送する。 ③ 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。
炊き出し方法	① 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 ② 避難施設担当職員は、避難施設等において避難者等が行う炊き出しを支援する。
応援要請	被災者に対する炊き出し、その他による食品等の供給が困難な場合は、炊き出し等について都知事に応援要請する。
食料供給の対象者	① 避難者 ② 自宅残留者（炊事が不可能な者） ③ 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 ④ 帰宅困難者等で食料が必要な者
供給留意点	① 食料の供給は、避難施設等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 ② 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。

修正後

(2) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】

物資調整班は、被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について検討するとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等を検討する。

供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。
食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 ① 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 ② 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 ③ 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定事業者等によって避難所等へ直接輸送する。
炊き出し方法	① 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 ② 避難所担当職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。
食料供給の対象者	① 避難者 ② 自宅残留者（炊事が不可能な者） ③ 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 ④ 帰宅困難者等で食料が必要な者
供給留意点	① 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 ② 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。

※災害救助法及び災害救助法施行細則については資料編を参照

修正前（平成 31 年修正）

2. 生活必需品の調達・供給等

物資輸送班、食料班、都（福祉保健局）

市は、都及び協定業者等の協力の下、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。

(1) 生活必需品の調達

生活必需品の調達	<p>① 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。</p> <p>② 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</p> <p>③ 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>④ 調達品については、原則として協定業者等によって避難施設等へ直接輸送する。</p>
----------	--

(2) 生活必需品の供給・輸送

供給計画	食料班は、被害の状況や避難者数又は、避難施設からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、供給計画の作成を行う。
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難施設等へ輸送する。
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉）
供給留意点	<p>① 物資輸送班等の担当者は、供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p>② 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</p> <p>③ 物資輸送班等は、生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。</p>

修正後

2 生活必需品の調達・供給等

市、都

市は、都福祉保健局及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。

(1) 生活必需品の調達【物資調整班】

生活必需品の調達	<p>1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。</p> <p>2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</p> <p>3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、都災害情報システム（D I S）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>4 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。</p>
----------	--

(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】

供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、供給計画の作成を行う。
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉）
供給留意点	<p>1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p>2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</p> <p>3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。</p>

※災害救助法及び災害救助法施行細則については資料編を参照

修正前（平成 31 年修正）	修正後								
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">3. 支援物資の取扱い</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">調整班</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 281 1472 449">平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議・防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p data-bbox="121 457 1472 537">市は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。</p> <p data-bbox="121 546 1472 583">また、企業、団体からの大口の支援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="112 632 1107 722"> <tr> <td data-bbox="112 632 566 722">4. 多様なニーズへの対応</td> <td data-bbox="566 632 1107 722">食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 728 1472 896">被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。 また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 市は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。</p>	3. 支援物資の取扱い	調整班	4. 多様なニーズへの対応	食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班	<table border="1" data-bbox="1513 226 2507 275"> <tr> <td data-bbox="1513 226 1967 275">3 支援物資の取扱い</td> <td data-bbox="1967 226 2507 275">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 281 2873 449">平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議・防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。</p> <p data-bbox="1522 457 2873 537"><u>調整班</u>は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。</p> <p data-bbox="1522 546 2873 583">また、企業、団体からの大口の支援物資について、市の調達体制の中で受入れを検討する。</p> <table border="1" data-bbox="1513 632 2507 680"> <tr> <td data-bbox="1513 632 1967 680">4 多様なニーズへの対応</td> <td data-bbox="1967 632 2507 680">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 728 2873 942">被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。 また、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。 <u>物資調整班、学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班</u>は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。</p>	3 支援物資の取扱い	市	4 多様なニーズへの対応	市
3. 支援物資の取扱い	調整班								
4. 多様なニーズへの対応	食料班、学校避難施設班、福祉避難施設班、保育班、子ども家庭支援班								
3 支援物資の取扱い	市								
4 多様なニーズへの対応	市								

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 飲料水及び生活用水

第 2 節 飲料水及び生活用水

予 防 対 策

予 防 対 策

1. 飲料水の供給対策	都（水道局）、危機管理室、みどり公園課
-------------	---------------------

1 飲料水の供給対策	市、都
------------	-----

(1) 給水資器材の整備【危機管理室】

ペットボトル飲料水の備蓄、給水拠点における給水に必要な資器材及び給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水機材を平常時より整備することで、速やかに給水できるようにする。

(1) 給水資器材の整備【危機管理課】

ペットボトル飲料水の備蓄、給水拠点における給水に必要な資器材及び給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水機材を平時より整備することで、速やかに給水できるようにする。

(2) 応急給水の準備【都】

市や防災市民組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水所・給水所の給水拠点として、3箇所（保谷町浄水所、西東京栄町浄水所、芝久保浄水所）が指定されている。給水拠点では、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。

(2) 応急給水の準備【危機管理課、都（水道局）】

市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水拠点として、3箇所（保谷町給水所、西東京栄町配水所、芝久保給水所）が指定されている。給水拠点では、常設給水栓や仮設給水栓、応急給水用資器材等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。

(3) 給水に関する訓練【危機管理室、みどり公園課】

災害時の給水について、西東京市水友会との連携態勢を確立し、平常時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。

(3) 給水に関する訓練【下水道課、用地課、危機管理課】

災害時の給水について、西東京市水友会との連携態勢を確立し、平時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。

2. 生活用水の供給対策	危機管理室、保健所
--------------	-----------

2 生活用水の供給対策	市
-------------	---

(1) 生活用水の確保【危機管理室】

(1) 生活用水の確保【危機管理課】

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理室】

公共施設に受水槽を配置しつつ、受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。

(2) 震災用井戸等の指定【危機管理課】

受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。

(3) 貯水槽の衛生指導【保健所】

貯水槽の衛生指導を行うとともに、災害時に適切に対応できるよう、消毒薬及び必要な資器材等を整備し、市に協力する。

(削除)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応 急 対 策

飲料水等の供給	都水道局（給水管理事務所）、給水対応班
---------	---------------------

都水道局（給水管理事務所）等と協力し、速やかな供給に努める。

なお、市内 3 箇所（保谷町浄水所、西東京栄町浄水所、芝久保浄水所）の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。

(1) 都水道局と市の役割分担

項 目	内 容
都水道局（給水管理事務所）の役割	① 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 ② 市内給水拠点において、応急給水資器材の設置を行う。
市の役割	① 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 ② 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 ③ 市内の給水拠点施設において、市の職員による応急給水を行う。

(2) 応急給水の量（目標水量）

応 急 対 策

1 飲料水等の供給	市、都
-----------	-----

都水道局（給水管理事務所）等と協力し、速やかな供給に努める。

なお、市内 3 箇所（保谷町給水所、西東京栄町配水所、芝久保給水所）の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。

(1) 都水道局と市の役割分担【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

項 目	内 容
都水道局（給水管理事務所）の役割	1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（保谷町給水所、西東京栄町配水所、芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、 <u>応急給水を行う。</u>
市の役割	1 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 2 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 3 <u>災害対策用受水槽や市施設の受水槽である2次給水拠点施設、避難所の3次給水拠点施設における応急給水資器材の設置を行う。</u> 4 市内の給水拠点施設（1～3次すべて）において、 <u>応急給水を行う。</u>

(2) 応急給水の量（目標水量）【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

修正前（平成 31 年修正）

(3) 応急給水方法

	方 法	備 考
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。
2	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。
3	震災用水源の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。
4	仮設給水栓	無被害配水管の消火栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓についても、同様とする。
5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。
6	運搬給水	運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設を運搬給水の基地（1次給水拠点）において実施する。 市は、西東京市水友会への積み込み、運搬先、運搬回数等の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。 1次給水拠点：芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所 2次給水拠点：災害対策用受水槽、市施設の受水槽 3次給水拠点：避難施設 1次給水拠点から2次給水拠点（震災用井戸は除く。）へ応急給水する。 3次給水拠点に簡易貯水槽を設置し給水する。
7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は、市内小・中学校のプールの水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める（※）。
8	震災用井戸、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。

※1 ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。

※2 水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。

修正後

(3) 応急給水方法【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

上下水道班は、都水道局等と連携し、被害状況等を踏まえ、被災者へ以下の方法で給水活動を行う。なお、給水活動では、(4) 給水留意点に基づき、優先順位の検討や要配慮者への配慮、広報を実施し、市民が混乱なく動けるよう努める。

	方 法	備 考						
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。						
2	芝久保給水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。						
3	受水槽の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。						
4	仮設給水栓	避難所付近のあらかじめ指定した消火栓等及び避難所に設置した応急給水栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓等についても、同様とする。						
5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。						
6	運搬給水	運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く。）を經由して、3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。 市は、西東京市水友会への積み込み、運搬先、運搬回数等の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td>芝久保給水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </table>	1次給水拠点	芝久保給水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所
1次給水拠点	芝久保給水所、保谷町給水所、西東京栄町配水所							
2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽							
3次給水拠点	避難所							
7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は震災用井戸水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める。※						
8	震災用井戸、プール水、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。						

※ ろ水機でろ過した水は、水質検査及び消毒が必要である。また、水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。可能な限り、飲料水には1から6を利用する。

修正前（平成 31 年修正）

(4) 給水留意点

応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難施設、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(5) 水の安全確保

市は保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

修正後

(4) 給水留意点【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、 <u>避難所</u> 、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。 また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、 <u>水質検査</u> を指導する。

(5) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（福祉保健局）】

市は都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 物資の輸送

第 3 節 物資の輸送

予 防 対 策

予 防 対 策

1 輸送体制の整備	危機管理室、文化振興課
-----------	-------------

1 輸送体制の整備	市
-----------	---

(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理室】

避難施設等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

(2) 輸送ルートを選定【危機管理室、文化振興課】

地域内輸送拠点から各避難施設等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。

(2) 輸送ルートを選定【危機管理課、生活文化スポーツ部】

地域内輸送拠点から各避難所等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。

(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理室、文化振興課】

食料、生活必需品等の支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

(3) 民間事業者の活用（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】

食料、生活必需品等の緊急物資・支援物資を迅速に供給するため、民間事業者と緊急物資・支援物資の管理、輸送の方法についての協定締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

2 輸送車両の確保	危機管理室、管財課
-----------	-----------

2 輸送車両の確保	市
-----------	---

(1) 災害時の車両調達について

(1) 災害時の車両調達について【総務課、危機管理課】

(2) 車両燃料の確保

(2) 車両燃料の確保【総務課、危機管理課】

(3) 災害応急対策に要する緊急車両等について

(3) 災害応急対策に要する緊急通行車両等について【総務課、危機管理課】

修正前（平成 31 年修正）

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送体制の確保 ○輸送車両の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急通行車両の確認 ○緊急通行車両の申請 ○各部に配車 ○緊急輸送活動の実施 				
					○避難施設への物資の輸送

1 輸送手段の確保	物資輸送班、施設・車両班
-----------	--------------

(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(2) 輸送車両等の確保【物資輸送班、施設・車両班】

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班】

(4) 車両の運用【施設・車両班】

車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急車両届出確認証は、車両に備え付ける。

2. 緊急輸送活動の実施	物資輸送班
--------------	-------

- ① 備蓄倉庫、地域内輸送拠点から避難施設への輸送ルートの確保
- ② 緊急物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）からの物資輸送
- ③ 緊急物資の集積場所への輸送ルートの確保
- ④ 避難施設用発電機等のための燃料の調達・搬送
- ⑤ 避難施設等への災害時用生活用品等の物資搬送

3. 航空輸送の確保	危機管理班
------------	-------

(1) 輸送活動の確立

(2) 輸送基地の確保

修正後

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送体制の整備 ○輸送車両の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急通行車両の確認 ○緊急通行車両の申請 ○各部に配車 ○緊急輸送活動の実施 				
					○避難所への物資の輸送

1 輸送手段の確保	市
-----------	---

(1) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、緊急物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(2) 輸送車両等の確保【施設・車両班】

(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】

(4) 車両の運用【施設・車両班】

車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章及び緊急通行車両確認証明証は、車両に備え付ける。

2 緊急輸送活動の実施	市
-------------	---

- ① 備蓄倉庫、地域内輸送拠点から避難所への輸送ルートの確保
- ② 緊急物資・支援物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）からの物資輸送
- ③ 緊急物資・支援物資の集積場所への輸送ルートの確保
- ④ 避難所用発電機等のための燃料の搬送
- ⑤ 避難所等への災害時用生活用品等の物資搬送

3 航空輸送の確保	市
-----------	---

(1) 輸送活動の確立【危機管理班】

(2) 輸送基地の確保【危機管理班】

修正前（平成 31 年修正）

第 4 節 燃料対策

予 防 対 策

燃料の確保	危機管理室、管財課
-------	-----------

市は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進する。

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。

応 急 対 策

燃料の供給要請等	市
----------	---

給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。

また、協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。

修正後

第 4 節 燃料対策

予 防 対 策

1 燃料の確保	市
---------	---

危機管理課及び総務課は、石油関連団体等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」等の協定締結を推進するとともに、平時から受注機会の維持などに配慮するよう努める。

平時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制及び優先供給先（災害対応車両、自家発電施設、地域包括支援センター、高齢者配食サービス事業所、公設通所介護事業所、障害者送迎業務の事業所等）の決定、燃料輸送用タンクの確保など実効ある体制の構築を図る。

応 急 対 策

1 燃料の供給要請等	市
------------	---

施設・車両班は、給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。

また、協定先の被災などにより、燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。

修正前（平成 31 年修正）

第 10 章 放射性物質対策

予 防 対 策

1. 情報伝達体制の整備	関係課
--------------	-----

原子力災害による市内への放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2. 市民への情報提供等	危機管理室、都、教育委員会
--------------	---------------

- (1) 情報提供体制の整備
- (2) 原子力防災教育の充実

3. 放射線等使用施設の安全化（再掲）	国、都（総務局、都福祉保健局、都産業労働局）、消防署
---------------------	----------------------------

応 急 対 策

1 情報連絡体制	都
----------	---

- (1) 都災害対策本部を設置した場合
都災害対策本部の下に、都関係各部署で構成する放射性物質対策連携チームを設置する。
放射性物質対策連携チームでは、都各部署が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。
- (2) 都災害対策本部を設置しない場合
放射性物質対策連絡調整会議を設置する。機能は放射性物質対策連携チームと同様とする。

2. 市民への情報提供等	広報班、廃棄物処理班
--------------	------------

市は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、その内容・結果を市ホームページ等において公表する。
また、都が公表する市に関するデータについても、市民に対し伝達する。
情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

修正後

第 10 章 放射性物質対策

予 防 対 策

1 情報伝達体制の整備	市
-------------	---

原子力災害による市内への放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 市民への情報提供等	市、都、教育委員会
-------------	-----------

- (1) 情報提供体制の整備【危機管理課】
- (2) 原子力防災教育の充実【都、教育委員会】

3 放射線等使用施設の安全化（再掲）	国
--------------------	---

応 急 対 策

1 情報連絡体制	都
----------	---

- (1) 都災害対策本部を設置した場合【都】
都災害対策本部の下に、都関係各部署で構成する放射能対策チームを設置する。
放射能対策チームでは、都各部署が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。
- (2) 都災害対策本部を設置しない場合【都】
放射性対策連絡調整会議を設置する。機能は放射能対策チームと同様とする。

2 市民への情報提供等	市
-------------	---

環境班は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、広報班は、その内容・結果を市ホームページ等において公表する。
また、都が公表する市に関するデータについても、市民に対し伝達する。
情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復 旧 対 策

1. 保健医療活動への協力	健康課
---------------	-----

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

2. 放射性物質への対応	環境保全課
--------------	-------

放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

復 旧 対 策

1 保健医療活動への協力	市
--------------	---

健康課は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

2 放射性物質への対応	市
-------------	---

環境保全課は、放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、空間放射線量の測定や低減対策等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 11 章 市民の生活の早期再建

第 1 節 住宅対策

予 防 対 策

応急仮設住宅建設のための準備	都市計画課、用地課、建築指導課、住宅課、みどり公園課、危機管理室
----------------	----------------------------------

応急仮設住宅建設用地の選定

都市計画課、用地課、建築指導課及び住宅課は、みどり公園課・危機管理室と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。

第 11 章 市民の生活の早期再建

第 1 節 住宅対策

予 防 対 策

1 応急仮設住宅建設のための準備	市
------------------	---

- (1) 応急仮設住宅建設用地の選定【住宅課、みどり公園課、スポーツ振興課、公共施設マネジメント課、都市計画課、建築指導課、危機管理課】
- 住宅課は、みどり公園課・スポーツ振興課・公共施設マネジメント課・都市計画課・建築指導課・危機管理課と調整の上、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。また、都の求めに応じて年 1 回報告する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応急対策

応急対策

1. 応急危険度判定等の実施 都市計画班、都（都市整備局）

1 応急危険度判定等の実施 市、都

(1) 被災建築物の応急危険度判定【都市計画班】

都市計画班は、二次災害防止のため、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	都市計画班は、被災建築物応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。
応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

(2) 被災宅地の危険度判定【都市計画班】

都市計画班は、二次災害防止のため、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。

危険度判定作業の準備	都市計画班は、被災宅地危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ② 被災宅地危険度判定士受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 被災宅地危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	都市計画班は、被災宅地危険度判定士を中心に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
協力要請	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】

都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定作業の準備	被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 <u>1</u> 住宅地図等の準備、割当区域の計画 <u>2</u> 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 <u>3</u> 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 <u>4</u> 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。
応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。
応援要請（宅地）	<u>市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。</u>
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。 <u>当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。</u>

(削除)

修正前（平成 31 年修正）

2. 住家の被害認定の実施

救出支援班

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(2) 調査方法

- ア 第一次調査の段階から、あらかじめ市民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施する。
- イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

修正後

2 住家の被害認定の実施

市

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家の被害認定に係る現地調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。

(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】

救出支援班及び都市計画班は、応急危険度判定の結果を参考に、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第一次調査	外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。
再調査	<u>調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。</u>

(2) 調査方法【救出支援班】

- ア 住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や応急危険度判定との違い、実施する日程等の広報を行う。
- イ 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。ただし、倒壊の危険がある等の理由がある場合は、外観目視調査のみ実施する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

1. 被災住宅の応急修理 都（都市整備局）、住宅課

市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅について、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図る。

応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。
修理方法	修理は、都が、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2. 応急仮設住宅の供給 都（都市整備局）、住宅課、危機管理室、建築営繕課

(1) 建設用地の確保

あらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとし、都の求めに応じて年1回報告する。

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況
- ウ 広域避難場所などの利用の有無

(2) 建設地

都は、建設予定地の中から建設地を選定する。選定に当たっては、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村相互間で融通を行う。

復旧対策

1 被災住宅の応急修理 市、都

市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。

応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。
修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、（一社）東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。
経費	1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

2 応急仮設住宅の供給 市、都

(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】

ア 建設候補地の確保

- ア 接道及び用地の整備状況
- イ ライフラインの状況（埋設配管）
- ウ 避難場所などの利用の有無

イ 建設地

- ア 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- イ 選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、市区町村相互間で戸数を融通し割り当てる。

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(3) 構造及び規模等</p> <p>ア 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>イ 1戸当たりの床面積は、29.7平方メートルを標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</p> <p>ウ 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。</p> <p>(4) 建設工事</p> <p>ア 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>イ 都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>ウ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>エ 工事の監督は都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市（建築営繕課）が委任を受けて行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 入居者の選定</p> <p>ア 入居資格 次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。</p> <p>(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者</p> <p>(イ) 居住する住家がない者</p> <p>(ウ) 自らの資力では住家を確保できない者 使用申込みは1世帯1か所限りとする。</p> <p>イ 入居者の募集・選定</p> <p>(ア) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。</p> <p>(イ) 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通し合う。</p> <p>(ウ) 住宅の割当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。</p> <p>(エ) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。</p>	<p>ウ 構造及び規模等</p> <p>(ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。</p> <p>(ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。</p> <p>(エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。</p> <p>エ 建設工事</p> <p>(ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。</p> <p>(イ) 都は、(一社)東京建設業協会及び(一社)プレハブ建築協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。</p> <p>(ウ) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。</p> <p>(エ) 都は、必要に応じて、工事の監督を市に委任する。</p> <p>オ その他</p> <p>市は東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p> <p>(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】</p> <p>都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。</p> <p>(3) 入居資格【都（都市整備局）】</p> <p>次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。</p> <p>ア 住家が全焼、全壊又は流失した者</p> <p>イ 居住する住家がない者</p> <p>ウ 自らの資力では住家を確保できない者 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。</p> <p>(4) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】</p> <p>ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てるとともに入居者の募集及び選定を依頼する。</p> <p>イ 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村間で融通し合う。</p> <p>ウ 住宅の割当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。</p> <p>エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。</p>

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>(6) 帳票の整備 応急仮設住宅の供給に伴い、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。</p> <p>(7) 仮設住宅の管理 ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 イ 入居期間は、竣工の日から原則として2年以内とする。 ウ 市は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。</p> <table border="1" data-bbox="112 583 1107 632"> <tr> <td data-bbox="112 583 566 632">3. 市営住宅の応急修理</td> <td data-bbox="566 583 1107 632">住宅課</td> </tr> </table> <p>市は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。</p>	3. 市営住宅の応急修理	住宅課	<p>(削除)</p> <p><u>(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】</u> ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。 イ <u>市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。</u> ウ <u>応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 583 2502 632"> <tr> <td data-bbox="1507 583 1961 632">3 市営住宅の応急修理</td> <td data-bbox="1961 583 2502 632">市</td> </tr> </table> <p><u>住宅課・建築指導課・建築営繕課は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。</u></p>	3 市営住宅の応急修理	市
3. 市営住宅の応急修理	住宅課				
3 市営住宅の応急修理	市				

修正前（平成 31 年修正）

第 2 節 ごみ・し尿・がれき処理

予 防 対 策

1. 災害廃棄物処理計画の策定 危機管理室、環境保全課、ごみ減量推進課、下水道課

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講ずる。

2. トイレの確保及びし尿処理 危機管理室、関係各課

(1) トイレの備蓄・整備【危機管理室】

携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。
また、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。

(2) マンホールの整備【関係各課】

避難施設などにおいて仮設トイレが設置可能なマンホールの整備を促進する。

(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理室】

3. ごみ処理 環境保全課、ごみ減量推進課、都（環境局）

(2) 資機材等の整備【ごみ減量推進課】

4. がれき処理 危機管理室、ごみ減量推進課、都市計画課、管財課

(1) 集積場所候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、管財課】

あらかじめ、集積場所候補地を指定する。

(2) 資機材等の整備【ごみ減量推進課】

(3) がれき処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】

がれき処理に関するマニュアルを災害廃棄物処理計画に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。

（新設）

修正後

第 2 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理

予 防 対 策

1 災害廃棄物処理計画等の策定 市

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、ごみ減量推進課は、大規模災害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画及び災害発生時のごみ処理マニュアルを策定し、事前に十分な対策を講ずる。

2 トイレの確保及びし尿処理 市

(1) トイレの備蓄・整備【危機管理課】

携帯トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など災害用トイレを確保する。
また、要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に努める。

(2) マンホールの整備【施設を管理する課】

避難所などにおいて仮設トイレが設置可能なマンホールの整備に努める。

(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】

3 ごみ処理 市、都

(2) 資器材等の整備【ごみ減量推進課】

4 災害廃棄物処理 市、都建設事務所、市社会福祉協議会、関係機関

(1) 集積場所候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、総務課、みどり公園課、スポーツ振興課、 危機管理課、都建設事務所】

ごみ減量推進課は、関係各課と調整の上、集積場所候補地について、接道及び用地、周囲の状況等を考慮し、災害廃棄物処理計画において定める。

(2) 資器材等の整備【ごみ減量推進課】

(3) 災害廃棄物処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】

災害廃棄物処理に関するマニュアルを災害廃棄物処理計画に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正し、災害廃棄物の処理を実施する。

(4) 撤去に係る連絡体制の構築【ごみ減量推進課、市社会福祉協議会、関係機関】

市社会福祉協議会、関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

修正前（平成 31 年修正）

応 急 対 策

1. 災害廃棄物の処理代行

廃棄物処理班

市は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）

（新設）

2. トイレの確保及びし尿処理

廃棄物処理班、下水道班、災害対策本部

(1) 初期対応

生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。
なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。

(2) 避難施設等における対応

ア 避難施設・避難広場

イ 事業所・家庭等

ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

修正後

応 急 対 策

1 災害廃棄物の処理代行

市

本部長（市長）は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第 86 条の 5 第 9 項）

2 ボランティア等との連携による廃棄物処理

市

環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

3 トイレの確保及びし尿処理

市、事業所、事業者、市民

(1) 初期対応【環境班、上下水道班】

生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。
なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。
各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】

ア 避難所等

イ 事業所・家庭等

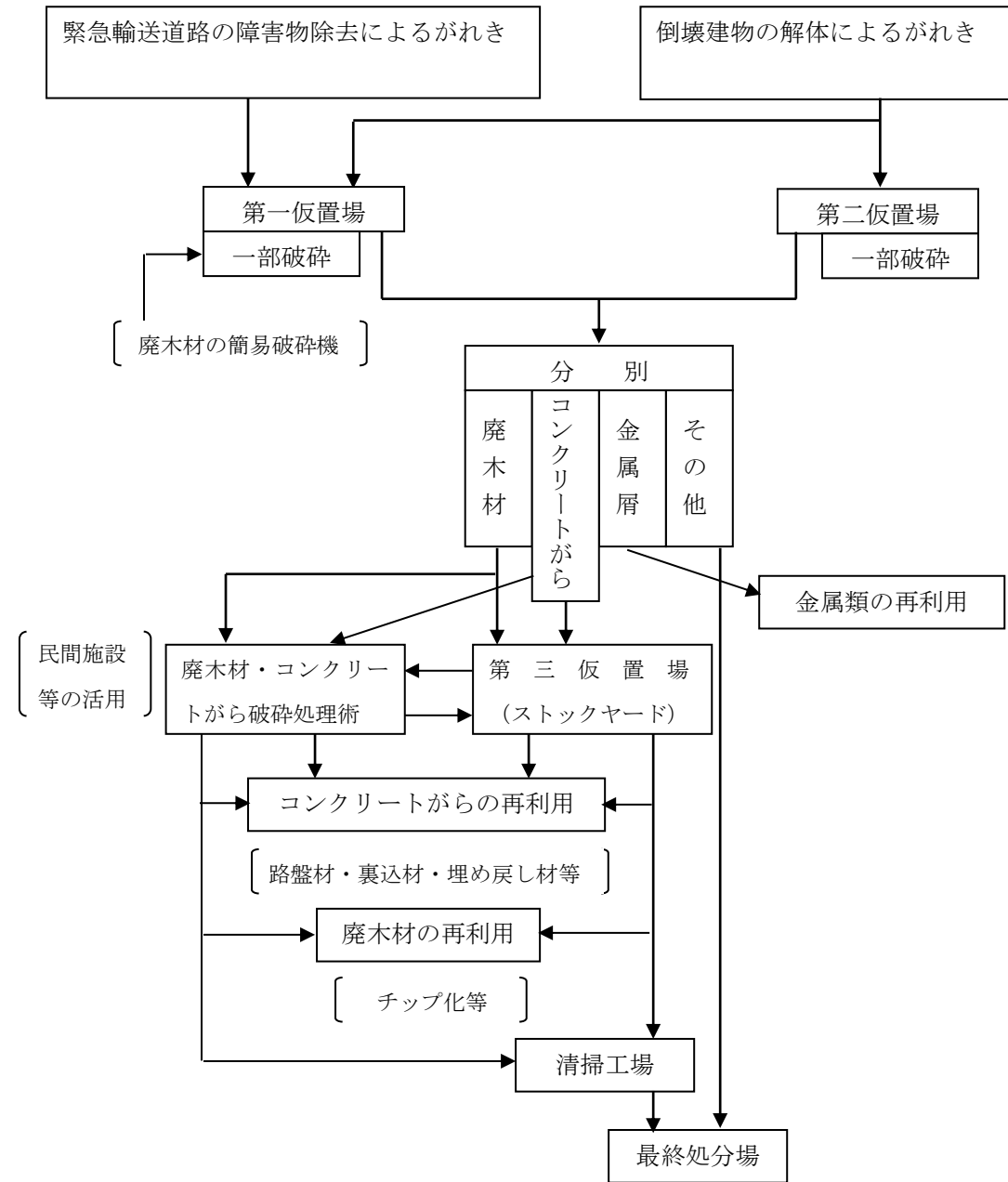
(ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。
(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
(ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<p>(3) 仮設トイレの設置</p> <p>ア 仮設トイレの設置</p> <p>(7) 廃棄物処理班は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難施設をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>(イ) 下水道班は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(ロ) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者等に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>(7) 仮設トイレを次の基準を目安として設置する。</p> <p>(イ) 仮設トイレ設置台数: 1 台 / 50 人</p> <p>(4) 仮設トイレの管理・し尿処理</p>	<p>(3) 仮設トイレの設置【<u>環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班</u>】</p> <p>ア 仮設トイレの設置</p> <p>(7) <u>環境班</u>は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、<u>避難所</u>をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>(イ) <u>上下水道班</u>は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(ロ) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、<u>障害のある方、女性、子ども等</u>に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、<u>障害のある方、女性、子ども等</u>の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。</p> <p>イ 設置の基準</p> <p>仮設トイレは災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基を基準として設置する。</p> <p>(4) 仮設トイレの管理・し尿処理【<u>環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班、事業者</u>】</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="92 945 566 991">3. ごみ処理</td> <td data-bbox="572 945 1481 991">廃棄物処理班、柳泉園組合、都（環境局、総務局）</td> </tr> </table>	3. ごみ処理	廃棄物処理班、柳泉園組合、都（環境局、総務局）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 945 1961 991">4. ごみ処理</td> <td data-bbox="1967 945 2890 991">市、都、柳泉園組合</td> </tr> </table>	4. ごみ処理	市、都、柳泉園組合
3. ごみ処理	廃棄物処理班、柳泉園組合、都（環境局、総務局）				
4. ごみ処理	市、都、柳泉園組合				
<p>(1) 初期対応</p> <p>ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難施設をはじめ、被災地域のごみ収集処理計画を策定する。</p> <p>(2) ごみ処理対策</p>	<p>(1) 初期対応【<u>環境班、関係機関</u>】</p> <p>ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、<u>避難所</u>をはじめ、被災地域のごみ収集処理計画を策定する。</p> <p>(2) ごみ処理対策【<u>環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合</u>】</p>				

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1219 317"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 317">4. がれき処理</td> <td data-bbox="566 226 1219 317">廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応</p> <p>最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下がれき」という。）の再利用、適正処理を図る。</p> <p>関係各部署は、関係機関と協力し、がれき処理に必要な情報を把握し、がれき処理計画を策定する。</p> <p>ア 臨時集積地への仮置き</p> <p>多量のがれきが発生した場合は、公園等の集積場所候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。</p> <p>イ がれき処理対象範囲</p> <p>がれきの撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。</p> <p>ウ 都への報告</p> <p>都が設置する「がれき処理部会」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及びがれき発生量の報告をする。</p> <p>(2) がれきの除去・処理</p> <p>関係各部署は、関係機関・市建災防協会と協力し、がれき除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。</p> <p>ア がれき除去</p> <p>(イ) 住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。</p> <p>(ウ) 河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に支えるがれきを除去する。</p> <p>イ がれき処理</p> <p>(ア) 臨時集積地に、がれきの選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。</p> <p>(ウ) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。</p>	4. がれき処理	廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）	<table border="1" data-bbox="1510 226 2617 275"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1964 275">5 災害廃棄物処理</td> <td data-bbox="1964 226 2617 275">市、都、都建設事務所、関係機関</td> </tr> </table> <p>(1) 初期対応【<u>環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関</u>】</p> <p>最終処分量の削減を図るため、震災による<u>災害廃棄物（建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等）</u>の再利用、適正処理を図る。</p> <p>関係各部署は、関係機関と協力し、<u>災害廃棄物処理</u>に必要な情報を把握し、<u>災害廃棄物処理計画</u>を策定する。</p> <p>ア 臨時集積地への仮置き</p> <p>多量の<u>災害廃棄物</u>が発生した場合は、公園等の集積場所候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、<u>災害廃棄物</u>の最終処分までの処理ルート確保を図る。</p> <p>イ <u>災害廃棄物処理対象範囲</u></p> <p><u>災害廃棄物</u>の撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担による<u>災害廃棄物処理</u>の対象となる範囲を定め、公表する。</p> <p>ウ 都への報告</p> <p>都が設置する「<u>災害廃棄物処理部会</u>」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び<u>災害廃棄物</u>発生量の報告をする。<u>必要に応じて応援を要請する。</u></p> <p>(2) <u>災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、都建設事務所、関係機関】</u></p> <p>関係各部署は、関係機関・市建災防協会と協力し、<u>災害廃棄物</u>除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。</p> <p><u>災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物除去</u></p> <p>(イ) 住家及びその周辺に発生した<u>災害廃棄物</u>を、速やかに除去する。</p> <p>(ウ) 河川、公共下水道・排水路等<u>の巡視</u>を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に<u>堆積した災害廃棄物</u>を除去する。</p> <p>イ <u>災害廃棄物処理</u></p> <p>(ア) 臨時集積地に、<u>災害廃棄物</u>の選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。</p> <p>(ウ) アスベスト等有害な<u>災害廃棄物</u>については、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。</p>	5 災害廃棄物処理	市、都、都建設事務所、関係機関
4. がれき処理	廃棄物処理班、道路管理班、下水道班、関係機関、都（環境局）				
5 災害廃棄物処理	市、都、都建設事務所、関係機関				

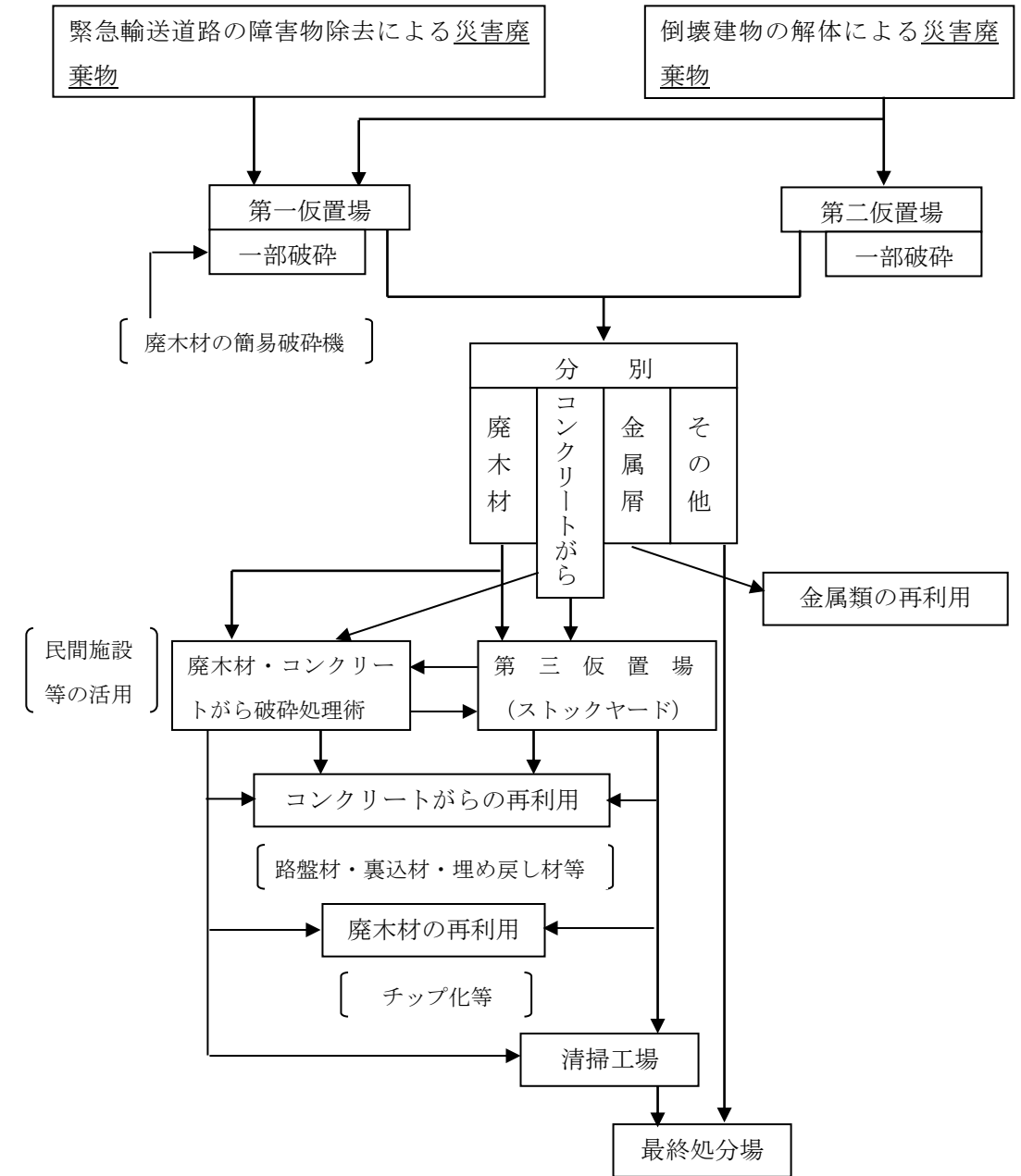
修正前（平成 31 年修正）

【がれき処理の基本的流れ】



修正後

【災害廃棄物処理の基本的流れ】



修正前（平成 31 年修正）

第 3 節 教育・保育の安全対策**予 防 対 策****1. 学校の予防対策**

学校長、教育委員会

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 発災時の対応準備**(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備**

SNS や安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。

2. 保育園・児童館・学童クラブの予防対策

各保育園・児童館・学童クラブの責任者

(1) 施設の整備**(2) 発災時の対応準備****(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備**

メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童の保護者への引渡しの準備を行う。

(新設)

修正後

第 3 節 教育・保育の安全対策**予 防 対 策****1 学校の予防対策**

学校長、教育委員会

(1) 施設の整備【教育委員会】施設の耐震化を推進するとともに、教職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。**(2) 発災時の対応準備【学校長、教育委員会】****(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】**メールでの配信や SNS ・西東京市安全・安心いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。**2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策**

市、保育園・児童館・学童クラブ

(1) 施設の整備【保育園・児童館・学童クラブ】**(2) 発災時の対応準備【保育園・児童館・学童クラブ】****(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【保育園・児童館・学童クラブ】**メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。**(4) 幼稚園への支援【子育て支援課】**備蓄や防災訓練について、必要に応じて情報提供を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

応急対策

1. 学校の応急対策

学校長、学校避難施設班

学校長、学校避難施設班は、以下の対策を行う。

- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて教育委員会と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
また、学校が避難施設となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難施設として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難施設等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

応急対策

1 学校の応急対策

市、学校長

学校長、学校連絡調整班、学校避難所班は、以下の対策を行う。

- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校連絡調整班へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて学校連絡調整班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
また、学校が避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき学校連絡調整班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 学校避難所班は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

修正前（平成 31 年修正）	修正後（令和 3 年度）				
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">2. 応急教育の実施</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）</td> </tr> </table> <p data-bbox="124 279 1466 359">施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p data-bbox="124 415 376 449">(1) 応急教育の実施</p> <p data-bbox="124 457 1466 537">ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p data-bbox="124 546 1466 579">イ 教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p data-bbox="124 588 1374 621">ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p data-bbox="124 630 1466 663">エ 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。</p> <p data-bbox="124 672 1317 705">キ 教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について東京都教育委員会と必要な調整を行う。</p> <p data-bbox="124 1041 320 1075">(2) 健康管理等</p> <p data-bbox="124 1083 1466 1163">被災した児童・生徒等の身体と心の健康管理を図るため、東京都教育委員会、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。</p> <p data-bbox="124 1220 376 1253">(3) 学校給食の措置</p> <p data-bbox="124 1262 869 1295">ア 避難施設として学校給食施設で炊出しを実施する場合</p>	2. 応急教育の実施	学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）	<table border="1" data-bbox="1510 226 2504 275"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1964 275">2 応急教育の実施</td> <td data-bbox="1964 226 2504 275">市、都教育委員会、学校長</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 279 2864 359">施設の応急復旧の状況、教職員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。</p> <p data-bbox="1522 415 2318 449">(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】</p> <p data-bbox="1522 457 2864 537">ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、<u>学校連絡調整班</u>に連絡する。</p> <p data-bbox="1522 546 2864 621">イ <u>学校連絡調整班</u>は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。</p> <p data-bbox="1522 630 2822 663">ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、<u>学校連絡調整班</u>に報告する。</p> <p data-bbox="1522 672 2864 751">エ 学校長は、災害の推移を把握し、<u>学校連絡調整班</u>と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。</p> <p data-bbox="1522 760 2864 840">キ <u>他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</u></p> <p data-bbox="1522 848 2864 928">ク <u>児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。</u></p> <p data-bbox="1522 936 2712 970">ケ <u>学校連絡調整班</u>は、学校間の教職員の応援体制について<u>都教育委員会</u>と必要な調整を行う。</p> <p data-bbox="1522 1041 2341 1075">(2) 健康管理等【学校連絡調整班、学校避難所班、都教育委員会】</p> <p data-bbox="1522 1083 2864 1163">被災した児童・生徒等の身体と心の健康管理を図るため、<u>都教育委員会</u>、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。</p> <p data-bbox="1522 1220 1982 1253">(3) 学校給食の措置【学校避難所班】</p> <p data-bbox="1522 1262 2267 1295">ア <u>避難所</u>として学校給食施設で炊出しを実施する場合</p>	2 応急教育の実施	市、都教育委員会、学校長
2. 応急教育の実施	学校長、学校避難施設班、都（教育委員会）				
2 応急教育の実施	市、都教育委員会、学校長				
<table border="1" data-bbox="112 1350 1107 1398"> <tr> <td data-bbox="112 1350 566 1398">3. 学用品等の給与（支給）</td> <td data-bbox="566 1350 1107 1398">都（教育庁）、学校避難施設班</td> </tr> </table> <p data-bbox="124 1402 1466 1482">学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。</p> <p data-bbox="124 1491 1466 1570">なお、都知事が職権を委任した場合は、本部長（市長）が教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。</p> <p data-bbox="124 1627 433 1661">(1) 給与（支給）の対象</p> <p data-bbox="124 1703 513 1736">(2) 学用品給与（支給）の方法</p> <p data-bbox="124 1745 718 1778">ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。</p> <p data-bbox="124 1787 845 1820">イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を作成する。</p> <p data-bbox="124 1862 566 1896">(3) 学用品給与（支給）の費用限度</p>	3. 学用品等の給与（支給）	都（教育庁）、学校避難施設班	<table border="1" data-bbox="1510 1350 2504 1398"> <tr> <td data-bbox="1510 1350 1964 1398">3 学用品等の給与（支給）</td> <td data-bbox="1964 1350 2504 1398">市、都</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 1402 2864 1482">学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。</p> <p data-bbox="1522 1491 2864 1570">なお、都知事が<u>本部長（市長）</u>に職権を委任した場合は、<u>学校避難所班</u>が<u>教育委員会</u>及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。</p> <p data-bbox="1522 1627 2018 1661">(1) 給与（支給）の対象【都（教育庁）】</p> <p data-bbox="1522 1703 2300 1736">(2) 学用品給与（支給）の方法【学校避難所班、都（教育庁）】</p> <p data-bbox="1522 1745 2142 1778">ア <u>教育委員会</u>及び<u>学校長</u>の協力を受けて行う。</p> <p data-bbox="1522 1787 2276 1820">イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。</p> <p data-bbox="1522 1862 2163 1896">(3) 学用品給与（支給）の費用限度【都（教育庁）】</p>	3 学用品等の給与（支給）	市、都
3. 学用品等の給与（支給）	都（教育庁）、学校避難施設班				
3 学用品等の給与（支給）	市、都				

修正前（平成 31 年修正）	修正後（令和 3 年度）				
<table border="1" data-bbox="112 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 275">4. 応急保育</td> <td data-bbox="566 226 1107 275">子育て支援班、保育班</td> </tr> </table> <p data-bbox="121 279 1472 359">保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。</p> <p data-bbox="121 415 655 449">(1) 保育・児童館・学童クラブの応急対策</p> <p data-bbox="121 506 433 539">(2) 災害復旧時の対策等</p>	4. 応急保育	子育て支援班、保育班	<table border="1" data-bbox="1507 226 2502 275"> <tr> <td data-bbox="1507 226 1961 275">4 応急保育</td> <td data-bbox="1961 226 2502 275">市、各施設</td> </tr> </table> <p data-bbox="1516 279 2867 359">保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。</p> <p data-bbox="1516 415 2510 449">(1) <u>保育園・児童館・学童クラブの応急対策【子育て支援班、保育班、各施設】</u></p> <p data-bbox="1516 506 2258 539">(2) <u>災害復旧時の対策等【子育て支援班、保育班、各施設】</u></p>	4 応急保育	市、各施設
4. 応急保育	子育て支援班、保育班				
4 応急保育	市、各施設				

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 災害救助法等

予 防 対 策

災害救助法等	市長、危機管理室
--------	----------

- (1) 災害救助法の適用準備
- (2) 激甚災害法の適用準備
- (3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

第 4 節 災害救助法等

予 防 対 策

<u>1</u> 災害救助法等	市長、 <u>市</u>
-----------------	--------------

- (1) 災害救助法の適用準備【市長、危機管理課】
- (2) 激甚災害法の適用準備【市長、危機管理課】
- (3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備【危機管理課】

修正前（平成 31 年修正）

応 急 対 策

1. 災害救助法の適用

危機管理班、各部各班

(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】

イ 把握する内容

把握する内容	
人的被害	① 死者、行方不明者の状況 ② 負傷者の状況
住家被害	① 全壊・半壊・一部損壊の状況 ② 応急危険度判定
非住家被害	公共建物
その他被害	① 田畑の被害状況 ② 文教施設の被害状況 ③ 医療機関の被害状況 ④ 道路、橋梁の被害状況 ⑤ 河川、水路等の被害状況 ⑥ 水道施設の被害状況 ⑦ 下水道施設の被害状況 ⑧ ごみ処理施設等の被害状況 ⑨ 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	① 公共文教施設の被害金額 ② 農業施設の被害金額 ③ その他公共施設の被害金額 ④ 農林、商工の被害金額

修正後

応 急 対 策

1 災害救助法の適用

本部長（市長）、市

(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】

イ 把握する内容

被害種別	把握する内容
人的被害	<u>1</u> 死者、行方不明者の状況 <u>2</u> 負傷者の状況
住家被害	<u>1</u> 全壊・半壊・一部損壊の状況 <u>2</u> 応急危険度判定
非住家被害	公共建物
その他被害	<u>1</u> 田畑の被害状況 <u>2</u> 文教施設の被害状況 <u>3</u> 医療機関の被害状況 <u>4</u> 道路、橋梁の被害状況 <u>5</u> 河川、水路等の被害状況 <u>6</u> 水道施設の被害状況 <u>7</u> 下水道施設の被害状況 <u>8</u> ごみ処理施設等の被害状況 <u>9</u> 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	<u>1</u> 公共文教施設の被害金額 <u>2</u> 農業施設の被害金額 <u>3</u> その他公共施設の被害金額 <u>4</u> 農林、商工の被害金額

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 被害状況の報告【危機管理班】

ア 被害状況等報告

詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	都災害情報システム（D I S）、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
救助実施状況の報告	災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。
応急措置完了後の対応	応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。

イ 収集・報告に当たって留意すべき事項

- (ア) 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (エ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(3) 災害救助法の適用手続き【市長、危機管理班】

ウ 救助の種類

- (イ) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

3. 激甚災害の指定	都（総務局）、危機管理班
------------	--------------

(1) 激甚災害指定の調査

(2) 激甚災害指定の手続き

(2) 被害状況の報告【危機管理班】

ア 被害状況等報告

状況等	報告内容
詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	都災害情報システム（D I S）、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
救助実施状況の報告	災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。
応急措置完了後の対応	応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。

イ 収集・報告に当たって留意すべき事項

- (ア) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (エ) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】

ウ 救助の種類

- (イ) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

3 激甚災害の指定	<u>市、都</u>
-----------	------------

(1) 激甚災害指定の調査【危機管理課、都（総務局）】

(2) 激甚災害指定の手続き【危機管理課】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 5 節 被災者の生活再建対策**予 防 対 策**

生活再建のための事前準備

市民課、生活福祉課、関係各課

(1) 罹災証明の事前準備【関係各課】

都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明発行体制を構築する。

調査手法や罹災証明事務手続に関する職員研修及び定期的な訓練を実施する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制を整備【市民課】**(3) 義援金の配分事務の準備【生活福祉課】**

(新設)

第 5 節 被災者の生活再建対策**予 防 対 策**

1 生活再建のための事前準備

市、消防署

(1) 罹災証明の事前準備【市民課、市民税課、資産税課、危機管理課、消防署】

都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。

市は消防署と事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。また、被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。

(2) 被災者生活再建支援金の支給体制整備【地域共生課】**(3) 義援金の配分事務の準備【地域共生課】****(4) 被害調査の実施の必要性・実施時期の周知【危機管理課】**

市は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

修正前（平成 31 年修正）

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）			<ul style="list-style-type: none"> ○り災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○義援金の募集・受入れ・配分 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○小中企業への融資の広報 	
都			<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集・受入れ・配分 ○小中企業への融資 ○農林漁業関係者への融資 	

1. り災証明の発行準備

救出支援班、消防署

市は、住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。
また、調査の結果に基づき、速やかにり災証明の発行手続を実施する。

修正後

応急対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市（市災害対策本部）			<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○義援金の募集・受入れ・配分 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○小中企業への融資の広報 	
都			<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集・受入れ・配分 ○小中企業への融資 ○農林漁業関係者への融資 	

1 罹災証明の発行準備

市、消防署

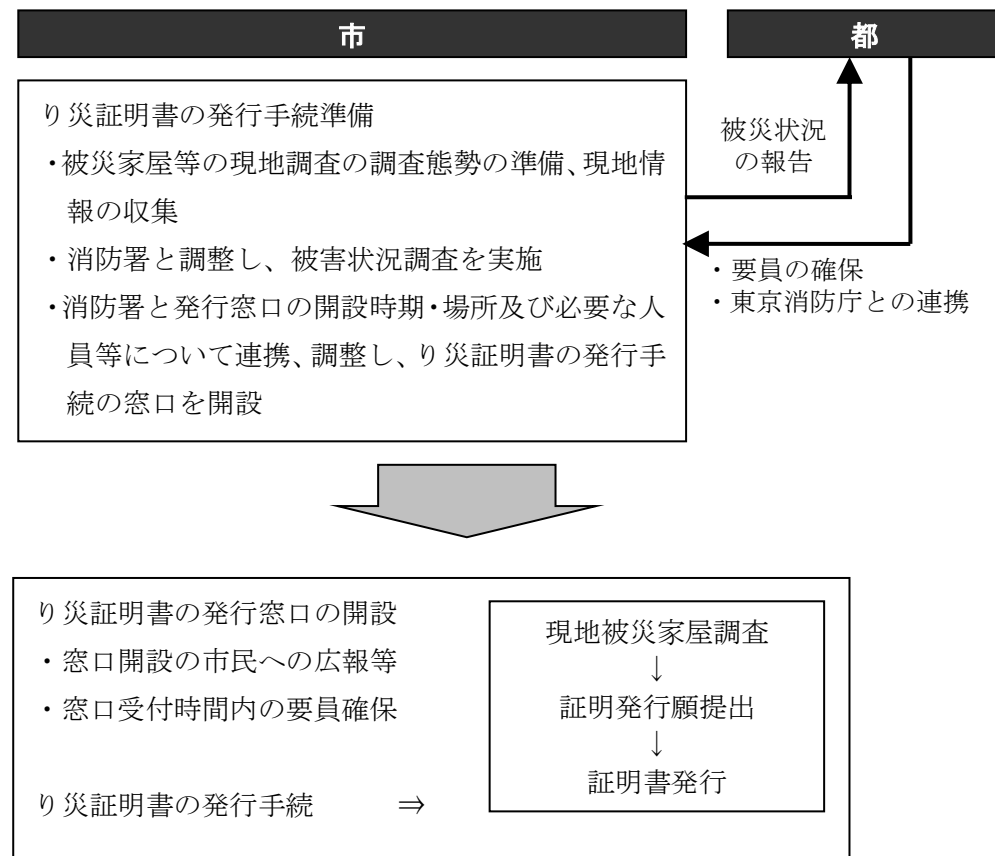
救出支援班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

住家被害認定調査結果等を把握し、都に報告する。

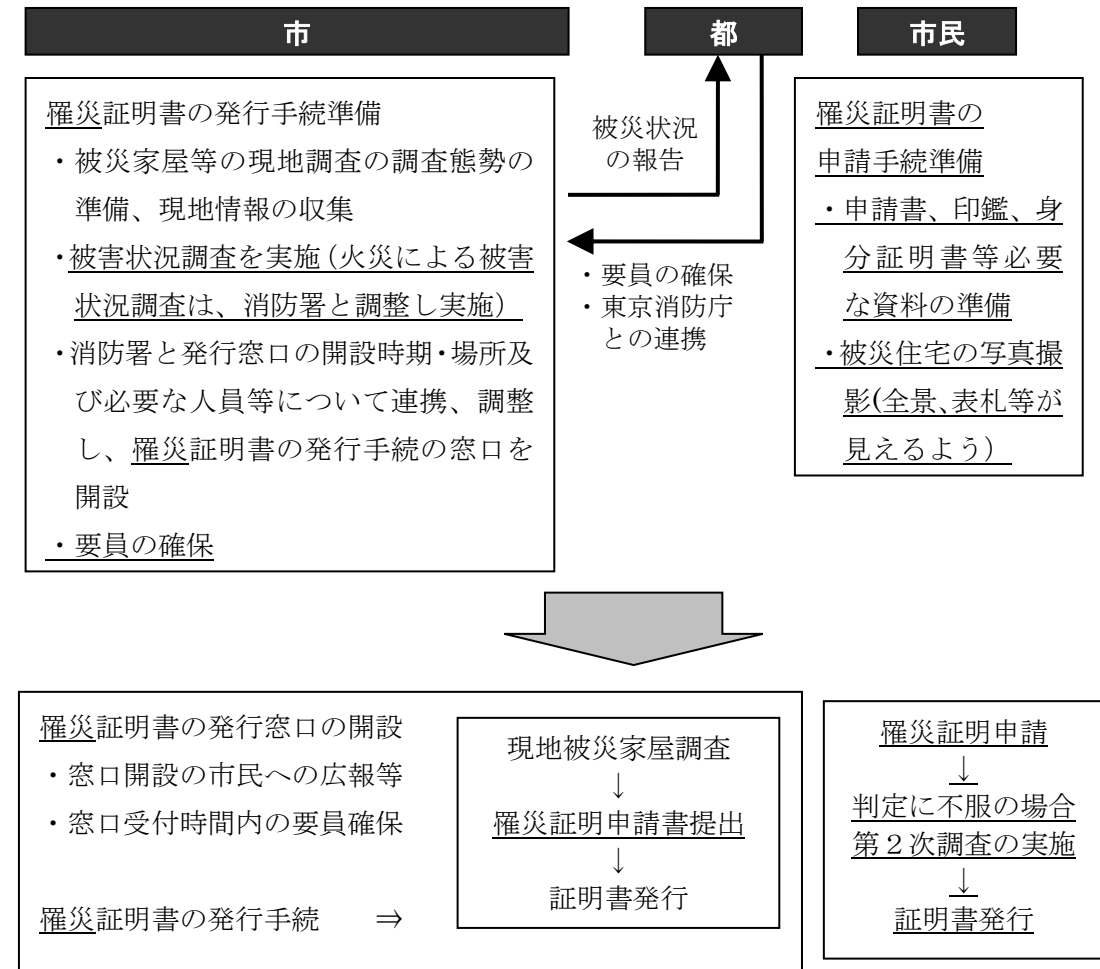
また、調査の結果に基づき、速やかに庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築し、罹災証明の発行手続を実施する。

- ① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。
- ② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。
- ③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- ④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- ⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。

修正前（平成 31 年修正）



修正後



2. 義援金の受入れ・配分 | ボランティア班、調整班、都（総務局、福祉保健局）

- (1) 受入窓口の決定
- (2) 受入れ及び管理

2 義援金の受入れ・管理 | 市、都、日赤東京都支部

- (1) 受入窓口の決定【調整班、都（総務局、福祉保健局）、日赤東京都支部】
- (2) 受入れ及び管理【調整班】

修正前（平成 31 年修正）

修正後

復旧対策

1. 被災者の生活相談等の支援	都（生活文化局）、各課、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部
-----------------	--------------------------------------

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。

(1) 生活相談【各課、警察署、消防署】

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。
消防署	消防署、消防出張所、その他必要な場所に消防相談所を設置し、消防相談に当たる。

(2) 災害弔慰金【生活福祉課】

自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

復旧対策

1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部
----------------	------------------------------

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。支援状況等は被災者台帳に記録する。

(1) 生活相談【各課、警察署、消防署】

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。
消防署	<u>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施する。また、都民からの電子メールによる問合せに対応する。</u>

(2) 災害弔慰金【地域共生課】

西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

修正前（平成 31 年修正）

(3) 災害障害見舞金【生活福祉課】

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

対象災害	自然災害	① 住家が5世帯以上滅失した災害 ② 災害救助法が適用された災害 ③ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円

(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【生活福祉課】

種別	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	住宅の全半壊・全半焼・床上浸水	毛布、バスタオル	毛布・バスタオル・安眠セット・安眠マットは世帯員1名につき各1枚、緊急セットは1世帯につき1セットとする。
	避難施設へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、安眠セット、安眠マット、緊急セット	

修正後

(3) 災害障害見舞金【地域共生課】

西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

対象災害	自然災害	1 住家が5世帯以上滅失した災害 2 災害救助法が適用された災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円
対象の範囲		1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課】

支給対象者	支給内容(物資)	配布基準
火災(爆発事故を含む)等により、住家が全半焼、全半壊にあった市民、または避難所等に避難をされた被災者	毛布	1人あたり1枚(組)
	バスタオル	
	安眠セット	
	安眠マット	
	緊急セット	1世帯(4人)あたり1組 (5~8人は2組、 9~12人は3組)

修正前（平成 31 年修正）

(5) 災害援護資金【生活福祉課】

市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

ア 貸付対象

【所得制限】

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和	

ウ 貸付条件等

貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) 保証人：連帯保証人を要する。
償還方法	年賦償還又は半年賦償還とする。

(6) り災証明の発行【市民課、市民税課、資産税課】

市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期にり災証明の発行体制を確立し、速やかにり災証明を発行する。り災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。

- ① り災証明発行窓口の開設場所は、原則として市役所田無庁舎とする。
なお、窓口は複数設け、市民の利便性を考慮する。
- ② 窓口の開設期間は、原則として開設から2週間程度とする。
- ③ また、他県からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。

修正後

(5) 災害援護資金【地域共生課】

市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を西東京市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、適切かつ速やかに実施する。

ア 貸付対象世帯と所得制限

【貸付対象世帯】

【所得制限】

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人を増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円に緩和	

ウ 貸付条件等

貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：無利子(保証人を立てる場合) 年1%(保証人を立てない場合。措置期間中は無利子)
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

(6) 罹災証明書の発行【市民課、市民税課、資産税課】

市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明の発行体制を確立し、速やかに罹災証明書を発行する。罹災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。

- ① 罹災証明書発行窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。
なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。
- ② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が滞りなく発行ができるよう設定する。
- ③ また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 226 1291 273"> <tr> <td data-bbox="112 226 566 273">2. 義援金の募集・受付・配分</td> <td data-bbox="566 226 1291 273">都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p data-bbox="142 325 222 357">（移動）</p> <p data-bbox="127 506 608 537">(1) 市による義援金の募集・受付【市】</p> <p data-bbox="127 594 854 625">(2) 市義援金品募集配分委員会の設置【関係課、関係団体】</p> <p data-bbox="127 682 715 714">(3) 市に寄せられた義援金の配分【生活福祉課】</p> <p data-bbox="127 770 566 802">(4) 東京都義援金配分委員会の設置 都は、義援金の募集を決定次第、都本部に都、区市町村、日赤東京都支部及び関係機関の代表者で構成される「東京都義援金配分委員会」（以下「都委員会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="127 951 347 982">(5) 義援金の配分 都は、義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定し、配分計画に基づき義援金を区市町村に送金する。</p> <p data-bbox="127 1131 347 1163">(6) 義援金の広報</p> <p data-bbox="127 1220 525 1251">(7) 義援金の支給【生活福祉課】 市は、都が設置する東京都義援金配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p>	2. 義援金の募集・受付・配分	都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部	<table border="1" data-bbox="1507 226 2496 273"> <tr> <td data-bbox="1507 226 1961 273">2 義援金の取扱い</td> <td data-bbox="1961 226 2496 273">市、都、日赤東京都支部</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 325 2703 357">(1) 東京都義援金配分委員会の設置【<u>地域共生課</u>、都（総務局、福祉保健局）、日赤東京都支部】 都は、義援金の募集を決定次第、都本部に都、<u>市区町村</u>、日赤東京都支部及び関係機関の代表者で構成される「東京都義援金配分委員会」（以下「都委員会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1522 506 2110 537">(2) 市による義援金の募集・受付【<u>地域共生課</u>】</p> <p data-bbox="1522 594 2169 625">(3) 市義援金品募集配分委員会の設置【<u>地域共生課</u>】</p> <p data-bbox="1522 682 2110 714">(4) 市に寄せられた義援金の配分【<u>地域共生課</u>】</p> <p data-bbox="1522 951 2110 982">(5) 義援金の配分【<u>都（総務局、福祉保健局）</u>】 都は、義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定し、配分計画に基づき義援金を<u>市区町村</u>に送金する。</p> <p data-bbox="1522 1131 2110 1163">(6) 義援金の広報【<u>都（総務局、福祉保健局）</u>】</p> <p data-bbox="1522 1220 1920 1251">(7) 義援金の支給【<u>地域共生課</u>】 市は、<u>都委員会</u>から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p>	2 義援金の取扱い	市、都、日赤東京都支部
2. 義援金の募集・受付・配分	都（総務局、福祉保健局）、生活福祉課、日赤東京都支部				
2 義援金の取扱い	市、都、日赤東京都支部				

修正前（平成 31 年修正）

修正後

3. 被災者生活再建支援金

生活福祉課

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号））。

3 被災者生活再建支援金

市

地域共生課は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号））。

基礎支援金	全壊：100 万円
	解体：100 万円
	長期避難：100 万円
	大規模半壊：50 万円
加算支援金	建設・購入：200 万円
	補修：100 万円
	公営住宅を除く賃貸：50 万円 ※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能

修正前（平成 31 年修正）	修正後																								
<table border="1" data-bbox="115 226 1107 275"> <tr> <td data-bbox="115 226 566 275">4. 雇用対策</td> <td data-bbox="572 226 1107 275">産業振興課、職員課</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 281 1469 359">市は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。</p> <p data-bbox="127 369 1469 447">市は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="115 499 1107 548"> <tr> <td data-bbox="115 499 566 548">5. 税等負担の軽減</td> <td data-bbox="572 499 1107 548">各課</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="115 594 1107 642"> <tr> <td data-bbox="115 594 566 642">6. その他の生活確保</td> <td data-bbox="572 594 1107 642">関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 688 365 720">(2) 日本放送協会</p> <p data-bbox="127 730 649 762">ウ 状況により避難施設へ受信機を貸与</p> <table border="1" data-bbox="115 814 1107 863"> <tr> <td data-bbox="115 814 566 863">7. 住宅支援</td> <td data-bbox="572 814 1107 863">住宅課</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 915 460 947">(1) 住宅に関する支援制度</p> <p data-bbox="127 1003 486 1035">(2) 民間賃貸住宅の情報提供</p> <table border="1" data-bbox="115 1087 1107 1136"> <tr> <td data-bbox="115 1087 566 1136">8. 中小企業への融資</td> <td data-bbox="572 1087 1107 1136">都（産業労働局）等、産業振興課</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 1142 1469 1220">都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。</p> <p data-bbox="127 1230 1020 1262">市は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="115 1314 1107 1362"> <tr> <td data-bbox="115 1314 566 1362">9. 農林漁業関係者への融資</td> <td data-bbox="572 1314 1107 1362">都（産業労働局）</td> </tr> </table> <p data-bbox="127 1369 1469 1488">都は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。</p> <p data-bbox="127 1499 1469 1619">都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="127 1629 1469 1707">都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。</p>	4. 雇用対策	産業振興課、職員課	5. 税等負担の軽減	各課	6. その他の生活確保	関係機関	7. 住宅支援	住宅課	8. 中小企業への融資	都（産業労働局）等、産業振興課	9. 農林漁業関係者への融資	都（産業労働局）	<table border="1" data-bbox="1510 226 2502 275"> <tr> <td data-bbox="1510 226 1961 275">4 雇用対策</td> <td data-bbox="1967 226 2502 275">市</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 281 2864 359"><u>産業振興課</u>は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。</p> <p data-bbox="1522 369 2864 447"><u>職員課</u>は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1510 499 2502 548"> <tr> <td data-bbox="1510 499 1961 548">5 税等負担の軽減</td> <td data-bbox="1967 499 2502 548">市</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1510 594 2502 642"> <tr> <td data-bbox="1510 594 1961 642">6 その他の生活確保</td> <td data-bbox="1967 594 2502 642">関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 688 1745 720">(2) 日本放送協会</p> <p data-bbox="1522 730 2015 762">ウ 状況により<u>避難所</u>へ受信機を貸与</p> <table border="1" data-bbox="1510 814 2502 863"> <tr> <td data-bbox="1510 814 1961 863">7 住宅支援</td> <td data-bbox="1967 814 2502 863">市、都、関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 915 2534 947">(1) 住宅に関する支援制度【<u>地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、関係機関</u>】</p> <p data-bbox="1522 1003 2009 1035">(2) 民間賃貸住宅の情報提供【<u>住宅課</u>】</p> <table border="1" data-bbox="1510 1087 2502 1136"> <tr> <td data-bbox="1510 1087 1961 1136">8 中小企業への融資</td> <td data-bbox="1967 1087 2502 1136">市、都等</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 1142 2864 1220"><u>都産業労働局等</u>は、災害等により、被害を受けた中小企業者及びその組合に対し、<u>事業継続や経営の安定を図るために必要な資金の融資</u>を行う。</p> <p data-bbox="1522 1230 2525 1262"><u>産業振興課</u>は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1510 1314 2502 1362"> <tr> <td data-bbox="1510 1314 1961 1362">9 農林漁業関係者への融資</td> <td data-bbox="1967 1314 2502 1362">都、関係機関</td> </tr> </table> <p data-bbox="1522 1369 2864 1488"><u>都産業労働局</u>は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1522 1499 2864 1577"><u>株式会社日本政策金融公庫</u>は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の貸付を行う。</p>	4 雇用対策	市	5 税等負担の軽減	市	6 その他の生活確保	関係機関	7 住宅支援	市、都、関係機関	8 中小企業への融資	市、都等	9 農林漁業関係者への融資	都、関係機関
4. 雇用対策	産業振興課、職員課																								
5. 税等負担の軽減	各課																								
6. その他の生活確保	関係機関																								
7. 住宅支援	住宅課																								
8. 中小企業への融資	都（産業労働局）等、産業振興課																								
9. 農林漁業関係者への融資	都（産業労働局）																								
4 雇用対策	市																								
5 税等負担の軽減	市																								
6 その他の生活確保	関係機関																								
7 住宅支援	市、都、関係機関																								
8 中小企業への融資	市、都等																								
9 農林漁業関係者への融資	都、関係機関																								

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第12章 災害復興計画

第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や要配慮者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成 15 年 3 月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応を実施する。

なお、復興計画の策定は、市が策定する「西東京市震災復興マニュアル」に基づき行う。

第3節 震災復興計画等の策定

1 震災復興本部の設置	市
-------------	---

市は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

2 震災復興計画の策定	企画政策課、都（総務局）
-------------	--------------

(1) 計画策定体制の構築【市】

(2) 震災復興基本方針の策定【企画政策課】

(3) 震災復興計画の策定【企画政策課】

第12章 震災復興

第1節 復興の基本的考え方

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。

また、復興のあらゆる場及び組織には、女性や要配慮者の参画を推進するとともに、復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める必要がある。

都は、平成 15 年 3 月に阪神・淡路大震災の検証等を実施し、「東京都震災復興マニュアル」を作成して、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応を実施する。

なお、復興計画は、市が策定する「西東京市震災復興マニュアル」に基づき作成を進める。

第3節 震災復興計画等の策定

1 震災復興本部の設置	市
-------------	---

市は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び市民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災後 1 週間程度の早い時期に設置する。

2 震災復興計画の策定	市、都
-------------	-----

(削除)

(1) 震災復興基本方針の策定【企画政策課、都（総務局）】

(2) 震災復興基本方針の策定【企画政策課】

修正前（平成 31 年修正）	修正後				
<table border="1" data-bbox="112 220 1104 262"> <tr> <td>3 都市復興基本計画の策定</td> <td>都、市</td> </tr> </table> <p>(1) 家屋・住家被害調査の実施</p> <p>(2) 都市復興基本方針の策定</p> <p>(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定</p> <p>(4) 復興まちづくり計画等の作成</p> <p>(5) 都市復興基本計画の策定</p>	3 都市復興基本計画の策定	都、市	<table border="1" data-bbox="1513 220 2504 262"> <tr> <td>3 都市復興基本計画の策定</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>(1) 家屋・住家被害調査の実施【市】</p> <p>(2) 都市復興基本方針の策定【市、都】</p> <p>(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定【市】</p> <p>(4) 復興まちづくり計画等の作成【市】</p> <p>(5) 都市復興基本計画の策定【市】</p>	3 都市復興基本計画の策定	市、都
3 都市復興基本計画の策定	都、市				
3 都市復興基本計画の策定	市、都				
<table border="1" data-bbox="112 756 1104 798"> <tr> <td>4 住宅復興計画の策定</td> <td>都（都市整備局）、市</td> </tr> </table> <p>(1) 住宅の被害状況の把握</p> <p>(2) 住宅復興計画の策定 市は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見具申を行う。 また、市住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。</p>	4 住宅復興計画の策定	都（都市整備局）、市	<table border="1" data-bbox="1513 756 2504 798"> <tr> <td>4 住宅復興計画の策定</td> <td>市、都</td> </tr> </table> <p>(1) 住宅の被害状況の把握【市、都（都市整備局）】</p> <p>(2) 住宅復興計画の策定【市】 市は、都の住宅復興計画原案についての照会に対し、意見の具申を行う。 また、市住宅復興計画の策定に当たり、都の住宅復興計画との整合を図る。</p>	4 住宅復興計画の策定	市、都
4 住宅復興計画の策定	都（都市整備局）、市				
4 住宅復興計画の策定	市、都				

修正前（平成31年修正）

第13章 東海地震事前対策

第1節 対策の目的

1 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、国、都、区市町村及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的としている。この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条に基づき都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、本市は地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）ではない。しかし、東海地震が発生した際には震度5程度が予測されることから、応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

修正後

第13章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 対策の目的

1 策定の背景・方針

従来の東海地震事前対策は、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合に、国、都、市区町村及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ることを目的とし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（以下「大震法」という。）第6条に基づき、都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心として策定されていた。

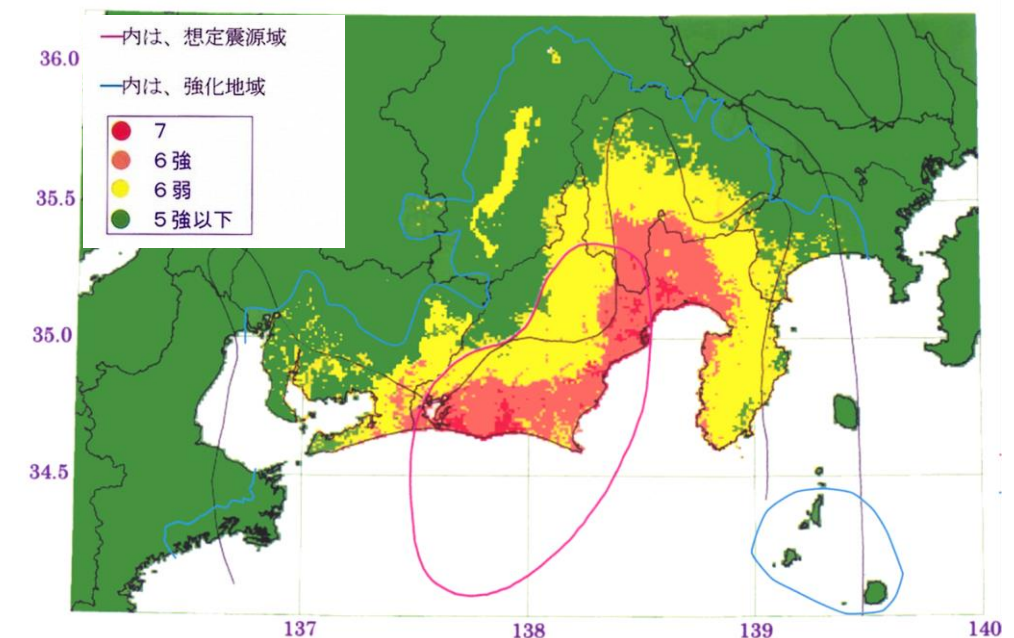
その後、平成29年9月、内閣府の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、これまでの大震法は、確度の高い地震予知を前提とした防災対応を実施する仕組みであったが、現在の科学的知見では大震法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出された。

また、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始。東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととし、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始したところである。

これらを踏まえ、本市における従来の東海地震事前対策を「南海トラフ地震等防災対策」とし、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を参考に、市内で地震が発生する前に、今後、大規模地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対策について策定するものとする。ただし、大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないため、突発地震への備えを引き続き進めた上で、必要な防災対策について検討することとする。

※ 東海地震は、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられてきたマグニチュード8クラスの地震で、日本で唯一直前予知の可能性のある地震と考えられてきた。

参考：東海地震に係る想定される震度分布（最大値）



修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>2 基本的な考え方</p> <p>(1) 南海トラフ巨大地震による最大震度の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、南海トラフ巨大地震の防災対策については、第 2 部第 12 章までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。</p> <p>(2) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード 8 クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。</p> <p>(3) 警戒宣言が発令された場合において、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置及び東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(4) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時及びこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込むものとする。</p> <p>(5) 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講ずるものとする。</p> <p>(6) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第 2 部第 12 章までの各種対策に基づき実施するものとする。</p> <p>(7) 本対策は、次の事項に留意し策定した。</p> <p>ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を図るものとする。</p> <p>イ 警戒宣言が発せられた時点には、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。</p> <p>ウ 都及び各防災関係機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。</p> <p>3 東海地震に関する事前対策</p> <p>市は、強化地域外であるが、「災害対策本部」を設置し、これに準じた対策を講ずるものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方</p> <p>(1) 本市は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、最大震度 5 強と予測されており、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。そのため、南海トラフ地震等の影響により市内で震度 4 以上の地震が発生した場合の防災対策等については、<u>地震・火山編第 2 部第 12 章までに記載されている内容に準じた対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）」及び、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）」に指定されていないことから、西東京市地域防災計画の実施に関しては、<u>行政指導又は協力要請で対応する。</u></p> <p>(3) <u>今後、科学的知見や社会環境の変化等に応じて、必要な見直しを行い、国や都の動きに注視しつつ、国や都の方針等がまとまり次第、西東京市地域防災計画に反映させていくものとする。</u></p> <p>(4) <u>第 2 部第 13 章の南海トラフ地震等防災対策は、原則として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報等を発表したときから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間における対策を定めたものとする。</u></p> <p>(5) <u>東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災関係機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中に、より浸透するための支援策等を講ずるものとする。</u></p> <p>(6) <u>本対策は、次の事項に留意し策定した。</u></p> <p><u>ア 学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。</u></p> <p><u>ウ 都及び各防災関係機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。</u></p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後



「南海トラフ地震防災対策推進地域」

※赤線で囲まれた領域は南海トラフ地震の想定震源域

修正前（平成 31 年修正）	修正後
(新設)	<p>第 2 節 南海トラフ地震について</p> <p>1 概要</p> <p>南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%（平成31年1月1日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。</p> <p>このような中、南海トラフ沿いの地域では、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧・復興まで、地震対策の取組が総合的に進められている。</p> <p>一方、南海トラフで発生する大規模地震には、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。</p> <p>南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが(1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した)、東側（又は西側）だけで大規模地震が発生した際、西側（又は東側）の地域において次の大規模地震に備えることは、十分有意義なものと言える。</p> <p>2 推進地域について</p> <p>南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、内閣総理大臣が指定したものである。</p> <p>3 気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について</p> <p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p> <p>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</p> <p>(1) 南海トラフ地震に関連する情報</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。</p> <p>「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表する。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表する。詳細は下表に示す通りである。</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※ 既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震が発生 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*3} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	1 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{*4} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 2 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

修正前（平成 31 年修正）

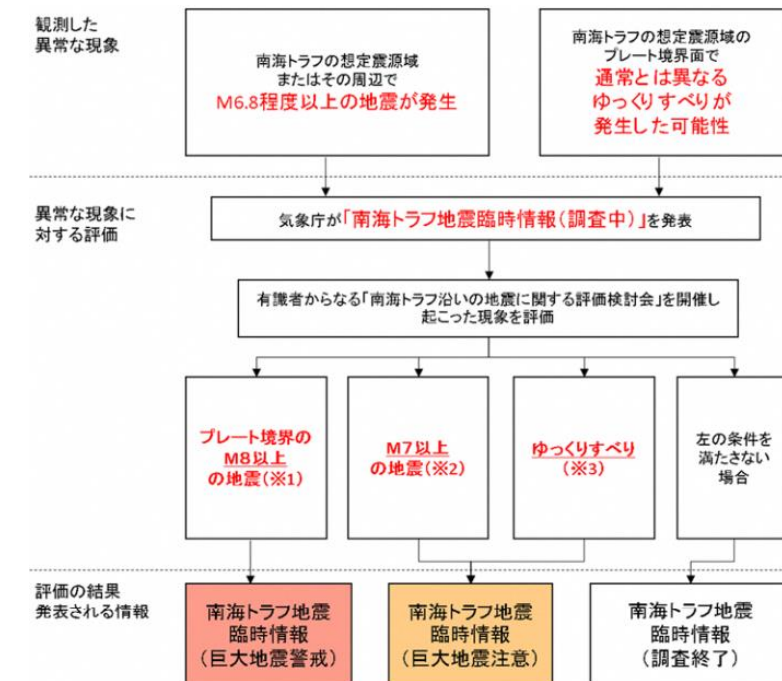
修正後

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。
- ※4 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(2) 留意事項等

- ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、臨時情報の発表がないまま突発的に南海トラフ地震が発生することがある。
- イ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないことがある。
- ウ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。
- エ 詳細は気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」を参照。

【情報発表までのフロー】



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

4 国からの呼びかけについて

国は気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を受け、内閣総理大臣から国民に対して、以下のイメージのとおり周知等を実施する。

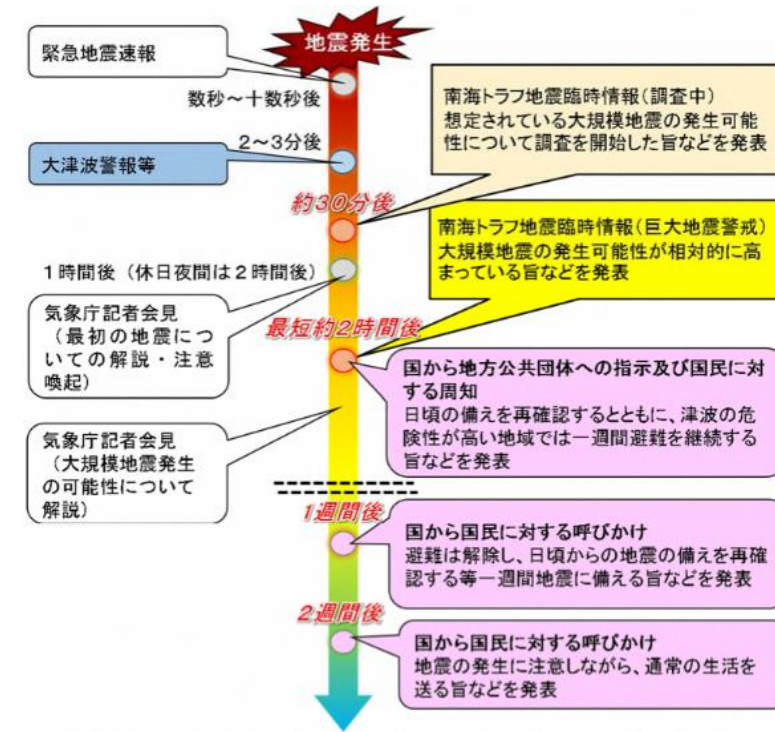
発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意 2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認 3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	1 地震発生から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過 2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない 3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える
	後発地震が発生しないまま2週間が経過	1 地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意する措置をとるべき期間が経過 2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間は地震に備える
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）

- ※ 周知等のイメージは一般的なもので、西東京市に周知等がされるものとは異なることがある。
- ※ 地震活動や地殻変動に関する気象庁からの情報は随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で発表される。

修正前（平成 31 年修正）

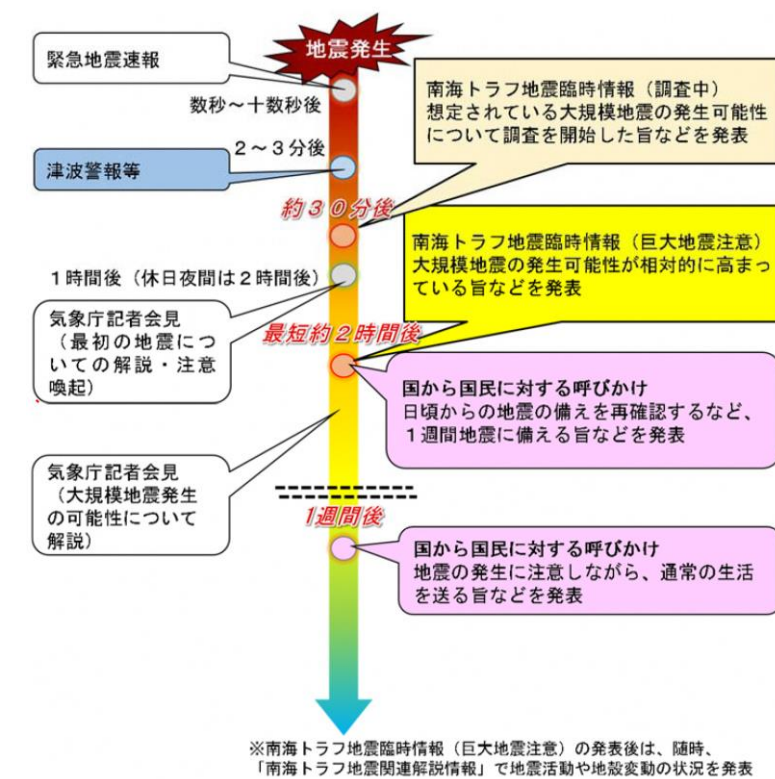
修正後

【巨大地震警戒対応における情報の流れのイメージ】



(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）より)

【巨大地震注意対応における情報の流れのイメージ】



(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）より)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 2 節 事前の備え

1 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。

(1) 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言発令時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

ア 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

イ 実施事項

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
 - ② 東海地震に関する調査情報（臨時）・注意情報・予知情報についての広報
 - ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
 - ④ 予想震度、被害程度
 - ⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
 - ⑥ 住民の不安解消のため、警戒宣言発令時に各防災関係機関が行う措置
 - ⑦ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
- 主な例を示すと次のとおりである。
- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - イ 道路交通の混乱防止のための広報
 - ウ 危険箇所の点検、家具の転倒防止等安全対策のための広報
 - エ 電話の輻輳(ふくそう)による混乱防止のための広報（災害用伝言ダイヤル等）
 - オ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - カ 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

第 3 節 事前の備え

1 広報及び教育

南海トラフ地震の発生の可能性が示唆される場合（臨時情報等の発表等）に適切に対応するためには、市民が南海トラフ地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が適切な行動がとれるように地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。

(1) 防災広報

平常時から、臨時情報等の内容・予想震度・発表時にとられる防災対策の内容等を広報し、被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

ア 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平時、②気象庁が臨時情報等を発表した時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）、③国が後発地震に対して注意する措置を解除した時とする。

イ 実施事項の例

- (ア) 平時の広報
 - a 南海トラフ地震についての教育、啓発及び指導
- (イ) 気象庁が臨時情報等を発表した時の広報
 - a 臨時情報等発表時の情報提供や防災措置・各種規制の内容
 - b 予想震度、被害程度
 - c 市域で南海トラフ地震に関連する地震が発生した際の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項
 - d 住民の不安解消のため、各防災関係機関が行う措置
- (ウ) 国が後発地震に対して注意する措置を解除した場合の広報
 - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - b 道路交通の混乱防止のための広報
 - c 危険箇所の点検、家具の転倒防止等安全対策のための広報
 - d 電話の輻輳(ふくそう)による混乱防止のための広報（災害用伝言ダイヤル等）
 - e 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - f 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報

修正前（平成 31 年修正）

修正後

ウ 広報手段

都が実施するテレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報のほか、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報、広報車・パンフレット等による広報を実施する。

テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。
インターネット等による広報	ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
印刷物による広報	市広報誌をはじめ、各防災関係機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
イベントや講演会等による広報	防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

(2) 教育指導

ア 幼児・児童・生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒に対する地震防災教育を実施する。

教育指導事項	東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 ① 地震発生時の安全行動 ② 登下校（園）時等の安全行動等
教育指導方法	児童・生徒等に対しては、「防災ノート ～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

教育指導事項	① 東海地震に関する基本的事項 ② 道路交通と交通規制の概況 ③ 自動車運転者のとるべき措置 ④ その他の防災措置等
教育指導方法	① 運転免許更新時の講習 ② 安全運転管理者講習 ③ 自動車教習所における教育、指導

ウ 広報手段

国や都が実施するテレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報のほか、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報、広報車・パンフレット等による広報を実施する。

テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、 <u>南海トラフ地震に関する</u> 番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて <u>南海トラフ地震対策</u> の内容の周知に努める。
インターネット等による広報	ホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
印刷物による広報	市広報誌をはじめ、各防災関係機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
イベントや講演会等による広報	防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

(2) 教育指導

ア 幼児、児童・生徒に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒に対する地震防災教育を実施する。

教育指導事項	都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 <u>1</u> 地震発生時の安全行動 <u>2</u> 登下校（園）時等の安全行動等
教育指導方法	児童・生徒に対しては、「防災ノート ～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

教育指導事項	<u>1</u> 南海トラフ地震に関する基本的事項 <u>2</u> 道路交通と交通規制の概況 <u>3</u> 自動車運転者のとるべき措置 <u>4</u> その他の防災措置等
教育指導方法	<u>1</u> 運転免許更新時の講習 <u>2</u> 安全運転管理者講習 <u>3</u> 自動車教習所における教育、指導

修正前（平成 31 年修正）

修正後

2 事業所に対する指導等

(1) 強化地域以外における事業所防災計画等の作成

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

項目	検討事項
防災体制の 確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の 収集伝達等	① テレビ、ラジオ等による情報の把握 ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保 ④ 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保
安全対策面 からの営業 の方針	① 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛 ② 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策 ③ その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止 及び 初期消火	① 火気使用設備器具の使用制限 ② 危険物、薬品等の安全措置 ③ 消防用設備等の点検 ④ 初期消火態勢の確保
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

2 事業所に対する指導等

(1) 推進地域等以外の地域における事業所防災計画等の作成

推進地域等以外の地域に所在する事業所等にあっても、臨時情報等発表時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

項目	検討事項
防災体制の 確立	自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の 収集伝達等	<u>1</u> テレビ、ラジオ等による情報の把握 <u>2</u> 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 <u>3</u> 本社、支社間等の通信連絡手段の確保 <u>4</u> 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 <u>5</u> 顧客、従業員等に対する安全の確保
安全対策面 からの営業 の方針	<u>1</u> 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛 <u>2</u> 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策 <u>3</u> その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止 及び 初期消火	<u>1</u> 火気使用設備器具の使用制限 <u>2</u> 危険物、薬品等の安全措置 <u>3</u> 消防用設備等の点検 <u>4</u> 初期消火態勢の確保
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

修正前（平成31年修正）

修正後

(2) 事業所防災計画等の作成に係る指導

(2) 事業所防災計画等の作成に係る指導

対象事業所と指導内容

機関	対象事業所	指導内容
西東京消防署	① 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 ② 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 ③ 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所	① 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項 ② 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。） ③ 事業所防災計画に定める事項
都環境局	① 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 ア 高圧ガス製造者 イ 高圧ガス貯蔵所 ウ 特定高圧ガス消費者 ② 火薬類取締法の適用事業所	① 高圧ガス施設に係る防災計画の作成及び危害予防に関する事項 ② 火薬類取扱施設に係る自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局及び保健所	① 毒物劇物取締法の適用事業所 ② R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関	① 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項 ② R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項

（注）消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

機関	対象事業所	指導内容
消防署	① 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 ② 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 ③ 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所	① 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項 ② 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。） ③ 事業所防災計画に定める事項
都環境局	① 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 ア 高圧ガス製造者 イ 高圧ガス貯蔵所 ウ 特定高圧ガス消費者 ② 火薬類取締法の適用事業所	① 高圧ガス施設に係る防災計画の作成及び危害予防に関する事項 ② 火薬類取扱施設に係る自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局及び保健所	① 毒物劇物取締法の適用事業所 ② R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関	① 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項 ② R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項

（注）消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて防災関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

修正前（平成 31 年修正）

3 防災訓練

警戒宣言発令時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く訓練を実施する。

参加機関	① 市 ② 市民、自主防災組織及び事業者 ③ 消防署 ④ 警察署 ⑤ 市内医療機関 ⑥ 各防災関係機関
訓練項目	① 非常参集訓練 ② 災害対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練 ⑤ 要配慮者等避難誘導訓練

修正後

3 防災訓練

臨時情報等発表時における防災措置の円滑化を図るため、伝達体制の確立に重点を置く訓練を実施する。

参加機関	① 市 ② 市民、 <u>防災市民組織</u> 及び事業者 ③ 消防署 ④ 警察署 ⑤ 市内医療機関 ⑥ 各防災関係機関
訓練項目	① 非常参集訓練 ② 災害対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練 ⑤ 要配慮者等避難誘導訓練

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 3 節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒

(削除)

宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応**(1) 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢**

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（臨時） [カラーレベル 青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

(2) 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局及び各防災関係機関等に一斉連絡を行う。

また、市及び各防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

2 東海地震注意情報発表時の対応**(1) 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢**

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、市・各防災関係機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。判定会の開催は、注意情報の中で報じられる。

また、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備体制
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

各関係機関の内部における情報連絡伝達系統は次のとおりである。

機関	内容
市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、防災行政無線の放送をはじめ、直ちに各部課、各出先機関及び消防団に伝達するとともに、教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。 また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
警察署	警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに署内及び各出先機関に伝達する。
消防署	東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに消防無線及びその他の手段により、署内各課及び出張所に伝達する。
各防災関係機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

ア 市及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

修正前（平成 31 年修正）

3 活動体制

注意情報が発表された場合、又は知り得た場合、市及び防災関係機関は、災害対策組織の設置準備のため必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え防災態勢を確立する。

(1) 市・警察署・消防署

機関	内容
市	<p>① 情報連絡態勢 市は、注意情報を受けたときは、直ちに危機管理室において、情報連絡態勢をとる。 また、政府が準備行動の開始を公表したときは、所定の災害即応態勢をとる。 各部課は、電話、防災行政無線（地域防災系）等により、直ちに各出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>② 職員の参集 第 1 非常配備態勢とする。</p> <p>③ 掌握事務 ア 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 社会的混乱防止のための広報の実施 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</p>
警察署	<p>① 現場警備本部の設置 警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>② 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p>
消防署	<p>① 全消防職員の非常参集 ② 震災消防活動部隊の編成 ③ 防災関係機関への職員の派遣 ④ 救急医療情報の収集体制の強化 ⑤ 救助・救急資器材の準備 ⑥ 情報受信体制の強化 ⑦ 高所見張員の派遣 ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の準備 ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集</p>

修正後

第 4 節 配備態勢等

臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、市及び防災関係機関は、災害対策組織の設置準備等のため必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え配備態勢を確立する。

1 市・警察署・消防署

機関	内容
市	<p>1 配備態勢 気象庁による臨時情報等発表時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）は、必要に応じて、情報連絡態勢または震災非常配備態勢をとる。（「地震・火山編」第 2 部第 4 章「応急対応力の強化」に準じた配備態勢をとる。）</p> <p>2 掌握事務 ア 市内の被害状況、気象庁による臨時情報等の内容、国による国民に対する周知等の内容等、防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 社会的混乱防止のための広報の実施 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</p>
警察署	<p>1 現場警備本部の設置 警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、自所属に参集する。</p>
消防署	<p>平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行い、警防本部長の「震災警戒第 2 態勢」発令をもって、下記事項に移行する。</p> <p>1 全消防職員の非常参集 2 震災消防活動部隊の編成 3 防災関係機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止、初期消火等の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集</p>

修正前（平成31年修正）

消防団	① 全消防団員の非常参集 ② 救助・救急資器材の準備 ③ 情報受信体制の強化 ④ 出火防止、初期消火等の広報の準備 ⑤ その他消防活動上必要な情報の収集
-----	--

(2) 防災関係機関等

注意情報等を受けた場合は、各防災関係機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた防災態勢をとる。

機関	内容
西武鉄道(株)	① 注意情報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 ② 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。
NTT東日本	注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 ① 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） ② 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） ③ 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） ④ 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 ⑤ その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等
各防災関係機関	注意情報を受けた場合又は注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

修正後

消防団	1 全消防団員の非常参集準備 2 救助・救急資器材の準備 3 情報受信体制の強化 4 出火防止、初期消火等の広報の準備 5 その他消防活動上必要な情報の収集
-----	--

2 防災関係機関等

臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、各防災関係機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた配備態勢をとる。

機関	内容
西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。
NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等
各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

4 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

機関	内容
市	<p>危機管理室を中心として、各部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p> <p>① 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の実施</p> <p>② 混乱防止に関する情報の収集、都及び防災関係機関への伝達</p> <p>③ その他必要事項</p>
警察署	<p>① 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>② 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p>
西武鉄道(株)	<p>① テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。</p> <p>② 各管区社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。</p> <p>③ 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
NTT東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受けるとともに報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達する。これらの対応により、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <p>① 情報収集と伝達</p> <p>② 通信の利用制限等の措置</p> <p>③ 災害用伝言ダイヤルの提供準備</p> <p>④ 対策要員の確保及び広域応援</p> <p>⑤ 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保</p> <p>⑥ 通信建物、設備等の巡視と点検</p> <p>⑦ 工事中の設備に対する安全措置</p> <p>⑧ 社員の安全確保</p>

（第 5 節 臨時情報等発表時の応急活動体制 へ移動）

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>5 注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの広報</p> <p>注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。</p> <p>また、市は、協定に基づき(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京に放送要請を行う。</p> <p>なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報する。</p>	<p>（第 5 節 臨時情報等発表時の応急活動体制 へ移動）</p>

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 4 節 警戒宣言発令時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。

また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発令されるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置と廃止

東海地震の警戒宣言が発令された場合は、本部長（市長）は、第2非常配備態勢を発令し、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置又は廃止したときには、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

非常配備態勢	発令基準	参集方法	災害対策組織名	配備態勢決定
第2非常配備態勢	警戒宣言が発令された場合	自主参集	災害対策本部	自動配備 ・自動設置

イ 所掌事務

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集・伝達 ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定 ③ 役割分担及び調整 ④ 防災関係機関との連絡調整 ⑤ 地震防災応急対策等の推進 ⑥ 市民への情報の提供 ⑦ 各種相談業務の実施 ⑧ その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施 |
|---|

第 5 節 臨時情報等発表時の応急活動体制

気象庁が臨時情報等を発表してから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、市及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置と廃止

災害対策本部を設置または廃止したときには、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の防災関係機関に通報する。

イ 所掌事務

- (7) 各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- (ウ) 役割分担及び調整
- (エ) 防災関係機関との連絡調整
- (オ) 地震防災応急対策等の推進
- (カ) 市民への情報の提供
- (キ) 各種相談業務の実施
- (ク) その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施

修正前（平成 31 年修正）

修正後

ウ 関係防災機関の活動体制

- ① 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、西東京市地域防災計画及び各機関等の防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。
また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- ② 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- ③ 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

エ 相互応援協力

相互協力態勢の確立	警戒宣言発令時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
応援要請	防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 応援を求める理由（あつせんを求める理由） ② 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ） ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする日時、活動時間 ⑤ 応援を必要とする場所 ⑥ 応援を必要とする活動内容 ⑦ その他必要な事項

(2) 防災関係機関の活動体制

- ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、臨時情報等が発表された場合、西東京市地域防災計画及び各防災関係機関の防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。
また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- イ 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- ウ 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、西東京市地域防災計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

2. 相互応援協力

(1) 相互協力態勢の確立

臨時情報等の発表時において、単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。

(2) 応援要請

防災関係機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し電話等で要請し、後日改めて文書により処理する。

(3) 要請事項

- ア 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする日時、活動時間
- オ 応援を必要とする場所
- カ 応援を必要とする活動内容
- キ その他必要な事項
- ク 所掌事務

修正前（平成 31 年修正）

修正後

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

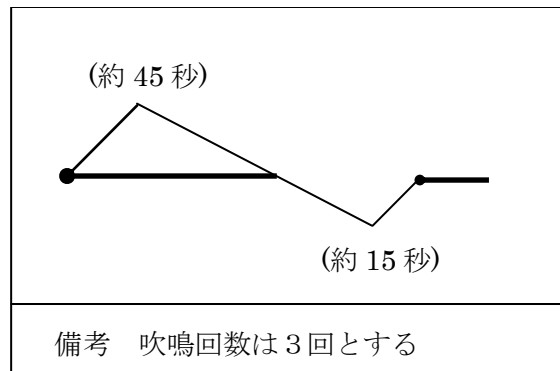
各防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関及び市民に迅速かつ的確に伝達する。

(1) 警戒宣言の伝達等

ア 伝達態勢

- ① 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課、出先機関に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立小・中学校に伝達する。
また、消防団へ伝達する。
- ② 市民に対しては、都の警戒本部や報道機関による呼びかけに併せ、消防団、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線（同報系）等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
- ③ 消防署及び各消防出張所、消防団は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



イ 伝達事項

警戒宣言が発せられた場合、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 市の予想震度
- ③ 防災対策の実施の徹底
- ④ その他特に必要な事項

(移動)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 警戒宣言発令時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳(ふくそう)などの混乱も考えられる。これらに対処するため、都が実施するテレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した広域的な広報のほか、市及び各防災関係機関が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた場合は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報する。

都の広報	都は、都政広報番組(テレビ、ラジオ) やインターネット、ツイッター等を最大限に活用して広報活動を行う。 また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。
市の広報	市民に対して行う広報は、都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。広報の実施方法は、防災行政無線（同報系）、広報車、消防団及び防災市民組織等を通じて行う。 ① 警戒宣言の内容の周知徹底 ② 地域に密着した各種情報の提供及び的確かつ冷静な対応の呼びかけ ③ 防災措置の呼びかけ ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
各防災関係機関の広報	① 広報項目 市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり行う。 ア 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 イ 各防災関係機関の措置状況並びに市民及び施設利用者への協力要請 ② 広報の実施方法 ア 各防災関係機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておく。 イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。 ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。 エ 広報文はあらかじめ定めておく。

3 臨時情報等発表時の広報

臨時情報等が発表された場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳(ふくそう)などの混乱も考えられる。これらに対処するため、都が実施するテレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した広域的な広報のほか、市及び各防災関係機関が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた場合は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報する。

また、市は、協定に基づき(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京に放送要請を行う。

都の広報	都は、都政広報番組(テレビ、ラジオ) やインターネット、ツイッター等を最大限に活用して広報活動を行う。 また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。
市の広報	市民に対して行う広報は、都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。広報の実施方法は、防災行政無線（同報系）、広報車、消防団及び防災市民組織等を通じて行う。 1 臨時情報等の内容の周知徹底 2 地域に密着した各種情報の提供及び的確かつ冷静な対応の呼びかけ 3 防災措置の呼びかけ 4 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
各防災関係機関の広報	1 広報項目 市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり行う。 ア 市民及び施設利用者に対する臨時情報等の内容の周知徹底 イ 各防災関係機関の措置状況並びに市民及び施設利用者への協力要請 2 広報の実施方法 ア 各防災関係機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておく。 イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。 ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。 エ 広報文はあらかじめ定めておく。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(1) 臨時情報等の伝達

各防災関係機関は、臨時情報等が発表された場合は、関係機関及び市民に迅速かつ的確に伝達する。

ア 伝達態勢

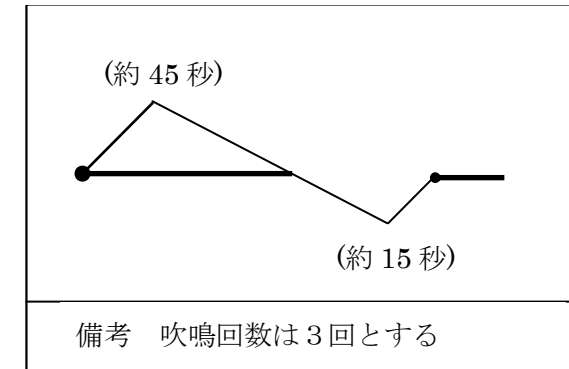
(7) 市は、気象庁が臨時情報等を発表したときは、直ちにその旨を各部課、出先機関に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立小・中学校に伝達する。

また、消防団へ伝達する。

(4) 市民に対しては、都の警戒本部や報道機関による呼びかけに併せ、消防署、警察署及び消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び防災行政無線（同報系）等により、臨時情報等が発表されたことを伝達する。

(7) 消防署及び消防団は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、臨時情報等が発表されたことを市民に伝達する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】



イ 伝達事項

臨時情報等が発表された場合、伝達する事項は次のとおりとする。

(7) 臨時情報等の内容

(4) 市の被害状況等

(7) 防災対策の実施の徹底

(エ) その他特に必要な事項

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) 臨時情報等発表時の混乱防止措置

臨時情報等の発表により、種々の混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関の対応は、次のとおりである。

機関	内容
市	<p>危機管理課を中心として、各部、各防災関係機関の協力を得て、<u>ライフライン、駅等の状況、道路交通状況等、混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民に対して冷静な対応を呼びかける。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の実施 2 混乱防止に関する情報の収集、都及び防災関係機関への伝達 3 その他必要事項
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 臨時情報等発表後は、市、関係機関等と連携協力して、<u>ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、市民等に対して冷静な対応を呼びかける。</u> 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。
西武鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各管区社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
N T T 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受けるとともに報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達する。これらの対応により、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策等に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(3) 報道機関への発表

都警戒本部、警視庁及び東京消防庁は、警戒宣言発令時に、都民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種情報の提供を行う。

また、市は、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京へ各種情報の提供を行う。

(4) 放送要請

都は、警戒宣言発令時において、都民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

また、市は、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコムイースト西東京へ放送要請をする。

3 消防・危険物対策

(1) 消防対策

消防署及び消防団は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下であり、協力して次の対策を実施する。

ア 活動体制

消 防 署	① 全消防職員の非常招集 ② 震災消防活動部隊の編成 ③ 防災関係機関への職員の派遣 ④ 救急医療情報の収集体制の強化 ⑤ 救助・救急資器材の強化 ⑥ 情報受信体制の強化 ⑦ 高所見張員の派遣 ⑧ 出火防止、初期消火等の広報の実施 ⑨ その他消防活動上必要な情報の収集
消 防 団	① 全消防団員の非常招集 ② 情報受信体制の強化 ③ 出火防止、初期消火等の広報の実施 ④ その他消防活動上必要な情報の収集

(3) 報道機関への発表

都警戒本部及び市は、臨時情報等発表時に、都民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災関係機関の対応及び社会状況など各種情報の提供を行う。

また、市は、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京へ各種情報の提供を行う。

(4) 放送要請

都は、臨時情報発表時において、都民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

また、市は、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京へ放送要請をする。

4 火災・危険物等の対策

(1) 火災予防対策

消防署及び消防団は、臨時情報等が発表された場合、市内の被害状況等に応じて火災予防に必要な対策を実施する。

(削除)

修正前（平成 31 年修正）

修正後

イ 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	内容
市 民	<p>警戒宣言発令時は、市民に対して、テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意するよう呼びかけを行う。</p> <p>① 火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認</p> <p>② 消火器、三角バケツ、消火用水等の確認</p> <p>③ 家具類、ガラス等の安全確保</p> <p>④ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置</p>
事 業 所	<p>警戒宣言発令時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等あらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。</p>

(削除)

修正前（平成31年修正）

修正後

(2) 危険物対策

機関	内容
消 防 署	危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導
都 環 境 局	① （一社）東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安用品及び保安装置の再点検等 4 その他特に必要な事項 ② 東京都高圧ガス地域防災協議会（（公社）東京都高圧ガス保安協会、（一社）東京都LPガス協会及び（一社）東京都LPガススタンド協会）に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請 1 警戒宣言等の伝達 2 事故発生時に準じた保安要員の確保 3 保安上必要な施設及び設備の点検整備 4 地震による被害の防止及び軽減措置
都福祉保健局	毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 地震予知関連情報の収集及び伝達
関東東北産業保安監督部	警戒宣言が発せられた場合において、地震が発生したときに石油類等危険物、火薬類及び高圧ガスの保安を確保するため、事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講じるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。
日赤東京都支部	① 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施 ② 警戒宣言及び地震予知情報の収集及び伝達

(2) 危険物対策

各機関は、臨時情報等が発表された場合、以下の対策を実施する。

機関	対策
消防署	<u>石油危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。</u> <u>タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については立入検査等を適宜実施し、構造、設備については、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。</u>
警察署	<u>危険物の輸送に際し、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</u> <u>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</u> <u>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</u>
都環境局	<u>① （一社）東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請する。</u> <u>ア 臨時情報等の伝達</u> <u>イ 事故発生時に準じた保安要員の確保</u> <u>ウ 保安用品及び保安装置の再点検等</u> <u>エ その他特に必要な事項</u> <u>② 東京都高圧ガス地域防災協議会（（公社）東京都高圧ガス保安協会、（一社）東京都LPガス協会及び（一社）東京都LPガススタンド協会）に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請する。</u> <u>ア 臨時情報等の伝達</u> <u>イ 事故発生時に準じた保安要員の確保</u> <u>ウ 保安上必要な施設及び設備の点検整備</u> <u>エ 地震による被害の防止及び軽減措置</u>
都福祉保健局	毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 <u>臨時情報等の内容</u> の収集及び伝達
関東東北産業保安監督部	地震が発生したときに石油類等危険物、火薬類及び高圧ガスの保安を確保するため、事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講じるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。
日赤東京都支部	<u>1 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施</u> <u>2 臨時情報等の内容</u> の収集及び伝達

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(3) その他、毒劇物・放射性物資取扱施設

(4) 危険物輸送

機関	内容
警察署	警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 ① 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ② 危険物及び保管施設に対する警戒強化
消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 ① 出荷、受入れの停止又は制限 ② 輸送途中車両における措置の徹底

4 警備・交通対策

(1) 警備対策

機関	内容
警察署	① 警備部隊の編成 警察署に警備部隊を編成する。 ② 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を配備する。 ③ 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

(2) 交通対策

ア 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策について、警察署は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策等に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置をとる。

基本方針	① 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③ 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 ④ 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	---

(3) その他、毒劇物・放射性物資対策

(削除)

5 警備・交通対策

(1) 警備対策

警察署は、臨時情報等が発表された場合、以下の対策を実施する。

機関	内容
警察署	1 警備部隊の編成 警察署に警備部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を配備する。 3 治安維持活動 臨時情報等が発表されたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

(2) 交通対策

ア 交通対策の基本

臨時情報等発表時における交通対策について、警察署は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策等に伴う緊急自動車等の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置をとる。

基本方針	1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	---

修正前（平成 31 年修正）

修正後

イ 運転者等のとるべき措置

警戒宣言発令時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

<p>走行中の運転者にとるべき措置</p>	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行する。 ② カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。 ③ 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 ④ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。 ⑤ バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。 ⑥ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。 ⑦ 現場警察官等の指示に従う。</p>
<p>駐車中の運転者にとるべき措置</p>	<p>① 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発令された後はできる限り使用しない。 ② 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p>

ウ 交通規制

警戒宣言が発令された場合、交通機動隊長及び現場警備本部長は、必要に応じ次の規制を行う。

イ 運転者等のとるべき措置

臨時情報等発表時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

<p>走行中の運転者にとるべき措置</p>	<p><u>1</u> <u>臨時情報等</u>が発表されたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行する。 <u>2</u> カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。 <u>3</u> 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上に<u>停めて</u>避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 <u>4</u> 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。 <u>5</u> バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。 <u>6</u> 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。 <u>7</u> 現場警察官等の指示に従う。</p>
<p>駐車中の運転者にとるべき措置</p>	<p><u>1</u> 道路外に駐車中の車両は、<u>臨時情報等</u>が発表された後はできる限り使用しない。 <u>2</u> 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。</p>

ウ 交通規制

臨時情報等が発表された場合、交通機動隊長及び現場警備本部長は、必要に応じ次の規制を行う。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

5 公共輸送対策

(1) 鉄道対策（西武鉄道(株)等）

ア 情報伝達

警戒宣言の前の段階	旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。
警戒宣言が発令されたとき	警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

イ 列車運行措置

警戒宣言当日	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。
翌日以降	あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

6 公共輸送対策

(1) 鉄道対策（西武鉄道(株)等）

ア 情報伝達

臨時情報等が発表された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

イ 列車運行措置

臨時情報等が発表されたときは、現行ダイヤを使用し、必要に応じて減速運転等を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

修正前（平成 31 年修正）

ウ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関	内容
市	① 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ② 警戒宣言発令時において、鉄道機関及び警視庁からの情報を基に、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等呼びかける。
消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
西武鉄道(株)	① 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 ② 警戒宣言発令時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ③ 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

エ 主要駅での対応

機関	内容
西武鉄道(株)	① 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 ② 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 ③ 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置をとる。 ④ 状況により、警察官の応援を要請する。 ⑤ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

修正後

ウ 乗客集中防止対策

臨時情報等が発表された場合、乗客が一度に駅に集中し、混乱が発生する可能性がある。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関	内容
市	1 市民に対して、必要に応じて時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 鉄道機関及び警察署からの情報を基に、 <u>市内の列車の運転状況等を広報するとともに、必要に応じて事業所等に対して、極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等呼びかける。</u>
西武鉄道(株)	1 <u>必要に応じて</u> 運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、 <u>必要に応じて</u> 時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を乗客に周知するとともに、 <u>必要に応じて</u> 時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

エ 主要駅での対応

機関	内容
西武鉄道(株)	1 適切な放送を実施して、乗客の鎮静化に努める。 2 <u>必要に応じて</u> 、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、 <u>状況に応じて</u> 応援要員を派遣するなどの措置をとる。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) バス、タクシー等対策

ア 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに乗客に伝達する。

イ 運行措置

機関	内容
東京バス協会	【路線バス】 ① 運行方針 防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 ② 運行計画 ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や乗客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。
	【貸切バス】 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において乗客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

ウ 混乱防止措置

乗客の集中防止	乗客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。
バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止	関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場などにおける乗客の混乱防止に当たる。

(2) バス、タクシー等対策

ア 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ等により臨時情報等が発表されたことを知ったときは、直ちに乗客に伝達する。

イ 運行措置

機関	内容
東京バス協会	【路線バス】 1 運行方針 防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 2 運行計画 ア 必要に応じて減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や乗客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。
	【貸切バス】 貸切バスについては、必要に応じて運行を中止するが、この場合において乗客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、必要に応じて減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。

ウ 混乱防止措置

乗客の集中防止	乗客の集中による混乱を防止するため、市、警察署、消防署及びバス会社等は、必要に応じて時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。
バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止	関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における乗客の混乱防止にあたる。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

6 学校、病院、福祉施設対策

(1) 学校（幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校、各種学校）

ア 学校（園）における注意情報発表時、警戒宣言時の対応

- (ア) 注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替える。
- (イ) 児童・生徒等に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。
- (エ) 注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。
- (ホ) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

イ 児童・生徒等の保護・帰宅

- (ア) 鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努める。
- (エ) 電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や安心メール・伝言板システムの活用等各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

エ 学校（園）におけるその他の対応策

- (ア) 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (イ) 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備する。
- (ウ) 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (エ) 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市（都）教育委員会へ報告する。

(2) 病院、診療所

ア 診療体制

外来診療	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。
入院患者	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 また、施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。
手術等	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

7 学校、病院、社会福祉施設等の対策

(1) 学校（幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校、各種学校）

ア 学校（園）における臨時情報等発表時の対応

- (ア) 臨時情報等が発表された場合、必要に応じて授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替える。
- (イ) 児童・生徒等に臨時情報等が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。
- (エ) 必要に応じて学校を臨時休業とする。

イ 児童・生徒等の保護・帰宅

- (ア) 鉄道の運行状況、市内外の被災状況等の把握に努める。
- (エ) 電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、西東京市安全・安心いーなメール、伝言板システム等、各種メディアを活用した児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

エ 学校（園）におけるその他の対応策

- (ア) 児童・生徒等を帰宅させた後、必要に応じて水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- (イ) 学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備する。
- (ウ) 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (エ) 残留する児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市（都）教育委員会へ報告する。

(2) 病院、診療所

ア 診療体制

外来診療	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。
入院患者	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。 また、施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。
手術等	医師の判断により、 <u>必要に応じて</u> 日程変更可能な手術、検査は延期する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(3) 社会福祉施設等

ア 保育所・通所施設

利用者等の扱い	① 利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。 ② 警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。 ③ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、施設等で保護する。
防災措置	① 施設設備の点検 ② ライフラインの確認 ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止 ④ 食料、飲料水、ミルク等の確保 ⑤ 医薬品の確保
その他	① 利用者等の引渡しに際しては、避難施設等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。 ② 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

(3) 社会福祉施設等

ア 保育所・通所施設

利用者等の扱い	① 利用者等は、 <u>必要に応じて</u> 名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。 ② <u>必要に応じて</u> 保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。 ③ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、 <u>必要に応じて</u> 施設等で保護する。
防災措置	① 施設設備の点検 ② ライフラインの確認 ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止 ④ 食料、飲料水、ミルク等の確保 ⑤ 医薬品の確保
その他	① 利用者等の引渡しに際しては、 <u>市内の被害状況等</u> をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。 ② 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

修正前（平成 31 年修正）

7 ホール、図書館、体育館、大型店等対策

ホール、市民会館、公民館、図書館、体育館、大型店等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置をとる。

機関	対象	対応措置
消 防 署	大型店等	① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急処置に必要な資器材の準備 ⑤ 超高層ビルや地下街における店舗の営業の中止又は自粛の確認 ⑥ エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用対応の確認 ⑦ 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による時間差を設けての誘導の実施
市	ホール、市民会館、公民館、図書館、体育館等	① 警戒宣言が発令された場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 ② 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険物の保安措置等を実施する。 ③ エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

修正後

8 ホール、図書館、体育館、大型店等の対策

ホール、公民館、図書館、体育館、大型店等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

機関	対象	応急措置
市	ホール、公民館、図書館、体育館等	1 <u>臨時情報等が発表された場合</u> 、図書館等個人利用形態をとる施設においては、 <u>必要に応じて</u> 管理者が個人施設利用者に直接、体育館等団体利用形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険物の保安措置等を実施する。 3 <u>必要に応じて</u> エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
消防署	大型店等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 <u>避難所</u> の確認 4 救急処置に必要な資器材の準備 5 <u>高層ビルや大型店等</u> における店舗の営業の中止又は自粛の確認 6 <u>高層ビルにおけるエレベーター</u> の運転中止及び避難時の階段利用対応の確認 7 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による誘導の実施

修正前（平成 31 年修正）

8 電話、通信対策

(1) 警戒宣言発令時の輻輳(ふくそう)防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

区分・機関	内容
電話事業者	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>① 確保する業務</p> <p>ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 街頭公衆電話からの通話</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>② 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>ア 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 防災関係機関等から緊急な要請(故障修理、臨時電話・臨時専用回線等の開通)への対応</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
移動通信事業者(携帯電話)	<p>警戒宣言が発令された場合、通信量の著しい増加が予想される。通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳(ふくそう)したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置をとる。</p>

修正後

9 電話、通信対策

(1) 臨時情報等発表時の輻輳(ふくそう)防止措置

臨時情報等が発表された場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は必要に応じて次の措置をとることとする。

区分・機関	内容
電話事業者	<p>次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 街頭公衆電話からの通話</p> <p>ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>ア 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 防災関係機関等から緊急な要請(故障修理、臨時電話・臨時専用回線等の開通)への対応</p> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
移動通信事業者(携帯電話等)	<p>通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳(ふくそう)したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置をとる。</p>

修正前（平成 31 年修正）

(2) 広報措置の実施

機関	内容
電話事業者	<p>1 警戒宣言発令時等に、通信が輻輳(ふくそう)し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>② お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)</p> <p>③ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>④ その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
移動通信事業者(携帯電話)	<p>警戒宣言が発令されたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>① 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>② 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>③ 利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>④ その他必要とする事項</p>

(3) 防災措置の実施

機関	内容
電話事業者 移動通信事業者(携帯電話)	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、次のとおり実施する。</p> <p>① 警戒本部又は情報連絡室を設置</p> <p>② 各対策組織の必要要員を招集</p> <p>③ 社外機関との情報連携</p> <p>④ 通信サービス利用者の協力を得るための広報</p> <p>⑤ 電源、物資及び人員の確保</p> <p>⑥ 社員の避難及び誘導、並びに食料、飲料水等の確保</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>

修正後

(2) 広報措置の実施

機関	内容
電話事業者	<p>1 臨時情報等発表時に、通信が輻輳(ふくそう)し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>イ お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)</p> <p>ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>エ その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
移動通信事業者(携帯電話等)	<p>臨時情報等が発表されたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</p> <p>2 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>3 利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</p> <p>4 その他必要とする事項</p>

(3) 防災措置の実施

機関	内容
電話事業者 移動通信事業者(携帯電話等)	<p>臨時情報等発表時の防災措置は、次のとおり実施する。</p> <p>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</p> <p>2 各対策組織の必要要員を招集</p> <p>3 社外機関との情報連携</p> <p>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</p> <p>5 電源、物資及び人員の確保</p> <p>6 社員の避難及び誘導、並びに食料、飲料水等の確保</p> <p>7 その他必要な事項</p>

修正前（平成 31 年修正）

9 電気、ガス、上下水道対策

(1) 電気（東京電力株）

電力の供給	警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は、継続する。
人員、資機材の点検確保	① 非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報又は警戒宣言が発せられたことを知った場合は、速やかに所属する事業所に参集する。 また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。 ② 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両を整備、確保をする。
安全広報	非常災害対策本部はラジオ、テレビ等の報道機関を通じて電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。
施設の応急安全措置	関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

修正後

10 電気、ガス、上下水道対策

(1) 電気（東京電力株）

電力の供給	臨時情報等が発表された場合においても電力の供給は、継続する。
人員、資器材の点検確保	<u>1</u> 非常災害対策本部・支部構成員は、 <u>臨時情報等</u> が発せられたことを知った <u>ときには</u> 、 <u>必要に応じて速やかに</u> 所属する事業所に参集する。 また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。 <u>2</u> 非常災害対策本部・支部は、復旧用 <u>資器材</u> （予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両を整備、確保をする。
電力の緊急融通	非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「 <u>全国融通電力供給契約</u> 」及び隣接する電力会社と締結した「 <u>二社融通電力供給契約</u> 」に基づき、電力の緊急融通体制について <u>確認する</u> 。
安全広報	非常災害対策本部はラジオ、テレビ等の報道機関、 <u>ホームページ等</u> を通じて電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。
施設の応急安全措置	関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

(2) ガス（東京ガス株）

ガスの供給	警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続し、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。
避難等の要請	本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。
工事等の中断	工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。
人員、資機材の点検確保	① 人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。 ② 資機材の点検・確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事中用資機材の点検整備を行う。
警戒宣言発令時の需要家に対する広報の内容等	① 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 ② 広報の方法 ア テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 イ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(2) ガス（東京ガス株）

ガスの供給	<u>臨時情報等</u> が発表された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続し、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。
避難等の要請	本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、 <u>臨時情報等</u> が発表された旨を伝達し、 <u>必要に応じて</u> 避難、帰宅等を要請する。
工事等の中断	工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、 <u>必要に応じて</u> 工事又は作業を中断する。
人員、資器材の点検確保	<u>1</u> 人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。 <u>2</u> 資器材の点検・確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事中用 <u>資器材</u> の点検整備を行う。
<u>臨時情報等</u> 発表時の需要家に対する広報の内容等	<u>1</u> 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 <u>2</u> 広報の方法 ア テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 イ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

修正前（平成 31 年修正）

(3) 上水道（市、都水道局）

飲料水の供給及び広報	警戒宣言発令時においても、飲料水は平常どおり供給する。 また、市民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。 ① 当座の飲料水のくみ置き要請 ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項 ③ 地震発生後の広報等の実施方法 ④ 地震発生後における市民への注意事項
水道施設の点検確保態勢	警戒宣言が発せられた場合は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等をとるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。
施設等の保安措置	① 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。 ② 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言発令時保安点検要領に従い実施する。 ③ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置をとる。 また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

(4) 下水道（市下水道課、都下水道局）

下水の処理	警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。
施設等の保安措置	① 被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きよ施設等について、巡視、点検の強化及び整備を行う。 ② 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。 また、応急資機（器）材の状況の把握と準備を行う。
危険物に対する保安措置	警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。 ① 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 ② タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

修正後

(3) 上水道（下水道課、用地課、危機管理課、都水道局）

飲料水の供給及び広報	<u>臨時情報等発表時</u> においても、飲料水は平常どおり供給する。 また、市民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。 <u>1</u> 当座の飲料水のくみ置き要請 <u>2</u> 地震発生後の避難に当たっての注意事項 <u>3</u> 地震発生後の広報等の実施方法 <u>4</u> 地震発生後における市民への注意事項
水道施設の点検確保態勢	<u>臨時情報等</u> が発表された場合は、 <u>必要に応じて</u> 地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等をとるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。
施設等の保安措置	<u>1</u> 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうよう送配水圧を調整する。 <u>2</u> <u>臨時情報等</u> が発表された後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた <u>臨時情報等発表時</u> 保安点検要領に従い実施する。 <u>3</u> 工事現場においては、 <u>必要に応じて</u> 工事を一時中止して安全措置をとる。 また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

(4) 下水道（下水道課、都下水道局）

下水の処理	<u>臨時情報等</u> が発表された場合においても、下水の処理は継続する。
施設等の保安措置	<u>1</u> 被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きよ施設等について、巡視、点検の強化及び整備を行う。 <u>2</u> 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。また、 <u>応急資器材</u> の状況の把握と準備を行う。
危険物に対する保安措置	<u>臨時情報等</u> が発表された場合は、 <u>必要に応じて</u> 関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。 <u>1</u> 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。 <u>2</u> タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

10 生活物資対策

市は、警戒宣言発令時の生活物資供給について、次の要請等を行う。

(2) 物資の事前確保

市は、物資を事前に確保するため、次の要請等を行う。

エ 地域内輸送拠点から避難施設に輸送する態勢を確保（準備）

11 金融対策

関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置をとるものとする。

機関	内容
関東財務局	<p>① 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p>② 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮する。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮する。</p> <p>③ 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示させること。 イ 上記①なお書き及び②イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮する。</p>

11 生活物資対策

市は、臨時情報等発表時の生活物資供給について、必要に応じて次の要請等を行う。

(2) 物資の事前確保

エ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）

12 金融対策

関係機関は臨時情報等が発表されたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、必要に応じて次の措置をとるものとする。

機関	内容
関東財務局	<p><u>1</u> 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常どおり営業を行うよう配慮させること。 なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。</p> <p><u>2</u> 金融機関の防災体制等 ア 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮する。 イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮する。</p> <p><u>3</u> 顧客への周知徹底 ア 店頭の顧客に対しては、<u>臨時情報等が発表された</u>ことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示させること。 イ 上記<u>1</u>なお書き及び<u>2</u>イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮する。</p>

修正前（平成 31 年修正）

12 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

(1) 事前対策

危険が予想される地区の選定	本部長（市長）は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。
避難施設の指定	市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容し保護するため、あらかじめ小・中学校等の公共建物を指定しておく。
周知、伝達方法	避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法（広報車、防災行政無線（同報系）等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

(2) 警戒宣言発令時における対応

避難勧告	本部長（市長）は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。
避難施設開設に伴う対応措置	① 本部長（市長）は、避難施設を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。 ② 避難施設の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出し、その他による食品の供給を行う。 ③ 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。
避難施設等における市職員の配置	避難施設を開設した場合は、管理責任者のほか避難施設運営に必要な職員を配置する。
避難生活の維持・運営	① 配置された職員は、避難施設の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 ② 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都福祉保健局、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。

修正後

13 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される土砂災害警戒区域等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて避難情報の発令を行い、安全な場所へ避難させる。

(1) 事前対策

危険が予想される地区の選定	市長は、管内の土砂災害警戒区域等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。
避難所の指定	市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容し保護するため、あらかじめ小・中学校等の公共建物を指定しておく。
周知、伝達方法	避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、 <u>避難情報発令</u> の際の伝達方法（広報車、防災行政無線（同報系）等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

(2) 臨時情報等発表時における対応

避難情報の発令	本部長（市長）は、 <u>臨時情報等</u> が発表された場合、 <u>必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する</u> 。
避難所開設に伴う対応措置	① 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として、都災害情報システム（DIS）への入力により行う。 ② 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、 <u>炊き出し</u> 、その他による食品の供給を行う。 ③ 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。
避難所等における市職員の配置	<u>避難所</u> を開設した場合は、管理責任者のほか <u>避難所</u> 運営に必要な職員を配置する。
避難生活の維持・運営	① 配置された職員は、 <u>避難所</u> の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 ② 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都福祉保健局、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。

修正前（平成 31 年修正）

修正後

第 5 節 市民・事業所等のとるべき措置

市民、防災市民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解した上、市民、防災市民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、市民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 市民のとるべき措置**(1) 平常時**

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- ⑥ 家族で対応措置を話し合っておく。
- ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
- イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。

第 6 節 市民・事業所等のとるべき措置

市民、防災市民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解した上、市民、防災市民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、市民、防災市民組織及び事業所が、平常時から臨時情報等が発表されたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 市民のとるべき措置**(1) 平時**

- ア 発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- カ 家族で対応措置を話し合っておく。
- (ア) 臨時情報等発表時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
- (イ) 臨時情報等発表時には、電話がかかりにくくなる場合もあるので、安否確認方法など臨時情報等発表時の行動を家族とよく相談しておく。

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>① テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 ② 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。 ③ 電話の使用を自粛する。 ④ 自動車の利用を自粛する。</p> </div> <p>(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 情報の把握を行う。 ア 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 イ 都・市・警察署・消防署等防災機関の情報に注意する。 ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。</p> <p>② 火気の使用に注意する。 ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 イ メーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。） ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。 エ LPガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）。 オ 危険物類の安全防護措置を点検する。</p> <p>③ 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。</p> <p>④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。</p> <p>⑤ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。</p> <p>⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。 ア 窓ガラスに飛散防止用テープ（又は荷造用テープ）を貼る。 イ ベランダの植木鉢等を片付ける。</p> <p>⑦ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。</p> <p>⑧ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめ、「非常持出品」として準備しておく。</p> <p>⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。</p> <p>⑩ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。</p> <p>⑪ 自家用車等の利用を自粛する。 ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は使用しない。</p> <p>⑫ 幼児、児童の行動に注意する。 ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。 イ 幼児、児童、生徒等が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて対応する。</p> <p>⑬ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。</p> <p>⑭ エレベーターの使用は避ける。</p> <p>⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。</p> <p>⑯ 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p> <p>⑰ 買い急ぎをしない。</p> </div>	<p>(2) 臨時情報等発表時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 情報の収集を行う。 ア 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ等の電源を入れ、情報を入手する。 イ 都・市・警察署・消防署等防災関係機関の情報に注意する。 ウ 隣近所に知らせ合う。</p> <p>2 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。</p> <p>3 状況に応じて電話の使用を自粛する。</p> <p>4 状況に応じて自動車の利用を自粛する。 ア 駐車中の車両は、被害状況等に応じて使用しない。 イ 駐車中の車両は、被害状況等に応じて空地や駐車場に移す。</p> <p>5 火気の使用に注意する。 ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 イ メーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。） ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。 エ LPガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）。 オ 危険物類の安全防護措置を点検する。</p> <p>6 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水等を確認する。</p> <p>7 テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。</p> <p>8 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。</p> <p>9 窓ガラス等の落下防止を図る。 ア 窓ガラスに飛散防止用テープ（又は荷造用テープ）を貼る。 イ ベランダの植木鉢等を片付ける。</p> <p>10 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。</p> <p>11 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめ、「非常持出品」として準備しておく。</p> <p>12 なるべく動きやすい服装にする。</p> <p>13 状況に応じて役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。</p> <p>14 幼児、児童の行動に注意する。 ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。 イ 幼児、児童、生徒等が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて対応する。</p> <p>15 冷静に行動し、状況に応じて不要不急の外出、旅行は見合わせる。</p> <p>16 状況に応じてエレベーターの使用は避ける。</p> <p>17 近隣相互間の防災対策を再確認する。</p> <p>18 状況に応じて不要な預貯金の引出しを自粛する。</p> <p>19 買い急ぎをしない。</p> </div>

修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>2 防災市民組織のとりべき措置</p> <p>(1) 平常時</p> <div data-bbox="314 317 1234 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 ② 情報の収集・伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市及び防災機関から発信された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。 ⑤ 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 </div> <p>(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで</p> <div data-bbox="314 722 1234 816" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。 ② 地域内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。 </div> <p>(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p> <div data-bbox="314 907 1234 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 市等からの情報を地域内住民に伝達する。 ② 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。 ③ 地域内住民にとるべき措置（前項参照）を呼びかける。 ④ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。 ⑤ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。 ⑥ 要配慮者の安全に配慮する。 ⑦ がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。 ⑧ 救急医薬品等を点検する。 ⑨ 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。 </div>	<p>2 防災市民組織のとりべき措置</p> <p>(1) 平時</p> <div data-bbox="1724 317 2644 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 2 情報の収集・伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市及び防災関係機関から発信された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。 イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。 5 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 </div> <p>(2) 臨時情報等発表時</p> <div data-bbox="1724 722 2644 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 <u>テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努めるとともに、市等からの情報を地域内住民に伝達する。</u> 2 <u>必要に応じて防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。</u> 3 地域内住民にとるべき措置（前項参照）を呼びかける。 4 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。 5 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。 6 要配慮者の安全に配慮する。 7 <u>ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。</u> </div>

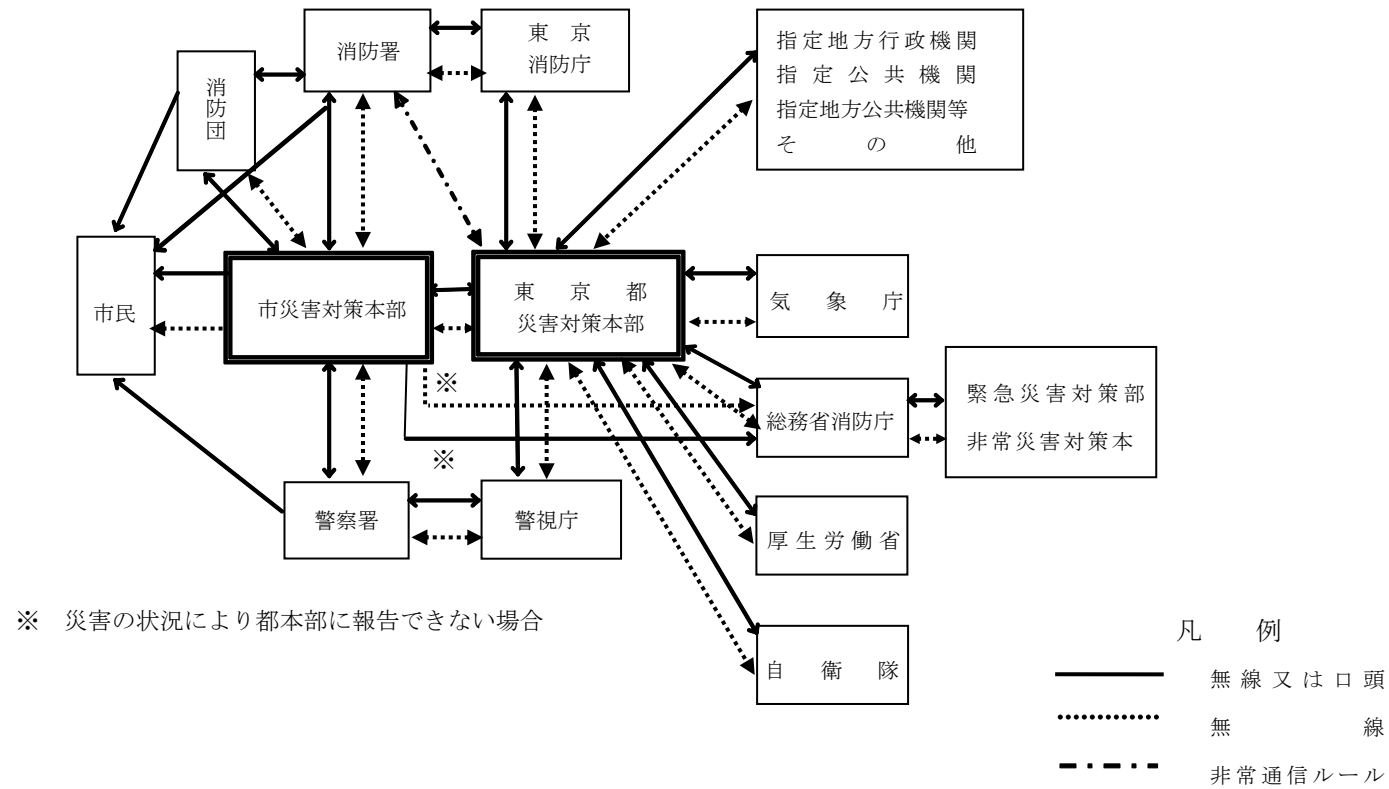
修正前（平成 31 年修正）	修正後
<p>3 事業所のとるべき措置</p> <p>(1) 平常時</p> <p>(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。</p> <p>② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。</p> <p>③ 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言発令時のとるべき措置を確認又は準備する。</p> <p>④ その他状況により、必要な防災措置をとる。</p> </div> <p>(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。</p> <p>② テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。</p> <p>③ 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。</p> <p>④ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する高層ビル・地下街等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。</p> <p>⑤ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ、必要な安全措置をとる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講ずる。</p> <p>⑥ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置をとる。</p> <p>⑦ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。</p> <p>⑧ 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。</p> <p>⑨ バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。</p> <p>⑩ 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。</p> <p>⑪ 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置をとる。</p> <p>⑫ 交通の混乱・麻痺による救命救助活動への障害や二次災害抑制のため、72 時間帰らないことを基本とし、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にとっては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。</p> </div>	<p>3 事業所のとるべき措置</p> <p>(1) 平時</p> <p>(2) 臨時情報等発表時</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。</p> <p>2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。</p> <p>3 消防計画、事業所防災計画等に基づき臨時情報等発表時のとるべき措置を確認又は準備する。</p> <p>4 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。</p> <p>5 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する高層ビル・地下街等の店舗にあっては、必要に応じて混乱防止のため営業の中止又は自粛を検討する。</p> <p>6 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、必要に応じて使用を中止し、必要な安全措置をとる。 また、必要に応じて薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講ずる。</p> <p>7 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置をとる。</p> <p>8 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。</p> <p>9 状況に応じて都・市・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。</p> <p>10 状況に応じて、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。</p> <p>11 救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を確認する。</p> <p>12 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は必要に応じて中止し、応急補強等必要な措置をとる。</p> <p>13 状況に応じて、交通の混乱・麻痺による救命救助活動への障害や二次災害抑制のため、72 時間帰らないことも検討する。退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、臨時情報等が発表された時刻等を考慮し、必要に応じて安全を確認した上で時差退社させるものとする。</p> <p>14 その他状況により、必要な防災措置をとる。</p> </div>

修正前（平成 31 年修正）

第 4 部 火山編

第 1 節 情報の収集・伝達

【通信連絡の系統図】



第 2 節 交通・ライフラインの応急対策

5 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第 4 節 その他の必要な事項

1 健康対策

市は、都及び医療機関と連携し、状況に応じて健康相談等を実施する。

2 農地等の対策

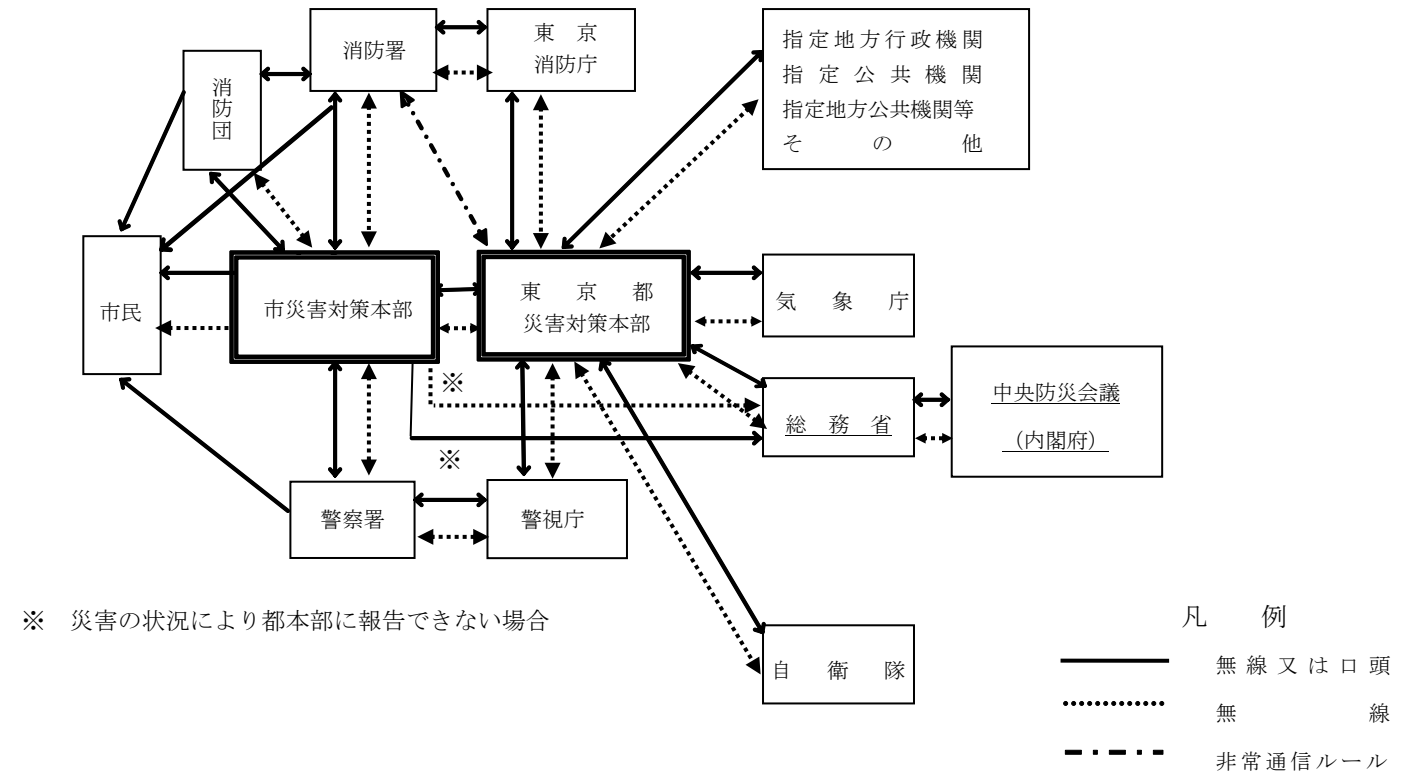
市は、農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の支援に努める。

修正後

第 3 部 火山編

第 1 節 情報の収集・伝達

【通信連絡の系統図】



第 2 節 交通・ライフラインの応急対策

5 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。

第 4 節 その他の必要な事項

1 基本的対策

大規模噴火が発生した際の体制については、地震編を準用し対応するものとする。

2 健康対策

市は、都及び医療機関と連携し、状況に応じて健康相談等を実施する。

3 農地等の対策

市は、農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の支援に努める。